

総合物流施策推進プログラム
に掲げる取組に関する実施状況
～平成28年11月末時点の取組状況～

平成28年12月26日
総合物流施策推進会議

目次

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(1) 我が国物流システムの国際展開の促進

1) 我が国物流システムの海外展開の環境整備

ア) 我が国物流システムのアジア展開の推進 No.1

イ) ASEAN諸国への日本の港湾EDIの導入促進 No.2

2) 我が国物流システムの海外展開に対する支援

ア) 港湾関連産業の海外展開支援 No.3

イ) 我が国物流システムのアジア展開の推進(再掲) No.4

3) 物流情報サービスネットワークのアジア地域等への展開

ア) 北東アジア物流情報サービスネットワーク(NEAL-NET)の構築とアジア地域等
への展開 No.5

4) 途上国税関における貿易関連制度の高度化等

ア) アジア諸国への税関分野の技術支援等を通じた、途上国税関の貿易関連制度の近代化・
高度化と輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)をベースとしたシステムの海外展開 No.6

(2) 我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等

1) 港を核とした国際物流網の強化

ア) 港を核とした国際コンテナ物流網の強化(国際コンテナ戦略港湾政策の深化と加速) No.7

イ) インランドデポ等の活用によるコンテナラウンドユースの促進 No.8

ウ) 港湾における物流機能の強化 No.9

2) コンテナターミナル周辺の課題に対する取組

ア) コンテナターミナルのゲート前渋滞解消 No.10

イ) ニーズを踏まえたコンテナターミナルゲートオープン時間の延長 No.11

3) 安定的かつ安価な資源・エネルギー等の輸入の実現

ア) 資源・エネルギー等の安定的かつ安価な輸入の実現に向けた効率的な海上輸送網
の形成等 No.12

4) 貨物情報の充実・活用促進

ア) NACCSとColinsの機能統合による総合的物流情報プラットフォームとしての更なる
機能の充実 No.13

イ) NACCSを活用したコンテナ搬出入手続の電子化の普及促進 No.14

ウ) 北東アジア物流情報サービスネットワーク(NEAL-NET)の構築とアジア地域等への
展開(再掲) No.15

5) 高規格幹線道路網の整備、高速道路ネットワークの有効活用の促進等

ア) 効率的な道路ネットワークの整備 No.16

イ)「次世代ITS」の推進	No.17
ウ)交通流対策の推進	No.18
エ)スマートインターチェンジの整備	No.19
オ)大都市圏の渋滞ボトルネックの対策	No.20
6)航空物流の利便性向上	
ア)首都圏空港(成田国際空港・東京国際空港)の機能強化	No.21
イ)関西国際空港における貨物ハブ空港戦略の推進	No.22
ウ)中部国際空港の利活用の推進	No.23
エ)那覇空港の機能強化	No.24
オ)オープンスカイの戦略的な推進	No.25
カ)国際貨物チャーターの活用促進	No.26
7)国内・国際複合一貫輸送の実現	
ア)日中韓のシャースの相互通行による海陸一貫輸送の推進	No.27
イ)鉄道を活用した多様なコンテナ国際・国内複合一貫輸送の推進	No.28
ウ)特殊車両の通行許可手続の円滑化に向けた検討	No.29
エ)複合一貫輸送のさらなる効率化	No.30
8)アジア物流圏における海上運送の効率化	
ア)海上輸送拠点の強化	No.31
9)鉄道・内航海運の基盤整備等の推進	
ア)鉄道の輸送力増強、駅設備の近代化、積載率の向上	No.32
イ)内航海運の活用促進と輸送力強化のための基盤整備等の推進	No.33
10)資源の有効活用につながる静脈物流拠点の整備	
ア)リサイクルポート施策の推進	No.34
11)貿易円滑化に向けた取組	
ア)通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進	No.35
(3)荷主・物流事業者の連携による物流の効率化と事業の構造改善	
1)荷主・物流事業者間の契約における責任等の明確化等	
ア)荷主・物流事業者の連携による物流効率化	No.36
イ)トラック事業の運送引受時における運送契約に関する重要事項の書面化の推進	No.37
ウ)共同輸配送の促進	No.38
2)非効率を招く慣行の是正に向けた取組	
ア)貨物自動車運送事業法第64条における勧告制度の適切な運用	No.39
イ)物流に係る取引の適正化	No.40
3)物流事業における構造改善の推進	
ア)物流に係る統計データの蓄積	No.41

イ) 物流事業者の生産性向上の促進等	No.42
ウ) 新しい物流サービスの創出の促進	No.43
エ) JR貨物の経営安定化に向けた支援	No.44
オ) 内航海運の活用促進と輸送力強化のための基盤整備等の推進(再掲)	No.45
4) 鉄道輸送サービスの改善及び貨物鉄道の利用促進	
ア) 貨物鉄道輸送サービスの改善及び31ftコンテナを利用した物流効率化の推進	No.46
5) 3PL事業者の養成・振興	
ア) 3PL事業の促進による物流効率化の実現	No.47
6) 物流施設のハード・ソフト面での整備・改善	
ア) 臨海部の物流施設の更新・機能強化の推進	No.48
イ) 物流拠点の整備推進	No.49
ウ) 幹線物流全般・都市圏における輸配送の効率化、3PLの推進、環境負荷低減等に資する物流施設の整備	No.50
7) 安定的かつ安価な原材料輸入の実現	
ア) 資源・エネルギー等の安定的かつ安価な輸入の実現に向けた効率的な海上輸送網の形成	No.51
8) 車両の大型化に向けた環境整備と安全性優良事業所(Gマーク)の認定取得促進	
ア) 貨物車が通行するのに望ましい経路の指定等	No.52
イ) 貨物自動車運送事業者の安全性優良事業所(Gマーク)の認定取得の促進	No.53
(4) 国民生活の維持・発展を支える物流	
1) 食の安全のための卸売市場における品質管理の徹底	
ア) 卸売市場施設整備の推進(ニーズに対応した卸売市場施設の整備)	No.54
2) 物流の効率低下につながる取引慣行を含めた物流の現状把握と課題解決	
ア) 食品ロス削減の総合的な推進	No.55
イ) インターネット通販市場の拡大に伴う宅配便の再配達増加への対応	No.56
3) 都市部における物流マネジメント等の促進	
ア) 都市部の複合ビル等における共同輸配送等の促進	No.57
イ) より良好な駐車秩序の確立	No.58
ウ) 建築物への荷捌き駐車施設の設置義務化の促進	No.59
エ) 貨物車交通のマネジメントの推進	No.60
オ) 物流を考慮した建築物の設計運用	No.60 ②
4) 「買い物弱者問題」への対応	
ア) 「買い物弱者問題」の改善	No.61
5) 条件不利地域等における輸送網の確保・維持	
ア) 離島交通の安定的確保	No.62

イ) 物流事業者と地方自治体等の連携による輸送網確保についての取組促進 No.63

(5) 物流を支える人材の確保・育成

1) 物流現場を支えるトラック運転手、船員の確保・育成

ア) 物流の多様な現場を支える人材の確保・育成 No.64

イ) トラック運転手の確保・育成 No.65

ウ) 船員の確保・育成 No.66

2) 物流技術・技能の習熟度認定資格制度の充実

ア) 物流関連の資格・認定制度の改善・充実 No.67

3) 中小物流事業者における人材育成の推進

ア) 資格講座等を通じた物流人材育成の促進 No.68

イ) 3PL事業の促進による物流効率化の実現 No.69

4) 荷主における物流に精通した人材の育成

ア) 物流技術管理士資格制度等による荷主における物流人材の育成 No.70

5) 国民各層における物流知識の普及啓発

ア) 物流に関する知識の普及啓発 No.71

2. さらなる環境負荷の低減に向けた取組

1) 省エネ法による取組促進と活用

ア) 省エネ法の特定荷主及び特定輸送事業者の支援並びに省エネ法スキームの活用等 No.72

2) 道路ネットワークの整備と貨物車による効率的輸送の環境整備

ア) 環境負荷の低減に資する道路整備 No.73

イ) 「次世代ITS」の推進 No.74

ウ) 交通流対策の推進(再掲) No.75

エ) 貨物車交通のマネジメントの推進(再掲) No.76

オ) 貨物車による輸送効率性の向上に向けた環境整備 No.77

3) モーダルシフトの推進及び大量輸送モードの輸送力強化

ア) モーダルシフト促進のための各種取組の推進 No.78

4) 輸配送における共同化の促進

ア) 共同輸配送の促進(再掲) No.79

5) 各輸送モード等における省エネ化等及び環境負荷低減の推進

ア) 荷主による物流効率化・環境負荷低減の促進 No.80

イ) トラック輸送における省エネ化、低公害化の促進 No.81

ウ) 国際海運からの省エネ・省CO2対策(次世代海洋環境技術開発支援事業及び国際的
枠組み作り) No.82

エ) 天然ガス燃料船の早期実用化・導入 No.83

オ) モーダルシフト促進のための各種取組の推進(一部再掲) No.84

カ) 港湾における総合的低炭素化施策の推進	No.85
キ) 貨物鉄道輸送の更なる省エネ化	No.86
ク) エコレールラインプロジェクト事業	No.87
ケ) 物流施設の低炭素化の推進	No.88
コ) グリーン経営認証制度の普及拡大	No.89
サ) グリーン物流パートナーシップ会議の推進	No.90
6) 物流施設のCO2排出量の削減	
ア) 物流施設の低GWP・ノンフロン化の促進	No.91

3. 安全・安心の確保に向けた取組

(1) 物流における災害対策

1) 交通インフラ等機能の早期回復可能な仕組みの検討・実施	
ア) 道路の防災・震災対策	No.92
イ) 迅速な道路啓開のための官民での取組の推進	No.93
ウ) 港湾施設等の耐震・耐津波性能の強化等による防災・減災対策の推進	No.94
エ) 災害時における港湾機能の維持・早期復旧	No.95
オ) 鉄道施設の耐震対策の推進	No.96
カ) 卸売市場施設整備の推進(安全・安心に向けた卸売市場施設の整備)	No.97
キ) 災害時の水産物流通機能の確保	No.98
ク) 緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化の促進	No.99
2) 被災時の海上輸送広域連携体制の確立	
ア) 広域的な復旧・復興体制や物流の代替性の確保	No.100
イ) 緊急輸送活動等に船舶を活用するための環境整備推進	No.101
3) 災害に備えた支援物資オペレーションの整備	
ア) 災害に強い物流システムの構築(円滑な支援物資物流の確保)	No.102
4) BCP(業務継続計画)策定支援と実践的な訓練の実施	
ア) 災害に強い物流システムの構築(災害時におけるサプライチェーンの確保)	No.103
イ) 貨物鉄道事業者のBCP策定の促進	No.104
5) 非常時のエネルギー供給の仕組み構築	
ア) 災害時の石油供給の確保	No.105
6) 港湾における災害対応力の強化	
ア) 災害時における港湾機能の維持・早期復旧(一部再掲)	No.106
7) 食品の物流における早期回復に向けた協力・連携体制の構築	
ア) 災害に強い食品サプライチェーンの構築	No.107
8) 卸売市場における耐震化の支援	
ア) 卸売市場施設整備の推進(安全・安心に向けた卸売市場施設の整備)(再掲)	No.108

(2) 社会資本の適切な維持管理・利用

1) 貨物車の適正な道路利用の促進

ア) 貨物車が通行するのに望ましい経路の指定等(再掲) No.109

2) 特殊車両の通行条件の検討

ア) 大型車両の道路利用の適正化 No.110

イ) 特殊車両の通行支障の状況に応じた通行条件の付与 No.111

3) 港湾施設の適切な維持管理

ア) 長寿化計画に基づく港湾施設の適切な維持管理の実施 No.112

(3) セキュリティ確保と物流効率化の両立

1) AEO事業者への輸出入手続における簡素化の推進

ア) AEO輸出者に対する輸出許可後の申告内容変更手続の改善とAEO相互承認による
AEO事業者の貿易円滑化支援 No.113

2) 効率的な検査制度の確立

ア) 新KS/RA制度の適切な運用 No.114

(4) 輸送の安全、保安の確保

1) 輸送の安全確保への取組推進

ア) 道路交通の安全確保 No.115

イ) ASV技術等を活用した大型トラックの車両安全対策 No.116

ウ) 安全運転を支援するシステムの導入・普及 No.117

エ) 運行管理制度の徹底や監査の充実等による貨物自動車運送事業の輸送の安全性向上 No.118

オ) 国際海上コンテナの陸上輸送における安全確保 No.119

カ) 運輸安全マネジメント制度の推進 No.120

2) 交通安全施設等の整備の推進

ア) 効果的・効率的な交通事故対策の推進 No.121

3) 日本商船隊の安定的な国際海上輸送確保の推進

ア) 安定的な国際海上輸送の確保 No.122

4) 国際物流の安全確保に向けた取組推進

ア) マラッカ・シンガポール海峡における航行安全対策 No.123

イ) ソマリア周辺海域の海賊対策 No.124

5) 港湾における保安対策の推進

ア) 国際港湾施設におけるセキュリティの確保と効率的な物流の実現 No.125

6) 出港前報告制度の円滑な導入と運用

ア) 出港前報告制度の運用 No.126

7) 海上交通センターの機能向上等に向けた整備の推進

ア) 安全・安心で効率的な海上交通の実現 No.127

(1) 我が国物流システムの国際展開の促進

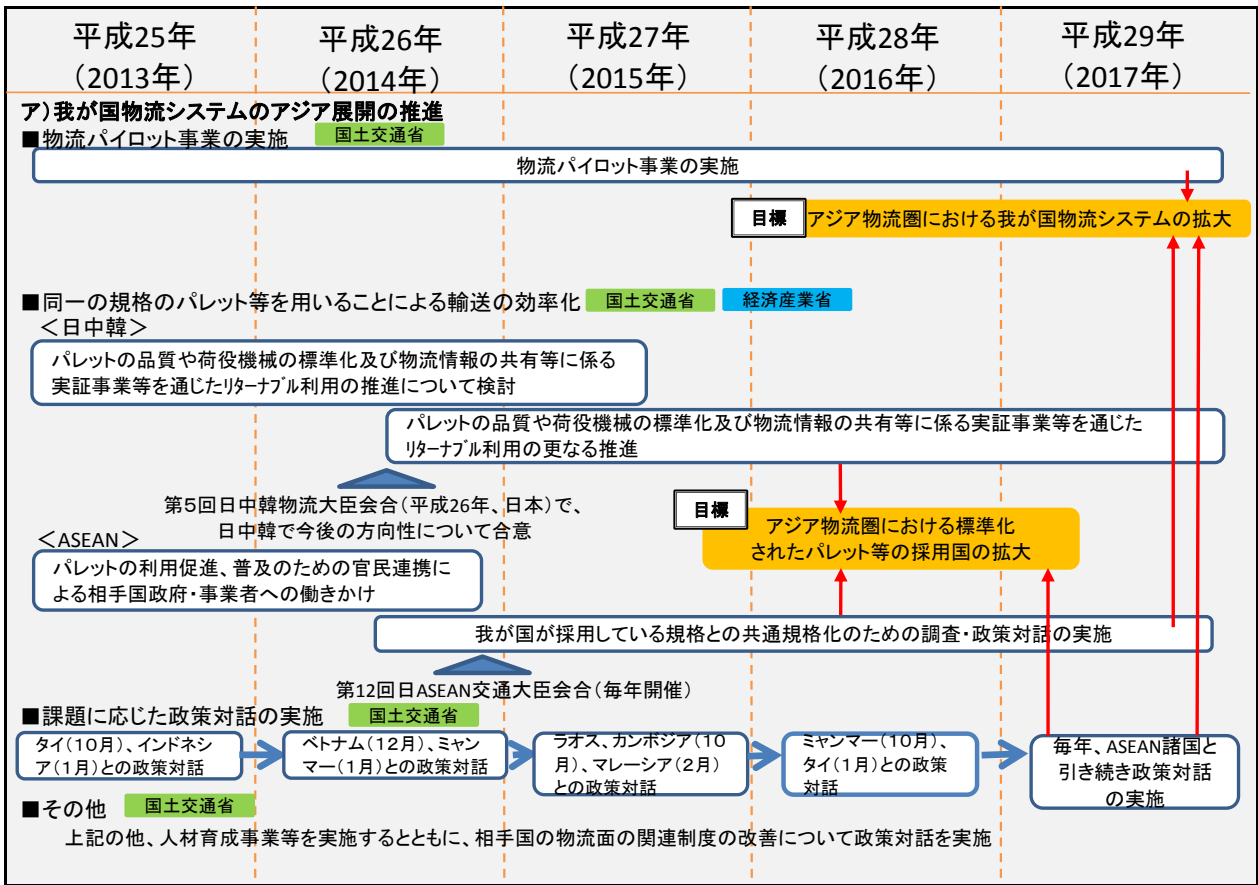
1) 我が国物流システムの海外展開の環境整備

ア) 我が国物流システムのアジア展開の推進

○プログラム本文対応箇所

アジア諸国における我が国物流システムの展開に向け、課題の調査や物流パイロット事業等を実施し、明らかになった物流面での関連制度の課題(通関手続等)について政策対話等を通じて改善を働きかけるとともにパレット等物流機材の規格化・リターナブル化を図ることによる輸送の効率化、コールドチェーン等の我が国物流システムの国際標準化を推進する。また、物流パイロット事業等の成果を踏まえ、官民連携によるプロモーションを実施し、我が国物流システムの海外展開を推進する。【国土交通省・経済産業省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

■ 物流パイロット事業の実施
平成27年度において、メコン地域における共同集荷・共同輸送システム導入等3件のパイロット事業を実施した。これらのパイロット事業において明らかとなった課題等について、政策対話を通じて、課題の改善等を先方政府に働きかけた。

■ 同一の規格のパレット等を用いることによる輸送の効率化及び物流システムの国際標準の形成・導入
<日中韓>
パレットの品質(材質、強度)等について、国家規格化を推進し、標準化されたパレットの普及促進に取り組んでいる。
日韓間においてパレットのリターナブル利用に向けた実証事業を実施した。

<ASEAN>
政策対話にあわせて、コールドチェーン導入や、パレットの導入とパレットサイズの標準化の実現に向けたワークショップを実施した。

■ 課題に応じた政策対話の実施
平成28年2月にはマレーシア、10月にミャンマーと政策対話を実施し、物流ビジネス上の諸課題について意見交換を行った。

○課題及び今後の対応の方向性

■物流パイロット事業の実施

実証事業を通じて明らかになった物流面での関連制度の課題(通関手続等)について、先方政府に改善を働きかけるとともに、今後も新たな物流パイロット事業を通じて、質の高い我が国物流システムの展開を図る。

(取組例)ミャンマーにおける農産品に係る物流近代化に関する実証事業

【平成28年度予算(国費) インフラシステム輸出等の推進事業1,263百万円の内数】

■同一の規格のパレット等を用いることによる輸送の効率化及び物流システムの国際標準の形成・導入

<日中韓>

パレット以外の通い容器の標準化の可能性も含めて、日中韓三国で協議する。また、パレットのリターナブル利用に向けた共同研究を引き続き日中韓三国で実施する。

【平成28年度予算(国費) 物流産業イノベーション推進事業16百万円】

<その他>

日本の物流システムの国際標準化に向けた取組を進めるため、物流事業者、業界団体、関係省庁等からなる検討会を設置、小口保冷輸送を対象として議論をしている。

■課題に応じた政策対話の実施

タイ等と政策対話を実施し、物流ビジネス上の諸課題について意見交換を行う。

■その他

平成26年10月に設立された株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)の支援制度を活用し、我が国物流システムの海外展開を図る。

担当省庁:国土交通省(総合政策局国際物流課)、経済産業省(商務情報政策局商務流通保安グループ物流企画室)

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(1) 我が国物流システムの国際展開の促進

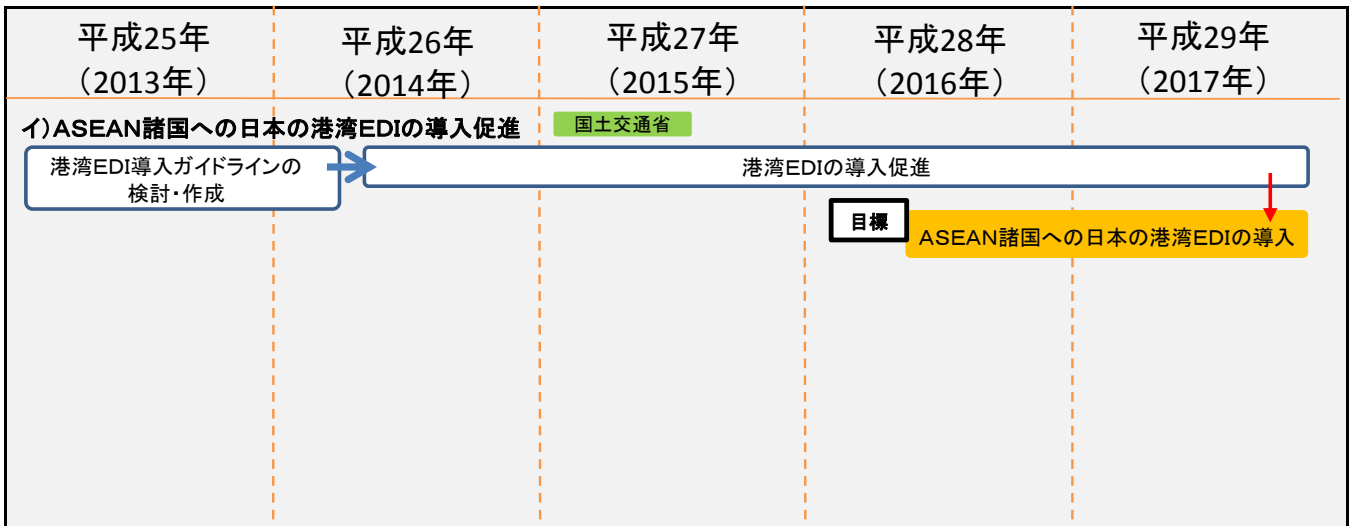
1) 我が国物流システムの海外展開の環境整備

イ) ASEAN諸国への日本の港湾EDIの導入促進

○プログラム本文対応箇所

ASEAN諸国には、港湾関連手続の簡素化及び電子化に係る制度・技術に関する知見が十分でないため、港湾関連手続の電子化が進んでいない国が多数ある。このため、ASEAN諸国を対象に、我が国主導による港湾関連手続の電子化(港湾EDIの導入)を図ることによって、我が国の港湾EDIをASEAN諸国でスタンダードなシステムとし、我が国の物流事業者にとっての手続の容易化、導入国の事業者及び行政機関の事務の効率化を実現させることで、進出する我が国の企業の国際競争力の強化を図る。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

平成25年度は、ミャンマーにおける港湾EDIシステムの導入に係る検討を進め、平成26年1月より海外港湾EDIシステム試行版の運用を開始した。同試行版の運用を通じ、港湾EDI導入に向けた課題を整理するとともに、電子情報処理に係るミャンマー政府職員等の習熟を図っている。

平成26年11月の第12回日・ASEAN大臣会合において、「港湾EDIガイドライン」が承認された。

平成27年3月には、ミャンマーに対する無償資金協力「港湾近代化のための電子情報処理システム整備計画」に関する交換公文(E/N)及び無償資金協力贈与契約(G/A)を締結し、ミャンマーにおいて本格システム導入を進めている。

○課題及び今後の対応の方向性

今後、ミャンマーへの本格システム導入を進めていくにあたり、現地のニーズを反映するとともに、他のシステムとも連携することが必要となるため、関係機関と十分に調整を行うことが重要である。また、引き続き、他のASEAN諸国への港湾EDIシステムの導入も検討する。

担当省庁: 国土交通省(港湾局港湾経済課)

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(1) 我が国物流システムの国際展開の促進

2) 我が国物流システムの海外展開に対する支援

ア) 港湾関連産業の海外展開支援

○プログラム本文対応箇所

質の高いインフラ技術を有する我が国の港湾関連産業(港湾物流・インフラ関連産業)の海外展開を支援し、計画・設計・整備・運営等すべての段階での我が国港湾関連産業の参画を通じて、効率的な国際物流ネットワークの構築や産業の国際競争力の強化を図る。

- ①日本の成功ビジネスモデル(ジャパン・モデル)として、臨海部の産業立地と基礎インフラの一体的な開発に資する案件形成を推進
- ②計画から設計、整備、運営までの一貫した取組みへの支援
- ③港湾EDIの導入促進及び港湾関連技術の国際標準化の推進
- ④政府間協議の場を活用したトップセールス
- ⑤海外港湾物流プロジェクト協議会の活動を通じた官民協働スキームの構築
- ⑥個別案件の獲得を目的とした、政府間の合意に基づく官民連携した研修を実施・支援 等【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
ア) 港湾関連産業の海外展開支援 国土交通省				
港湾関連産業の逐次支援				
10月 海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)が設立				
			目標	我が国港湾関連産業の海外展開の促進

○施策の取組状況

ミャンマー、ベトナム、インドネシア等の東南アジアやケニア、モザンビーク等のアフリカ諸国に対して、港湾関連産業の海外展開に向けたトップセールスを実施した。

これまでアジア、アフリカ、南米地域における案件形成にむけた調査を実施しており、現在、中南米、中東の案件形成に向けた調査等を実施中。

JICA等の研修において、日本企業の立地や港湾整備・運営への参画を視野に入れた、海外の港湾関係者に対する人材育成を実施・支援した。

平成26年1月に、ミャンマーにおいて、海外港湾EDIシステム試行版(入港届等、基本的な行政手続に限定したもの)の運用を開始した。(平成27年3月、港湾EDIシステム導入に関するE/N、G/A署名)

平成26年3月に、国土交通省とベトナム運輸省との間で、「港湾施設の国家技術基準の策定に関する協力に係る覚書」を締結した。

平成27年6月に、第6回海外港湾物流プロジェクト協議会を開催した。

平成27年10月に、JOINによるベトナム・チャーバイ港整備運営事業への支援が決定した。

平成28年7月に、第7回海外港湾物流プロジェクト協議会を開催した。

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、新興国において、特に運営面を中心とした案件形成の促進、港湾運営等の人材育成の促進、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)を活用した港湾運営への支援、海外港湾EDIシステムの導入促進、港湾関連技術の国際標準化の促進等を実施していくこととしている。

(1) 我が国物流システムの国際展開の促進

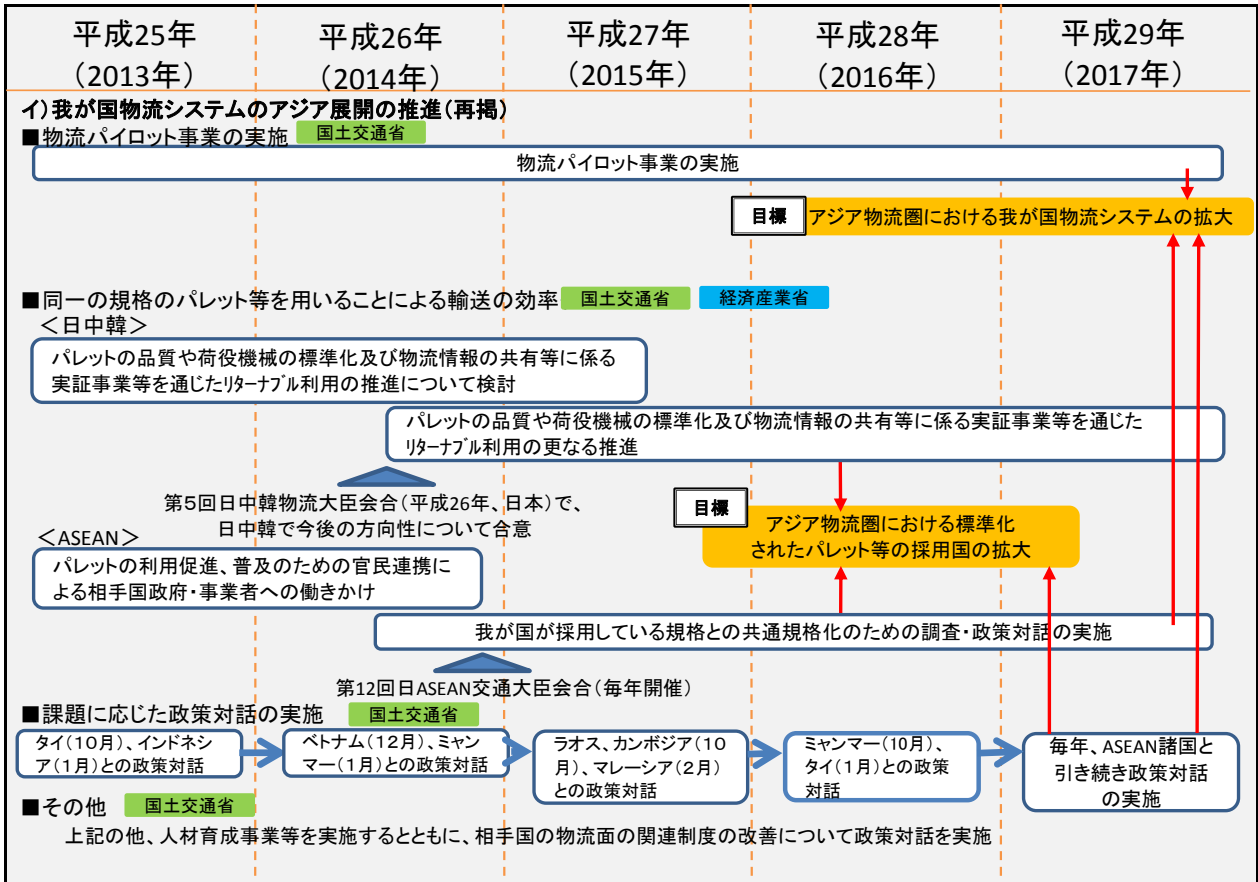
2) 我が国物流システムの海外展開に対する支援

イ) 我が国物流システムのアジア展開の推進(再掲)

○プログラム本文対応箇所

アジア諸国における我が国物流システムの展開に向け、課題の調査や物流パイロット事業等を実施し、明らかになった物流面での関連制度の課題(通関手続等)について政策対話等を通じて改善を働きかけるとともにパレット等物流機材の規格化・リターナブル化を図ることによる輸送の効率化、コールドチェーン等の我が国物流システムの国際標準化を推進する。また、物流パイロット事業等の成果を踏まえ、官民連携によるプロモーションを実施し、我が国物流システムの海外展開を推進する。【国土交通省・経済産業省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

■物流パイロット事業の実施
平成27年度において、メコン地域における共同集荷・共同輸送システム導入等3件のパイロット事業を実施した。これらのパイロット事業において明らかとなった課題等について、政策対話を通じて、課題の改善等を先方政府に働きかけた。

■同一の規格のパレット等を用いることによる輸送の効率化及び物流システムの国際標準の形成・導入
<日中韓>
パレットの品質(材質、強度)等について、国家規格化を推進し、標準化されたパレットの普及促進に取り組んでいる。
日韓間においてパレットのリターナブル利用に向けた実証事業を実施した。

<ASEAN>
政策対話にあわせて、コールドチェーン導入や、パレットの導入とパレットサイズの標準化の実現に向けたワークショップを実施した。

■課題に応じた政策対話の実施
平成28年2月にはマレーシア、10月にミャンマーと政策対話を実施し、物流ビジネス上の諸課題について意見交換を行った。

○課題及び今後の対応の方向性

■物流パイロット事業の実施

実証事業を通じて明らかになった物流面での関連制度の課題(通関手続等)について、先方政府に改善を働きかけるとともに、今後も新たな物流パイロット事業を通じて、質の高い我が国物流システムの展開を図る。

(取組例)ミャンマーにおける農産品に係る物流近代化に関する実証事業

【平成28年度予算(国費) インフラシステム輸出等の推進事業1,263百万円の内数】

■同一の規格のパレット等を用いることによる輸送の効率化及び物流システムの国際標準の形成・導入

<日中韓>

パレット以外の通い容器の標準化の可能性も含めて、日中韓三国で協議する。また、パレットのリターナブル利用に向けた共同研究を引き続き日中韓三国で実施する。

【平成28年度予算(国費) 物流産業イノベーション推進事業16百万円】

<その他>

日本の物流システムの国際標準化に向けた取組を進めるため、物流事業者、業界団体、関係省庁等からなる検討会を設置、小口保冷輸送を対象として議論をしている。

■課題に応じた政策対話の実施

タイ等と政策対話を実施し、物流ビジネス上の諸課題について意見交換を行う。

■その他

平成26年10月に設立された株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)の支援制度を活用し、我が国物流システムの海外展開を図る。

担当省庁:国土交通省(総合政策局国際物流課)、経済産業省(商務情報政策局商務流通保安グループ物流企画室)

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(1) 我が国物流システムの国際展開の促進

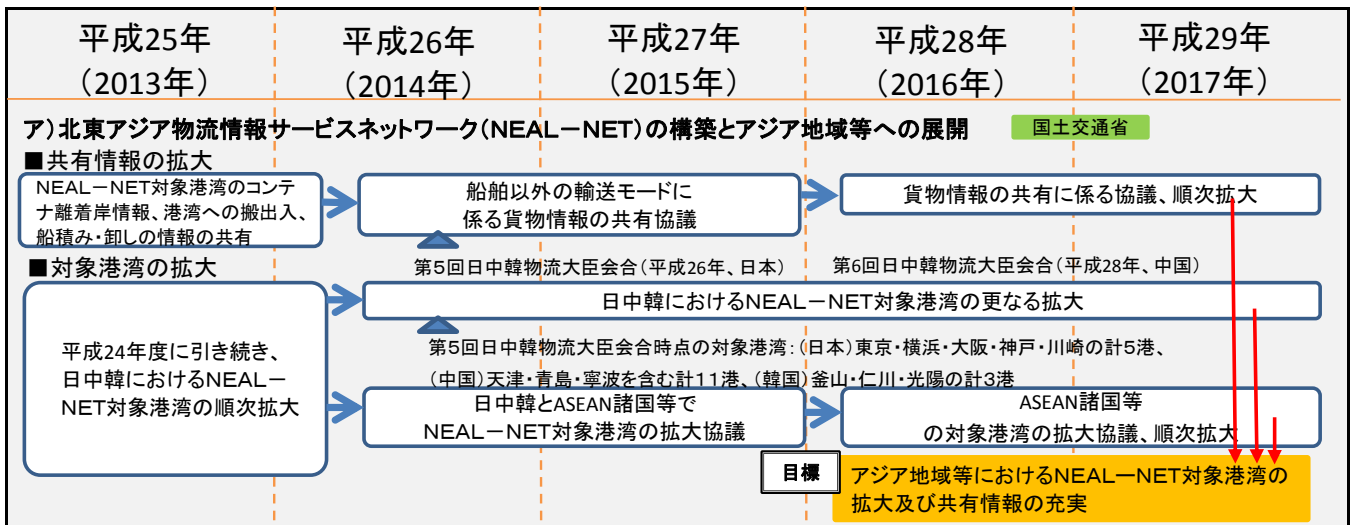
3) 物流情報サービスネットワークのアジア地域等への展開

ア) 北東アジア物流情報サービスネットワーク(NEAL-NET)の構築とアジア地域等への展開

○プログラム本文対応箇所

日中韓物流大臣会合等の枠組みを通じて、港湾におけるコンテナに係る物流情報について、荷主・物流事業者がタイムリーかつ効率的に把握可能なシステムを構築し、アジア地域等への展開を図る。また、他の輸送モードに係る貨物情報の共有について協議する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

日中韓による北東アジア物流情報サービスネットワーク(NEAL-NET)について、平成26年8月にサービスを開始した。

【平成28年度予算(国費) 物流産業イノベーション推進事業16百万円その他37百万円の内数】

○課題及び今後の対応の方向性

日中韓による北東アジア物流情報サービスネットワーク(NEAL-NET)について、引き続き対象港湾の拡大を図るとともに、ASEAN諸国等への拡大及び他の輸送モードに係る貨物情報の共有について検討する。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(1) 我が国物流システムの国際展開の促進

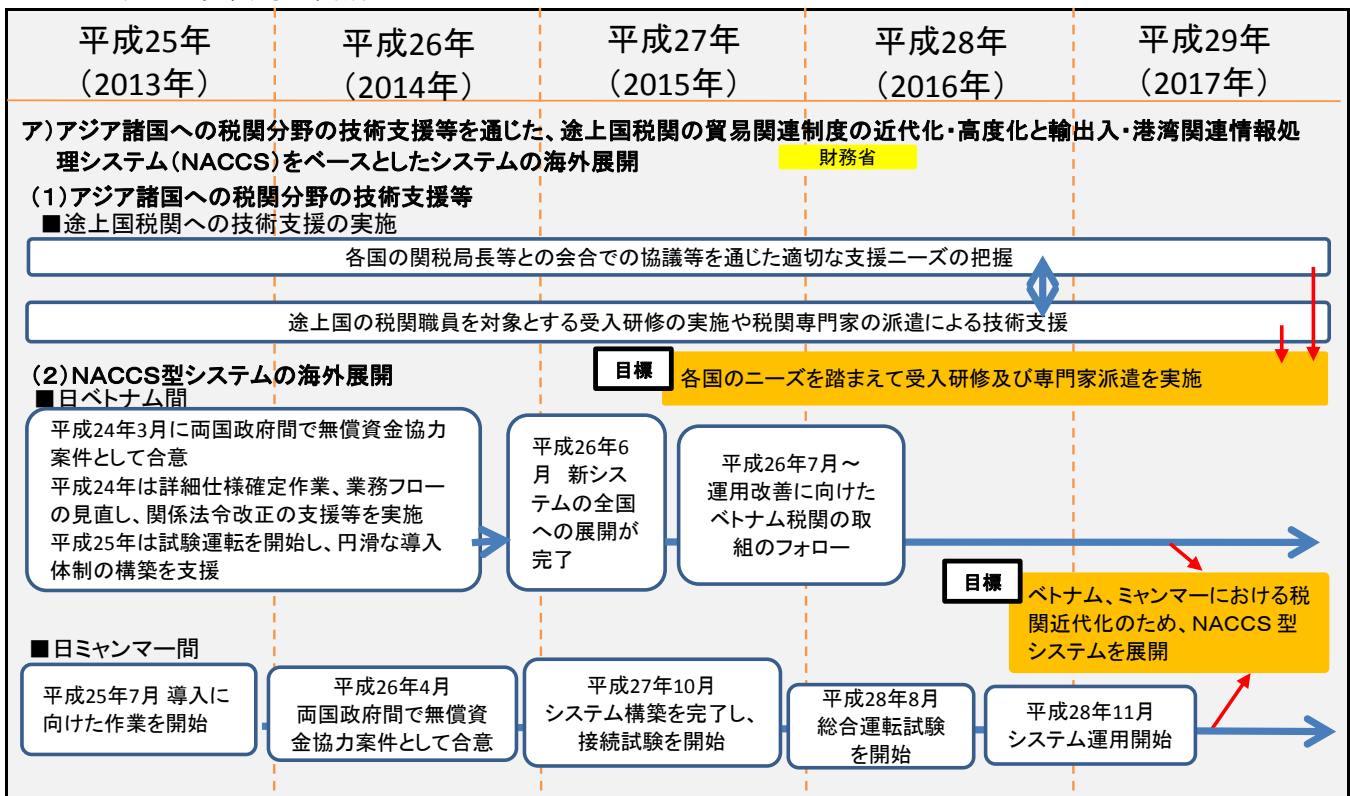
4) 途上国税関における貿易関連制度の高度化等

ア) アジア諸国への税関分野の技術支援等を通じた、途上国税関の貿易関連制度の近代化・高度化と輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)をベースとしたシステムの海外展開

○プログラム本文対応箇所

近年、日本企業はアジア諸国等を中心にサプライチェーンを高度化・緻密化させている現状を踏まえ、税関分野の技術支援等を通じて、途上国税関の通関手続を改善するとともに、我が国のNACCSをベースとしたシステムの海外展開による、物流の効率的な処理、通関・貿易コストの削減を図り、アジア地域における切れ目ない物流の実現を目指す。【財務省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

(1) アジア諸国への税関分野の技術支援等

■ 途上国税関への技術支援の実施

平成27年度においては、以下のとおり途上国の税関職員を対象とする受入研修の実施や短期専門家の派遣による技術支援を行った。

受入研修 : 325名(うちASEAN 206名)

短期専門家派遣: 184名(うちASEAN150名)

(2) NACCS型システムの海外展開

■ 日ベトナム間

平成26年4月1日よりNACCS型システムの導入が段階的に開始され、6月末には全国への展開が完了した。7月以降は、JICA技術協力プロジェクトを通じて、システムの運用改善に向けたベトナム税関の取組のフォローを行っている。

■ 日ミャンマー間

平成25年7月に両国税関当局共同のワーキング・グループ(WG)を立ち上げ、月1回程度WGを開催している。平成26年4月に両国政府間で無償資金協力案件として合意した。平成27年10月にシステム構築が完了し、接続試験が開始された。平成28年11月にシステム運用が開始された。

○課題及び今後の対応の方向性

(1)アジア諸国への税関分野の技術支援等

■途上国税関への技術支援の実施

今後も、アジアの途上国税関に対して、専門家派遣及び受入研修の実施による税関分野の技術支援を継続する。

(2)NACCS型システムの海外展開

■日ベトナム間

引き続き、システムの運用改善に向けたベトナム税関の取組のフォローを行う。

■日ミャンマー間

システム運用に係るミャンマー税関の取組のフォローを行う。

担当省庁:財務省(関税局関税課参事官(国際協力担当)室)

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(2) 我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等

1) 港を核とした国際物流網の強化

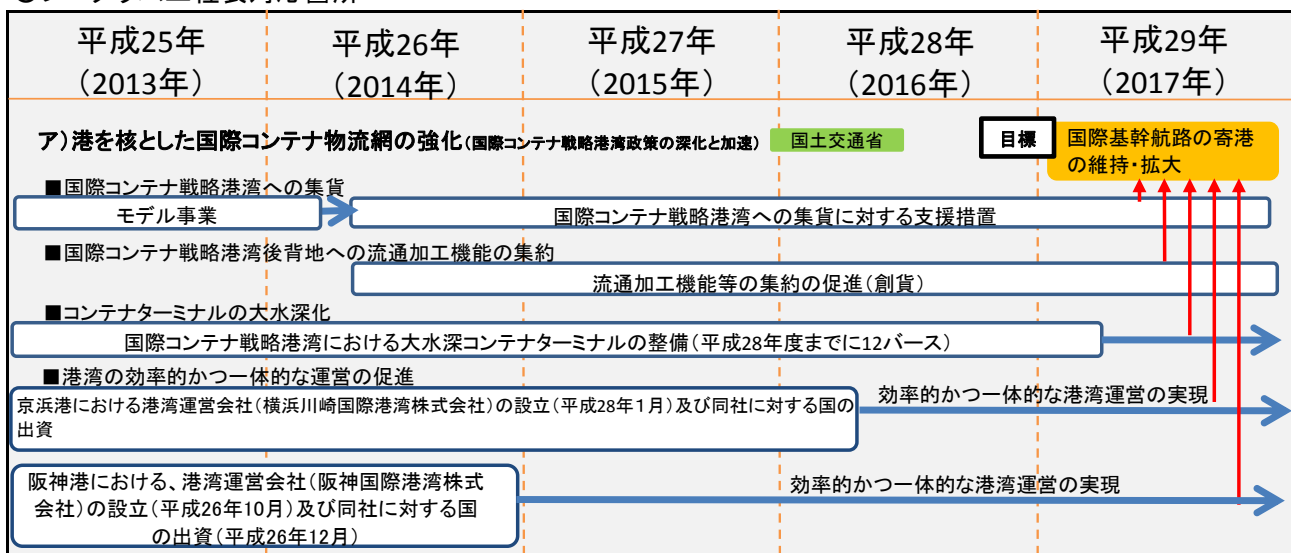
ア) 港を核とした国際コンテナ物流網の強化(国際コンテナ戦略港湾政策の深化と加速)

○プログラム本文対応箇所

コンテナ船の更なる大型化や国際基幹航路の再編等、海運・港湾を取り巻く情勢が変化する中、我が国の産業競争力の強化、ひいては国民の雇用と所得の維持・創出を図るため、「集貨」、「創貨」、「競争力強化」の3本柱の施策を総動員し、ハード・ソフト一体の国際コンテナ戦略港湾政策を深化・加速することにより、我が国に寄港する国際基幹航路の維持・拡大を図る。

- ①国際コンテナ戦略港湾への「集貨」
- ②国際コンテナ戦略港湾等背後への産業集積による「創貨」
- ③国際コンテナ戦略港湾の「競争力強化」【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

国際コンテナ戦略港湾政策全体を深化させるとともに、国、港湾管理者、港湾運営会社、港湾関係者それぞれが取り組むべき課題を明確化し、具体的な取組を加速していくため、平成25年7月から「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会」を開催し、平成26年1月に、国際コンテナ戦略港湾への広域からの貨物集約等による「集貨」、国際コンテナ戦略港湾背後への産業集積等による「創貨」、大水深コンテナターミナルの機能強化や港湾運営会社に対する国の出資等による「競争力強化」を施策の3本柱とする「最終とりまとめ」を公表した。

「集貨」については、平成26年度より港湾運営会社が実施する集貨事業に対して支援を行う「国際戦略港湾競争力強化対策事業」を実施している。「創貨」及び「競争力強化」については、国際コンテナ戦略港湾の港湾運営会社に対する国の出資を可能とするとともに、無利子貸付制度の対象施設に国際コンテナ戦略港湾の埠頭近傍の流通加工機能を伴う倉庫を追加すること等を内容とする「港湾法の一部を改正する法律」が平成26年4月に成立し、同年7月に施行された。

また、阪神港においては、「平成27年中」から「平成26年10月1日」に1年前倒して「阪神国際港湾株式会社」が設立され、同年12月には同社に対して国からの出資を実施した。京浜港においても、平成28年1月に「横浜川崎国際港湾株式会社」が設立され、同年3月には同社に対して国からの出資を実施した。これにより、両港において、国・港湾管理者・民間の協働体制が構築された。

【平成28年度予算(国費) 747億円】

○課題及び今後の対応の方向性

平成26年からは、港湾運営会社が実施する集貨事業に対する支援の活用などによる「集貨」を進めるとともに、国際コンテナ戦略港湾の埠頭近傍への流通加工機能等の集約の促進を図ることにより「創貨」を進める。また、「競争力強化」としては、平成28年度までに大水深コンテナターミナルを12バースとするよう整備を推進する。

これらに加え、国際コンテナ戦略港湾政策を更に強力に推進していくために、アジアの経済成長、物流増大を我が国の国際コンテナ戦略港湾に取り込むためアジアを含めた広域集貨に取り組むとともに、LNGバンカリングハブを形成していくための取り組みを推進することとしている。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(2) 我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等

1) 港を核とした国際物流網の強化

イ) インランドデポ等の活用によるコンテナラウンドユースの促進

○プログラム本文対応箇所

インランドデポ等の活用により、内陸地におけるコンテナラウンドユースの環境整備を行う。【経済産業省・国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
イ) インランドデポ等の活用によるコンテナラウンドユースの促進		経済産業省	国土交通省	
インランドデポ等の活用によるコンテナラウンドユースの取組の促進				
			目標	空コンテナ輸送の削減による物流の効率化 (荷主の物流コスト低減、港に流入するトラック台数の削減による港における渋滞緩和等)及び環境負荷低減

○施策の取組状況

平成26年度は、取組拡大に向けた複数荷主間での取組方法と課題を整理することに加え、各事業者における環境負荷低減効果の評価方法について整理を行った。またコンテナラウンドユース推進の枠組みとして、「コンテナラウンドユース推進協議会設立準備委員会」を設立し、取組の現状、課題等を整理し、課題解決の方策について議論をするとともに、コンテナラウンドユースの取組を普及、啓発するための方策、情報発信の方策の検討、官民連携した今後のさらなる取組(推進協議会の設立)に向けた課題、方策の整理を行った。また平成27年3月にコンテナラウンドユース普及活動の一環として、日本ロジスティクスシステム協会が主催となり国土交通省、経済産業省共催のもと「コンテナラウンドユースフォーラム」を開催し、取組に関する基調講演や事例発表、パネルディスカッション等を行った。

平成27年度は、コンテナラウンドユースビジネスモデルの実証的調査・研究と新しいビジネスモデルの検討を行った。また、コンテナラウンドユース実施が社会的なインセンティブとなるような手法を検討した。さらに、本調査結果をもとに、平成25年度に作成した「コンテナラウンドユース推進の手引き」の改訂を行い、シンポジウムにて普及活動を実施した。加えて、物流事業者等に対しコンテナラウンドユースへの参画を促すため、国際海上コンテナの流動の実態を調査し、ラウンドユース成立のポテンシャル、ラウンドユースの成立率の向上方策及びその導入に向けた課題等を整理した。

平成28年度においては、インランドデポを活用した複数荷主同士のコンテナラウンドユースの取組に関する実証事業を採択したところ。

【平成28年度予算(国費) 次世代物流システム構築事業費補助金140百万円】

○課題及び今後の対応の方向性

物流の効率化に向けて、調査や実証事業の成果を踏まえて、今後もコンテナラウンドユースの取組を推進する必要がある。そのため、引き続きインランドデポを中心とした複数荷主企業のマッチング等への支援を検討し、先進的な取組事例の普及を図る。また、コンテナラウンドユースの取組に関する各事業主体の事業環境を把握し、これを基に当該取組を進める上でのボトルネックに対する改善方策の検討を行い、関係各事業者に検討結果の普及を図る。

担当省庁：経済産業省（商務情報政策局商務流通保安グループ物流企画室）、国土交通省（総合政策局物流政策課）

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(2) 我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等

1) 港を核とした国際物流網の強化

ウ) 港湾における物流機能の強化

○プログラム本文対応箇所

産業物流の効率化及び企業活動の活性化を促進する港湾施設を整備することにより、産業の立地・投資環境の向上を図る。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
ウ) 港湾における物流機能の強化 国土交通省				
産業物流の効率化及び企業活動の活性化を促進する港湾施設の整備等を推進				
			目標	産業の立地・投資環境の向上

○施策の取組状況

平成28年度は、名古屋港、横浜港において自動車部品や完成自動車等の物流機能の改善等を目的とした新たな事業を行うなど、我が国経済を牽引し、地域基幹産業を支える産業物流の効率化及び企業活動の活性化に直結する港湾施設を整備することにより、産業の立地・投資環境の向上を図り、地域の雇用、所得の維持・創出を促進している。

【平成28年度予算(国費)港湾整備事業2,317億円の内数】

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、産業物流の効率化及び企業活動の活性化を促進するため、大型船舶に対応した岸壁の整備、災害時の物流機能維持に寄与する耐震強化岸壁の整備等を推進する。

担当省庁: 国土交通省(港湾局計画課)

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(2) 我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等

2) コンテナターミナル周辺の課題に対する取組

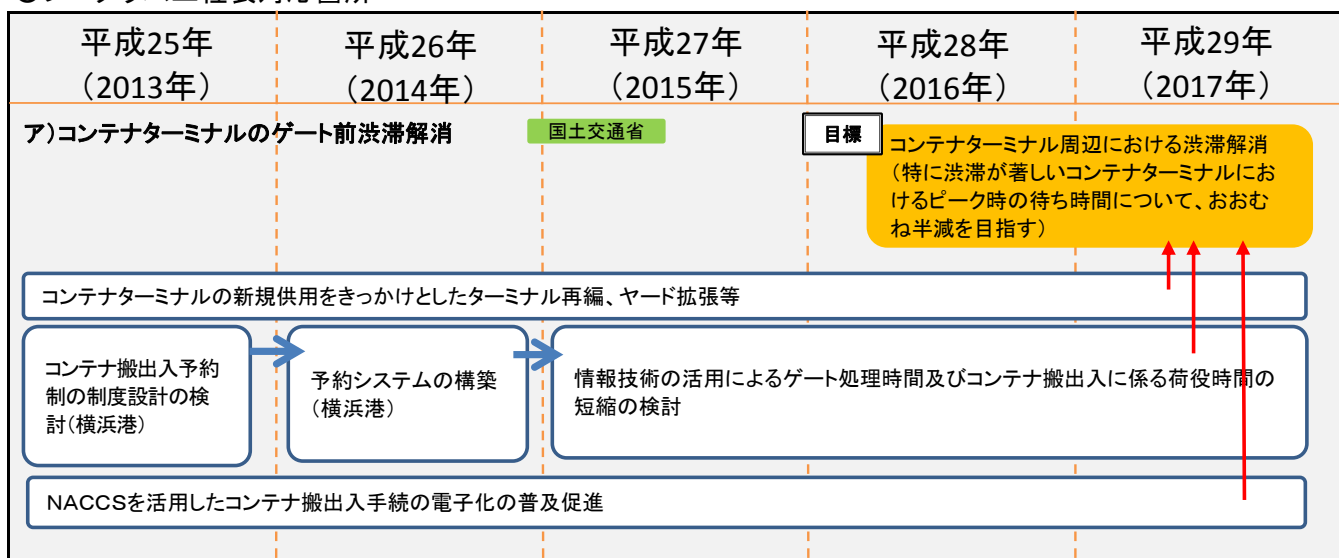
ア) コンテナターミナルのゲート前渋滞解消

○プログラム本文対応箇所

貨物が増加する国際コンテナ戦略港湾においてコンテナ搬出入トラックのゲート前渋滞を緩和するため、総合的な取組を推進する。

- ①ターミナルの拡張・再編
- ②コンテナ搬出入情報の事前登録による予約制の検討
- ③NACCSを活用したコンテナ搬入手続の電子化の普及促進 等
- ④情報技術の活用によるゲート処理時間及びコンテナ搬出入に係る荷役時間の短縮の検討 等【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

横浜港において、平成25年7月に「コンテナ搬出入予約制」の導入に向けたプレ実証実験を実施した。また、平成26年2月に「コンテナ搬出入予約制」の導入に向けた実証実験を実施した。

平成27年度より、情報技術の活用によるゲート処理時間及びコンテナ搬出入に係る荷役時間の短縮の検討を行っている。

東京港については、東京都が平成26年2月に「東京港総合渋滞対策」を定め、コンテナふ頭の再編やゲートオープン時間の延長等の取組を行うこととしている。その他にも横浜港、名古屋港、四日市港、大阪港、神戸港でゲートオープン時間の延長を行っている。

なお、国際コンテナ戦略港湾における大水深コンテナターミナルについて、東京港Y2等において整備を実施している。

【平成28年度予算(国費) 港湾整備事業2,317億円の内数等】

○課題及び今後の対応の方向性

平成28年度より京浜港において、情報技術を活用した海上コンテナ物流の高度化実証事業に取り組む。(平成28年度より3カ年を予定)

平成28年度までに大水深コンテナターミナルを12バースとするよう整備を推進する。

引き続き港湾管理者と連携しながら総合的な取組を推進する。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(2) 我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等

2) コンテナターミナル周辺の課題に対する取組

イ) ニーズを踏まえたコンテナターミナルゲートオープン時間の延長

○プログラム本文対応箇所

コンテナターミナルゲートオープン時間の早朝・夜間への拡大や24時間化について、流通業などの国内流通体制及び製造業の生産・出荷体制に応じたニーズ・需要等を踏まえながら、荷主等へのサービス強化の観点から港湾運営の一環として取り組む。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
イ) ニーズを踏まえたコンテナターミナルゲートオープン時間の延長 国土交通省				
製造業の生産・出荷体制に応じたニーズ・需要等を踏まえながら、荷主等へのサービス強化の観点から港湾運営の一環として取組を実施				
				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #FFD700;"> 目標 コンテナターミナルゲートオープン時間の早朝・夜間への拡大や24時間化 </div>

○施策の取組状況

平成21年度～平成23年度に、ゲートオープン時間拡大に向けた環境整備を図るため、ゲートオープン時間を20:00まで延長するモデル事業を6港(東京港、横浜港、名古屋港、四日市港、神戸港、大阪港)26ターミナルで実施したところであり、その後も5港13ターミナルで継続している。

特に、阪神港においては、平成26年10月以降、経営統合した港湾運営会社である阪神国際港湾株式会社が実施する事業の一部を補助する「国際戦略港湾競争力強化対策事業」を活用し、ほぼ全てのターミナルにおいて早朝(7:30～8:30)及び昼休み時間帯(11:30～13:00)にゲートオープン時間を拡大する渋滞対策事業が実施されている。

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、流通業などの国内流通体制及び製造業の生産・出荷体制に応じたニーズ・需要等を踏まえながら、必要に応じて、港湾運営の一環としてコンテナターミナルゲートオープン時間の拡大に取り組む。

担当省庁: 国土交通省(港湾局港湾経済課)

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(2) 我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等

3) 安定的かつ安価な資源・エネルギー等の輸入の実現

ア) 資源・エネルギー等の安定的かつ安価な輸入の実現に向けた効率的な海上輸送網の形成等

○プログラム本文対応箇所

安定的かつ安価な資源・エネルギー等の輸入を実現し、国際的に見て対等な競争条件を確保することで我が国産業の国際競争力を支えるため、効率的な共同配船等の拠点となる港湾について、これらの船舶の大型化に対応した港湾施設を整備するとともに、岸壁、荷役機械等の整備に対する支援に係る取組を進める。さらに、潮位差利用による入出港の弾力化や夜間入港の制約要因の解消に向けた検討を行う。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
ア) 資源・エネルギー等の安定的かつ安価な輸入の実現に向けた効率的な海上輸送網の形成等				国土交通省
船舶の大型化に対応した港湾施設の整備、岸壁、荷役機械等の整備に対する支援に係る取組、潮位差利用による入出港の弾力化や夜間入港の制約要因の解消に向けた検討等の施策を実施				
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">目標</div> 資源・エネルギー等の安定的かつ安価な輸入の実現に向けた効率的な海上輸送網の形成				

○施策の取組状況

平成25年12月1日に、ばら積み貨物の輸入拠点となる「特定貨物輸入拠点港湾」に対する支援措置等を規定した改正港湾法及び関係政省令が施行された。

平成25年度に、小名浜港において、石炭の大型輸送船(ケープサイズ級)に対応した水深18mの国際物流ターミナルの整備に着手した。

平成25年12月19日に、小名浜港を特定貨物輸入拠点港湾(石炭)に指定した。

平成26年度に、釧路港において、穀物の大型輸送船(パナマックス級)に対応した水深14mの国際物流ターミナルの整備に着手した。

平成28年2月24日に、釧路港を特定貨物輸入拠点港湾(穀物)に指定した。

平成28年度に、徳山下松港において、石炭の大型輸送船(ケープサイズ級)に対応した水深19mの国際物流ターミナルの整備に着手した。

【平成28年度予算(国費) 港湾整備事業2,317億円の内数】

○課題及び今後の対応の方向性

地元での調整を踏まえつつ、引き続き必要な措置を講じていく。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(2) 我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等

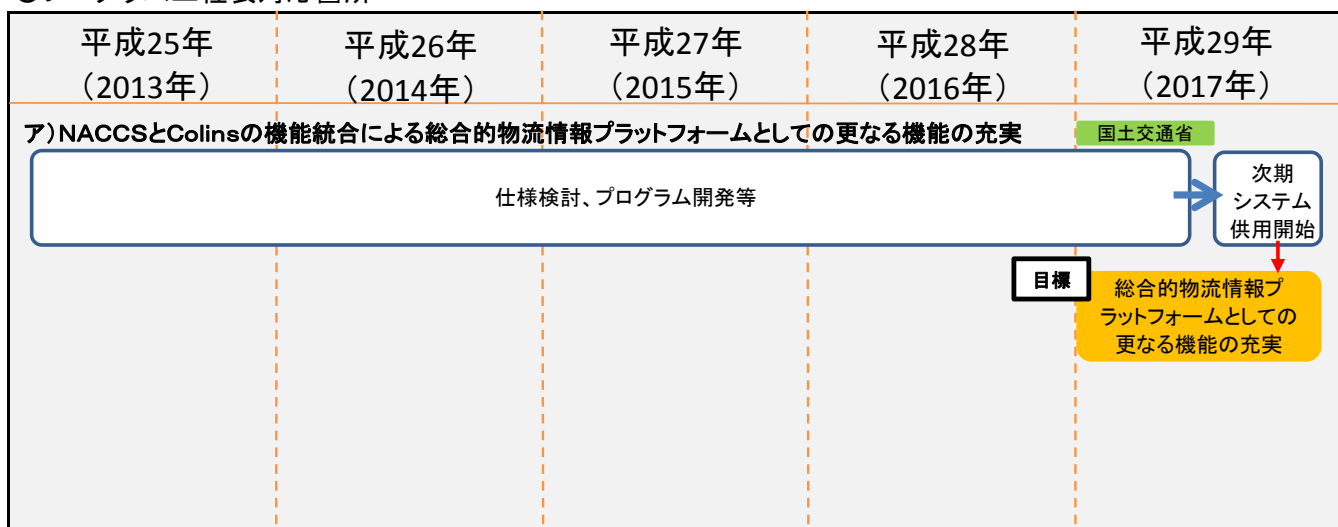
4) 貨物情報の充実・活用促進

ア) NACCSとColinsの機能統合による総合的物流情報プラットフォームとしての更なる機能の充実

○プログラム本文対応箇所

コンテナ物流情報サービス(Colins)は、コンテナ物流業務の効率化を図るため、海貨業者や陸運事業者等の民間事業者間でコンテナ物流情報を共有することを目的に構築したシステムである。輸出入等関連業務及びこれに関連する民間業務を処理するNACCSの次期システム更改(平成29年10月予定)において、NACCSにColinsの機能を反映し、総合的物流情報プラットフォームとしての更なる機能の充実を図る。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

平成29年10月に予定しているNACCSの次期システム更改時に、NACCSとColinsの機能を統合した「総合的物流情報プラットフォーム」を構築すべく関係者間において検討を実施している。

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、「総合的物流情報プラットフォーム」の構築に向けた検討を行う。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(2) 我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等

4) 貨物情報の充実・活用促進

イ) NACCSを活用したコンテナ搬出入手続の電子化の普及促進

○プログラム本文対応箇所

現在、コンテナヤード(CY)搬出入関連業務については、事前の事業者間の手続がそれぞれ異なる通信手段・書式により行われており、また、ゲート等における手続が電子化されていないため、事務処理の煩雑化を招いているところである。

このため、NACCSを活用したCY搬出入手続の電子化の普及を図り、事務処理の効率化及び迅速化を図る。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
イ) NACCSを活用したコンテナ搬出入手続の電子化の普及促進		国土交通省		
NACCSを活用したコンテナ搬出入手続の電子化の普及活動				
				目標 NACCSを活用したコンテナ搬出入手続の電子化の普及

○施策の取組状況

平成26年7月に秋田港、平成26年11月に細島港、平成27年6月に長崎港においてNACCSを活用したコンテナ搬出入手続の電子化を開始した。

また、平成27年5月に、一部ターミナルにおいて既に電子化を開始していた東京港及び横浜港において導入ターミナルが1ターミナルずつ増加した。

平成27年9月現在、9港15ターミナルにおいて、NACCSを活用したコンテナ搬出入手続の電子化を導入している。

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、コンテナヤード(CY)搬出入手続の電子化の普及を図る。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(2) 我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等

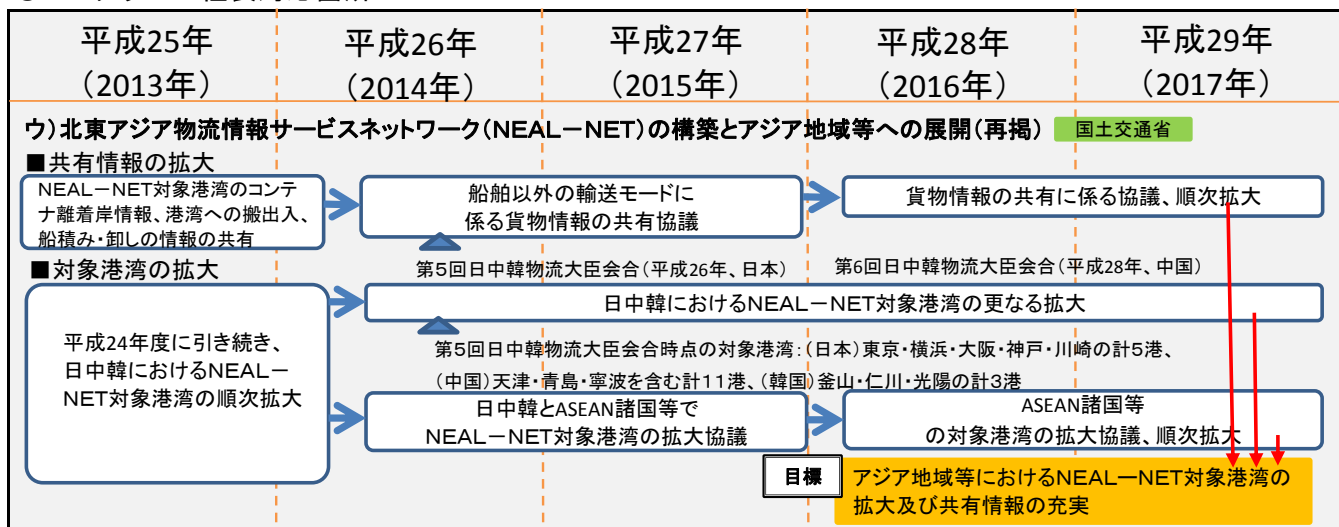
4) 貨物情報の充実・活用促進

ウ) 北東アジア物流情報サービスネットワーク(NEAL-NET)の構築とアジア地域等への展開(再掲)

○プログラム本文対応箇所

日中韓物流大臣会合等の枠組みを通じて、港湾におけるコンテナに係る物流情報について、荷主・物流事業者がタイムリーかつ効率的に把握可能なシステムを構築し、アジア地域等への展開を図る。また、他の輸送モードに係る貨物情報の共有について協議する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

日中韓による北東アジア物流情報サービスネットワーク(NEAL-NET)について、平成26年8月にサービスを開始した。
【平成28年度予算(国費) 物流産業イノベーション推進事業16百万円その他37百万円の内数】

○課題及び今後の対応の方向性

日中韓による北東アジア物流情報サービスネットワーク(NEAL-NET)について、引き続き対象港湾の拡大を図るとともに、ASEAN諸国等への拡大及び他の輸送モードに係る貨物情報の共有について検討する。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(2) 我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等

5) 高規格幹線道路網の整備、高速道路ネットワークの有効活用の促進等

ア) 効率的な道路ネットワークの整備

○プログラム本文対応箇所

迅速かつ円滑な物流を実現し、立地競争力の強化にも資する物流ネットワークを構築するために、三大都市圏環状道路をはじめとする高規格幹線道路の整備、物流上重要な道路の区間に存する国際海上コンテナ積載車両の通行支障区間の解消、枢要な空港・港湾へのアクセスの向上などを推進する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	
ア) 効率的な道路ネットワークの整備 国土交通省					
順次、事業を実施					
【参考】		目標	迅速かつ円滑な物流を実現し、立地競争力の強化にも資する物流ネットワークを構築するために、三大都市圏環状道路をはじめとする高規格幹線道路の整備、物流上重要な道路の区間に存する国際海上コンテナ積載車両の通行支障区間の解消、枢要な空港・港湾へのアクセスの向上などを推進		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 三大都市圏環状道路整備率 平成23年度末: 56% → 平成28年度末: 約75% ○ 道路による都市間速達性の確保率 平成23年度末: 46% → 平成28年度末: 約50% 					

○施策の取組状況

三大都市圏環状道路をはじめとする高規格幹線道路の整備、物流上重要な道路の区間に存する国際海上コンテナ積載車両の通行支障区間の解消、枢要な空港・港湾へのアクセス道路の整備を実施している。

三大都市圏環状道路整備率: 71% (平成27年度末)

道路による都市間速達性の確保率: 51% (平成26年度末)

【平成27年度補正予算(国費) 道路整備費71,000百万円の内数、防災・安全交付金99,701百万円の内数、平成28年度予算(国費) 道路整備費1,663,694百万円の内数、社会資本整備総合交付金898,332百万円の内数、防災・安全交付金1,100,234百万円の内数】

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、事業を着実に実施する。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(2) 我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等

5) 高規格幹線道路網の整備、高速道路ネットワークの有効活用の促進等

イ)「次世代ITS」の推進

○プログラム本文対応箇所

ETC2.0を活用した道路交通情報の配信や収集したプローブによる経路の確認等を推進するとともに、路側からの情報提供技術の連携・融合などによりITS技術の高度化を推進することで、交通流円滑化や物流効率化を推進する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
イ)「次世代ITS」の推進	国土交通省			
順次、技術検証等を実施				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 目標 ETC2.0を活用した道路交通情報の配信や収集したプローブによる経路の確認等を推進するとともに、路側からの情報提供技術の連携・融合などによりITS技術の高度化を推進することで、交通流円滑化や物流効率化を推進 </div>				

○施策の取組状況

産学官が一体となり、交通安全、渋滞対策、環境対策等を目的とし、人と車と道路とを情報で結ぶITS技術を活用した次世代の道路スマートウェイの展開を進めている。

ETC2.0は、これまでのETCと比べて、大量の情報の送受信が可能となる、ICの出入り情報に加えて、経路情報の把握が可能となるなど、格段と進化した機能を有している。道路利用者はもちろん、道路管理者にも様々なメリットをもたらすため、ITS推進に大きく寄与するシステムであるETC2.0サービスの普及・促進を官民一体となって実施している。また、ETC2.0で期待されるサービス例として、経路上の広域情報や画像提供、特車許可における一括申請や自動更新及び高速料金の経路割引や一時退出等がある。

平成28年1月よりETC2.0搭載車への特車通行許可を簡素化する制度、平成28年2月よりETC2.0車両運行管理支援サービスの実証実験を開始した。

【平成28年度予算(国費) 道路整備費1,663,694百万円の内数】

○課題及び今後の対応の方向性

ETC2.0を活用し、今ある道路をもっと賢く使い、時間損失、低い時間信頼度、交通事故、活力低下の克服を目指す。具体的には、

- ・渋滞と事故を減らす「賢い料金」(災害、事故時等の一般道路への一時退出等)
- ・ETCが基本のストレスのない「賢い料金所」(バーのない新設計料金所の導入等)
- ・生産性の高い「賢い物流管理」(ETC2.0装着車への特車通行許可の簡素化等)
- ・ビッグデータに基づく「賢い投資」(実容量の低下箇所をピンポイントで是正等)

等の取組内容について検討を進めて順次実施する。

担当省庁:国土交通省(道路局道路交通管理課ITS推進室、高速道路課)

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(2) 我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等

5) 高規格幹線道路網の整備、高速道路ネットワークの有効活用の促進等

ウ) 交通流対策の推進

○プログラム本文対応箇所

交通の円滑化及び環境負荷の低減を図るため、信号制御の高度化等の対策を講じる。また、ITSの推進として、VICSの普及、新交通管理システム(UTMS)の整備を推進するとともに、高度な道路交通情報の提供、経路誘導等に取り組む。さらに、信号機の改良や交通管制システムの高度化等の交通安全施設等の整備を促進する。【警察庁】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
ウ) 交通流対策の推進				
警察庁				
ITSの推進、信号機の改良や交通管制システムの高度化等の交通安全施設等の整備				
<p>【参考】平成32年度までに実施した事業により短縮されていると推計される対策実施箇所の通過時間：約5千万人時間/年短縮</p> <p>目標 交通の円滑化及び環境負荷の低減</p>				

○施策の取組状況

交通の円滑化及び環境負荷の低減を図るため、信号機の集中制御化や多現示化等により、信号制御の高度化等の対策を講じた。また、ITSの推進として、VICSの普及、新交通管理システム(UTMS)の整備を推進するとともに、高度な道路交通情報の提供、経路誘導等に取り組んだ。さらに、信号機の改良や交通管制システムの高度化等の交通安全施設等の整備を促進した。

【平成28年度予算(国費) 17,717百万円の内数】

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、交通の円滑化及び環境負荷の低減を図るため、信号機の集中制御化や多現示化等を始めとする信号制御の高度化等の対策を講じる。また、ITSの推進として、VICSの普及、信号情報活用運転支援システム等の新交通管理システム(UTMS)の整備を推進するとともに、高度な道路交通情報の提供、経路誘導等に取り組む。さらに、信号機の改良や交通管制システムの高度化等の交通安全施設等整備事業を推進する。

担当省庁：警察庁(交通局交通規制課)

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(2) 我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等

5) 高規格幹線道路網の整備、高速道路ネットワークの有効活用の促進等

エ) スマートインターチェンジの整備

○プログラム本文対応箇所

地域経済の活性化や渋滞の低減等を図るため、スマートインターチェンジの整備により、既存の高速道路ネットワークの有効活用を図る。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
エ) スマートインターチェンジの整備 国土交通省				
順次、事業を実施				
※平成28年11月末現在86箇所で開催 72箇所で開催中(フル化事業中3箇所含む)		目標	地域経済の活性化や渋滞の低減等を図るため、スマートインターチェンジの整備により、既存の高速道路ネットワークを有効活用	

○施策の取組状況

平成26年5月28日に成立した「道路法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第53号)により、スマートインターチェンジにおいて高速道路会社が整備する高速道路区域内の事業について、事業費の一部を国費により補助する制度を創設した。

平成28年5月27日に、7箇所を新規事業化し、平成28年11月末現在、72箇所で開催中(フル化事業中3箇所含む)。

【平成28年度予算(国費) 道路整備費1,663,694百万円の内数】

○課題及び今後の対応の方向性

引き続きスマートインターチェンジの整備を継続して進める。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(2) 我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等

5) 高規格幹線道路網の整備、高速道路ネットワークの有効活用の促進等

オ) 大都市圏の渋滞ボトルネックの対策

○プログラム本文対応箇所

深刻な渋滞の低減を図るため、関係者の意見を広く聴きながら、渋滞ボトルネック箇所等の交通障害箇所の抽出を行い、対策を推進する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
オ) 大都市圏の渋滞ボトルネックの対策 国土交通省				
順次、所要の施策を実施				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 目標 深刻な渋滞の低減を図るため、関係者の意見を広く聴きながら、渋滞ボトルネック箇所等の交通障害箇所の抽出を行い、対策を推進 </div>				

○施策の取組状況

深刻な渋滞の低減を図るため、関係者の意見を広く聴きながら、渋滞ボトルネック箇所等の交通障害箇所の抽出を行い、対策を推進している。

また、ETC2.0等のビッグデータを活用したピンポイント渋滞対策等を実施している。

【平成27年度補正予算(国費) 道路整備費71,000百万円の内数、防災・安全交付金99,701百万円の内数、平成28年度予算(国費) 道路整備費1,663,694百万円の内数、社会資本整備総合交付金898,332百万円の内数、防災・安全交付金1,100,234百万円の内数】

○課題及び今後の対応の方向性

深刻な渋滞の低減を図るため、関係者の意見を広く聴きながら、渋滞ボトルネック箇所等の交通障害箇所の抽出を行い、対策を推進する。

また、ETC2.0等のビッグデータを活用したピンポイント渋滞対策等を実施する。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(2) 我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等

6) 航空物流の利便性向上

ア) 首都圏空港(成田国際空港・東京国際空港)の機能強化

○プログラム本文対応箇所

首都圏空港については、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までの空港処理能力約8万回の拡大に向けた取組を最優先に進めているところ。

国際航空貨物の大宗を担う成田国際(成田)空港においては、航空物流機能の一層の強化を図るため、貨物地区の混雑緩和、動線の簡素化等、効率化の取組を進めるとともに、圏央道の整備も踏まえつつ、将来の貨物需要に応えるための方策を検討する。

東京国際(羽田)空港においては、平成28年冬ダイヤで米国路線の拡大により就航先が増加した国際航空ネットワークや、国内最大のビジネス拠点かつ一大消費地である都心への近接性等の羽田空港の優位性を生かし、事業者と協力しながら品質の維持と貨物の更なる取り込みに向けた利用促進の取組を推進する。

【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
ア) 首都圏空港(成田国際空港・東京国際空港)の機能強化 国土交通省					
成田	年間発着枠を30万回に拡大		首都圏空港の機能強化方策の具体化に向けた協議・方策の実施 首都圏空港の機能強化方策の具体化に係る積極的な広報		
羽田	年間発着枠を44.7万回(うち国際線9万回)に拡大 C滑走路延伸部分の整備		双方向の対話	引き続きの丁寧な情報提供	施設整備 防音工事等
			環境影響 等に配慮 した方策 の策定		
				目標	航空物流の 利便性向上

○施策の取組状況

首都圏空港については、羽田・成田両空港での空港処理能力の75万回化を平成26年度に達成した。また、平成26年8月に関係地方公共団体等が参画する首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会を設置し、羽田空港における飛行経路の見直し等の機能強化方策の具体化について協議を行うなど、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までの空港処理能力8万回の拡大に向けた取組を最優先に進めているところ。平成28年7月には、関係自治体から、羽田空港機能強化に必要な施設整備に係る工事費、環境対策費を国が予算措置することについて理解を得た。

さらに、成田空港においては、仮陸揚貨物の増加等により、貨物取扱量が増加したところ。成田国際空港株式会社においては、これら国際航空貨物需要の取り込みと成田空港の物流施設の機能向上を図るため、平成29年3月の完成を目指し、貨物上屋の拡張工事を実施している。

羽田空港においては、平成26年11月より深夜早朝時間帯の国際線に係る着陸料の軽減措置を実施したことや、平成27年度の中国便等の新規就航による結果、取扱貨物量が大きく増加している。また、平成28年冬ダイヤにおける米国路線の拡大により、更なる取扱貨物量の増加が見込まれる。東京国際エアカーゴターミナルでは、効率的なオペレーションの為に上屋内作業レイアウトの変更やトラック待機場の増設等を実施し、増加するペリー貨物に対して、品質の維持と更なる貨物の取り込みに向け利用促進の取組を行っている。

○課題及び今後の対応の方向性

首都圏空港の機能強化について、羽田空港については、2020年までに飛行経路の見直し等により空港処理能力を約4万回拡大するため、必要となる施設整備等を実施し、成田空港については、成田国際空港株式会社と連携し、2020年までに空港処理能力を約4万回拡大するため、高速離脱誘導路の整備等に取り組む。

成田空港においては、空港の更なる機能強化についての議論や圏央道の整備の進捗などを踏まえ、物流事業団体や空港周辺自治体とも連携しながら、将来の貨物需要に応えるための上屋再配置等、物流機能強化に向けた方策や、増大する仮陸揚貨物を更に取り込むための方策について検討していく。

羽田空港においては、引き続き、深夜早朝時間帯の国際線に係る着陸料の軽減措置の継続や、平成28年冬ダイヤにおける米国路線の拡大により、更なる取扱貨物量の増加が見込まれる。将来の貨物需要に応えるため、品質維持の為に作業人員や運営機材等のオペレーション体制の強化、貨物の更なる取り込みに向けた拡張用地での追加施設の整備等を柔軟に検討実施し、利用促進の取組を推進する。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(2) 我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等

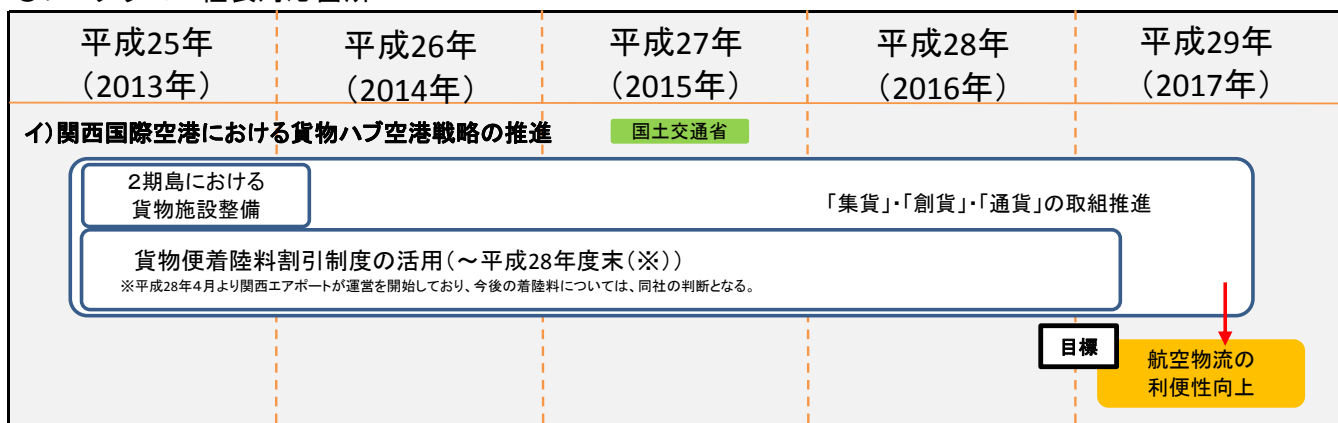
6) 航空物流の利便性向上

イ) 関西国際空港における貨物ハブ空港戦略の推進

○プログラム本文対応箇所

関西国際空港については、航空貨物の国際ネットワークにおける拠点空港化・中継空港化を実現するため、貨物空港ハブ化のための施設整備や、物流コスト低減に資する料金戦略を実施するとともに、フォワーダー・経済界・自治体との連携や特区制度の活用により、物流ルートの呼び込みや新たな航空貨物需要を創出する取組を推進する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

関西国際空港の貨物ハブ空港戦略の推進のため、以下の取組を実施している。

- ① 国際トランジット貨物の戦略的誘致に資する取組
 - ・平成26年3月末に新関空会社が整備する延床面積25,000㎡のFedEx専用施設が完成し、平成26年夏スケジュールから運用開始
- ② 深夜貨物便ネットワークの拡充に資する取組
 - ・平成24年7月に国際線貨物便の深夜・早朝割引、同年10月に国際線着陸料引下げを実施(継続中)
 - ・関西国際空港全体構想促進協議会による貨物支援制度の活用
- ③ 関空を核とした国際物流の活性化に資する取組
 - ・平成22年9月から医薬品専用共同定温庫の供用開始
 - ・平成25年3月から関西イノベーション国際戦略総合特区の取組みの一環で薬監証明電子化
 - ・平成27年5月から医薬品輸出梱包対応施設の供用開始
 - ・平成27年8月から定温庫を備えた大規模輸出保税上屋の供用開始
 - ・関西及び日本の食の輸出に係る取組の強化(「関西フードエクスポート&ブランディング協議会」の設立(平成26年4月)等)

○課題及び今後の対応の方向性

平成24年10月に新関空会社は中期経営計画において、貨物ハブ空港戦略を重点プロジェクトの1つとして位置づけており、当該計画では、航空貨物の国際ネットワークにおける拠点空港・中継空港を実現するため、フォワーダー等との連携や特区制度の活用等による物流ルートと呼び込む「集貨」、経済界、自治体等との連携により新たな航空需要を創出する「創貨」、フォワーダーや航空会社の拠点機能の誘致等により、関西発着及びアジア・北米間の貨物輸送の中心となる貨物ハブ空港を実現する「通貨」等に取り組み、FedExに続くエアライン・フォワーダーの拠点誘致を目指すこととしていた。

平成28年4月より関西エアポートによる運営が開始されたが、同社においても着実にこれらの取組の具体化を図っていく予定である。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(2) 我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等

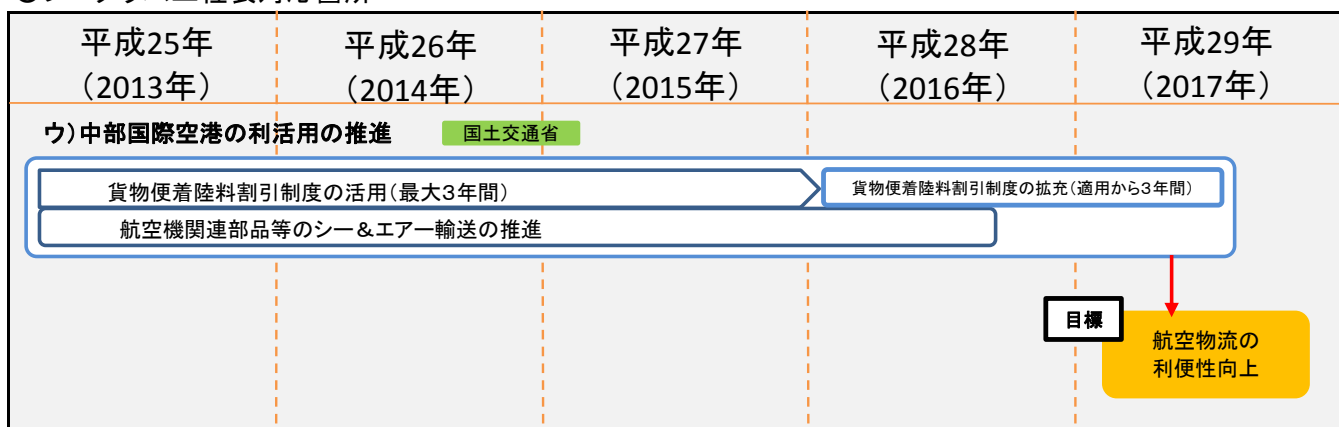
6) 航空物流の利便性向上

ウ) 中部国際空港の利活用の推進

○プログラム本文対応箇所

ものづくりの一大拠点である中部圏の国際拠点空港として、地域の需要に対応できる利便性の高い貨物ネットワークの再構築を目指し、貨物便着陸料割引制度の拡充、航空機関連部品等のシー&エア輸送による拠点機能の強化を実施するとともに、関係者による一層の連携を図りつつ、地域一体による総合的な利用促進策の展開を図る。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

中部国際空港の利活用を推進するため、以下の取組を実施している。

①国際航空貨物ネットワークの拡充に資する取組

中部国際空港株式会社では、中部国際空港利用促進協議会が推進している「フライ・セントレア・カーゴ」事業と一体となって地域の貨物便のネットワーク構築に取り組んでおり、平成23年4月より国際貨物便に対する着陸料割引制度(新規・増量割引)を導入した。

また、平成25年4月からは従来の制度に加え、国際線貨物便の拠点化の促進を目指し、新たな割引制度として、国際線貨物便に対する拠点化促進割引を導入することにより、ポラーエアカーゴの新規就航・拠点化が実現した。

平成28年4月からは、国際線貨物便に対する拠点化促進割引を引き続き実施するとともに適用期間の拡大を実施している。

②新規航空貨物の開拓に資する取組

航空機関連部品等のシー&エア輸送による拠点機能の強化のため、平成26年3月にドリームリフター・オペレーションズ・センターが本格稼働した。

また、航空機月産機数の増加に伴う機能拡充のため、平成28年7月にドリームリフター・オペレーションズ・センター2を隣接地に新たに整備した。

中部国際空港では平成28年4月より、国際線貨物便の新たな割引制度として、新規就航増量割引、大型機材割引を実施している。

中部国際空港利用促進協議会が推進している「フライ・セントレア・カーゴ」事業では、従来の支援事業に加え、卸売市場輸出拠点化促進プランにより、地域の卸売市場と中部国際空港間での輸送に対して支援を行うことにより、地元農水産物・食品の輸出拡大を図る。

○課題及び今後の対応の方向性

地域との協働による「路線誘致」と「需要開拓」の相乗効果を発揮する施策を推進し、就航路線の安定した需要の確保に努めるとともに、新たな路線や中部国際空港を拠点とする航空会社の誘致などにも取り組み、更なる量的・質的成長の実現を目指す。

また、B787型機の生産本格化の動きを捉え、航空機関連貨物の需要拡大等に的確に対応する施設整備等に戦略的に取り組む。

担当省庁:国土交通省(航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港政策室)

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(2) 我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等

6) 航空物流の利便性向上

エ) 那覇空港の機能強化

○プログラム本文対応箇所

アジアにおける国際航空貨物の拠点として、貨物取扱量が増加する中、平成26年1月に工事着手した滑走路増設については、平成31年末までの工事完了、平成32年3月31日の供用開始を目指し、事業を推進する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
				<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">目標</div> <div style="background-color: #FFD700; padding: 5px; display: inline-block;">航空物流の 利便性向上</div>
エ) 那覇空港の機能強化 国土交通省				
滑走路増設事業(～平成31年度)				

○施策の取組状況

那覇空港滑走路増設事業については、平成26年1月に工事着手し、平成28年度についても引き続き事業を推進している。

【平成28年度予算(国費) 330億円】

○課題及び今後の対応の方向性

平成31年末の工事完了及び平成32年3月31日の供用開始を目指して、引き続き事業を推進する。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(2) 我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等

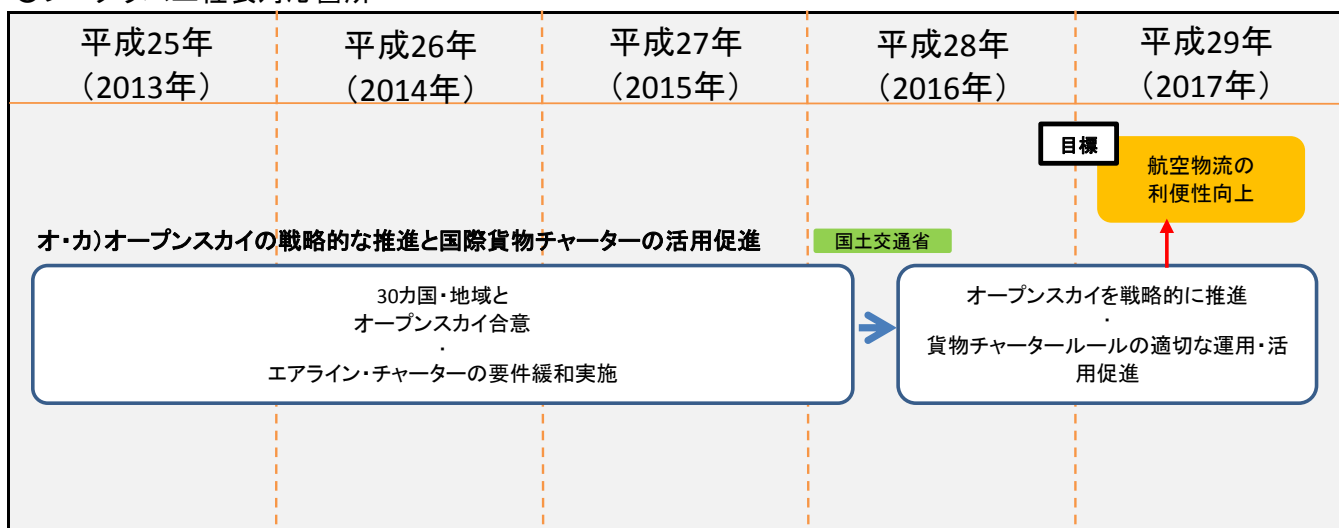
6) 航空物流の利便性向上

オ) オープンスカイの戦略的な推進

○プログラム本文対応箇所

平成22年10月以降、30カ国・地域との間で首都圏空港を含むオープンスカイに合意し、航空貨物輸送についてもより自由な枠組みを設定してきており、今後もオープンスカイを戦略的に推進する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

平成28年5月にスペイン、ラオス、カンボジアと新たに合意し、首都圏空港を含むオープンスカイに合意したのは計30カ国・地域となった。

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、アジアなど海外の旺盛な経済成長を取り込みつつ、世界的な航空自由化に伴う競争環境の変化に対応するため、オープンスカイを戦略的に推進する。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(2) 我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等

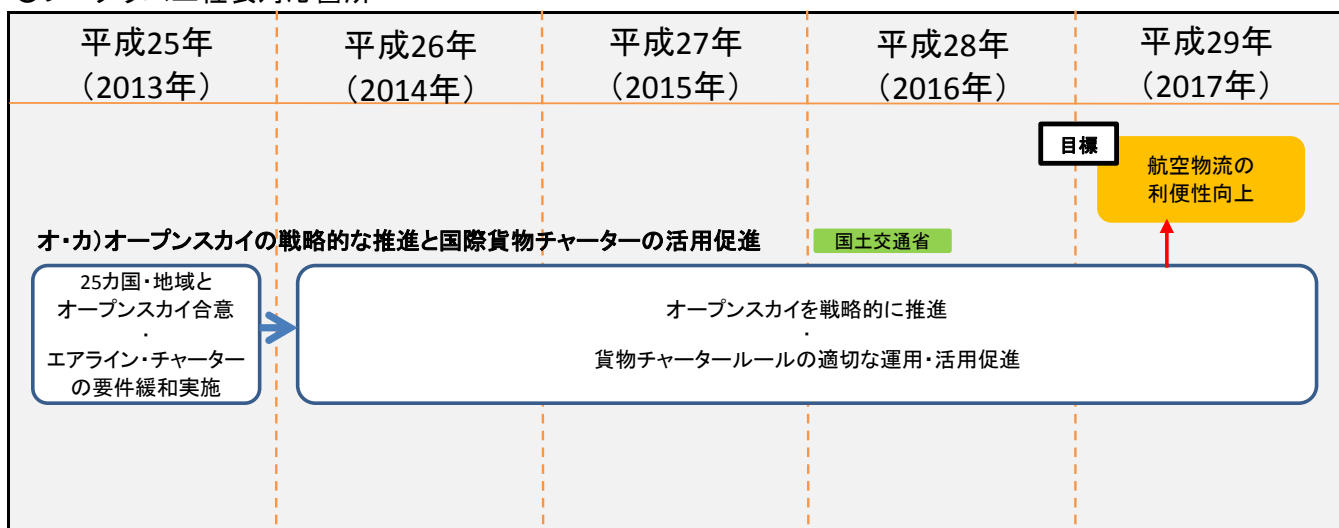
6) 航空物流の利便性向上

カ) 国際貨物チャーターの活用促進

○プログラム本文対応箇所

チャーターの活用促進に関しては、2度にわたりエアライン・チャーター制度の要件緩和を実施(平成25年5月16日付け及び平成28年3月25日付けで通達を改正)しており、引き続き、国際貨物チャーター等、制度の適切な運用を実施する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

国際貨物チャーターについては、平成25年5月16日付け及び平成28年3月25日付けで改正した通達(エアライン・チャーター制度の要件緩和を実施)に基づき制度の適切な運用を行い、活用の促進を図っている。

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き制度の適切な運用を実施していくとともに、航空事業者等からの要望を聴取し、必要に応じて要件緩和等の制度改正に取り組むこととする。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(2) 我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等

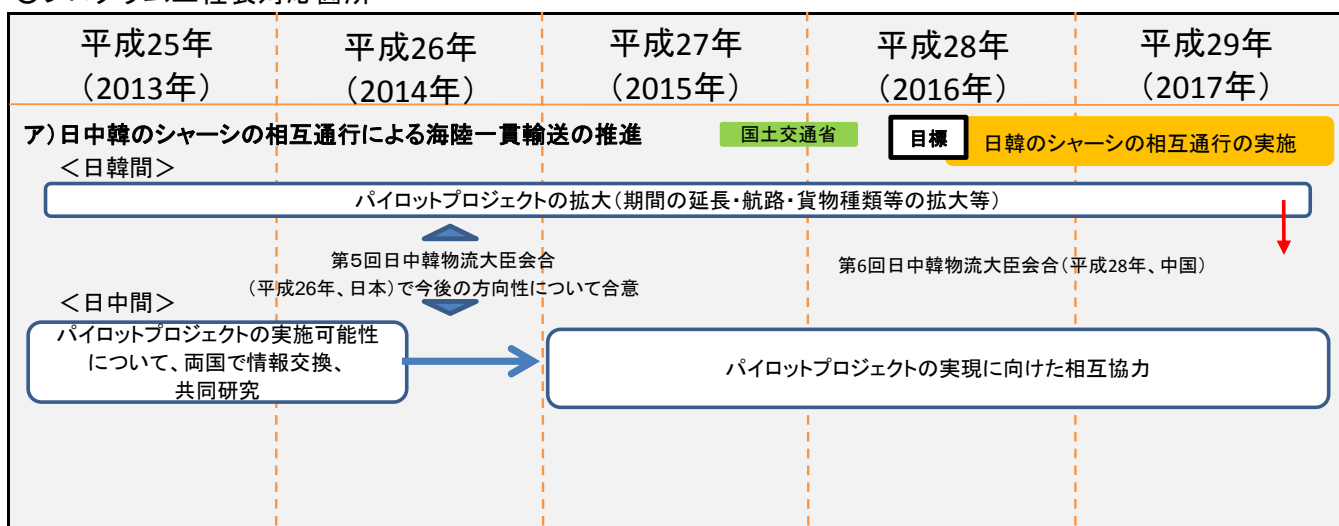
7) 国内・国際複合一貫輸送の実現

ア) 日中韓のシャーシの相互通行による海陸一貫輸送の推進

○プログラム本文対応箇所

日中韓物流大臣会合の枠組みを通じて、一方の国のシャーシが海上輸送を経て相手国の国内を通行することを相互に可能にすることにより、国境を越えた効率的でスピーディーな海陸一貫輸送を実現する。日韓間においては、パイロットプロジェクトを推進・拡大し、また、シャーシの相互通行実施のための制度構築に向け、両国で協議・検討する。日中間においては、パイロットプロジェクトの実施可能性について、両国で協議・検討する。
【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

＜日韓間＞

日韓間においては、パイロットプロジェクトを実施しており、釜山ー下関、釜山ー博多航路を用いて、日本のシングルナンバーシャーシ20台、日韓ダブルナンバーシャーシ32台が運行している。

平成27年12月に専門家会合を開催し、パイロットプロジェクトの拡大について検討した。

また日本のシングルナンバーシャーシの韓国内での走行に関する特例措置の期限について韓国が平成30年12月まで延長した。

＜日中間＞

パイロットプロジェクトの実現可能性について、両国で情報交換を実施している。

平成27年10月に日本、中国両方の車両安全基準を満たしたシャーシが完成した。

○課題及び今後の対応の方向性

＜日韓間＞

日韓間においては、パイロット事業の拡大(航路・貨種)に向けた可能性について検討する。

また、荷主・物流事業者のニーズを踏まえつつ、新たなパイロットプロジェクトの実現可能性(対象貨物の拡大、航路の拡大)について、専門家会合等を通じて、両国で協議する。

＜日中間＞

日中間においては、パイロットプロジェクトの実現可能性について、専門家会合等を通じて、両国で協議する。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(2) 我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等

7) 国内・国際複合一貫輸送の実現

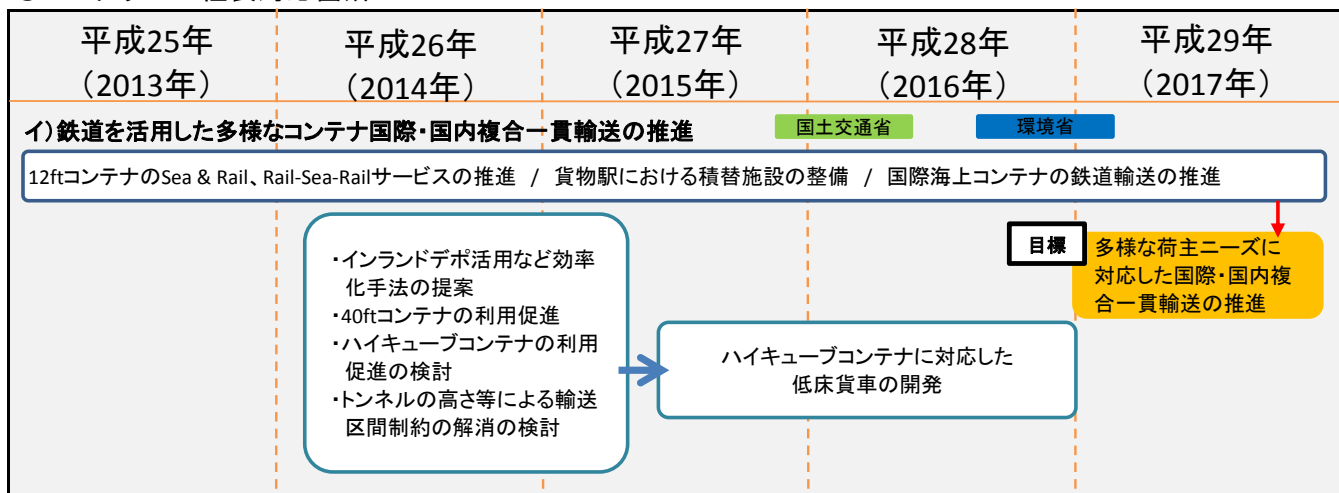
イ) 鉄道を活用した多様なコンテナ国際・国内複合一貫輸送の推進

○プログラム本文対応箇所

国際海上コンテナの国内輸送におけるトラックから鉄道への転換(モーダルシフト)を推進するため、輸出入荷主・物流事業者等に対し貨物駅でのインランドデポ活用など効率化手法の提案等に取り組むとともに、40ftコンテナの利用促進を図る。なお、ハイキューブコンテナについては、トンネルの高さ等の制約に対応する低床化した貨車の開発・試験的導入を行い、鉄道輸送を可能とするための実用性等の検証を行う。また、中長期的な課題として、貨物駅と港湾の結節の強化に向けた検討を、引き続き行う。

東アジアとの国際物流の増加に対応し、近距離の国際物流において利用が増加しつつある多頻度・小ロット輸送に適した12ftコンテナについて、鉄道貨物輸送とRORO船、フェリー航路や韓国の鉄道会社とが連携し、Sea & Rail、Rail-Sea-Railサービスを推進する。また、国際海上コンテナで輸入された部品等を日本国内各地の工場へ仕分発送するニーズに対応し、需要を見極めつつ貨物駅における12ftコンテナへの積替施設の整備を図る。【国土交通省・環境省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

国土交通省と環境省が連携し、国際海上コンテナの国内輸送における鉄道輸送の促進に向け、鉄道へのニーズや課題等について調査を実施するとともに、国土交通省において学識経験者・荷主・物流事業者等からなる「輸出入コンテナ貨物の鉄道輸送促進に向けた調査会」を開催し、ショートドレイジの効率化やハイキューブコンテナに対応した低床貨車の導入等の具体的方策の方向性について検討し、平成27年3月に報告書を取りまとめた。

これを踏まえ、平成27年度から平成28年度にかけて、国土交通省と環境省との連携によりハイキューブコンテナの鉄道輸送を可能とする低床化した貨車の開発を行い、技術的知見について報告書を取りまとめた。

JR貨物においてRORO船、フェリー各社の接続航路が分かる新規パンフレットを作成し、輸送商品の販売強化を図った。また、ハイキューブコンテナの利用に向け、関係各所と安全問題に関し協議を進めている。

また、国際海上コンテナの貨物駅における12ftコンテナとの積替えについては、東京貨物ターミナル駅及び横浜本牧駅構内のCFS(コンテナ・フレート・ステーション)積替施設を活用し、国際輸出入貨物の取扱いの増大を

○課題及び今後の対応の方向性

低床貨車の開発において取りまとめた技術的知見の活用等を通じて、低床貨車の実用化に向けた更なる検討を促進することにより、国際海上コンテナの国内輸送におけるモーダルシフトを促進する。

また、JR貨物において、貨物駅における国際海上コンテナから12ftコンテナへの積替えは、既存のCFSの利用拡大のため、混載事業者との連携強化や取扱い個数能力の強化等を図る。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(2) 我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等

7) 国内・国際複合一貫輸送の実現

ウ) 特殊車両の通行許可手続の円滑化に向けた検討

○プログラム本文対応箇所

韓国や中国との間で実施され、又は検討されているシャーシの相互運行等にも資することとなるよう、特殊車両の通行許可手続の円滑化に関する検討を進める。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
ウ) 特殊車両の通行許可手続の円滑化に向けた検討		国土交通省		
所要の検討の実施				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 目標 韓国や中国との間で実施され、又は検討されているシャーシの相互運行等にも資することとなるよう、特殊車両の通行許可手続の円滑化に関する検討を実施 </div>				

○施策の取組状況

平成26年10月に大型車の通行を誘導すべき道路の区間(大型車誘導区間)を指定し、当該道路に係る通行許可について、国による一括審査を実施し、許可までの期間を短縮した(20日間→3日程度)。平成28年4月には、物流の国際競争力の強化を図るため、国際戦略・拠点港湾とのラスト1マイルを追加した。

加えて、平成28年1月より、大型車誘導区間を通行するETC2.0を搭載した大型車両の通行許可を簡素化する制度の運用を開始した。

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、大型車誘導区間について、更なるラスト1マイルを検討・追加する。

また、特車通行許可について、電子データを活用した自動審査システムの強化を図り、審査の迅速化を図る。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(2) 我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等

7) 国内・国際複合一貫輸送の実現

エ) 複合一貫輸送のさらなる効率化

○プログラム本文対応箇所

物流効率化とともにモーダルシフトによる温室効果ガス排出削減にも寄与する複合一貫輸送ターミナルの整備により、輸送のサービス水準を向上する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
エ) 複合一貫輸送のさらなる効率化		国土交通省		
物流効率化とともにモーダルシフトによる温室効果ガス排出削減にも寄与する複合一貫輸送ターミナルの整備を推進				
			目標	効率的な国内・国際複合一貫輸送の実現

○施策の取組状況

物流効率化とともにモーダルシフトによる温室効果ガス排出削減にも寄与する複合一貫輸送ターミナル(※)の整備により、輸送のサービス水準の向上に取り組んでいる。

【平成28年度予算(国費) 港湾整備事業2,317億円の内数】

※複合一貫輸送：特定の貨物が船舶、鉄道、自動車、航空機など種類の異なる2つ以上の輸送手段により相次いで運送される場合を複合輸送というが、この場合において、荷送人の戸口で貨物が詰められ、かつ封印された貨物を輸送の中継地で一度も開封することなく荷受人の戸口まで単一の運送人の一元的な責任管理の下に届けることを指す。

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、物流効率化とともにモーダルシフトによる温室効果ガス排出削減にも寄与する複合一貫輸送ターミナルの整備を推進する。

担当省庁：国土交通省(港湾局計画課)

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(2) 我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等

8) アジア物流圏における海上運送の効率化

ア) 海上輸送拠点の強化

○プログラム本文対応箇所

経済のグローバル化の進展やアジア地域の急速な発展により、急増する中国を中心とした東アジアの物流に関し、立地環境等において優位性のある地域を中心とした迅速かつ低廉な輸送体系を戦略的に構築するための港湾施設の整備等を進める。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
ア) 海上輸送拠点の強化 国土交通省				
東アジアの物流に関し立地環境等において優位性のある地域において、国際物流ターミナルの整備等を推進				
				<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">目標</div> <div style="background-color: #FFD700; padding: 5px;">東アジアの物流に関し、迅速かつ低廉な輸送体系の構築</div>

○施策の取組状況

経済成長著しい対岸諸国と地理的に近接する日本海側港湾において、既存施設を活用しつつ、伸ばすべき機能の選択と施策の集中及び港湾間の連携を通じて、対岸諸国の経済発展を我が国の成長に取り入れるとともに、東日本大震災を踏まえた災害に強い物流ネットワークの構築を図った。
【平成28年度予算(国費) 港湾整備事業2,317億円の内数】

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、日本海側港湾において、既存施設を活用しつつ、伸ばすべき機能(「コンテナ」、「フェリー・RORO」など)の選択と施策の集中や港湾間の連携を通じた取組等を推進する。

担当省庁: 国土交通省(港湾局計画課)

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(2) 我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等

9) 鉄道・内航海運の基盤整備等の推進

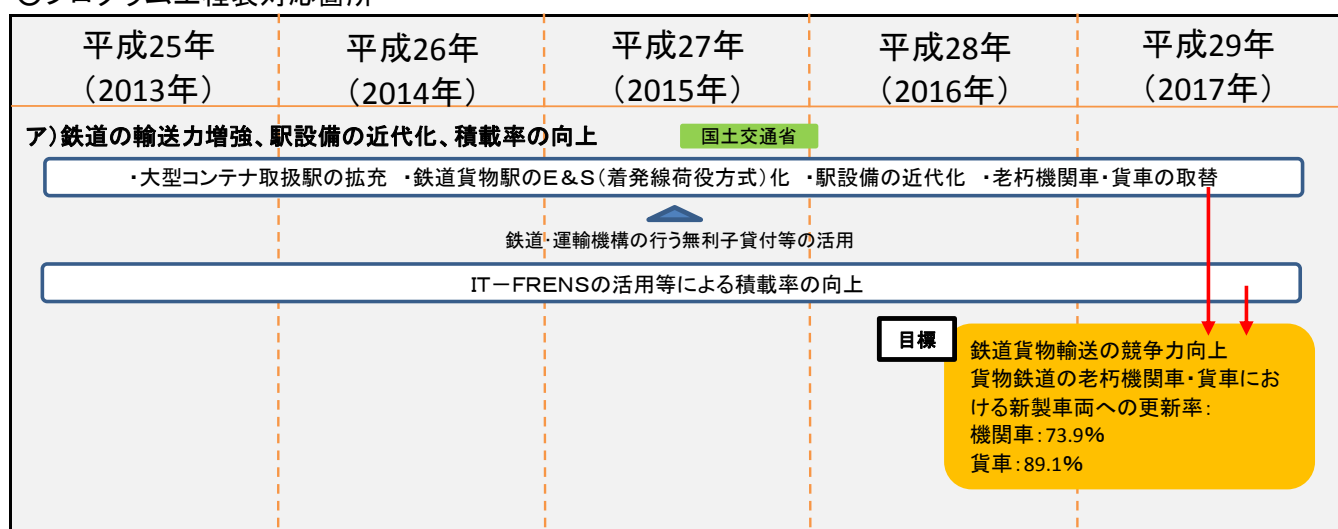
ア) 鉄道の輸送力増強、駅設備の近代化、積載率の向上

○プログラム本文対応箇所

環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送へのモーダルシフトを促進するため、輸送機材強化・更新等による輸送能力の拡大、20ftコンテナ、31ftコンテナ、40ftコンテナ等の大型コンテナ取扱駅の拡充及び鉄道貨物駅のE&S(着発線荷役方式)化、入換の効率化等、駅設備の近代化を推進する。

また、IT-FRENS(貨物列車の予約の管理と申込の最適化を行うシステム)を活用し、個々の荷主の需要に応じた輸送枠調整を行うこと等で積載率の向上を図る。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

JR貨物の老朽化した施設の更新等の設備投資に対し、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定の利益剰余金を活用し、平成23年度から7年間にわたり700億円の無利子貸付を行っており、これにより老朽機関車・貨車の更新を支援している。

老朽機関車の更新率: 53.1%(平成24年度) → 66%(平成27年度末)

老朽貨車の更新率: 73.2%(平成24年度) → 87%(平成27年度末)

また、税制支援(JR貨物が取得した高性能機関車・コンテナ貨車(国鉄から承継した車両の更新に限る)に対する固定資産税の課税標準を5年間3/5に軽減)について、2年間の延長をしたところ。

JR貨物にあっては、休日の積載率の悪い列車に他駅から発送されるコンテナを誘導し、中継輸送の割合を高めることで、積載率の向上を図った。

○課題及び今後の対応の方向性

今後とも鉄道貨物輸送の競争力向上を図るため、必要な財政支援を引き続き継続していく。

また、必要に応じて新型貨車や高性能機関車の導入に対する税制上の支援措置を検討する。

JR貨物にあっては、定期的に列車の曜日毎の積載率を把握し、積載率の悪い列車への貨物誘導を進めることで、積載率の向上を図る。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(2) 我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等

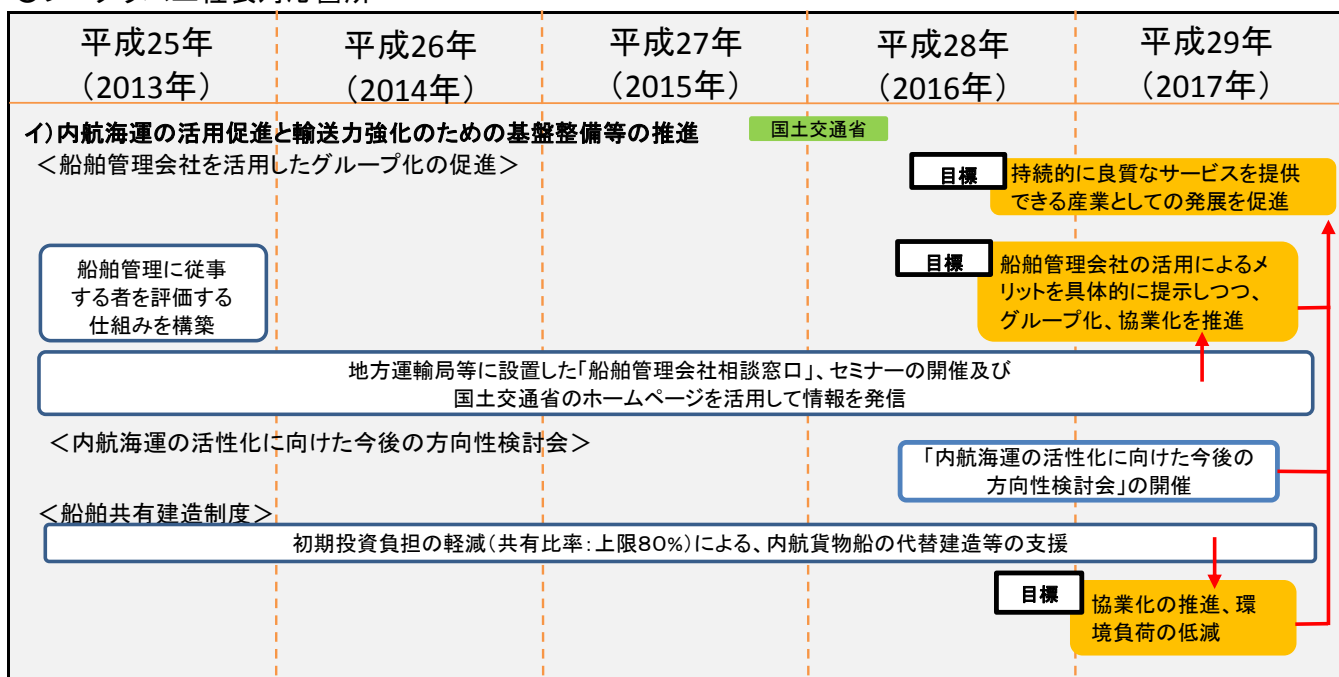
9) 鉄道・内航海運の基盤整備等の推進

イ) 内航海運の活用促進と輸送力強化のための基盤整備等の推進

○プログラム本文対応箇所

「内航海運代替建造対策検討会」において取りまとめた「内航海運における代替建造促進に向けた施策の方向性」に基づき、船舶管理会社の活用を促進するため、「内航海運における船舶管理業務に関するガイドライン」の策定・公表、船舶管理会社のガイドラインへの適合性評価手法の導入による船舶管理サービスの「見える化」を図った。また、交通政策審議会海事分科会基本政策部会のとりまとめを踏まえ、船舶管理会社の活用を含む内航海運事業者のグループ化や集約化による経営基盤の更なる推進を図るとともに、「内航海運の活性化に向けた今後の方向性検討会」を設置し、内航海運の産業としての持続的発展を促進するよう必要な方策の検討を行う（グループ化や集約化についてもこの検討の中で再検証を行う。）。加えて、共有建造制度などにより、内航船舶の代替建造等を促進する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

＜船舶管理会社を活用したグループ化の促進＞

船舶管理会社を活用したグループ化の促進に当たって、地方運輸局等に相談窓口を設置し、内航海運事業者からの相談に適切に対応している。また、平成27年2月には船舶管理会社の団体と、現状の総括や優良事例を踏まえた類型化による整理の方向性等、更なる普及促進に向けた意見交換を実施した。更に、27年7月の交通政策審議会海事分科会基本政策部会のとりまとめにおいて、グループ化の取り組みに向けた方向性として、専門性や相互扶助等、経営上共通の有効性や必要性に即した類型化形態を設定し、その中から効果的な取組みを見出すことが示された。

＜「内航海運の活性化に向けた今後の方向性検討会」の設置＞

平成28年4月に設置した「内航海運の活性化に向けた今後の方向性検討会」において、内航海運が安全・良質な輸送サービスを持続的に提供できる産業として発展していくために取り組むべき方向性について幅広い関係者で議論を実施。7月には早急に着手すべき取組について、中間とりまとめとして整理した。

＜船舶共有建造制度＞

資金調達の一環として財政投融資資金を要求するとともに、鉄道・運輸機構の船舶共有建造制度による代替

○課題及び今後の対応の方向性

<船舶管理会社を活用したグループ化の促進>

中小零細な事業者が9割を占める内航海運事業者の基盤強化の観点からは、船舶管理会社を通じたグループ化を促進する必要がある。このため、引き続き、地方運輸局等に設置した相談窓口や各地方で実施するセミナー等を活用して船舶管理会社の活用について情報発信していく。一方で、内航海運事業者のグループ化や集約化に向けて顕在化している課題の解消に大きな進展がみられない面もあることから、下記の検討会の中で位置づけやあり方の再検証を行う。

<内航海運の活性化に向けた今後の方向性検討会>

「内航海運の活性化に向けた今後の方向性検討会」において示された「安定的輸送の確保」と「生産性の向上」の二つの方向性の実現に向けて具体的な方策の検討を行うとともに、平成29年6月頃を目途に最終とりまとめを行う予定。

<船舶共有建造制度>

中小零細な事業者が9割を占める内航海運事業者の担保・技術力の不足を補い、政策意義の高い船舶の建造を支援するため、引き続き、共有建造制度を用いた代替建造を促進する。

担当省庁：国土交通省（海事局内航課、総務課企画室）

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(2) 我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等

10) 資源の有効活用につながる静脈物流拠点の整備

ア) リサイクルポート施策の推進

○プログラム本文対応箇所

循環型社会形成推進基本計画等に基づき、循環資源の広域流動の拠点となる港湾をリサイクルポートに指定し、岸壁等の港湾施設の確保や官民連携の促進により、海上輸送による静脈物流ネットワークを形成し、循環型社会の構築に寄与する。【国土交通省・環境省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
ア) リサイクルポート施策の推進		国土交通省	環境省	
<ul style="list-style-type: none"> ・循環資源の広域流動の拠点となる港湾をリサイクルポートに指定し、物流拠点整備を支援 ・岸壁等の港湾施設の確保や官民連携の促進を実施 				
<p style="text-align: right;">目標 海上輸送による静脈物流ネットワークを形成し、循環型社会の構築に寄与</p>				

○施策の取組状況

岸壁等の港湾施設の確保、積替・保管施設等の整備に対する支援(補助金)、循環資源の取扱いに関する運用等の改善及び官民連携の促進(リサイクルポート推進協議会の活用など)等の施策を継続的に実施している。また、平成26年度より、静脈物流のモーダルシフト及び輸送効率化を推進し、二酸化炭素排出量の削減を図るとともに、循環型社会の構築に寄与することを目的として、国土交通省及び環境省が連携し、モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業(補助金)を開始した(平成26年度:2件採択、平成27年度:3件採択、平成28年度2件採択)。
【平成28年度予算(国費) 港湾整備事業2,317億円の内数等、モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業3.5億円】

○課題及び今後の対応の方向性

海上輸送による静脈物流ネットワークの形成を更に促進するため、引き続きリサイクルポート施策を推進する。

担当省庁: 国土交通省(港湾局海洋・環境課)、環境省(大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(2) 我が国の立地競争力強化に向けた物流インフラ等の整備、有効活用等

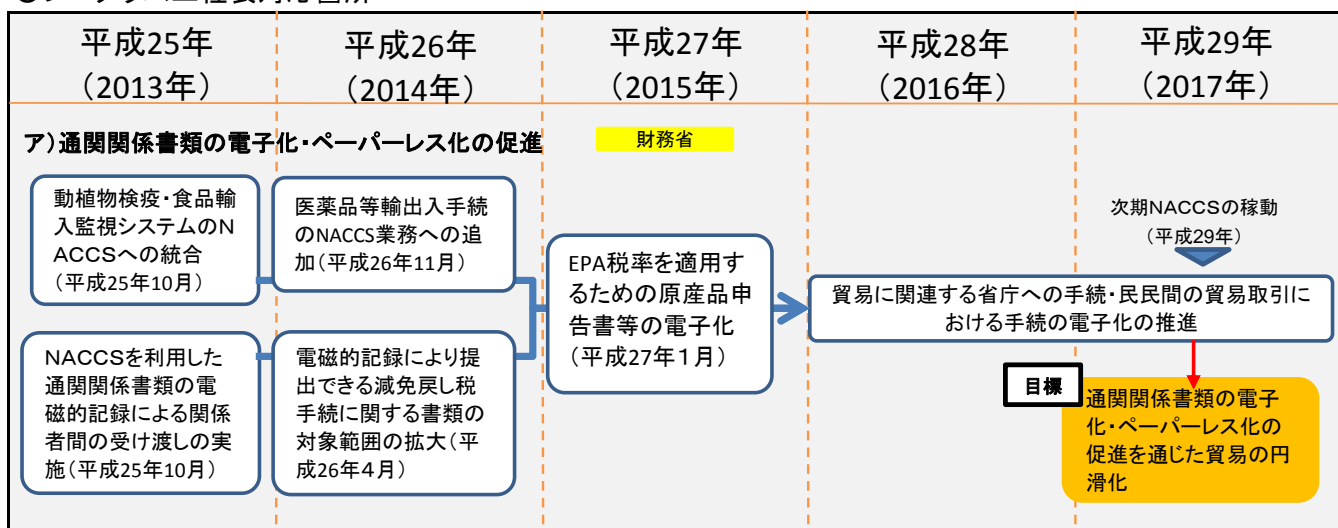
11) 貿易円滑化に向けた取組

ア) 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進

○プログラム本文対応箇所

NACCSを利用した通関関係書類の電磁的記録による関係者間の受け渡しを可能とするとともに、貿易に関連する省庁への手続及び民間の貿易取引における手続の電子化の推進により、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化を促進する。また、AEO事業者による輸出入申告官署の自由化については、平成29年秋の施行に向けて必要な作業を進める。【財務省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

平成25年10月からNACCSを利用した通関関係書類の電磁的記録による関係者間の受け渡しの実施を可能とするとともに、厚生労働省の食品衛生手続システム(FAINS)、農林水産省の植物防疫手続システム(PQ-NETWORK)及び動物検疫手続システム(ANIPAS)をNACCSへ統合した。

平成26年4月から、電磁的記録により提出できる減免戻し税手続に関する書類の対象範囲を拡大した。

平成26年11月から医薬品等輸入手続をNACCS業務に追加した。

平成27年1月からEPA税率を適用するための、メキシコ、スイス、ペルー協定に基づく認定輸出者が行う原産地申告及びオーストラリア協定に基づく原産品申告書について、電磁的記録による提出を可能とした。

また、平成28年通常国会において、「輸出入申告官署の自由化」及び「通関業制度の見直し」に係る関税法、通関業法の改正を実施。

○課題及び今後の対応の方向性

目標として掲げている通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進を通じた貿易の円滑化を達成するため、通関関係書類の電磁的記録による提出の更なる促進に取り組むとともに、貿易に関連する省庁への手続の電子申請率の向上、民間の貿易取引の電子化の推進を行うなど、電子化の促進に向け取り組んでいる。また輸出入申告官署の自由化については、平成29年秋の施行に向けて必要な作業を進める。

担当省庁: 財務省(関税局業務課)

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(3) 荷主・物流事業者の連携による物流の効率化と事業の構造改善

1) 荷主・物流事業者間の契約における責任等の明確化等

ア) 荷主・物流事業者の連携による物流効率化

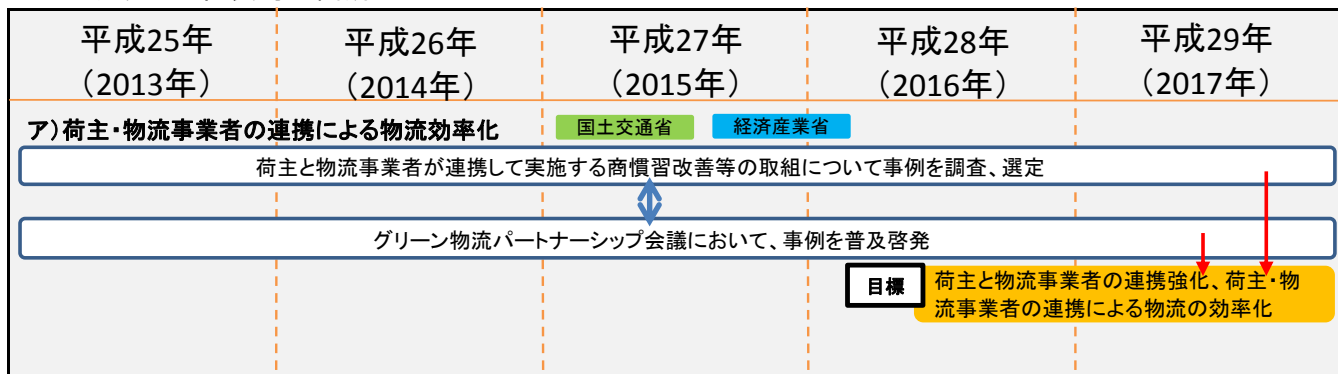
○プログラム本文対応箇所

製・配・販連携協議会や食品ロス削減のための商習慣検討ワーキングチームの取組など事業者団体等が主体的に行う商慣習改善等の取組を進めるとともに、グリーン物流パートナーシップ会議等を活用して荷主・物流事業者に情報提供を行う。

また、荷主と物流事業者が連携して実施する商慣習改善等の優良事例について、グリーン物流パートナーシップ会議を活用して荷主・物流事業者に普及啓発を行う。【国土交通省・経済産業省】

さらに、社会資本整備審議会・交通政策審議会答申(平成27年12月25日)等を踏まえ、平成28年通常国会で改正された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(物流総合効率化法)に基づき、荷主・物流事業者や国、自治体等の多様な関係者の間で新たな連携を構築し、社会システムとしての物流システムの更なる効率化・最適化を図るための取組を推進する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

平成27年度の製・配・販連携協議会では、返品削減、賞味期限の年月表示化/リードタイム最適化、配送最適化に関する議論を行うため、加工食品/日用品の2つのワーキンググループを設置し、食品ロス原因の一つとして挙げられる小売・卸売からメーカーへの返品に関して実態調査及び返品削減に向けた取組を実施した。加えて、商慣行等の改善に向けた議論も行った。

特に、配送最適化に関しては、商品配送時の人員・トラック手配の最適化の事例や、製・配・販の業務連携のために発注から納品までのリードタイムを最適化した事例等のベタープラクティスを共有し、総会にて公表した。また、コンテナラウンドユースに関する取組事例の共有も実施した。

平成28年度には、加工食品/日用品に関する配送効率化の進め方の手引書を作成するほか、サプライチェーンイノベーション大賞表彰を行い、優良事例の表彰を行うことでサプライチェーン効率化の普及促進を図った。

グリーン物流パートナーシップ会議の表彰事例については、取組の概要をグリーン物流パートナーシップ会議のホームページに掲載し、広く事業者への普及啓発を行っている。

社会資本整備審議会・交通政策審議会答申(平成27年12月25日)を踏まえて成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律」により、様々な取組を同法の対象にできるよう枠組を柔軟化し、二以上の者の連携を前提に、輸送の効率化や共同化、輸送と保管の連携の取組を推進する。

○課題及び今後の対応の方向性

今後も、荷主と物流事業者が連携した物流効率化の取組や商慣行等の改善の取組を推進していく必要がある。

このため、製・配・販連携協議会や食品ロス削減のための商習慣検討ワーキングチームの取組など事業者団体等が主体的に行う商慣習改善等の取組を、グリーン物流パートナーシップ会議等を活用して荷主・物流事業者に情報提供し、一層の物流の効率化を推進していく。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(3) 荷主・物流事業者の連携による物流の効率化と事業の構造改善

1) 荷主・物流事業者間の契約における責任等の明確化等

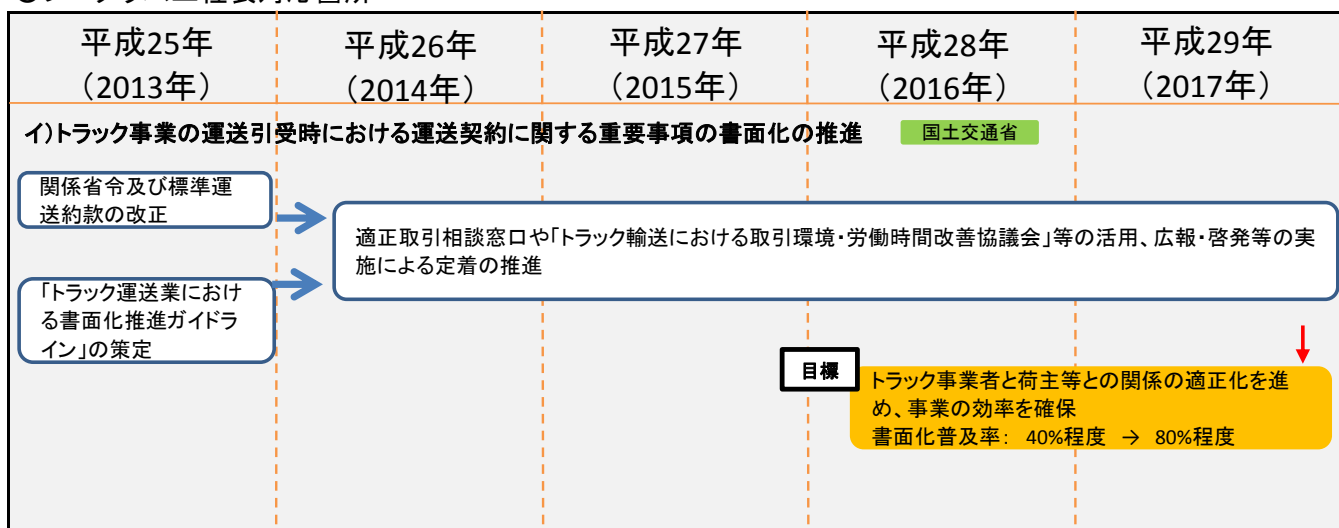
イ)トラック事業の運送引受時における運送契約に関する重要事項の書面化の推進

○プログラム本文対応箇所

トラック事業においては、短時間での効率的な輸送、附帯業務(貨物の荷造り、仕分け等)の実施など荷主等の多様化するニーズへの対応が求められている。一方、その運送契約については、いわゆる口頭契約により運送条件をあいまいな形で締結する等、ミスマッチに伴う非効率な取引形態が少なからず見られるため、書面により当事者が諸条件を確認、合意する必要がある。

このため、「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」の普及啓発等により、運送契約の書面化を図り、トラック事業者と荷主等との関係の適正化を進めるとともに、トラックの事業の改善を図る。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

適正取引の確保及び安全を阻害する行為の防止に向け、貨物自動車運送事業輸送安全規則(省令)の改正(平成26年4月1日施行)において、考え方を規定するとともに、「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」を制定(平成26年1月22日)し、運送契約に際して、重要事項について、荷主とトラック運送事業者の間で書面で共有することをルール化した。また、標準貨物自動車運送約款の改正や経済団体、元請・利用運送事業者団体に対して、安全阻害行為の防止、書面化等への協力を文書にて要請した。

○課題及び今後の対応の方向性

今後も書面化の普及・定着に向け、関係者間における問題意識等の共有による一層の適正取引の推進を図ることとしている。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(3) 荷主・物流事業者の連携による物流の効率化と事業の構造改善

1) 荷主・物流事業者間の契約における責任等の明確化等

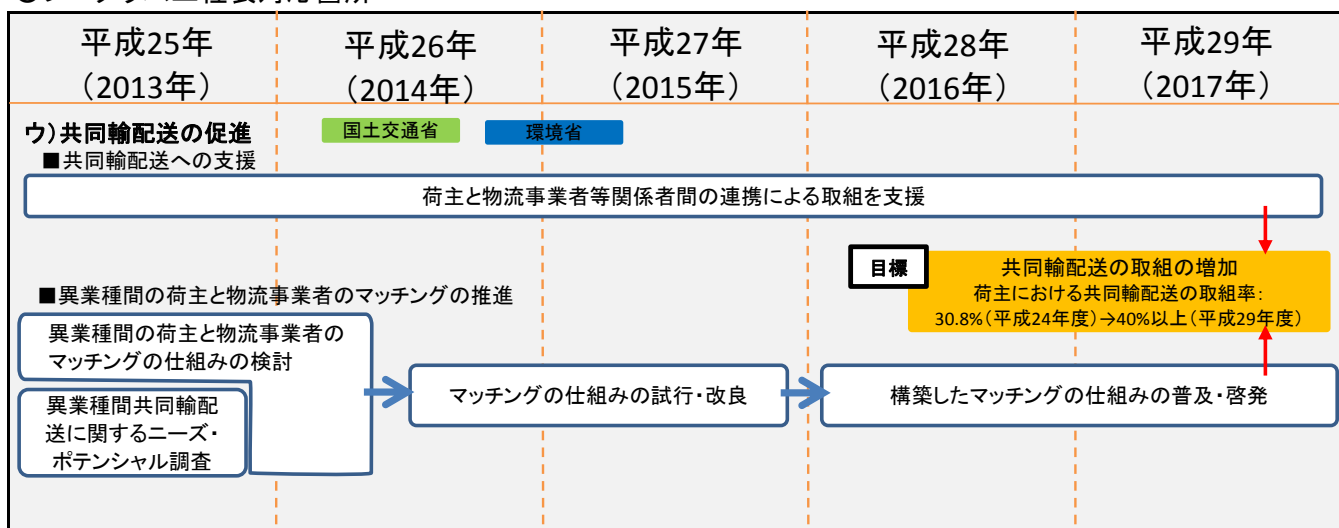
ウ) 共同輸配送の促進

○プログラム本文対応箇所

共同輸配送のための事業者間の出会い(マッチング)を促進する方策として、荷主・物流事業者等の協力を得て試行的にマッチングシステムを開発・運用し、効果的かつ利便性の高いマッチングの仕組みを検証することで、異業種の企業間等における共同輸配送の促進を図る。

幹線でのトラック輸送について、物流の効率化やトラックドライバー不足対策の観点から、事業者間での共同輸配送の取組を推進する。【国土交通省・環境省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

平成25年度においては、エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業(物流の低炭素化促進事業)の委託調査により異業種間共同輸配送を促進するためのニーズ・ポテンシャル調査を実施するとともに、異業種間の荷主と物流事業者のマッチングの仕組みの検討を行った。

平成26年度・平成27年度の2か年において、環境省と国土交通省との連携により、学識経験者・荷主・物流事業者からなる「共同輸配送促進に向けたマッチングの仕組みに関する検討会」を開催し、マッチング実現のための条件やマッチングシステムに必要な物流情報データベース等について議論を行っている。また、検討内容を踏まえた「検証用マッチングシステム」を開発し、荷主・物流事業者等の協力を得て試行運用することにより、マッチングの促進に向けた課題・運用上の改善点等を整理し、より利便性の高いシステムのあり方を検証した。

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、共同輸配送の促進に資するマッチングの仕組みづくりを推進していく。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(3) 荷主・物流事業者の連携による物流の効率化と事業の構造改善

2) 非効率を招く慣行の是正に向けた取組

ア) 貨物自動車運送事業法第64条における勧告制度の適切な運用

○プログラム本文対応箇所

安全確保には、荷主等による理解と協力が不可欠であることから、貨物運送事業者に対する荷主等からの安全運行支援や明確な運送状の提供等の徹底を図る。

その上で、一定の場合に荷主への勧告を行う制度を適切に運用し、荷主の行為が安全阻害を惹起する事態を防止する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
<p>ア) 貨物自動車運送事業法第64条における勧告制度の適切な運用 国土交通省 目標 トラック事業者と荷主等との関係の適正化を進め、事業の効率を確保</p>				
<p>関係通達の改正 荷主とのパートナーシップ 会議等を通じた広報啓発</p>		<p>適正取引相談窓口や「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」等の活用、 広報・啓発等の実施</p>		

○施策の取組状況

荷主等による輸送の安全阻害行為が明確な場合には、速やかに荷主勧告を発動し公表できるよう関係通達を改正し、所要の措置を講じた(平成26年4月1日施行)。

荷主勧告制度に基づく安全協力要請書の発出件数:26件(平成27年度)

荷主勧告制度に基づく警告書の発出件数:0件(平成27年度)

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、上記措置の適切な運用を図っていくこととする。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(3) 荷主・物流事業者の連携による物流の効率化と事業の構造改善

2) 非効率を招く慣行の是正に向けた取組

イ) 物流に係る取引の適正化

○プログラム本文対応箇所

独占禁止法(物流特殊指定)及び下請法の周知及び執行を通じ、取引の適正化を推進するとともに、その実施に必要な体制整備に努める。【公正取引委員会】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
イ) 物流に係る取引の適正化		公正取引委員会	目標	物流に係る取引の適正化
独占禁止法(物流特殊指定)及び下請法の周知及び執行				

○施策の取組状況

物流に係る取引の適正化を推進するため、以下の取組を実施している。

①独占禁止法(物流特殊指定)及び下請法の周知

- ・物流事業者と取引のある荷主向けの業種別講習会を実施している(平成25年度は22回、平成27年度は21回開催、平成28年度(4月～11月)は10回開催)。
- ・基礎講習会を実施している(平成25年度は38回、平成26年度は56回、平成27年度は61回開催、平成28年度(4月～11月)は48回開催)。
- ・応用講習会を実施している(平成25年度は6回、平成26年度は6回、平成27年度は6回開催、平成28年度は12回開催予定)。
- ・下請取引適正化推進講習会を毎年11月に実施している(平成25年度は34回、平成26年度は30回開催、平成27年度は33回開催、平成28年度は32回開催)。
- ・物流分野の取引ルールに係るDVDを作成(平成26年5月)し、関係団体等に配布するとともに、同内容の動画をホームページにも掲載した。
- ・物流特殊指定に関するガイドブックを改訂(平成28年3月)し、ホームページに掲載するとともに、講習会等において配布している。
- ・荷主と物流事業者の取引実態を把握するための実態調査を実施し、「荷主と物流事業者との取引について」を公表した(平成27年3月)。

②独占禁止法(物流特殊指定)及び下請法の執行

- ・違反事件発掘を目的として荷主と物流事業者との取引に関する書面調査を実施した(平成25・27・28年度)。平成27年度の調査の結果を踏まえ、物流特殊指定に照らして問題となるおそれがあると認められた808名の荷主に対して、物流事業者との取引内容の検証・改善を求める文書を発送した(平成28年4月・6月)。
- ・違反事件発掘を目的として親事業者と下請事業者を対象とする下請法に基づく書面調査を実施している(年1回)。
- ・下請法違反行為については、平成25年度は10件、平成26年度は7件、平成27年度は4件、平成28年度(4月～9月)は3件の勧告を行うとともに、平成25年度は4,949件、平成26年度は5,461件、平成27年度は過去最高の5,980件、平成28年度(4月～9月)は3,796件の指導を実施している。

○課題及び今後の対応の方向性

公正取引委員会としては、引き続き、独占禁止法(物流特殊指定)及び下請法違反行為の未然防止に努めるとともに、違反行為に対しては厳正に対処することとしている。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(3) 荷主・物流事業者の連携による物流の効率化と事業の構造改善

3) 物流事業における構造改善の推進

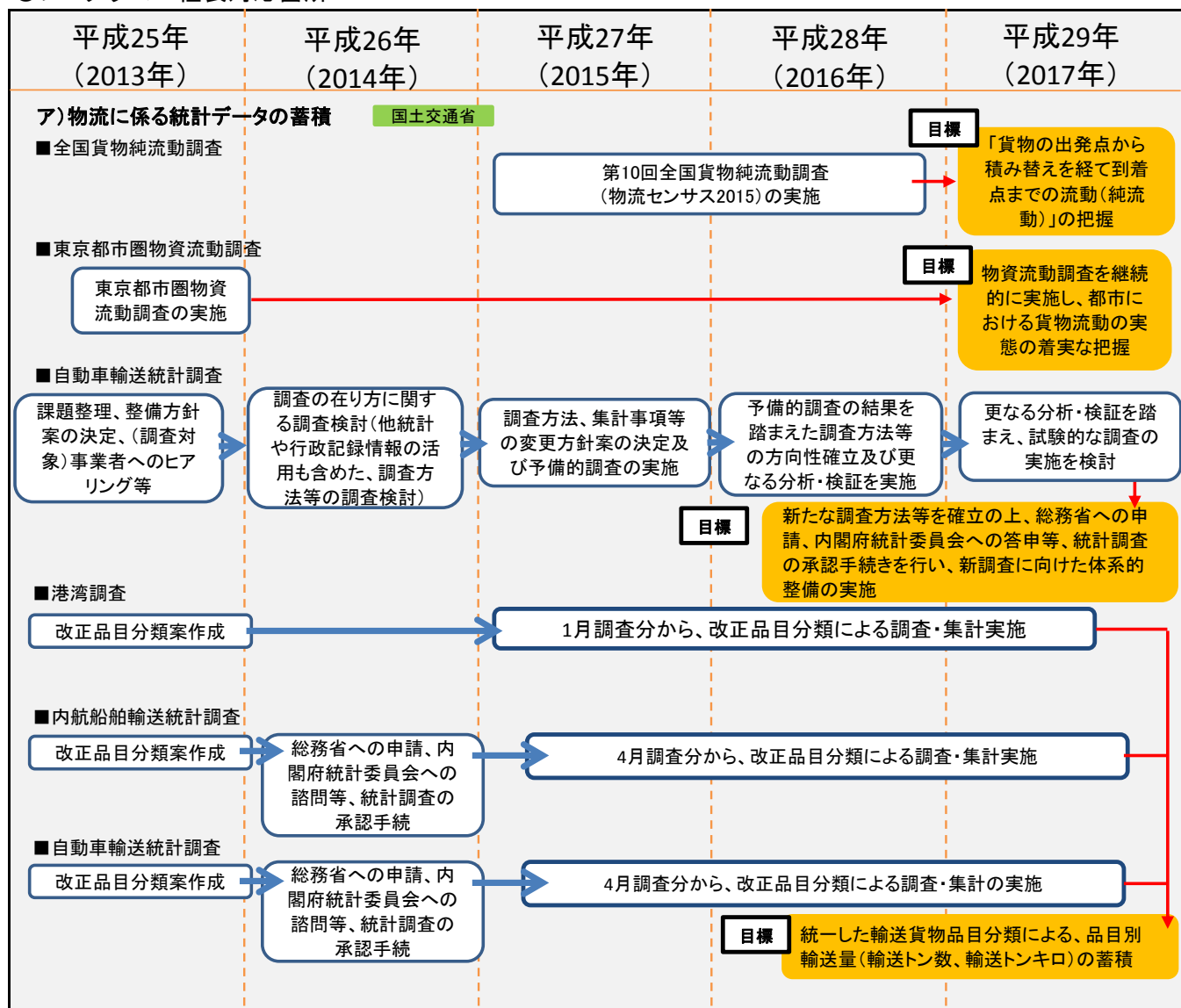
ア) 物流に係る統計データの蓄積

○プログラム本文対応箇所

効率的で環境にも十分配慮した貨物輸送体系や輸送施設整備計画を検討するために、全国の貨物流動について真の発着地、産業活動と貨物流動との関連等を把握できる「全国貨物純流動調査」を引き続き実施し、統計データの蓄積を図る。

また、主要都市圏における「物資流動調査」を引き続き実施し、統計データの蓄積を図る。「自動車輸送統計」をはじめとする交通関連の基礎統計について、輸送の効率化に係る指標を作成し、蓄積等を図るため、体系的整備等を行う。また、各輸送統計について、輸送貨物品目分類を統一した上で、各品目の特性に応じた輸送実態(品目別輸送トン数、輸送トンキロ)を把握し、統計データの蓄積を図る。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

■全国貨物純流動調査

「全国貨物純流動調査」は、これまで5年間隔に実施してきており、直近では平成27年度に調査を実施したところであり、最終的な調査結果については、平成29年4月に公表予定としている(なお、中間公表に関しては、平成28年12月に公表済み)。

■東京都市圏物資流動調査

主要都市圏における「物資流動調査」については、これまで10年間隔で実施してきており、直近では平成25年度に東京都市圏の物資流動調査を実施し、調査データの整理・集計を行っている。

■自動車輸送統計調査ほか

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)において、「交通に関する統計の整備」として、輸送貨物品目分類の統一や、自動車輸送統計調査の体系的整備の推進が盛り込まれた。

自動車輸送統計調査の体系的整備については、平成26年度に「自動車輸送統計調査の体系的整備等に係る検討委員会」を設置の上、調査方法、集計事項等の変更方針について議論を実施し、その議論を踏まえ、平成27年9月～11月において「自動車輸送統計予備的調査」を実施した。平成28年度は「自動車輸送統計予備的調査」の結果を踏まえ、体系的整備の方針に係る議論を実施している。

品目分類の統一については、平成25年度に定性的・定量的な分析や、統計ニーズ等も踏まえ、改定品目分類の作成を行い、港湾調査、自動車輸送統計調査及び内航船舶輸送統計調査において、統一した品目分類での調査を平成27年度から実施している。

○課題及び今後の対応の方向性

■全国貨物純流動調査

今後も継続的に統計調査を実施し、貨物流動の実態の着実な把握を目指すとともに、利用者へデータの提供を行う。

■東京都市圏物資流動調査

今後も継続的に統計調査を実施し、都市における貨物流動の実態の着実な把握を目指すとともに、利用者へデータの提供を行う。

■自動車輸送統計調査ほか

今後も自動車輸送統計調査については、議論していき、新調査に向けた体系的整備を実施していく。

品目分類の統一については、平成27年度以降、港湾調査、自動車輸送統計調査及び内航船舶輸送統計調査において、統一した品目分類での調査を実施し、その結果としての品目別輸送量を蓄積していくこととする。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(3) 荷主・物流事業者の連携による物流の効率化と事業の構造改善

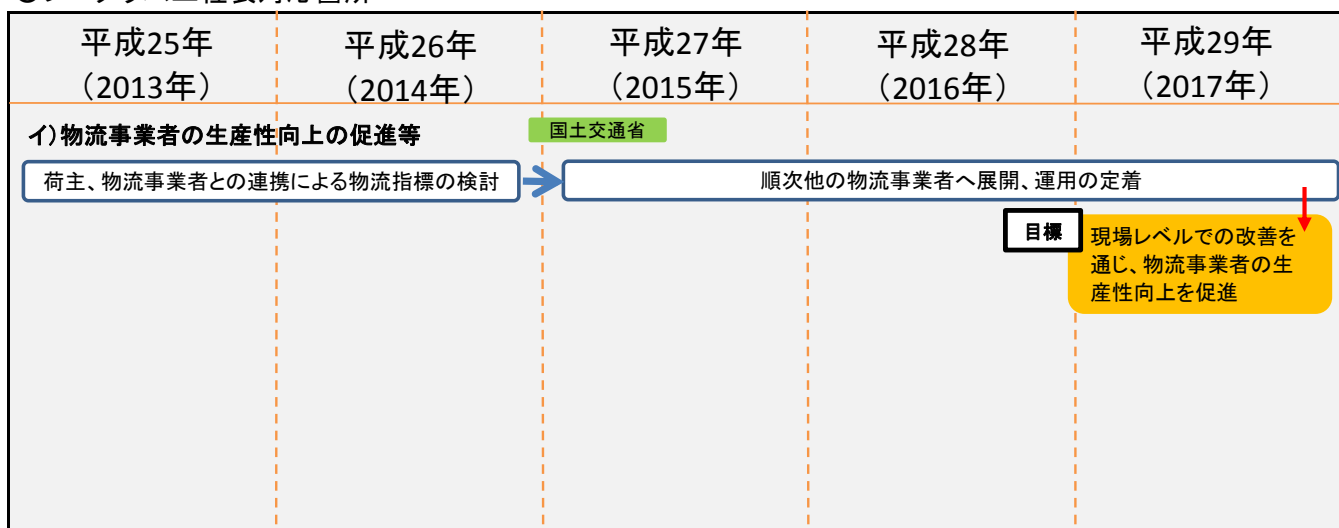
3) 物流事業における構造改善の推進

イ) 物流事業者の生産性向上の促進等

○プログラム本文対応箇所

物流事業者が自らの業務効率を客観的に図る指標(荷役稼働率等)を導入することにより自らの強み・弱みを正確に把握し、現場レベルでの改善を推進するとともに、荷主に対して客観的データに基づき合理的な物流効率化方策を提案できるような仕組みの構築を図る。また、潜在的輸送力を活用することにより、物流生産性革命を実現する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

荷主、物流事業者、業界団体から物流指標の導入状況について実態把握を行い、物流指標の導入及び普及促進に関しての諸課題を検討した上で、物流事業者が活用できる「KPI導入の手引き」のとりまとめを行い、公表した。

○課題及び今後の対応の方向性

上記の公表に加え、地方運輸局等を通じて広く周知するとともに、グリーン物流パートナーシップ会議においても、物流の生産性向上による持続可能な物流体系の構築に資する取組として、物流指標を活用した案件を応募の対象に含むこととし、それを通じて普及活動を図る。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(3) 荷主・物流事業者の連携による物流の効率化と事業の構造改善

3) 物流事業における構造改善の推進

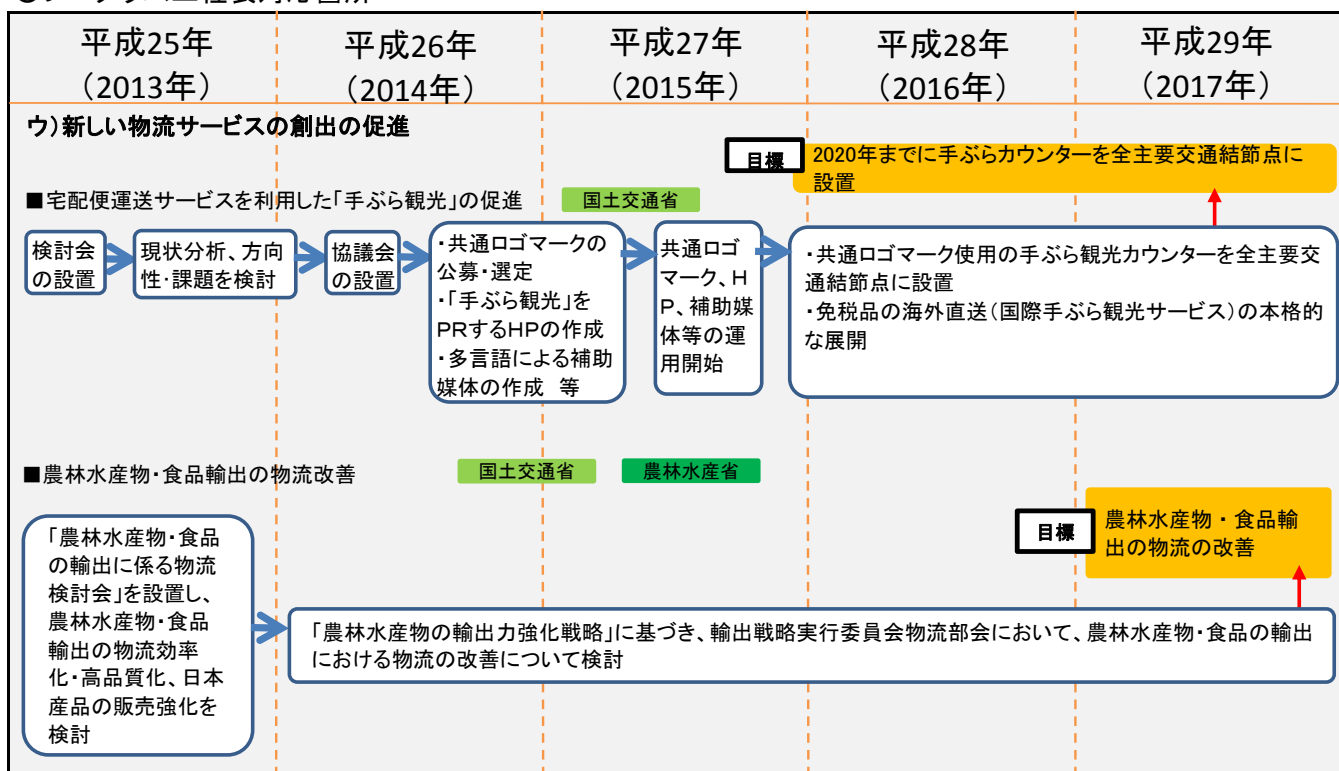
ウ) 新しい物流サービスの創出の促進

○プログラム本文対応箇所

宅配便運送サービスを利用した「手ぶら観光」を促進し、訪日外国人旅行者の旅行の利便性や満足度を向上させるため、共通ロゴマーク・HP・パンフレット等を活用し、日本政府観光局(JNTO)を通じた周知、海外の旅行代理店・航空会社への商品組込みの促進や宅配事業者・免税店におけるマークを活用した販売活動を推進するとともに、商店街等における免税手続と配送手続を一括して行うなど更なるサービスの高度化を図る。【国土交通省】

「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月閣議決定)に基づき、農林水産物・食品輸出額の平成31年(2019年)1兆円達成に向けて、鮮度保持輸送技術の普及促進等農林水産物・食品の輸出における物流の改善について取組を進める。【国土交通省・農林水産省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

■ 宅配便運送サービスを利用した「手ぶら観光」の促進

平成27年3月に「手ぶら観光」サービス拠点を分かりやすく明示するための共通ロゴマークを決定し、平成28年11月末現在、全国135カウンターにおいて共通ロゴマークの使用を認定した。また、共通ロゴマークの運用にあわせて、日本政府観光局(JNTO)と連携し、ホームページやSNS等を利用した情報発信を行い、手ぶら観光の周知・普及を図った。

■農林水産物・食品輸出の物流改善

平成26年1月より、国土交通省・農林水産省が協働し、物流事業者、商社、生産者、関係業界団体等をメンバーとする「農林水産物・食品の輸出に係る物流検討会」を3回開催した。検討会では、農林水産物・食品の輸出における物流の効率化・高品質化、日本産品の販売強化のため、複数事業者間の情報共有の仕組み（マッチングシステム）、産地間連携による多品目周年供給の実現及び重点品目の重点国・地域への積極的な輸出等について検討した。

平成26年度は、引き続き国土交通省・農林水産省が協働して物流事業者、商社、生産者、関係業界団体等をメンバーとする「輸出戦略実行委員会物流部会」を3回開催し、複数事業者間の情報共有の仕組み（マッチングシステム）の構築、海外販路拡大方策について検討し課題を整理した。

平成27年度は、「輸出戦略実行委員会物流部会」を引き続き開催し、輸送時に農林水産物・食品の品質を保持する高度な技術の調査等を行い、「農林水産物・食品輸出の手引き ～国際輸送の鮮度保持技術・事例を中心に～」として取りまとめた。

○課題及び今後の対応の方向性

■宅配便運送サービスを利用した「手ぶら観光」の促進

「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月）を踏まえ、手ぶら観光カウンターを平成28年度末までに80カウンター（平成27年度末）から倍増させるとともに、平成32年までに全主要交通結節点に設置し、地方への展開にも留意しつつ、手ぶら観光の基幹ネットワークの形成を図る。また、平成32年までに国内の商業施設等から海外の空港までの間における「国際手ぶら観光サービス」の本格実施を図る。

■農林水産物・食品輸出の物流改善

農林水産物・食品輸出額の平成31年（2019年）1兆円達成に向けて、「農林水産物の輸出力強化戦略」（平成28年5月農林水産省・地域の活力創造本部取りまとめ）に基づき、「輸出戦略実行委員会物流部会」において農林水産物・食品の輸出を物流面から支援する方策について引き続き検討する。

担当省庁：国土交通省（総合政策局物流政策課）、農林水産省（食料産業局輸出促進課）

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(3) 荷主・物流事業者の連携による物流の効率化と事業の構造改善

3) 物流事業における構造改善の推進

エ) JR貨物の経営安定化に向けた支援

○プログラム本文対応箇所

国においては、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(鉄道・運輸機構)の特例業務勘定を活用した無利子貸付(平成23年度から29年度まで700億円分)を実施し、老朽化した機関車・貨車の更新投資を促進するなど、JR貨物の経営安定化に向けた支援策を講ずる。

JR貨物においては、平成23年度に策定した経営自立計画に基づき、成長戦略の着実な推進、業務効率化、原価・収益分析と管理会計の強化による収益力向上に取り組み、長期持続的に利益を確保することが可能な経営自立を目指す。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
エ) JR貨物の経営安定化に向けた支援 国土交通省				
老朽化した機関車・貨車の更新投資を促進するなど、JR貨物の経営安定化に向けた支援策を実施				
		鉄道・運輸機構の行う無利子貸付等の活用		
				目標 JR貨物の経営自立に向けた基盤強化 貨物鉄道の老朽機関車・貨車における 新製車両への更新率: 機関車: 73.9% 貨車: 89.1%

○施策の取組状況

JR貨物の老朽化した施設の更新等の設備投資に対し、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定の利益剰余金を活用し、平成23年度から7年間にわたり700億円の無利子貸付を行っており、これにより、老朽機関車・貨車の更新を支援している。

老朽機関車の更新率: 53.1%(平成24年度) → 66%(平成27年度末)

老朽貨車の更新率: 73.2%(平成24年度) → 87%(平成27年度末)

また、税制支援(JR貨物が取得した高性能機関車・コンテナ貨車(国鉄から承継した車両の更新に限る)に対する固定資産税の課税標準を5年間3/5に軽減)について、2年間の延長をしたところ。

○課題及び今後の対応の方向性

今後ともJR貨物の経営自立に向けた基盤強化を図るため、必要な財政支援を引き続き継続していく。また、必要に応じて新型貨車や高性能機関車の導入に対する税制上の支援措置を検討する。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(3) 荷主・物流事業者の連携による物流の効率化と事業の構造改善

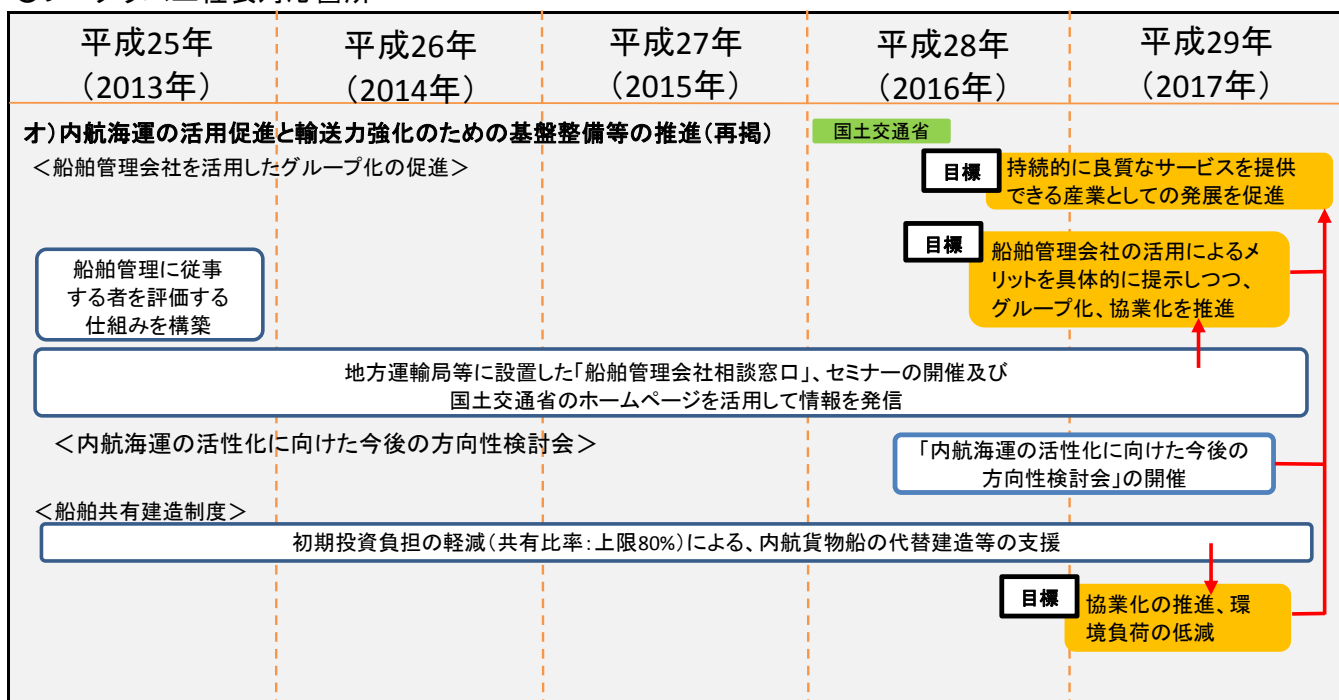
3) 物流事業における構造改善の推進

オ) 内航海運の活用促進と輸送力強化のための基盤整備等の推進(再掲)

○プログラム本文対応箇所

「内航海運代替建造対策検討会」において取りまとめた「内航海運における代替建造促進に向けた施策の方向性」に基づき、船舶管理会社の活用を促進するため、「内航海運における船舶管理業務に関するガイドライン」の策定・公表、船舶管理会社のガイドラインへの適合性評価手法の導入による船舶管理サービスの「見える化」を図った。また、交通政策審議会海事分科会基本政策部会のとりまとめを踏まえ、船舶管理会社の活用を含む内航海運事業者のグループ化や集約化による経営基盤強化の更なる推進を図るとともに、「内航海運の活性化に向けた今後の方向性検討会」を設置し、内航海運の産業としての持続的発展を促進するよう必要な方策の検討を行う(グループ化や集約化についてもこの検討の中で再検証を行う。)。加えて、共有建造制度などにより、内航船舶の代替建造等を促進する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

< 船舶管理会社を活用したグループ化の促進 >
 船舶管理会社を活用したグループ化の促進に当たって、地方運輸局等に相談窓口を設置し、内航海運事業者からの相談に適切に対応している。また、平成27年2月には船舶管理会社の団体と、現状の総括や優良事例を踏まえた類型化による整理の方向性等、更なる普及促進に向けた意見交換を実施した。更に、27年7月の交通政策審議会海事分科会基本政策部会のとりまとめにおいて、グループ化の取り組みに向けた方向性として、専門性や相互扶助等、経営上共通の有効性や必要性に即した類型化形態を設定し、その中から効果的な取組みを見出すことが示された。

< 内航海運の活性化に向けた今後の方向性検討会 >
 平成28年4月に設置した「内航海運の活性化に向けた今後の方向性検討会」において、内航海運が安全・良質な輸送サービスを持続的に提供できる産業として発展していくために取り組むべき方向性について幅広い関係者で議論を実施。7月には早急に着手すべき取組について、中間とりまとめとして整理した。

< 船舶共有建造制度 >
 資金調達の一環として財政投融資資金を要求するとともに、鉄道・運輸機構の船舶共有建造制度による代替建造を促進している。なお、平成28年度においては、187億円の財政投融資資金が措置されている。

○課題及び今後の対応の方向性

<船舶管理会社を活用したグループ化の促進>

中小零細な事業者が9割を占める内航海運事業者の基盤強化の観点からは、船舶管理会社を通じたグループ化を促進する必要がある。このため、引き続き、地方運輸局等に設置した相談窓口や各地方で実施するセミナー等を活用して船舶管理会社の活用について情報発信していく。一方で、内航海運事業者のグループ化や集約化に向けて顕在化している課題の解消に大きな進展がみられない面もあることから、下記の検討会の中で位置づけやあり方の再検証を行う。

<「内航海運の活性化に向けた今後の方向性検討会」の設置>

「内航海運の活性化に向けた今後の方向性検討会」において示された「安定的輸送の確保」と「生産性の向上」の二つの方向性の実現に向けて具体的な方策の検討を行うとともに、平成29年6月頃を目途に最終とりまとめを行う予定。

<船舶共有建造制度>

中小零細な事業者が9割を占める内航海運事業者の担保・技術力の不足を補い、政策意義の高い船舶の建造を支援するため、引き続き、共有建造制度を用いた代替建造を促進する。

担当省庁：国土交通省（海事局内航課、総務課企画室）

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(3) 荷主・物流事業者の連携による物流の効率化と事業の構造改善

4) 鉄道輸送サービスの改善及び貨物鉄道の利用促進

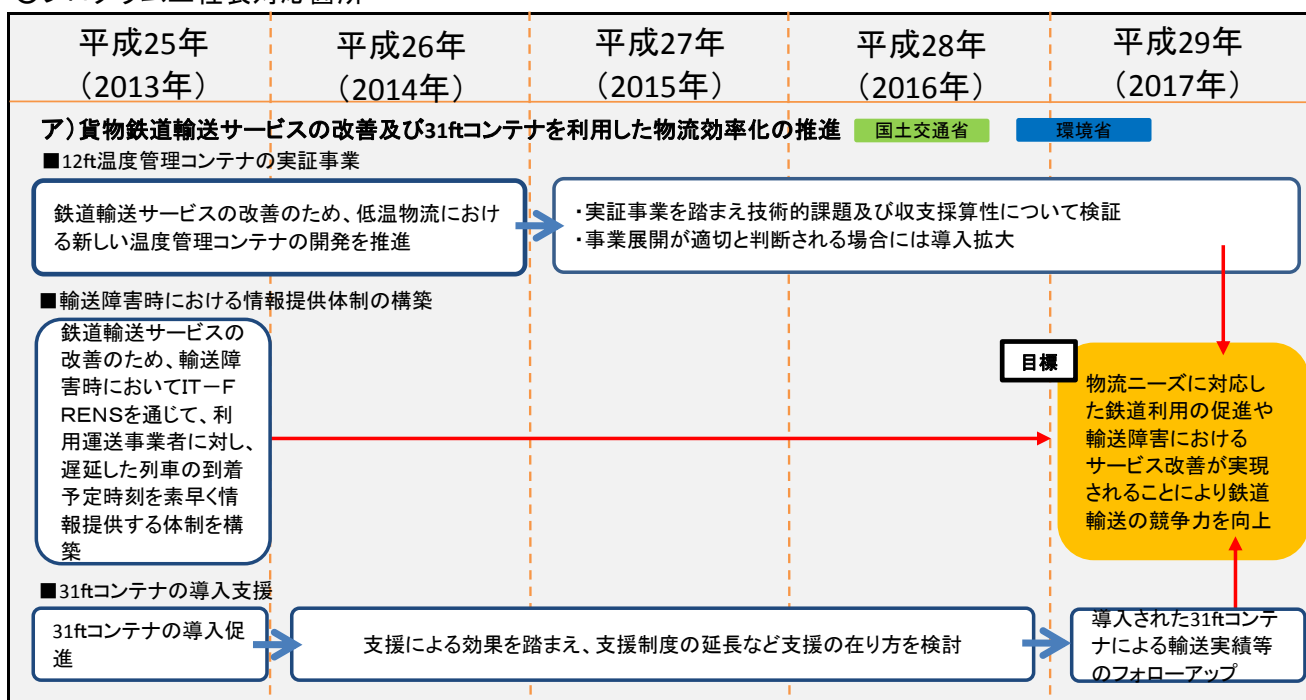
ア) 貨物鉄道輸送サービスの改善及び31ftコンテナを利用した物流効率化の推進

○プログラム本文対応箇所

鉄道輸送サービスの改善のため、低温物流における新しい温度管理コンテナの開発の推進や、輸送障害時においてIT-FRENS(貨物列車の予約管理システム)を通じて、利用運送事業者に対し、遅延した列車の到着予定時刻を素早く情報提供する体制を構築する。

また、31ftコンテナは10トトラックと同等の容積・形状であり、荷主企業にとって工場の生産や出荷体制に大きな変更を加えることなく鉄道利用にシフトすることが可能となることから、31ftコンテナ導入促進のための支援を行うことによりモーダルシフトの促進を図る。【国土交通省・環境省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

国土交通省と環境省が連携して、低温物流分野における新しい温度管理コンテナ(冷凍機に替えて外部で冷却した蓄冷剤を搭載し、電池でファンを駆動し冷気を循環させる)の開発に向けた実証事業を実施した。

また、JR貨物にあっては、輸送障害時に利用運送事業者がコンテナ位置をシステム上の「コンテナ位置・状態照会」で照会することにより、そのコンテナを積載している列車の『遅延予定時刻』『遅延事由』が表示されるサービスの提供に向け、体制の構築を図った。

31ftコンテナの導入については、国土交通省と環境省が連携して、JR貨物や利用運送事業者における導入を支援している。

31ftコンテナの導入個数:90個(平成27年度)

【平成28年度予算(国費) 物流分野におけるCO2削減対策推進事業3,700百万円の内数】

○課題及び今後の対応の方向性

蓄冷式コンテナについては、今後の導入について検討を進めていく。

IT-FRENSの位置情報の精度を高めるため、PRANETSシステム等の改良(GPS受信装置や演算装置の改修)等を検討する。

物流ニーズに対応した鉄道利用の促進に向けた支援策について引き続き検討する。また、荷主企業に対して大型トラック輸送からのモーダルシフトの提案を推進し、需要を把握した上で、31ftコンテナの更なる導入を促進する。

担当省庁:国土交通省(鉄道局鉄道事業課、総合政策局物流政策課)、環境省(地球環境局地球温暖化対策課低炭素物流推進室)

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(3) 荷主・物流事業者の連携による物流の効率化と事業の構造改善

5) 3PL事業者の養成・振興

ア) 3PL事業の促進による物流効率化の実現

○プログラム本文対応箇所

近年のネット通販拡大等の状況も踏まえ、こういった新たな物流ニーズに対応した3PL事業の担い手となる物流事業者の裾野の拡大を図るための施策を実施するとともに、引き続き3PL事業を推進するための人材育成について、事業者団体と連携して推進する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
ア) 3PL事業の促進による物流効率化の実現		国土交通省		
3PL人材研修の継続的な実施				
新たな物流ニーズに対応した3PL事業の担い手となる物流事業者の拡大に向けた取組を実施				
			目標	総合的な流通業務を実施する事業者割合の増加

○施策の取組状況

平成27年度においては、中小物流事業者がEC市場に新たに参入することを促進するため、平成26年度に実施したEC市場の実態調査及び参入に必要な物流システム構築方策の検討等について、その成果を広く周知した。

また、業界団体等が実施する3PLに関する人材育成研修に講師として出向き、人材育成を推進している。

○課題及び今後の対応の方向性

平成26年度に実施した調査の結果について、引き続き関係物流事業者等に広く周知を行う。
また、引き続き、業界団体等が実施する3PLに関する人材育成研修に講師として出向き、人材育成を推進する。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(3) 荷主・物流事業者の連携による物流の効率化と事業の構造改善

6) 物流施設のハード・ソフト面での整備・改善

ア) 臨海部の物流施設の更新・機能強化の推進

○プログラム本文対応箇所

大都市の経済活動を活性化し、我が国における大都市の国際競争力を強化するため、特定都市再生緊急整備地域を核とする大都市圏における国際物流の結節地域である国際戦略港湾等周辺において、物流拠点の整備・再整備へ支援を行う。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
ア) 臨海部の物流施設の更新・機能強化の推進		国土交通省		
「国際競争流通業務拠点整備事業」を創設	国際物流の結節地域における、物流拠点の整備・再整備を推進			
* : 対象: 特定都市再生緊急整備地域を核とする大都市圏における国際戦略港湾等 (京浜港、阪神港、名古屋港、博多港)周辺				
		目標 <ul style="list-style-type: none"> 臨海部の物流施設の更新・機能強化 物流施設のハード面での整備 <目標> 土地区画整理事業等により整備された物流拠点の地区数 80地区		

○施策の取組状況

平成25年度に「国際競争流通業務拠点整備事業」を創設し、特定都市再生緊急整備地域を核とする大都市圏における国際戦略港湾等(京浜港、阪神港、名古屋港、博多港)周辺の国際物流の結節地域において、以下の支援メニューにより物流拠点の整備・再整備を支援している。

国際競争流通業務地域再生促進計画策定支援

国際競争流通業務拠点整備事業計画策定支援

国際競争流通業務拠点整備事業支援

(都市再生土地区画整理事業・大規模流通業務施設整備事業・交通施設整備事業)

【平成28年度予算(国費) 国際競争拠点都市整備事業7,547百万円の内数】

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き「国際競争流通業務拠点整備事業」により、特定都市再生緊急整備地域を核とする大都市圏における国際戦略港湾等周辺の国際物流の結節地域において、物流拠点の整備・再整備を支援していく。

担当省庁: 国土交通省(都市局市街地整備課、街路交通施設課)

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(3) 荷主・物流事業者の連携による物流の効率化と事業の構造改善

6) 物流施設のハード・ソフト面での整備・改善

イ) 物流拠点の整備推進

○プログラム本文対応箇所

土地区画整理事業及び流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)による流通業務団地造成事業により物流拠点の整備を推進する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>イ) 物流拠点の整備推進 国土交通省</p> <p style="text-align: center;">土地区画整理事業等による物流拠点の整備推進</p> </div>				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #fff9c4;"> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨海部の物流施設の更新・機能強化 ・物流施設のハード面での整備 <p><目標>土地区画整理事業等により整備された物流拠点の地区数 80地区</p> </div>				

○施策の取組状況

主として物流拠点の整備を行う地方公共団体から構成される流通業務市街地整備連絡協議会等において、意見交換や普及促進等を行うとともに、社会資本整備総合交付金等の支援制度の活用により物流用地の整備を推進するなど、適切な物流施設の配置と供給に資する取組を実施している。

流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)による流通業務団地造成事業及び土地区画整理事業により整備された物流拠点の地区数について、国土交通省の政策評価の仕組みである政策チェックアップの対象とし、測定・評価を行っており、平成29年度の目標値80地区に対し、平成26年度までの実績値は67地区(約84%)となっている。

【平成28年度予算(国費) 社会資本整備総合交付金898,332百万円の内数 等】

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き土地区画整理事業手法等の活用等により、高速道路や港湾周辺等における物流施設用地の整備推進を図る。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(3) 荷主・物流事業者の連携による物流の効率化と事業の構造改善

6) 物流施設のハード・ソフト面での整備・改善

ウ) 幹線物流全般・都市圏における輸配送の効率化、3PLの推進、環境負荷低減等に資する物流施設の整備

○プログラム本文対応箇所

物流総合効率化法の活用により、近年の貨物の多品種少量化への対応、高速道路IC、鉄道駅、港湾、空港等の周辺における輸配送の効率化、3PLの推進、労働力不足に対応するための省力化、環境負荷低減に資する物流施設の立地を促進するとともに、配送センター機能等を有するターミナル施設の整備を図る。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
ウ) 幹線物流全般・都市圏における輸配送の効率化、3PLの推進、環境負荷低減等に資する物流施設の整備 国土交通省				
物流施設のハード面での整備・改善の促進 ・物流総合効率化法の活用により、総合効率化計画の認定実績を拡大し、物流施設の高速道路IC、鉄道駅、港湾、空港等の周辺における立地を促進 ・また同法の活用により、より高機能な配送センター等を有するターミナル施設を整備				
<div style="text-align: right;"> 目標 高速道路IC、鉄道駅、港湾、空港等の周辺における物流施設の一層の充実、トラックターミナルの機能の一層の向上 </div>				
物流施設の形態やニーズに応じた柔軟な利用等を促進				

○施策の取組状況

平成17年に、多様化する消費者需要に対応し物流の環境負荷の低減を図る物流総合効率化法を制定した。東日本大震災で明らかとなった流通業務機能の早期回復の重要性等を踏まえ、平成25年4月1日に、総合効率化計画の認定要件として、特定流通業務施設が備えるべき設備に、災害発生時における流通業務の早期再開及び当該災害による保管貨物への被害を防止する設備を追加する旨の省令(物流総合効率化法施行規則)改正を行うなど、災害に強い物流システムの構築も推進している。

また、平成27年4月より、さらなる物流の効率化を図るため、規模要件を引き上げ(普通倉庫平屋1,500㎡→3,000㎡等)、施設の大型化を推進している。

さらに、物流分野における労働力不足や社会情勢の変化に対応するために物流総合効率化法の改正を行い(平成28年10月1日施行)、特定流通業務施設に係る要件を見直し、輸送と保管の連携した施設の整備の促進を図り、トラック受付予約システムの導入などのソフト面の取組も促進する。

平成25年度より、事業者からの相談案件に対するフォローの充実を図る等により認定申請の促進に取り組んでおり、平成28年3月末までの累計で289件を認定している。

一般自動車ターミナルについて、配送センター機能等を有する施設の整備を促進するにあたり、物流総合効率化法における必要な支援を引き続き継続していく。

○課題及び今後の対応の方向性

経済連携協定の締結交渉の進展や成長戦略の深化に伴い見込まれる貿易量の増大、消費者需要の高まりによる物流の多頻度小口化、少子高齢化の進展に伴い生じている物流を担う人材の不足といった物流をめぐる環境の変化に対応するため、更なる流通業務の総合化・効率化を促進する。

一般自動車ターミナルについて、引き続き、老朽施設の建て替えに合わせた施設の高機能化等を促進する。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(3) 荷主・物流事業者の連携による物流の効率化と事業の構造改善

7) 安定的かつ安価な原材料輸入の実現

ア) 資源・エネルギー等の安定的かつ安価な輸入の実現に向けた効率的な海上輸送網の形成

○プログラム本文対応箇所

安定的かつ安価な輸入の実現に資する大型船に対応した港湾機能の拠点的確保や企業間連携の促進等、ソフト・ハード一体となった総合的な施策を実施し、国全体として安定的かつ効率的な資源・エネルギー等の海上輸送網の形成を図る。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
ア) 資源・エネルギー等の安定的かつ安価な輸入の実現に向けた効率的な海上輸送網の形成 国土交通省				
荷主間の連携による大型船を活用した共同輸送等の促進に係る関係法令の整備				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 大型船に対応した港湾機能の拠点的確保、企業間連携の促進等、ソフト・ハード一体となった総合的な施策を実施 </div>				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 200px;"> 目標 資源・エネルギー等の安定的かつ安価な輸入の実現に向けた効率的な海上輸送網の形成 </div>				

○施策の取組状況

平成25年12月1日に、ばら積み貨物の輸入拠点となる「特定貨物輸入拠点港湾」に対する支援措置等を規定した改正港湾法及び関係政省令が施行された。

平成25年度に、小名浜港において、石炭の大型輸送船(ケープサイズ級)に対応した水深18mの国際物流ターミナルの整備に着手した。

平成25年12月19日に、小名浜港を特定貨物輸入拠点港湾(石炭)に指定した。

平成26年度に、釧路港において、穀物の大型輸送船(パナマックス級)に対応した水深14mの国際物流ターミナルの整備に着手した。

平成28年2月24日に、釧路港を特定貨物輸入拠点港湾(穀物)に指定した。

平成28年度に、徳山下松港において、石炭の大型輸送船(ケープサイズ級)に対応した水深19mの国際物流ターミナルの整備に着手した。

【平成28年度予算(国費) 港湾整備事業2,317億円の内数】

○課題及び今後の対応の方向性

地元での調整を踏まえつつ、引き続き必要な措置を講じていく。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(3) 荷主・物流事業者の連携による物流の効率化と事業の構造改善

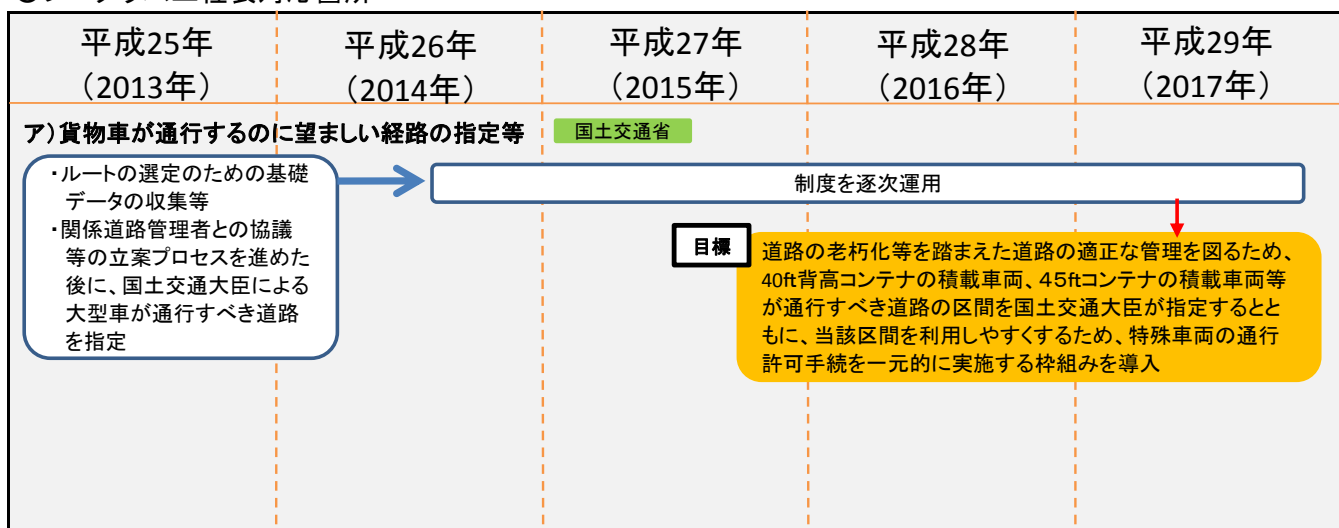
8) 車両の大型化に向けた環境整備と安全性優良事業所(Gマーク)の認定取得促進

ア) 貨物車が通行するのに望ましい経路の指定等

○プログラム本文対応箇所

「道路法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第30号)による改正後の道路法の規定に基づき、40ft背高コンテナの積載車両、45ftコンテナの積載車両等が通行すべき道路の区間を国土交通大臣が指定し、当該区間を利用しやすくするため、特殊車両の通行許可手続を一元的に実施する枠組みを導入する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

平成26年10月に大型車の通行を誘導すべき道路の区間(大型車誘導区間)を指定し、当該道路に係る通行許可について、国による一括審査を実施し、許可までの期間を短縮した(20日間→3日程度)。平成28年4月には、物流の国際競争力の強化を図るため、国際戦略・拠点港湾とのラスト1マイルを追加した。

加えて、平成28年1月より、大型車誘導区間を通行するETC2.0を搭載した大型車両の通行許可を簡素化する制度の運用を開始した。

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、大型車誘導区間について、更なるラスト1マイルを検討・追加する。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(3) 荷主・物流事業者の連携による物流の効率化と事業の構造改善

8) 車両の大型化に向けた環境整備と安全性優良事業所(Gマーク)の認定取得促進

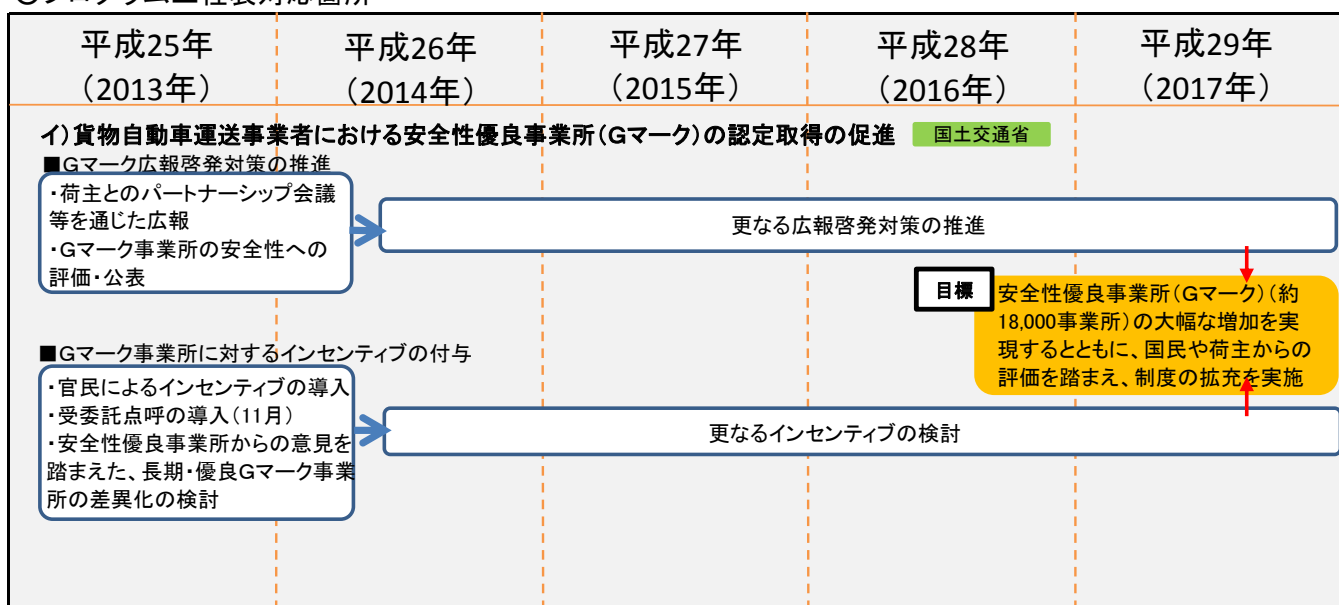
イ) 貨物自動車運送事業者の安全性優良事業所(Gマーク)の認定取得の促進

○プログラム本文対応箇所

安全性優良事業所(Gマーク)認定制度は、貨物自動車運送事業法に基づいて、国土交通省が指定する全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(全日本トラック協会)が事業者に対する巡回指導結果等を基に、①安全性に対する法令の遵守状況、②事故や違反の状況、③安全性に対する取組の積極性に係る計38項目を評価の上、認定しているものである。

平成28年3月までに、22,242事業所(全事業所の26.5%)が認定を受けている。Gマークの認定取得の促進により、事業者全体の輸送の安全の向上を図るとともに、荷主等による選択に資する情報の充実、Gマーク事業所へのインセンティブの付与等官民一体となって普及に向け対策を進める。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

一般消費者・荷主に対するGマーク制度の周知に向けた広報活動及び荷主に対するGマーク事業所の利用促進については、Gマーク認定ステッカー等における国土交通省名義の使用等、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(全日本トラック協会)と更なる連携を図り、取り組んでいる。

また、より安全性の高い事業者を選びやすくし、市場構造の更なる適正化、トラック業界の安全の増進、信頼の増大を図っていくために、平成26年度から、Gマーク事業所に対するインセンティブとして、更に一定の高いレベルにあるGマーク事業所に対する表彰制度を開始した。

安全性優良事業所(Gマーク事業所)数:

約18,000事業所(平成24年12月) → 22,242事業所(全事業所の26.5%)(平成28年度3月)

○課題及び今後の対応の方向性

引き続きGマークの認定取得の促進により、事業者全体の輸送の安全の向上を図るとともに、一般消費者・荷主・他業界等に対するGマーク制度の周知に向けた広報活動、Gマーク事業所へのインセンティブの付与等、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(全日本トラック協会)とより一層の連携を図り、普及に向け対策を進める。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(4) 国民生活の維持・発展を支える物流

1) 食の安全のための卸売市場における品質管理の徹底

ア) 卸売市場施設整備の推進(ニーズに対応した卸売市場施設の整備)

○プログラム本文対応箇所

食の安全や実需者ニーズに的確に対応するため、必要な整備を推進する。

①コールドチェーンシステムの確立及び品質・衛生管理を図るため閉鎖型の低温売場施設、温度管理型倉庫等の整備

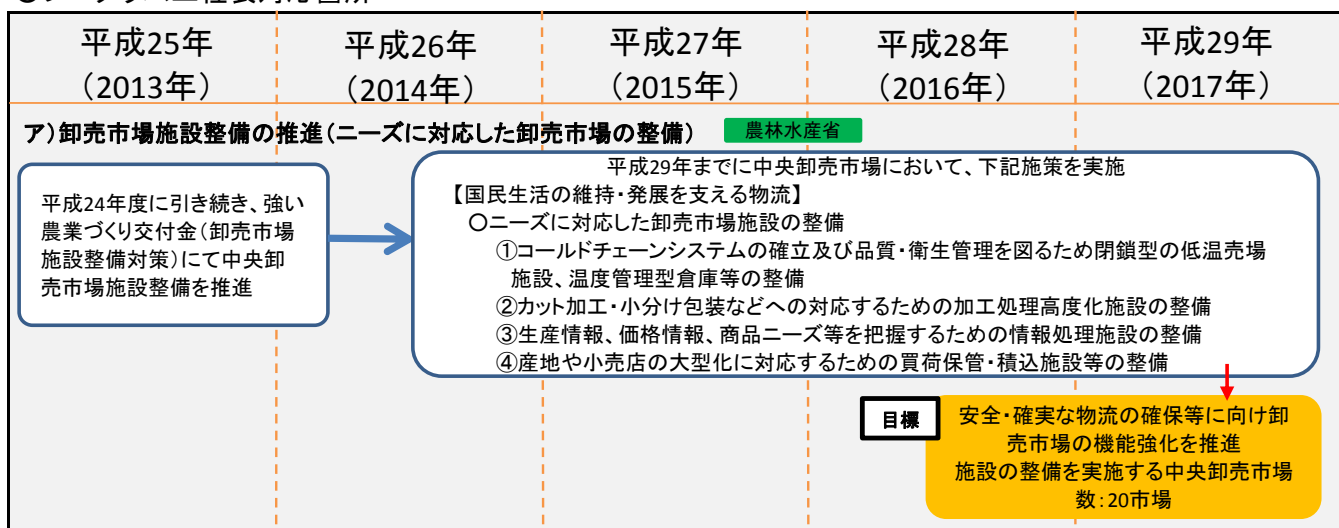
②カット加工・小分け包装などへ対応するための加工処理高度化施設の整備

③生産情報、価格情報、商品ニーズ等を把握するための情報処理施設の整備

④産地や小売店の大型化に対応するための買荷保管・積込施設等の整備

【農林水産省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

食の安全や実需者ニーズに対応するため、強い農業づくり交付金(卸売市場施設整備対策)により、中央卸売市場整備計画に即して計画的に実施する施設の改良、造成又は取得に対し支援をしている。

強い農業づくり交付金を活用して施設整備を実施した市場数: 18市場(平成27年度末)

【平成28年度予算(国費) 強い農業づくり交付金20,785百万円】

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、強い農業づくり交付金(卸売市場施設整備対策)により、ニーズに対応した卸売市場施設の整備を推進していく。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(4) 国民生活の維持・発展を支える物流

2) 物流の効率低下につながる取引慣行を含めた物流の現状把握と課題解決

ア) 食品ロス削減の総合的な推進

○プログラム本文対応箇所

過剰在庫や返品等の商慣習によって発生する食品ロス等は、個別企業等の取組では解決が困難である。このため、納品期限の緩和を始めフードチェーン全体で解決していくことが必要な商慣習の見直しに向けた取組を促進する。【農林水産省・経済産業省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
ア) 食品ロス削減の総合的な推進 農林水産省 経済産業省				
・ 商慣習の見直しに向けた取組を促進				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #FFD700; display: inline-block;"> <p>目標</p> <p>各業界における食品循環資源の再生利用等実施率の目標達成</p> <p>食品製造業 95%</p> <p>食品卸売業 64%</p> <p>食品小売業 50%</p> <p>外食産業 38%</p> </div>				

○施策の取組状況

食品関連事業者による納品期限の緩和、賞味期限の延長・年月表示化をはじめとする商慣習の見直し等の食品ロス削減に向けた取組について、その効果や実施に当たってのポイント等を分析・整理し、他の事業者による食品ロス削減の実践を促す取組を支援した。

【平成28年度予算(国費) 食品リサイクル促進等総合対策事業77百万円の内数】

○課題及び今後の対応の方向性

納品期限の緩和について、飲料・菓子を対象に取組む企業の拡大を図るとともに、飲料・菓子以外の可能性を検討する。

また、フードチェーン全体で食品ロス削減に取り組むため、納品期限の緩和、賞味期限の延長・年月表示化を一体的に取り組むとともに、消費者の購買行動が商慣習に大きく関わっていることから、消費者への食品ロス削減に向けた啓蒙活動のあり方について検討を行う。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(4) 国民生活の維持・発展を支える物流

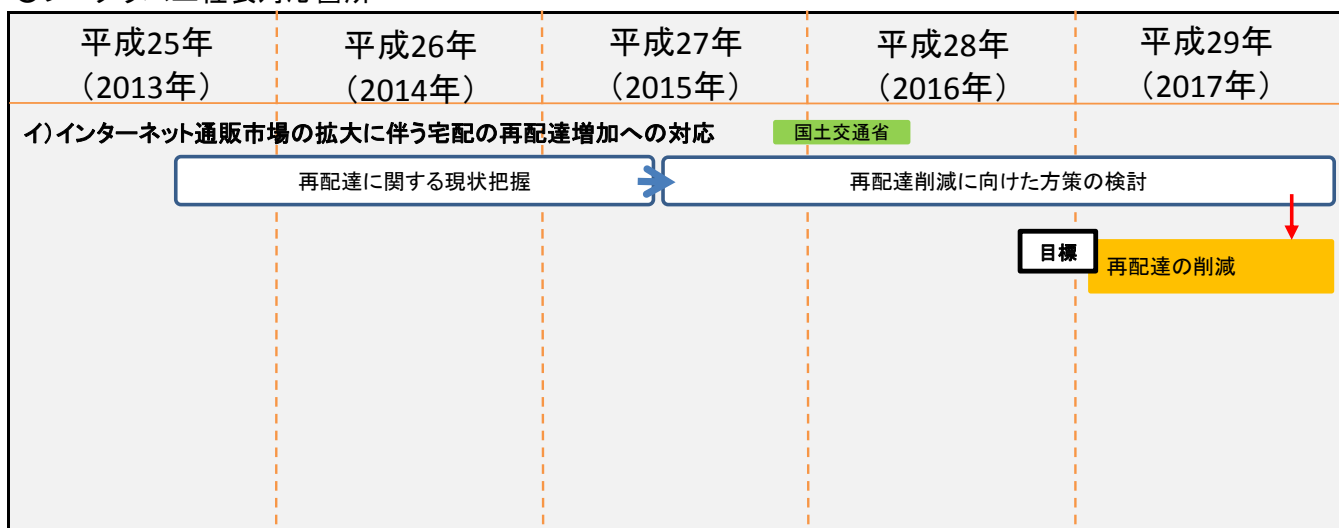
2) 物流の効率低下につながる取引慣行を含めた物流の現状把握と課題解決

イ) インターネット通販市場の拡大に伴う宅配便の再配達増加への対応

○プログラム本文対応箇所

物流分野における労働力不足が懸念されている中、インターネット通販市場の拡大に伴い宅配貨物の不在再配達が増加していることから、「宅配の再配達の削減に向けた受取方法の多様化の促進に関する検討会」報告書を踏まえ、再配達の削減に向けた対策を促進する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

再配達に関する現状把握のため、平成25年度より、通販事業者、物流事業者、関係業界団体等から情報収集を行っている。平成27年度は「宅配の再配達の削減に向けた受取方法の多様化の促進等に関する検討会」（全3回）を開催し、平成27年9月に報告書を取りまとめた。

○課題及び今後の対応の方向性

再配達を削減させるためには消費者の生活スタイルに合わせた対応が必要であり、現在展開されている各事業者サービスに加え、再配達削減に向けた効果的な対応方策を、平成27年度に開催した「宅配の再配達の削減に向けた受取方法の多様化の促進等に関する検討会」報告書の内容を踏まえ、関係者と連携し検討する。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(4) 国民生活の維持・発展を支える物流

3) 都市部における物流マネジメント等の促進

ア) 都市部の複合ビル等における共同輸配送等の促進

○プログラム本文対応箇所

都市部の複合ビル等におけるオーナー、テナント、物流事業者等関係者の連携・協働による共同輸配送等を支援するとともに、優良事例について地方自治体を含めた関係者に普及啓発を行う。【国土交通省・環境省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
ア) 都市部の複合ビル等における共同輸配送等の促進		国土交通省	環境省	
都市部の複合ビル等における荷主と物流事業者等関係者間の連携による取組を支援				
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">↑↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 目標 都市部の複合ビル等における共同輸配送等の取組の増加 </div> </div>				
グリーン物流パートナーシップ会議等を活用して優良事例を普及・啓発				

○施策の取組状況

平成25年に創設した低炭素価値向上に向けた二酸化炭素排出抑制対策事業(物流の低炭素化促進事業)により、共同輸配送を実現するために必要となる設備の導入に対する支援を実施した。
【平成28年度予算(国費) 物流分野におけるCO2削減対策促進事業3,700百万円の内数】

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、更なる物流の低炭素化の推進に向け、共同輸配送を促進するための支援を実施する。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(4) 国民生活の維持・発展を支える物流

3) 都市部における物流マネジメント等の促進

イ) より良好な駐車秩序の確立

○プログラム本文対応箇所

交通渋滞の緩和や環境負荷の低減を図るため、荷捌き駐車施設等の積極的な整備、きめ細かな駐車規制、違法駐車取締り等ハード・ソフト一体となった駐車対策を推進する。【警察庁・国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
イ) より良好な駐車秩序の確立		警察庁	国土交通省	
荷捌き駐車施設等の積極的な整備、きめ細かな駐車規制、違法駐車取締り等のハード・ソフト一体となった駐車対策の推進				
			目標	交通渋滞の緩和及び環境負荷の低減

○施策の取組状況

交通渋滞の緩和や環境負荷の低減を図るため、道路環境、交通実態、駐車需要等を踏まえ、物流にも配慮したきめ細かな駐車規制を実施するとともに、地域住民等の要望等を踏まえ、重点路線、時間帯を定めたガイドラインを公表し、これに基づく違法駐車取締りを行うなど、ハード・ソフト一体となった駐車対策を推進した。

条例による荷捌き駐車施設の附置義務化及び駐車場法の特例制度として規定された荷捌き駐車施設の集約化について、地方公共団体に対して、平成28年2月の全国駐車場政策担当者会議等を通じて働きかけを実施した。

地方公共団体が行う荷捌きスペースの確保に向けた社会実験等に対する支援をしている。

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、交通渋滞の緩和や環境負荷の低減を図るため、きめ細かな駐車規制、違法駐車取締り等ハード・ソフト一体となった駐車対策を推進する。

引き続き、条例による荷捌き駐車施設の附置義務化及び駐車場法の特例制度として規定された荷捌き駐車施設の集約化について、地方公共団体に対して、全国駐車場政策担当者会議等を通じて働きかけを実施していく。

引き続き、荷捌き駐車スペースの確保に向けた取組を促進していく。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(4) 国民生活の維持・発展を支える物流

3) 都市部における物流マネジメント等の促進

ウ) 建築物への荷捌き駐車施設の設置義務化の促進

○プログラム本文対応箇所

地方公共団体が駐車場法に基づき、一定規模以上の建築物に荷捌きのための駐車施設の設置(附置)を義務付ける条例を地域の実情に合わせて定めるよう、地方公共団体に対して会議等を通じて働きかけを行う。これにより、建築物における荷捌き駐車施設を確保する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
ウ) 建築物への荷捌き駐車施設の設置義務化の促進		国土交通省		
各種会議等を通じて、荷捌き駐車施設の設置を義務付ける条例制定について働きかけ				
		目標	条例により、荷捌き駐車施設の設置を義務付ける地方公共団体の増加	

○施策の取組状況

条例による荷捌き駐車施設の附置義務化及び駐車場法の特例制度として規定された荷捌き駐車施設の集約化について、地方公共団体に対して、平成28年2月の全国駐車場政策担当者会議等を通じて働きかけを実施した。

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、条例による荷捌き駐車施設の附置義務化及び駐車場法の特例制度として規定された荷捌き駐車施設の集約化について、地方公共団体に対して、全国駐車場政策担当者会議等を通じて働きかけを実施していく。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(4) 国民生活の維持・発展を支える物流

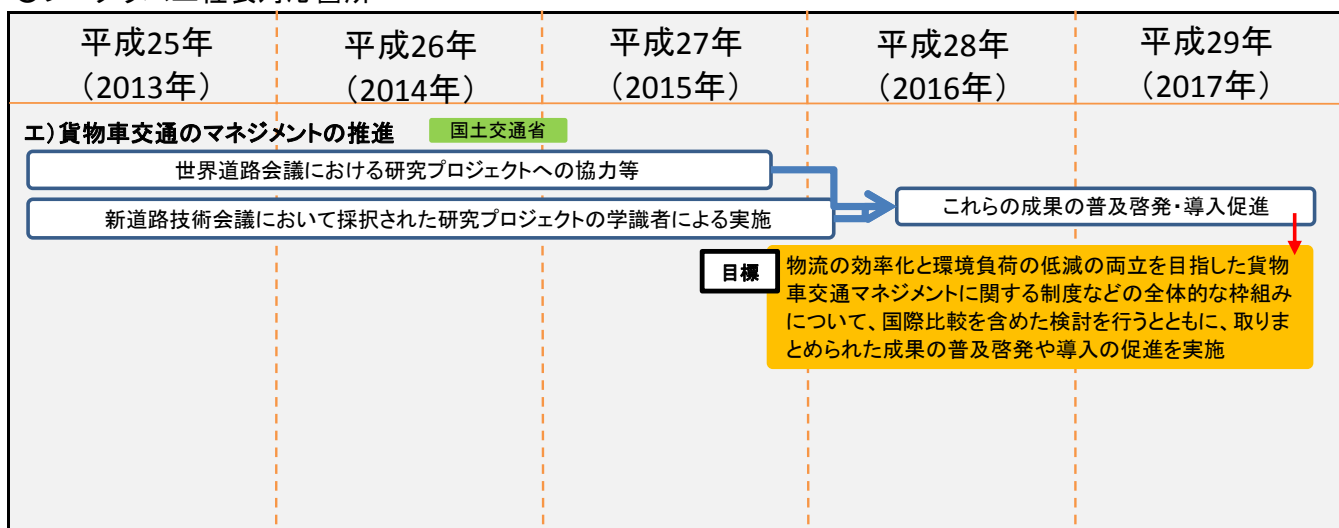
3) 都市部における物流マネジメント等の促進

エ) 貨物車交通のマネジメントの推進

○プログラム本文対応箇所

物流の効率化と環境負荷の低減の両立を目指した貨物車交通マネジメントに関する制度などの全体的な枠組みについて、国際比較を含めた検討を行い、取りまとめられた成果の普及啓発や導入の促進を図る。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

世界道路会議技術委員会における研究プロジェクトの取りまとめに向け、国内事例の紹介や各国の貨物車交通マネジメント等の情報収集を行った。

また、新道路技術会議において採択された研究プロジェクトにおいて、物流の効率化と環境負荷の低減の両立を目指した道路政策についての研究を行っている。

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、新道路技術会議において採択されたプロジェクトにおける研究について、必要な協力を行う。

また、世界道路会議における研究プロジェクト、新道路技術会議において採択された研究プロジェクトの成果の普及啓発を行う。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(4) 国民生活の維持・発展を支える物流

3) 都市部における物流マネジメント等の促進

オ) 物流を考慮した建築物の設計・運用

○プログラム本文対応箇所

建築物内へのスムーズな貨物の搬入や屋内移動の確保等が図られるよう、円滑で効率的な物流の確保を考慮した設計や運用を促進する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
オ) 物流を考慮した建築物の設計・運用				
			国土交通省 物流を考慮した建築物の設計・運用ガイドラインの策定	同ガイドラインを踏まえた建築物の設計・運用の促進
			目標	物流を考慮した建築物の設計・運用事例の増加。

○施策の取組状況

平成28年11月より、有識者、関係団体、関係省庁からなる「物流を考慮した建築物の設計・運用検討会」を設置・開催している。平成29年3月に「物流の円滑化・効率化と建築物・周辺地域の魅力向上を実現するための建築物の設計・運用の指針」(仮称)及び当該指針を踏まえた建築物の設計・運用の促進方策を取りまとめる予定である。

○課題及び今後の対応の方向性

ガイドラインの策定を進め、策定後は、当該ガイドラインを踏まえた建築物の設計・運用の促進を図っていく。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(4) 国民生活の維持・発展を支える物流

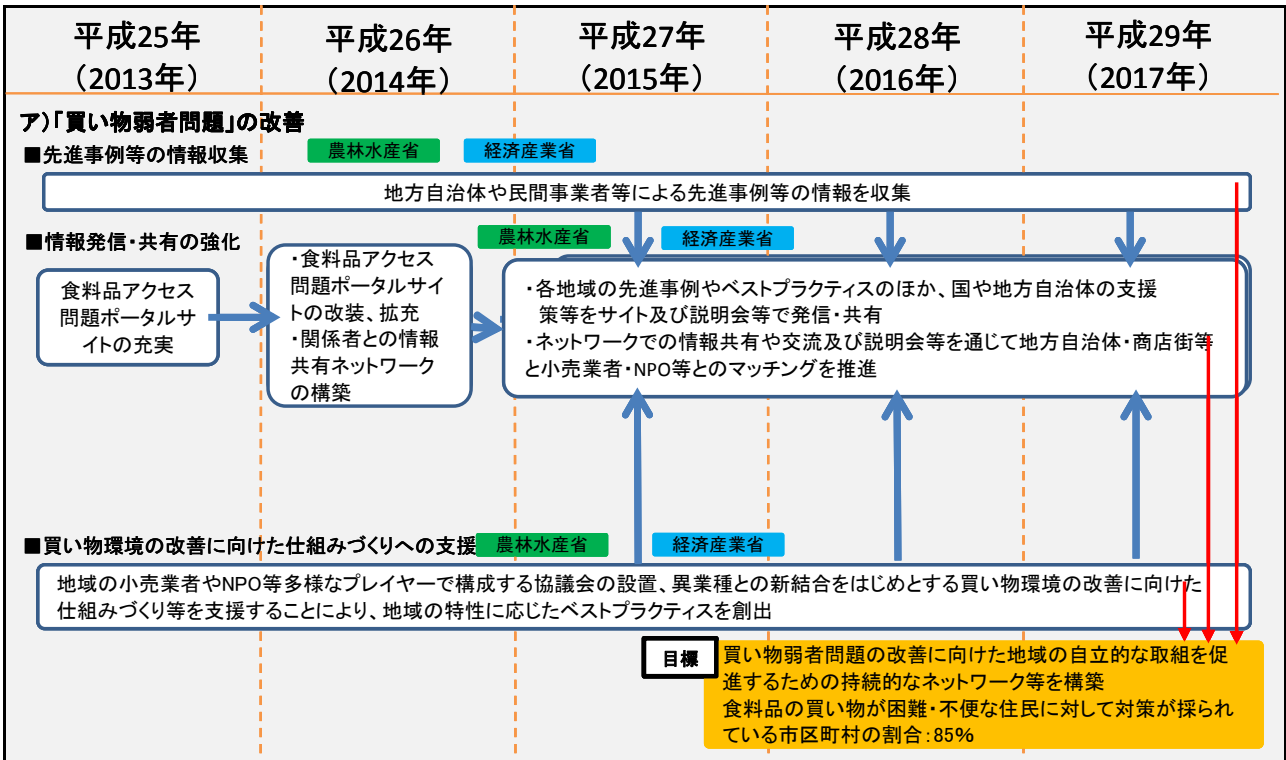
4) 「買い物弱者問題」への対応

ア) 「買い物弱者問題」の改善

○プログラム本文対応箇所

買い物弱者問題に取り組む各地域の地方自治体や民間事業者等による先進事例や地域の特性に応じたベストプラクティス等を情報共有ネットワーク及び説明会等で発信・共有するとともに、地方自治体・商店街と小売業・NPO等とのマッチング等を実施すること等により買い物弱者問題の改善に向けた地域の自立的な取組を促進する。【農林水産省・経済産業省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

食料品アクセス問題ポータルサイトについては、省庁横断的に支援施策や取組マニュアル、各調査結果等を紹介するとともに、全国で効果的な買い物支援の事業を展開する新たな企業の情報を追加するなど、内容の充実を図り、国民各層に対して周知している。

また、地域の自治体や商工会、小売業者、NPO等の多様なプレイヤーで構成する協議会を5地区で設置し、買い物環境の改善に向けた仕組み等の検討を実施している。

更に、地域住民の買い物に関する利便性の向上を図るため、民間事業者やNPO等による買い物機会を持続的に提供する新たな取り組みの支援を実施している。

【平成28年度予算(国費) 食料品アクセス環境改善対策事業8百万円】

○課題及び今後の対応の方向性

今後とも、買い物弱者問題に対する地域の関係者や国民各層の認識を深め、買い物環境の改善に向けた地域の自立的な取組が進められるよう、支援していく必要がある。

このため、全国的に買い物支援に取り組んでいる企業や団体の情報など、買い物弱者問題に取り組む地域の関係者等にとって有用性の高い情報を継続的に発信し、地方自治体や関係機関、関係企業等との情報共有を促進する。

また、地域の自治体や関係事業者等で構成する協議会の場を有効に活用し、小売業者等の民間企業と自治体や関係機関等が連携した持続可能な買い物支援事業が創出されるよう、協議会の効果的な運営を支援する。

更に、各地域で買い物弱者対策に取り組む事業者や地方自治体に対する説明会や事業展開の支援等を行う機会を通じて、地域事情を考慮した事業の安定継続を支援し、ベストプラクティス化を目指す。

担当省庁: 農林水産省(食料産業局食品流通課)、経済産業省(商務情報政策局商務流通保安グループ流通政策課)

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(4) 国民生活の維持・発展を支える物流

5) 条件不利地域等における輸送網の確保・維持

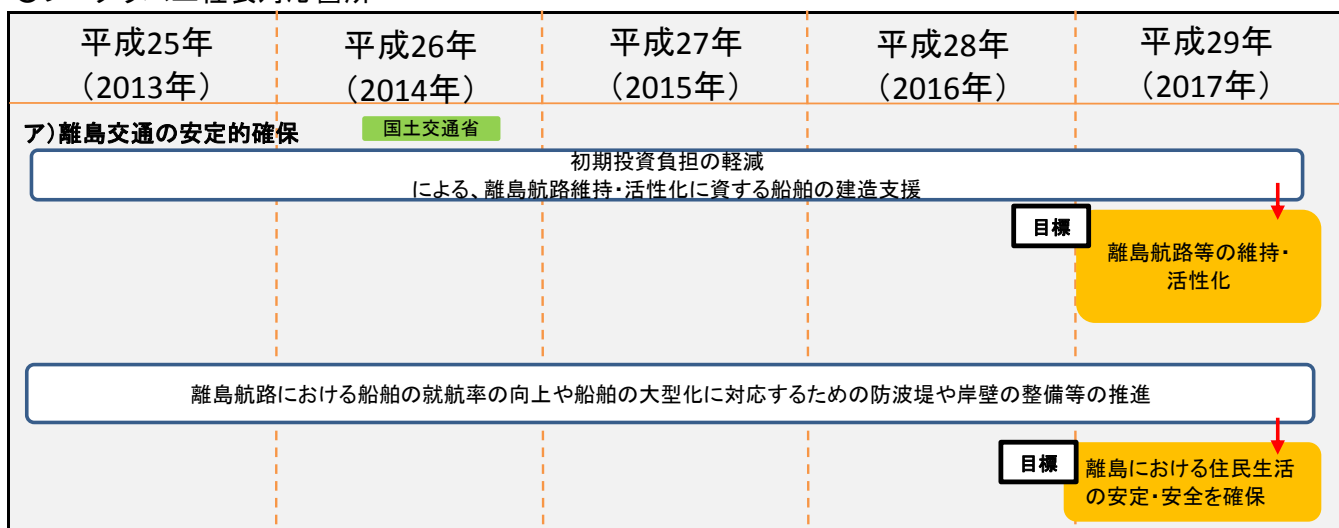
ア) 離島交通の安定的確保

○プログラム本文対応箇所

離島航路の確保維持に資する公設民営化・省エネ船等への代替建造などの運航・経営効率化の促進、割高水準にある運賃の引下げへの支援を実施する。

離島における住民生活の安定・安全を確保するため、離島航路における船舶の就航率の向上や船舶の大型化に対応するための防波堤や岸壁の整備等を推進する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

離島航路の確保・維持については、地域公共交通確保維持改善事業において、離島航路事業者に対する代替建造等への補助を行うとともに、島民向けの運賃の割引に関する支援を実施した。

【平成28年度予算(国費) 地域公共交通確保維持改善事業費229億円の内数】

名瀬港、厳原港等において、港内静穏度確保のための防波堤整備、船舶の大型化に対応した岸壁整備等を推進した。

【平成28年度予算(国費) 港湾整備事業2,317億円の内数】

○課題及び今後の対応の方向性

地域公共交通確保維持改善事業により、引き続き、離島航路の確保維持のために必要な支援を実施する。

引き続き、離島における安定した住民生活を確保するため、離島航路の就航率の向上や人流・物流の安全確保のための防波堤及び岸壁等の整備、離島ターミナルのバリアフリー化を促進する。

担当省庁: 国土交通省(海事局内航課、港湾局計画課)

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(4) 国民生活の維持・発展を支える物流

5) 条件不利地域等における輸送網の確保・維持

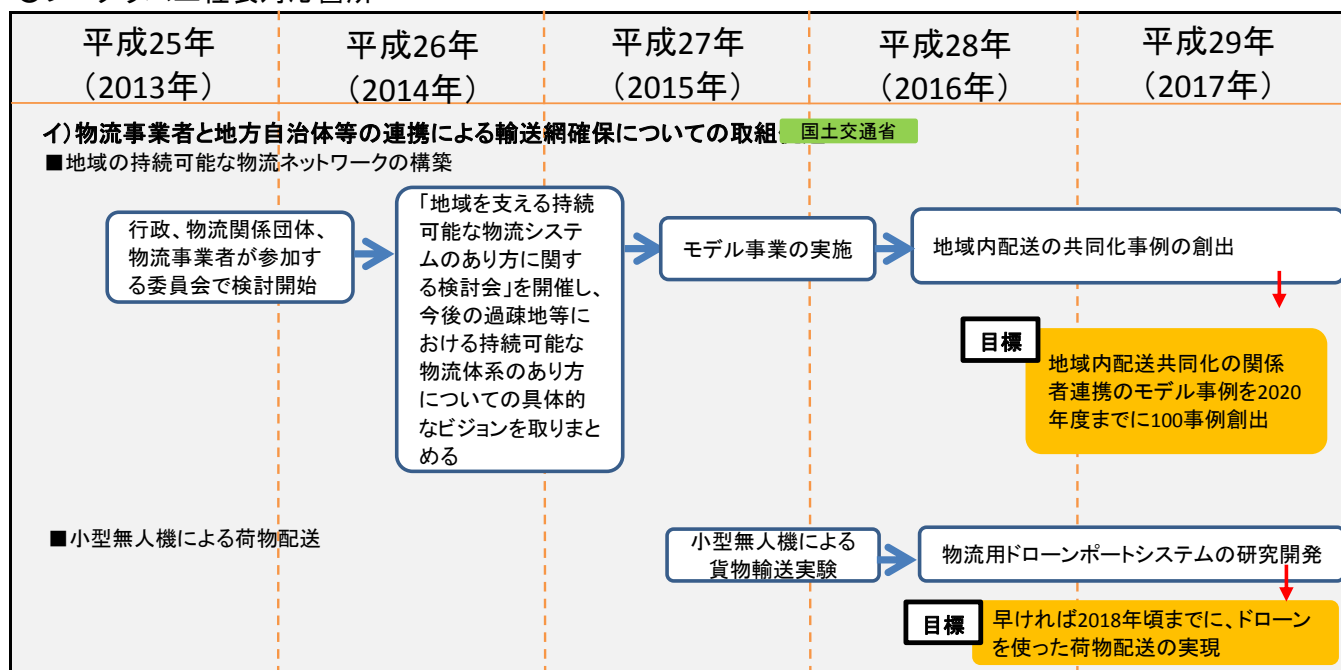
イ) 輸送網確保についての取組促進

○プログラム本文対応箇所

過疎地等における事業者とNPO等の協働による宅配サービスの維持・改善や買い物難民支援等にも役立つ新たな輸送システムを構築するため、「小さな拠点」を核とした貨物輸送の共同化、生活支援サービスとの複合化、公共交通事業者等の輸送力を活用した貨客混載の取組等を促進する。また、関係者の合意形成の円滑化や相互理解を深めるため、自治体の主体的な関与の下、地域の多様な関係者から構成される協議会の設立等を促す。

また、小型無人機による荷物配送の実現のための環境整備に取り組む。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

■ 地域の持続可能な物流ネットワークの構築

「地域を支える物流システムのあり方に関する検討会」報告書(平成27年3月)を踏まえ、平成27年度に「地域を支える持続可能な物流ネットワークの構築に関するモデル事業」を全国5か所を実施し、各モデル事業の実施を通じて得られた課題や対応策等について実践的なノウハウの蓄積・普及を図った。

■ 小型無人機による荷物配送

小型無人機による荷物配送の早期事業化が期待される過疎地での実験を通じ、事業化に向けた課題の洗い出し等を行うため、平成28年2月に徳島県那賀町において小型無人機による貨物輸送実験及び地区住民への意識調査を行った。また、目視外飛行における安全な自動離着陸を可能とするため、「交通運輸技術開発推進制度」を活用し、行政機関、民間事業者等の関係者ととも、物流用ドローンポートシステムの研究開発を行っている。

○課題及び今後の対応の方向性

■地域の持続可能な物流ネットワークの構築

「地域を支える持続可能な物流ネットワークの構築に関するモデル事業」から得られた実践的なノウハウや既存の優良事例を踏まえ、改正物流総合効率化法の枠組等を活用しつつ、地域内配送の共同化事例の創出を図る。

■小型無人機による荷物配送

物流分野での早期事業化の実現を図るため、行政機関や民間事業者等の関係者とともに、物流用ドローンポートシステムの研究開発等、事業化に向け必要な技術開発と環境整備を推進する。

担当省庁：国土交通省（総合政策局物流政策課）

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(5) 物流を支える人材の確保・育成

1) 物流現場を支えるトラック運転手、船員の確保・育成

ア) 物流の多様な現場を支える人材の確保・育成

○プログラム本文対応箇所

少子高齢化等の影響による物流分野における労働力不足について、就業環境の改善、業界イメージの改善、人材の確保・育成といった観点から、「物流分野における労働力不足対策アクションプラン」等に基づき、物流分野における総合的な取組を推進する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
ア) 物流の多様な現場を支える人材の確保・育成		国土交通省		
物流分野における労働力不足対策の推進				
			目標	<ul style="list-style-type: none"> ・労働力不足に起因する輸送能力不足を発生させず、物流サービスを安定的に確保する ・物流サービスの労働生産性の向上を図り、労働者の待遇の改善と物流コストの大幅な上昇の抑制の両立を図る。

○施策の取組状況

平成26年3月より学識経験者、物流事業関係者、荷主企業関係者等からなる「物流政策アドバイザリー会議」を開催し、労働力不足問題について検討を行った。

平成26年4月より国土交通省の関係部局及び関係業界団体等から構成される「物流問題調査検討会」(座長: 国土交通省大臣官房物流審議官)を開催し、労働力不足に関する状況を把握するとともに、対応方策について検討し、平成27年3月、「新規就業の促進と定着率の向上」及び「物流の効率化・省力化」の2つの柱からなる「物流分野における労働力不足対策アクションプラン」をとりまとめた。平成28年5月に同プランの施策に係るフォローアップを行い、現在の取組状況や今後の取組予定を確認した。

○課題及び今後の対応の方向性

平成27年3月に取りまとめた「物流分野における労働力不足対策アクションプラン」に掲げられた施策について、関係業界団体等とも連携しつつ、着実に推進する。同プランに掲げられた施策は毎年度フォローアップを行うこととされていることから、「物流問題調査検討会」を開催し、施策の進捗状況の把握を行うとともに、必要に応じて同プランの見直しを行う。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(5) 物流を支える人材の確保・育成

1) 物流現場を支えるトラック運転手、船員の確保・育成

イ) トラック運転手の確保・育成

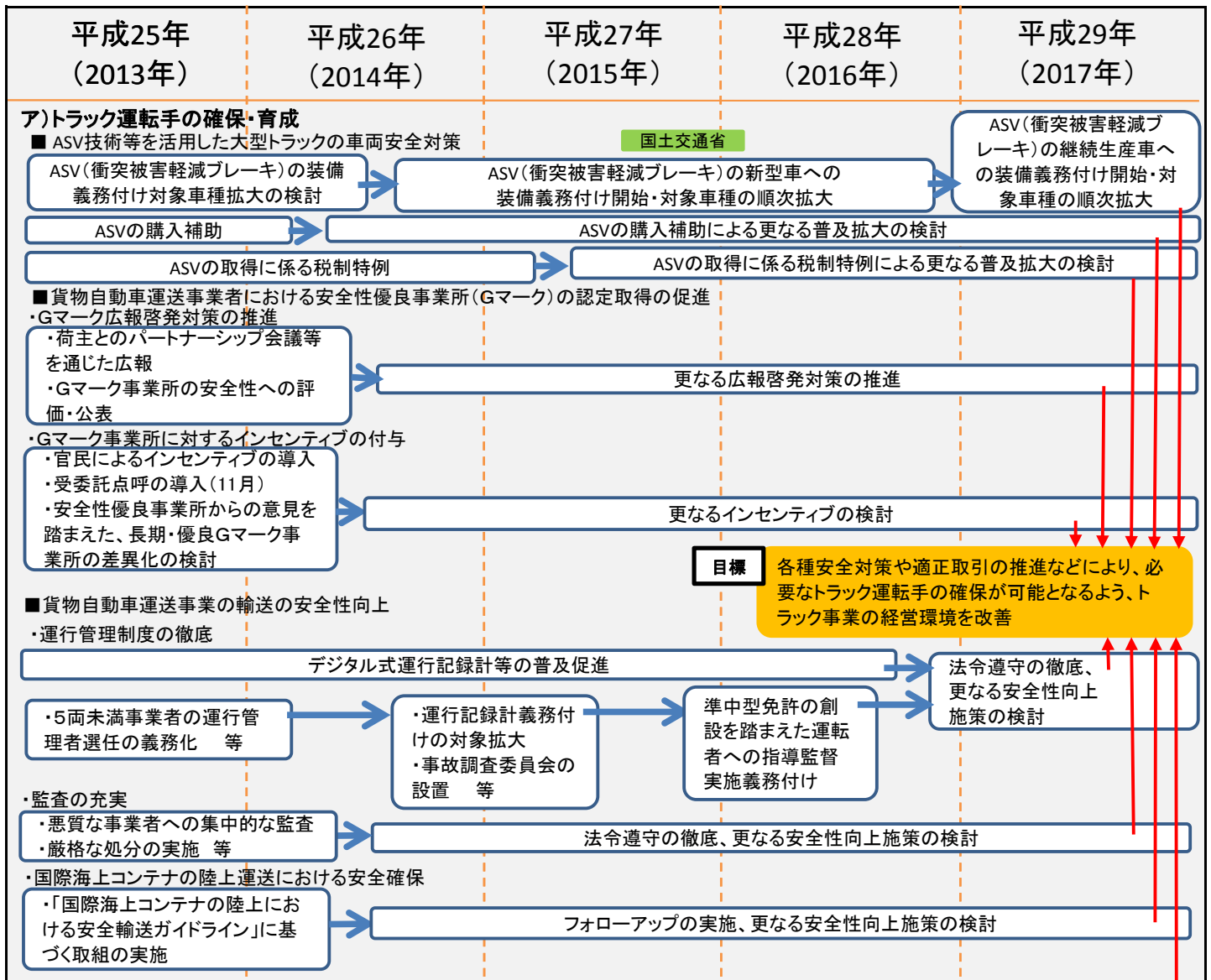
○プログラム本文対応箇所

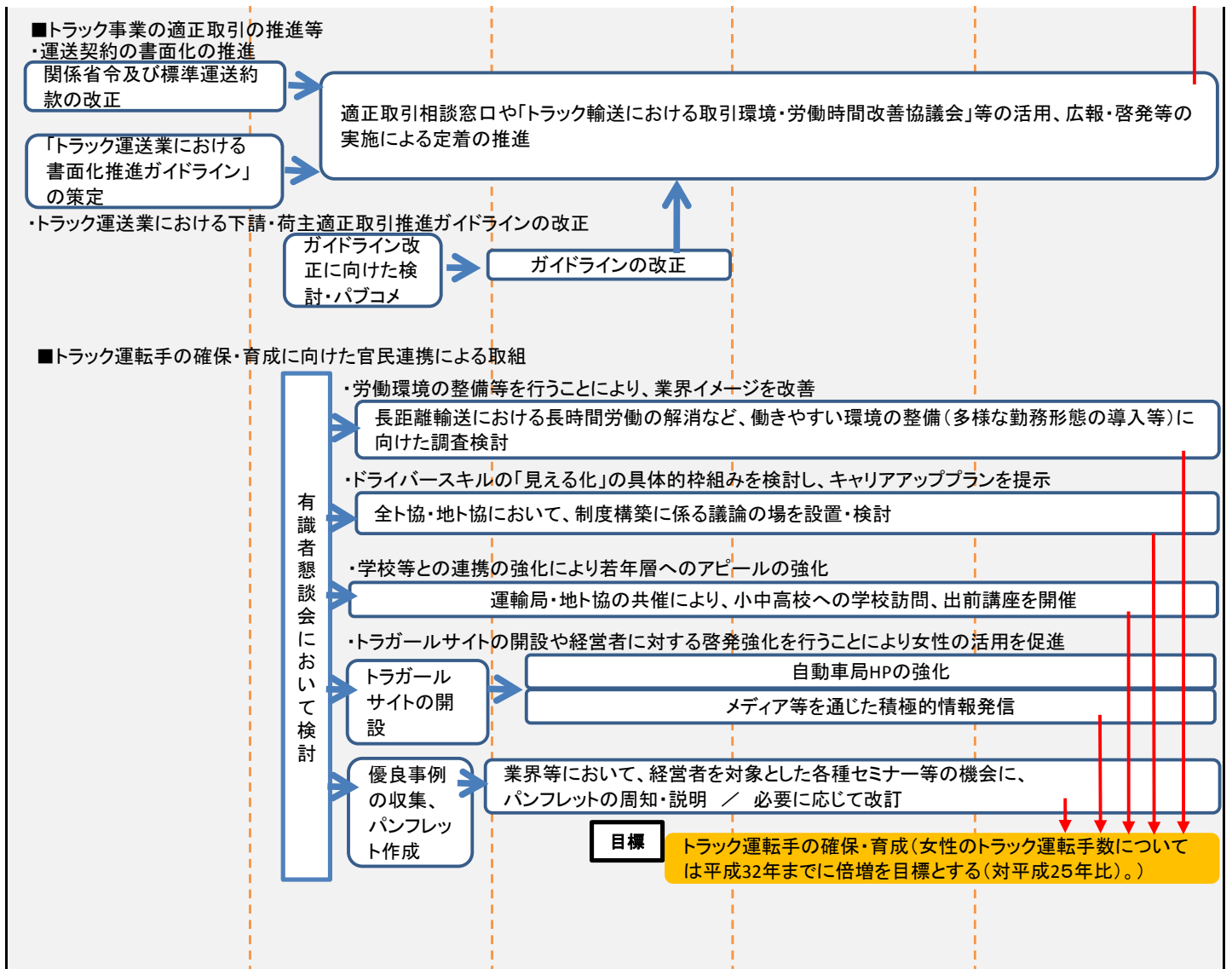
トラック運転手の確保・育成に向けては、労働条件の改善が重要であることから、荷主、運送事業者、関係省庁等により構成される「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の枠組みを活用し、取引環境の改善及び長時間労働の抑制に取り組む。

また、上記に加え、トラック運転手の確保・育成に向けて、以下のような官民連携による取組を強化する。

- ・学校等との連携の強化により若年層へのアピールの強化
- ・トラガール促進プロジェクトサイト等を活用した業界の魅力のPR・情報発信
- ・ITを活用した中継輸送の導入促進に向けた取組
- ・若者・女性が働きやすい労働環境の構築に向けた、事業者向けのパンフレット等を活用した経営者への啓発強化 等 【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所





○施策の取組状況

■ASV技術等を活用した大型トラックの車両安全対策

大型車の衝突被害軽減ブレーキについて、平成26年11月からの順次装備義務付け開始を決定。なお、基準策定の経緯は以下のとおり。

- ・平成24年3月に衝突被害軽減ブレーキの技術基準を策定し、大型トラックに対する装備義務付けを決定。(平成26年11月以降順次適用)
- ・平成25年11月に国連の衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)に関する協定規則(第131号)を技術基準に採用。(平成26年11月以降順次適用)
- ・平成26年2月に性能要件の強化及び装備義務付け対象の中型トラックへの拡大を決定。(平成29年11月以降順次適用)

大型車の車両安定性制御装置について、平成26年11月からの順次装備義務付け開始を決定。なお、基準策定の経緯は以下のとおり。

- ・平成25年8月に国連の制動装置に関する協定規則(第13号)を技術基準に採用するとともに、大型トラック等に対する装備義務付けを決定。(平成26年11月以降順次適用)
- ・平成26年2月に装備義務付け対象の中型トラックへの拡大を決定。(平成30年11月以降順次適用)

平成19年度より実施している事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援)において、引き続き衝突被害軽減ブレーキ等のASV技術の購入補助(費用の2分の1)を実施している。なお、平成27年度の実績は以下のとおり。

衝突被害軽減ブレーキ:3,228台(平成27年度)
 ふらつき警報装置:813台(平成27年度)
 車線逸脱警報装置:2,062台(平成27年度)
 車線維持支援制御装置:93台(平成27年度)
 車両安定性制御装置:2,374台(平成27年度)

平成24年4月より、大型トラック等に対して、自動車重量税及び自動車取得税の税制特例措置を講じている。

■貨物自動車運送事業者における安全性優良事業所(Gマーク)の認定取得の促進

一般消費者・荷主に対するGマーク制度の周知に向けた広報活動及び荷主に対するGマーク事業所の利用促進については、Gマーク認定ステッカー等における国土交通省名義の使用等、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(全日本トラック協会)と更なる連携を図り、取り組んでいる。

また、より安全性の高い事業者を選びやすくし、市場構造の更なる適正化、トラック業界の安全の増進、信頼の増大を図っていくために、平成26年度から、Gマーク事業所に対するインセンティブとして、更に一定の高いレベルにあるGマーク事業所に対する表彰制度を開始した。

安全性優良事業所(Gマーク事業所)数:

約18,000事業所(平成24年12月) → 22,242事業所(全事業所の26.5%)(平成28年3月)

■貨物自動車運送事業の輸送の安全性向上

運行管理制度の徹底を図るため、関係省令を改正し、原則として、営業所における車両数に関わらず、事業用自動車の運行を管理する全ての営業所に運行管理者の選任義務化及び運行記録計義務付けの対象拡大並びに準中型免許の創設を踏まえた指導監督指針の改正を行うとともに、運行管理の高度化を図る観点から、デジタル式運行記録計等の導入支援を実施している。

また、トラック事業者に対する監査方針・行政処分等の基準に係る通達の改正によって、効率的・効果的な監査や実効性のある処分を行うとともに、悪質事業者に対して厳格な処分を実施した。

さらに、事業用自動車総合安全プラン2009策定以降の事故発生状況や施策の実施状況等を踏まえ、平成30年の事故削減目標達成に向け中間見直しを平成26年に行い、トラックの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策の策定のほか、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析と、客観性があり、より質の高い再発防止策の提言を得るため、事業用自動車の事故調査委員会を設置した。

【平成28年度予算 自動車運送事業の安全総合対策事業 1,004百万円、
自動車運送事業者等に対する監査体制の強化 38百万円】

国際海上コンテナ陸上運送における安全確保については、全ての関係者が実施すべき事項を取りまとめた新安全輸送ガイドライン等を平成25年6月に策定し、同年8月より運用開始した。運用開始後、地方での連絡会議や関係業界主催の講習会等によりガイドラインの浸透を図った。

また、平成26年7月より「不適切コンテナのモデル発見是正要領検討WG」を開催し、同年12月に、輸入コンテナの構内での不適切コンテナの発見及び是正措置について、横浜港をモデルに、関係者がとるべき項目を明確化したリーフレットを作成した。さらに、新安全輸送ガイドライン等において、平成26年1月に改訂された「貨物輸送ユニットの収納のための行動規範」(国際行動規範)の内容を盛り込む等の一部改訂(平成27年4月)及び平成28年7月に発効される改正SOLAS条約への対応のため一部改訂(平成28年6月)を行い、地方連絡会議等においてガイドライン等の周知徹底を図っている。

■トラック事業の適正取引の推進等

適正取引の確保及び安全を阻害する行為の防止に向け、貨物自動車運送事業輸送安全規則(省令)の改正(平成26年4月1日施行)において、考え方を規定するとともに、「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」を制定(平成26年1月22日)し、運送契約に際して、重要事項について、荷主とトラック運送事業者の間で書面で共有することをルール化した。また、標準貨物自動車運送約款の改正や経済団体、元請・利用運送事業者団体に対して、安全阻害行為の防止、書面化等への協力を文書にて要請した。

また、「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」を平成27年2月12日に改訂し、手待ち時間の改善について新たに項目を建てるとともに、着荷主側(配達先)での手待ち時間の改善についても追記等をおこない商習慣の改善も図った。

さらに、こうした取引環境の改善やトラックドライバーの長時間労働の改善を着実に推進するため、平成27年5月以降、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を中央及び各都道府県に順次設置し、トラックドライバーの長時間労働の実態等を調査した「トラック輸送状況の実態調査」の結果を報告した。

■トラック運転手の確保・育成に向けた官民連携による取組等

平成26年3月から、学識経験者、トラック事業者、労働組合、行政関係者等の関係者による有識者懇談会を設置し、トラック産業の健全化及び活性化に向けた議論を進めた。

この議論を踏まえ、平成26年9月には、若者や女性の活躍促進に向けた取組の一環として、事業者向けのパンフレットを作成するとともに、「トラガール促進プロジェクト」を立ち上げ、業界の魅力のPRや、働きやすい職場環境の整備に向けた経営者への啓発強化等を行っている。

また、平成27年5月28日には、「トラックドライバーの人材確保・育成に関する国土交通省・厚生労働省連絡会議」を開催し、関係省庁とも連携したトラックドライバーの人材確保・育成に向けた対応策を取りまとめた。

さらに、平成27年度、ITを活用した中継輸送について、実証運行を実施し、トラック事業者がマッチングや中継輸送を行う上での課題等を調査・整理した。

○課題及び今後の対応の方向性

■ASV技術等を活用した大型トラックの車両安全対策

引き続き衝突被害軽減ブレーキ等ASV技術の普及促進や、安全基準の拡充・強化等により、大型トラックの車両安全対策を推進する。

■貨物自動車運送事業者における安全性優良事業所(Gマーク)の認定取得の促進

引き続きGマークの認定取得の促進により、事業者全体の輸送の安全の向上を図るとともに、一般消費者・荷主・他業界等に対するGマーク制度の周知に向けた広報活動、Gマーク事業所へのインセンティブの付与等全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(全日本トラック協会)とより一層の連携を図り、普及に向け対策を進める。

■貨物自動車運送事業の輸送の安全性向上

運行管理の高度化を図るため、引き続きデジタル式運行記録計等の導入支援を行うとともに、次世代型運行管理・支援システム確立に向けた検討、ビッグデータを活用した事故防止運行モデルの構築等を行う。また、法令違反を犯す悪質事業者等への監視強化・厳格な処分の実施やネガティブ情報の公開を引き続き行うなどの措置を講ずる。

さらに、行政が保有する事業用自動車に関する各種情報の分析機能を強化するため、事業者特性・事故原因等の相関及び傾向を分析し、事故を惹起するおそれの高い事業者等を抽出する「事業用自動車総合安全情報システム」を構築し、効果的・効率的な指導・監督を実施し、事業用自動車による事故の未然防止を実現するとともに、監査実施体制の充実・強化を図る。

国際海上コンテナ陸上運送における安全確保については、引き続き、地方での連絡会議や関係業界主催の講習会等によりガイドラインの更なる浸透を図るとともに、ガイドラインの着実な実施に向けた取組を行う。

また平成28年1月に行った、同ガイドライン等の認知・取組状況等についてのフォローアップ調査より、平成26年の前回調査に比べ、ガイドライン等の認知状況及び各種情報伝達の改善がなされていたが、トラック事業者から運転者への情報伝達の過程での周知度の低下が未だに大きいことから、運転者に確実に情報伝達が行われるための方策を引き続き検討する。

■トラック事業の適正取引の推進等

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の枠組み等を通じて、ロードマップに基づき、取引環境の改善や長時間労働の抑制に取り組む。

- ・パイロット事業の実施(28、29年度)
- ・長時間労働改善ガイドラインの策定(29、30年度)

■トラック運転手の確保・育成に向けた官民連携による取組

引き続き、事業者向けパンフレットやトラガール促進プロジェクトサイトによる業界の魅力のPRや、経営者向けの啓発強化等を行うとともに、複数人で長距離運送を分担する中継輸送の導入促進に向けた課題等について検証する。

担当省庁:国土交通省(自動車局貨物課)

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(5) 物流を支える人材の確保・育成

1) 物流現場を支えるトラック運転手、船員の確保・育成

ウ) 船員の確保・育成

○プログラム本文対応箇所

日本船舶・船員確保計画を推進する。また、「海の日」や「海の月間」等の機会を通じた練習船の一般公開、海事施設見学会や職場体験会等により青少年を中心に海への興味・関心を喚起し、海の仕事の魅力や重要性について認識を深めてもらうための継続的な取組を推進する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
イ) 船員の確保・育成				
	国土交通省			
<p>事業者の計画的な雇用及び教育訓練への支援や、官労使による船員のキャリア形成訓練及び離職船員の増加に資する訓練機会の提供等を実施する。</p>				
<p>「海の日」や「海の月間」等の機会を通じた練習船の一般公開、海事施設見学会や職場体験会等により青少年を中心に海への興味・関心を喚起し、海の仕事の魅力や重要性について認識を深めてもらうための継続的な取組の推進</p>				
<p>目標 海上輸送の人的基盤(ヒューマンインフラ)である船員を今後とも安定的に確保するため、高齢船員退職規模に見合う採用者数の水準を確保</p>				

○施策の取組状況

以下のとおり船員の確保・育成に資する取組を実施した。

①若年内航船員確保推進事業

内航船員の高齢化の進展による船員不足の解消に向け、関係機関と連携し、内航船員に関する情報が乏しいと思われる船員教育機関以外の学生等に対して、就業体験やキャリアパス説明会を実施することによって、内航船員を志向する若年者を増加させる取組を平成23年度から実施している。平成27年度については、全国で水産系高校28校370人の若年者が就業体験に参加する等、内航船員を志向する有効な契機として活用されている。

【平成28年度予算(国費) 21百万円】

②船員に対する職業紹介支援

ハローワークとの連携を更に強化することで船員未経験者の内航業界への就職を促すとともに、退職自衛官に対する就職説明会の拡大、海技者セミナー参加者の拡大(海洋系高校、船員未経験者等)を図ることで、船員確保対策を推進する。

③内航船員就業ルート拡大支援事業

内航船員の就業ルート拡大のため、未経験者が短期で海技資格を取得できる6級海技士短期養成制度の社船実習実施事業者に対してその費用の一部を補助する。平成27年度については、44事業者の社船実習実施に対し助成金を支給し、その結果、71人を養成した。

【平成28年度予算(国費) 7百万円】

④船員計画雇用促進等事業(助成事業の拡充・強化)

改正海上運送法に基づき国土交通大臣より日本船舶・船員確保計画の認定を受け、船員の計画的な確保・育成に取り組む海運事業者に対する支援制度を平成20年度に創設した。平成27年度に係る計画については、197事業者が国土交通大臣による認定を受けており、当該計画に従って、船員を計画的に雇用し、訓練する事業者に対して支援を実施した。

【平成28年度予算(国費) 102百万円】

⑤技能訓練事業

海技免許、資格のミスマッチを解消することで、船員としての再就職を促す制度であり、受講後の再就職率は約90%と高い割合となっている。今後は先進技術や社会的ニーズを反映させる等、適宜メニューの見直しを図ることで高い再就職率の達成を推進する。

【平成28年度予算(国費) 8百万円】

⑥外航基幹職員養成事業

外航船員を目指す若年者を対象に、シミュレータ訓練等による実務教育と民間商船による乗船訓練を通じて、即戦力として活躍できるキャリア形成を支援し、平成27年度については8名が外航船社に就職した。

【平成28年度予算(国費) 24百万円】

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、以下のとおり効果的・効率的に事業を実施する。

①若年内航船員確保推進事業

船員教育機関以外の学生等に対して、就業体験やキャリアパス説明会を実施することによって、内航船員を志向する若年者を増加させる取組を推進する。

②船員に対する職業紹介支援

ハローワークとの連携を更に強化することで船員未経験者の内航業界への就職を促すとともに、退職自衛官に対する就職説明会の拡大、海技者セミナー参加者の拡大(海洋系高校、船員未経験者等)を図ることで、船員確保対策を推進する。

③内航船員就業ルート拡大支援事業

6級海技士短期養成制度の平成28年度養成定員は92人であるため、当該養成対象者が確実に社船実習を受けられるよう、引き続き内航船員就業ルート拡大支援事業を推進する。

④船員計画雇用促進等事業

平成28年度に係る計画において認定を受けている228事業者からの日本船舶・船員確保計画を踏まえ、国が直接支援するスキームとして船員計画雇用促進事業を推進する。特に事業者間の連携や規模拡大により、自立的な船員の確保・育成体制の構築に取り組む事業者への支援を行う。

⑤技能訓練事業

海技免許、資格のミスマッチを解消することで、船員としての再就職を促す制度であり、受講後の再就職率は約90%と高い割合となっている。今後は先進技術や社会的ニーズを反映させる等、適宜メニューの見直しを図ることで高い再就職率の達成を推進する。

⑥外航基幹職員養成事業

平成28年度は16名に対してキャリア形成訓練を実施予定であるため、訓練を通じて当該訓練生が外航船の即戦力としての能力を身につけられるよう、引き続き外航基幹職員養成事業を推進する。

担当省庁:国土交通省(海事局船員政策課、海技・振興課海事振興企画室)

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(5) 物流を支える人材の確保・育成

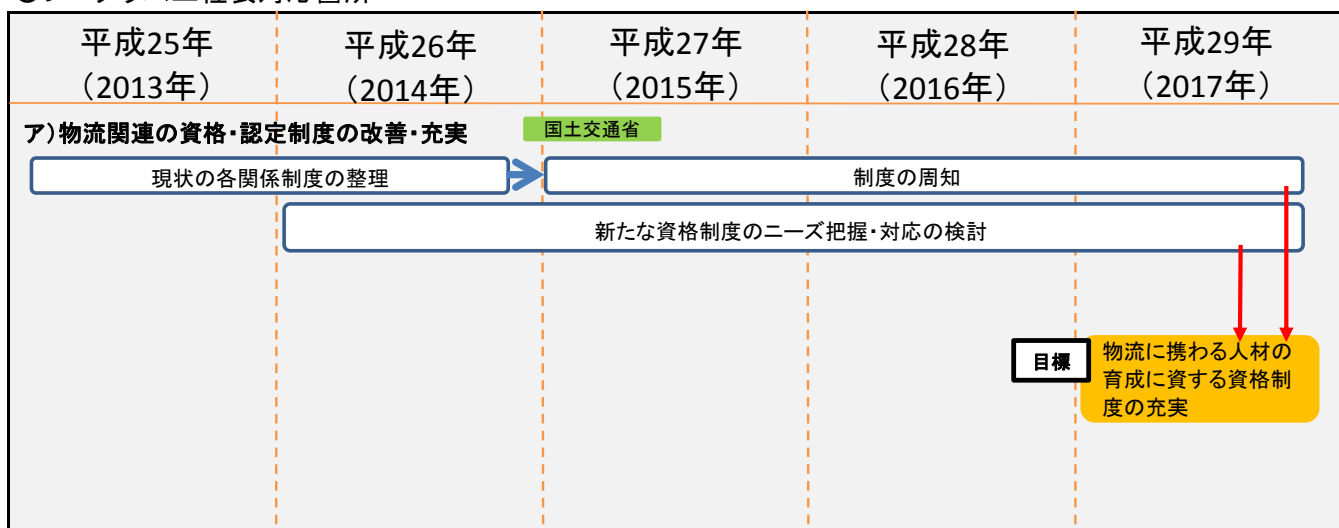
2) 物流技術・技能の習熟度認定資格制度の充実

ア) 物流関連の資格・認定制度の改善・充実

○プログラム本文対応箇所

物流に携わる人材を育成するために、物流に関わる技術・技能の資格についてのニーズ調査及び対応の検討に取り組む。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

平成25年度には、物流に携わる人材を育成する上で必要となる物流に関わる技術・技能の資格・制度について検討を行うため、現状の各関係制度の把握・整理を行った。

平成26年度以降、各関係制度の整理をもとに、関係者のニーズ把握を行っている。平成27年10月に、退職自衛官が物流事業者へ再就職する前に取得しておく有利な資格についてアンケート調査を実施し、分析を行ったうえで、防衛省に結果の提供を行った。

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、物流人材育成に資する各関係制度の周知に取り組むとともに、新たな資格制度のニーズ把握・対応の検討を行うこととする。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(5) 物流を支える人材の確保・育成

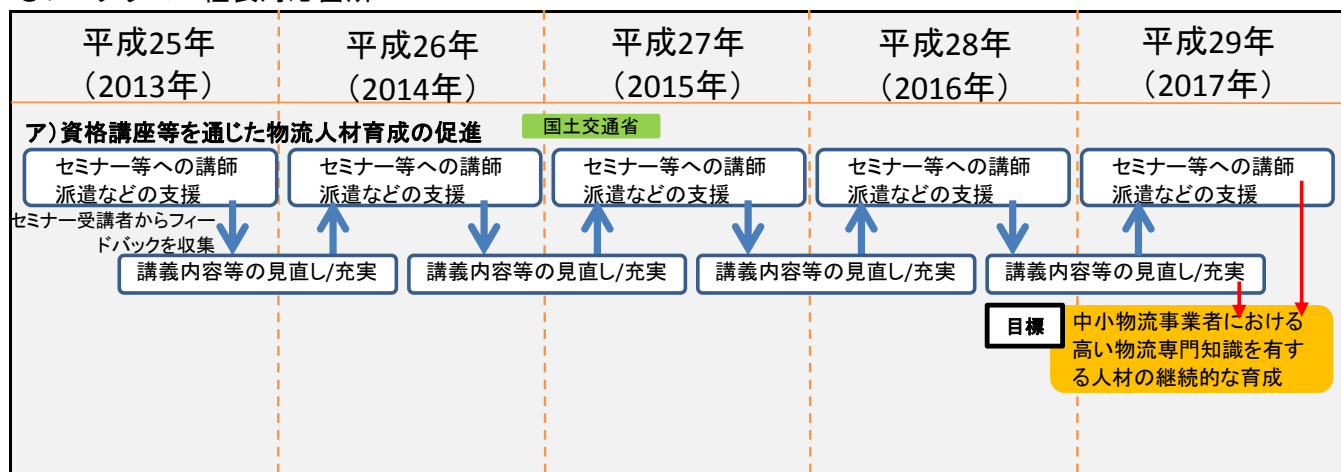
3) 中小物流事業者における人材育成の推進

ア) 資格講座等を通じた物流人材育成の促進

○プログラム本文対応箇所

民間団体が実施するセミナー等に講師を派遣する等の支援を行う。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

平成28年6月末時点まで、以下のとおり民間団体が実施するセミナー等に講師を派遣する等の支援を行い、各種の資格講座等を通じた物流人材育成の促進を図った。

①資格講座関係のセミナー

- ・公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会「物流技術管理士養成講座」
- ・一般社団法人国際フレイトフォワードーズ協会「国際複合輸送士資格認定講座」
- ・一般社団法人日本物流団体連合会「物流環境管理士養成講座」
- ・一般社団法人日本3PL協会「3PL管理士講座」

②その他のセミナー

- ・株式会社流通研究社「アジア・シームレス物流フォーラム」
- ・公益社団法人鉄道貨物協会東京支部「夏期貨物セミナー」
- ・公益財団法人九州運輸振興センター「九州運輸コロキアム」
- ・公益社団法人全国通運連盟「鉄道利用運送事業に係る業務研修会」
- ・一般社団法人日本パレット協会「ユニットロードオープンカレッジセミナー」
- ・一般社団法人航空貨物運送協会「国内航空貨物危険物取扱講習会」 等

○課題及び今後の対応の方向性

今後とも各種の資格講座等を通じて、物流効率化や物流コスト削減を實踐できる人材の育成、物流現場での環境保全・省エネ対策に取り組む人材の育成等、高い物流専門知識を有する人材の継続的な育成を促進していくことが重要であることから、引き続き様々な物流事業者が参加するセミナー等に講師を派遣する等の支援を行うとともに、セミナー受講者からのフィードバック等を踏まえつつ講義内容等の見直しや充実を図っていくこととする。

担当省庁：国土交通省（総合政策局物流政策課）

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(5) 物流を支える人材の確保・育成

3) 中小物流事業者における人材育成の推進

イ) 3PL事業の促進による物流効率化の実現

○プログラム本文対応箇所

近年のネット通販拡大等の状況も踏まえ、こういった新たな物流ニーズに対応した3PL事業の担い手となる物流事業者の裾野の拡大を図るための施策を実施するとともに、引き続き3PL事業を推進するための人材育成について、事業者団体と連携して推進する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
イ) 3PL事業の促進による物流効率化の実現		国土交通省		
3PL人材研修の継続的な実施				
新たな物流ニーズに対応した3PL事業の担い手となる物流事業者の拡大に向けた取組を実施				
			目標	関係業界と連携して3PLに関する講習を実施

○施策の取組状況

平成27年度においては、中小物流事業者がEC市場に新たに参入することを促進するため、平成26年度に実施したEC市場の実態調査、参入に必要な物流システム構築方策の検討等について、その成果を広く周知した。また、業界団体等が実施する3PLに関する人材育成研修に講師として出向き、人材育成を推進している。

○課題及び今後の対応の方向性

平成26年度に実施した調査の結果について、引き続き関係物流事業者等に広く周知を行う。また、引き続き、業界団体等が実施する3PLに関する人材育成研修に講師として出向き、人材育成を推進する。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(5) 物流を支える人材の確保・育成

4) 荷主における物流に精通した人材の育成

ア) 物流技術管理士資格制度等による荷主における物流人材の育成

○プログラム本文対応箇所

物流技術管理士資格制度の普及等により、荷主側における物流に精通した人材の育成を図るとともに、我が国の人材育成ノウハウをアジア諸国等に提供し物流管理水準の向上を図る。【経済産業省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
ア) 物流技術管理士資格制度等による荷主における物流人材の育成 経済産業省				
物流技術管理士資格制度の普及				
我が国の人材育成ノウハウをアジア諸国等に提供				
				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 目標 荷主における物流人材育成を促進 物流管理水準の向上 </div>

○施策の取組状況

物流技術管理士資格制度における講義への協力等を通じて資格制度の普及を図り、荷主における物流に精通した人材の育成を支援した。

平成25年度は、タイ・マレーシア・フィリピン・インドネシアでの現地調査の実施、及び現地の行政機関や物流関連団体等へのヒアリングによる物流人材育成に関する現状の取組や現地の物流人材育成へのニーズ等の調査の実施を支援し、我が国の人材育成ノウハウのアジア諸国等への提供を推進した。

平成26年度は、ASEAN6カ国を対象とした物流人材育成事業の展開可能性に関する調査を実施した。さらに、ベトナムおよびミャンマーにおいて、現地の状況に合った簡易プログラムを作成し、日本人専門家を派遣して現地講習会を開催し、その後、現地政府関係者や物流関連団体と今後の物流人材育成や物流環境改善に向けた意見交換を行った。

平成27年度は、ベトナムにおいて物流人材を継続的に育成するための環境整備が必要であるとの認識のもと、現地物流人材育成の講師となりうる人材を招聘し、日本人専門家による教育を行う。また当招聘事業に参加した人材による現地講習を開催するとともに、今後の物流人材育成環境の整備に向けたロードマップを策定した。

平成28年度は、27年度に引き続きベトナムにおける物流人材育成の一環として、ベトナムにおける物流資格認定制度の構築に向けた調整を進める。

【平成28年度予算(国費) 技術協力活用型・新興国市場開拓事業2,400百万円の内数】

○課題及び今後の対応の方向性

物流の効率化を実現するためには、物流事業者だけでなく荷主側においても物流に精通した人材が必要である。そのため、引き続き物流人材育成に関する取組を支援するとともに、荷主企業が進出しているアジア諸国等においても、物流人材の育成を円滑に行うことができるよう、我が国の物流人材育成のノウハウの現地への提供を推進する。

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組

(5) 物流を支える人材の確保・育成

5) 国民各層における物流知識の普及啓発

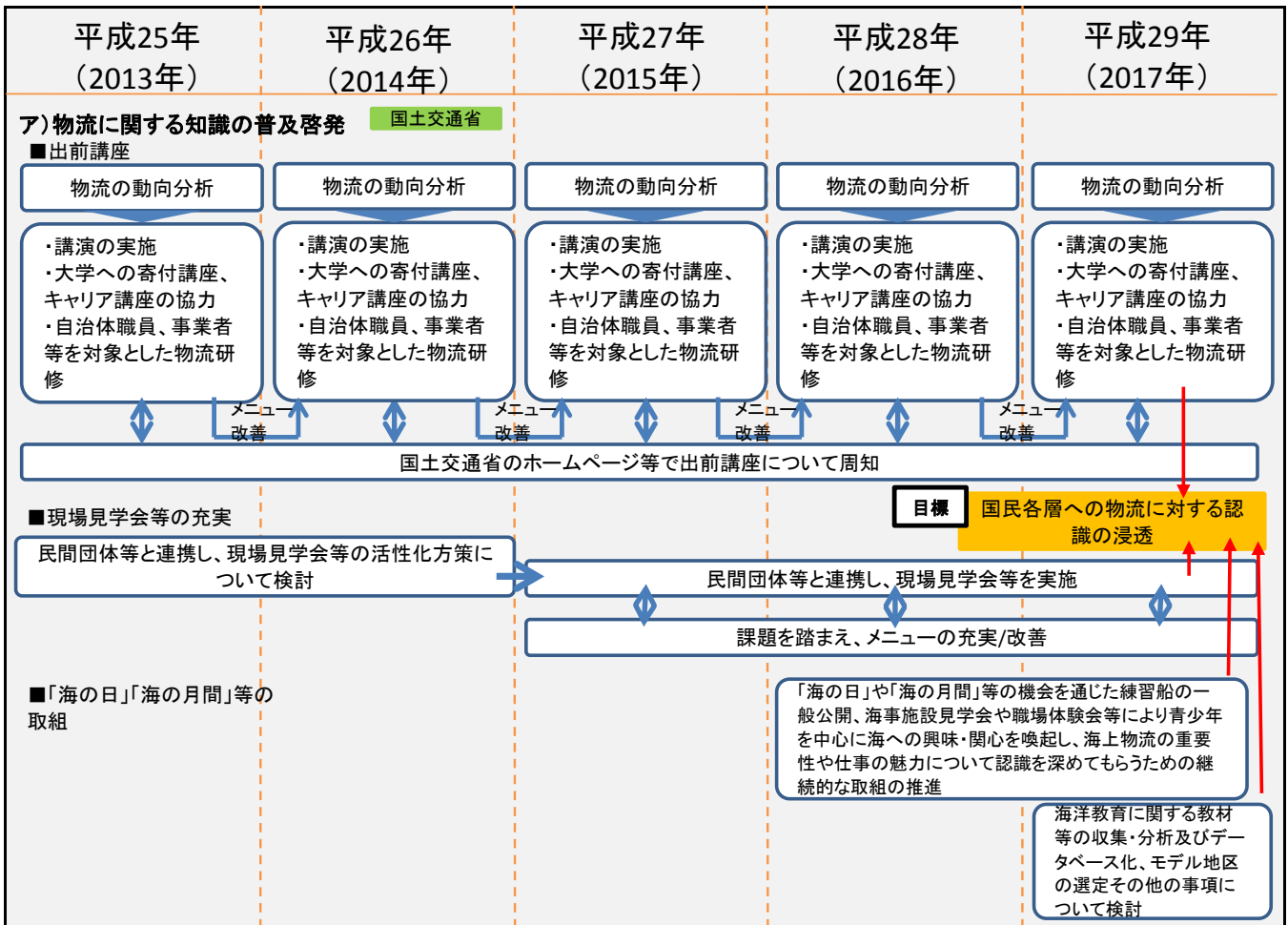
ア) 物流に関する知識の普及啓発

○プログラム本文対応箇所

国土交通省が行う事業や施策について、国民各層からの要望に応じて職員が出向き、説明や意見交換を行う「出前講座」において、物流をテーマとした講座の充実を図る。また、大学における寄付講座等への協力や自治体職員、事業者等を対象とした物流研修等の取組を実施する。さらに、民間団体等と連携し、国民各層を対象とした物流の現場見学会等の充実を図る。

海上物流については、国民各層、特に若年層を対象として「海の日」や「海の月間」等の機会を通じて、国土交通省及び出先機関である地方運輸局が自治体、事業者、関係団体、学校・教育委員会等と協力・連携しながら練習船の一般公開や海事施設見学会等を行い、海上物流の重要性や仕事の魅力について認識を深めてもらうための継続的な取組を推進する。また、初等中等教育レベルにおいて、海洋教育を推進するための取組を進めるよう検討する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

国土交通省出前講座については、大学生以上向けに物流政策全般に関する講座や物流の国際展開・環境負荷低減・災害対策など政策テーマ別の講座を設けるとともに、小学生以上高校生以下向けに物流の基礎に関する講座を設け、国土交通省のホームページで国民各層に対して周知している。これまで製造業関係の業界団体、経済団体、学校等から申込みを受け付け、出前講座等を実施した(平成25年度は1回、平成26年度は3回、平成27年度は1回)。

また、寄付講座等への協力(平成26年度は3大学、平成27年度は4大学、平成28年度は2大学(予定を含む))を行うとともに、平成27年1月には国土交通省国土交通大学校柏研修センターにて、自治体職員、事業者等を対象とした物流研修を実施した。

また、日本物流団体連合会が、外部機関のサイトと連携しながら、現場見学会のための新たな物流施設の登録を増やすなど受入体制の強化を図っている。

「海の日」の取組については、平成28年に、オールジャパンによる取組であることを意識した「海と日本プロジェクト」として新たに位置づけられ、東京港晴海客船ターミナルにおいて小中高生親子を含む約310名の参加者を迎え、「海の日」行事“海と日本プロジェクト”総合開会式を行った。同日には、“海と日本プロジェクト”「海の日」記念祭・海の船一斉公開として、東京港晴海埠頭に官公庁船や民間商船を集め、船舶の一般公開等を行い、1万人を超える一般の方が来場した。

「海の月間」の取組については、主に7月1日から31日を中心に国土交通省の出先機関である地方運輸局が、自治体、事業者、関係団体、学校等と協力・連携しながら練習船の一般公開や海事施設見学会等全国で660以上の行事・イベントを開催した。「海の月間」の最大のイベントである海フェスタでは、「海の日」本来の意義を再認識し、海に対する関心を持つことを目的として、毎年、海にゆかりのある自治体で開催されており、平成28年は7月16日から31日まで東三河8市町村で行われ、100万人を超える一般の方が来場した。

平成28年8月には、(公財)日本海事広報協会が主催者となり、東北運輸局、海事関係団体、東京海洋大学海事普及会等と連携し、山形県南陽市教育委員会の協力を得て、海に隣接しない山形県南陽市の中学生を対象に、海洋キャリア教育の取組として「船との出会い事業～海の仕事へのパスポート～」を開催した。普段、海に接する機会の少ない生徒を対象に、実際に海で働く方々との交流を通じて、我が国の生活・産業を支える海運、造船等の海事産業や海の重要性に対する意識向上を図ることを目的に開催され、南陽市の中学生868名が参加した。

「めざせ！海技者セミナー」の取組については、船員を目指す学生等をターゲットとし、企業説明及び就職面接等を実施するとともに、船員志望者の裾野を拡げるために、海事産業のPRや、船員技能訓練、各種助成制度についての説明を行っている。「めざせ！海技者セミナー」は年間7回開催しており、参加事業者、参加者共に増加傾向にあり、平成27年度実績としては、延べ184社、1,160名が参加した。

○課題及び今後の対応の方向性

今後とも国民各層の物流に対する認識を深めるため、物流に関する知識の普及啓発に取り組む必要がある。このため、最新の物流の動向分析を行うとともに、引き続き国土交通省出前講座の実施、大学への寄付講座・キャリア講座への協力及び自治体職員、事業者等を対象とした物流研修の実施並びにこれらのメニュー改善に取り組むこととする。

さらに、民間団体等と連携し、物流の現場見学会等の充実を図る。

国民各層の海上物流に対する認識を深めるため、「海の日」及び「海の月間」の機会を通じて、練習船の一般公開や海事施設見学会等全国各地で海に親しむ機会を設けるとともに、学校教育の現場において海上物流の重要性や仕事の魅力について認識を深めてもらうための取組の実現に向けて、海洋教育に関する教材等の収集・分析及びデータベース化、モデル地区の選定その他の事項について検討を行う。

担当省庁：国土交通省(総合政策局物流政策課、海事局海技・振興課海事振興企画室)

1) 省エネ法による取組促進と活用

ア) 省エネ法の特定荷主及び特定輸送事業者の支援並びに省エネ法スキームの活用等

○プログラム本文対応箇所

省エネ法により、5年間で中長期的にみて年平均1%以上のエネルギー消費原単位の改善が特定荷主や特定輸送事業者に求められ、CO2排出量削減の取組を検討しようとする機運が高まっていることから、引き続き、荷主と物流事業者の企業単位での省エネの取組を促進していく。【経済産業省・国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
ア) 省エネ法の特定荷主及び特定輸送事業者の支援並びに省エネ法スキームの活用等 国土交通省 経済産業省				
■省エネ改善率(①特定貨物輸送事業者、②特定航空輸送事業者、③特定荷主)				
エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減				
目標 エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減				

○施策の取組状況

運輸部門における省エネ対策の普及・促進のため、各事業者の省エネ対策責任者の育成、輸送事業者・荷主への指導・助言や省エネ対策の取組に係る点検を実施している。
 特定貨物輸送事業者のエネルギー消費原単位：年平均1.2%減(平成22～26年)
 特定航空輸送事業者のエネルギー消費原単位：年平均0.89%減(平成22～26年)
 特定荷主のエネルギー消費原単位：年平均1.0%減(平成21～25年)

○課題及び今後の対応の方向性

エネルギー使用量等の定期報告書のデータの内容を分析するとともに、エネルギーの使用の更なる合理化に向け、特定貨物輸送事業者、特定航空輸送事業者、特定荷主が継続的に目標を達成できるように、引き続き事業者に対する実態調査・指導等を行っていく。

2) 道路ネットワークの整備と貨物車による効率的輸送の環境整備

ア) 環境負荷の低減に資する道路整備

○プログラム本文対応箇所

環状道路やバイパス道路の整備、交差点の立体化、開かずの踏切の解消等の渋滞対策を推進する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
<p>ア) 環境負荷の低減に資する道路整備 国土交通省</p> <p style="text-align: center;">順次、事業を実施</p> <p>【参考】○ 三大都市圏環状道路整備率 平成23年度末:56% → 平成28年度末:約75% ○ 道路による都市間速達性の確保率 平成22年度末:46% → 平成28年度末:約50% ○ 開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間 平成23年度末:約128万人・時/日 → 平成28年度末:約121万人・時/日</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #FFD700; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>目標 円滑な貨物車交通を図り、環境負荷の少ない物流を実現するため、環状道路やバイパス道路の整備、交差点の立体化、開かずの踏切の解消等の渋滞対策を推進</p> </div>				

○施策の取組状況

環状道路やバイパス道路の整備、交差点の立体化、開かずの踏切の解消等の渋滞対策を実施している。また、踏切対策の更なる促進のため、踏切道改良促進法の一部改正(H28.3.31)を行っている。

三大都市圏環状道路整備率:68%(平成26年度末)
 道路による都市間速達性の確保率:49%(平成25年度末)
 開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間:122万人・時/日(平成26年度末)

【平成27年度補正予算(国費) 道路整備費71,000百万円の内数、防災・安全交付金99,701百万円の内数、平成28年度予算(国費) 道路整備費1,663,694百万円の内数、社会資本整備総合交付金898,332百万円の内数、防災・安全交付金1,100,234百万円の内数】

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、事業を着実に実施する。

2) 道路ネットワークの整備と貨物車による効率的輸送の環境整備

イ)「次世代ITS」の推進

○プログラム本文対応箇所

ETC2.0を活用した道路情報等の配信や収集したプローブによる経路の確認等を推進するとともに、路側からの情報提供技術の連携・融合などによりITS技術の高度化を推進することで、交通流円滑化や物流効率化を推進する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
イ)「次世代ITS」の推進				
	国土交通省			
順次、技術検証等を実施				
		目標	ETC2.0を活用した道路情報等の配信や収集したプローブによる経路の確認等を推進するとともに、路側からの情報提供技術の連携・融合などによりITS技術の高度化を推進することで、交通流円滑化や物流効率化を推進	

○施策の取組状況

産学官が一体となり、交通安全、渋滞対策、環境対策等を目的とし、人と車と道路とを情報で結ぶITS技術を活用した次世代の道路スマートウェイの展開を進めている。

ETC2.0は、これまでのETCと比べて、大量の情報の送受信が可能となる、ICの出入り情報に加えて、経路情報の把握が可能となるなど、格段と進化した機能を有している。道路利用者はもちろん、道路管理者にも様々なメリットをもたらすため、ITS推進に大きく寄与するシステムであるETC2.0サービスの普及・促進を官民一体となって実施している。また、ETC2.0で期待されるサービス例として、経路上の広域情報や画像提供、特車許可における一括申請や自動更新及び高速料金の経路割引や一時退出等がある。

平成28年1月よりETC2.0搭載車への特車通行許可を簡素化する制度、平成28年2月よりETC2.0車両運行管理支援サービスの実証実験を開始した。

【平成28年度予算(国費) 道路整備費1,663,694百万円の内数】

○課題及び今後の対応の方向性

ETC2.0を活用し、今ある道路をもっと賢く使い、時間損失、低い時間信頼度、交通事故、活力低下の克服を目指す。具体的には、

- ・渋滞と事故を減らす「賢い料金」(災害、事故時等の一般道路への一時退出等)
- ・ETCが基本のストレスのない「賢い料金所」(バーのない新設計料金所の導入等)
- ・生産性の高い「賢い物流管理」(ETC2.0装着車への特車通行許可の簡素化等)
- ・ビッグデータに基づく「賢い投資」(実容量の低下箇所をピンポイントで是正等)

等の取組内容について検討を進めて順次実施する。

2) 道路ネットワークの整備と貨物車による効率的輸送の環境整備

ウ) 交通流対策の推進(再掲)

○プログラム本文対応箇所

交通の円滑化及び環境負荷の低減を図るため、信号制御の高度化等の対策を講じる。また、ITSの推進として、VICSの普及、新交通管理システム(UTMS)の整備を推進するとともに、高度な道路交通情報の提供、経路誘導等に取り組む。さらに、信号機の改良や交通管制システムの高度化等の交通安全施設等の整備を促進する。【警察庁】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
ウ) 交通流対策の推進(再掲) 警察庁				
ITSの推進、信号機の改良や交通管制システムの高度化等の交通安全施設等の整備				
【参考】平成32年度までに実施した事業により短縮されていると推計される対策実施箇所の通過時間：約5千万人時間/年短縮			目標	交通の円滑化及び環境負荷の低減

○施策の取組状況

交通の円滑化及び環境負荷の低減を図るため、信号機の集中制御化や多現示化等により、信号制御の高度化等の対策を講じた。また、ITSの推進として、VICSの普及、新交通管理システム(UTMS)の整備を推進するとともに、高度な道路交通情報の提供、経路誘導等に取り組んだ。さらに、信号機の改良や交通管制システムの高度化等の交通安全施設等の整備を促進した。

【平成28年度予算(国費) 17,717百万円の内数】

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、交通の円滑化及び環境負荷の低減を図るため、信号機の集中制御化や多現示化等を始めとする信号制御の高度化等の対策を講じる。また、ITSの推進として、VICSの普及、信号情報活用運転支援システム等の新交通管理システム(UTMS)の整備を推進するとともに、高度な道路交通情報の提供、経路誘導等に取り組む。さらに、信号機の改良や交通管制システムの高度化等の交通安全施設等整備事業を推進する。

担当省庁：警察庁(交通局交通規制課)

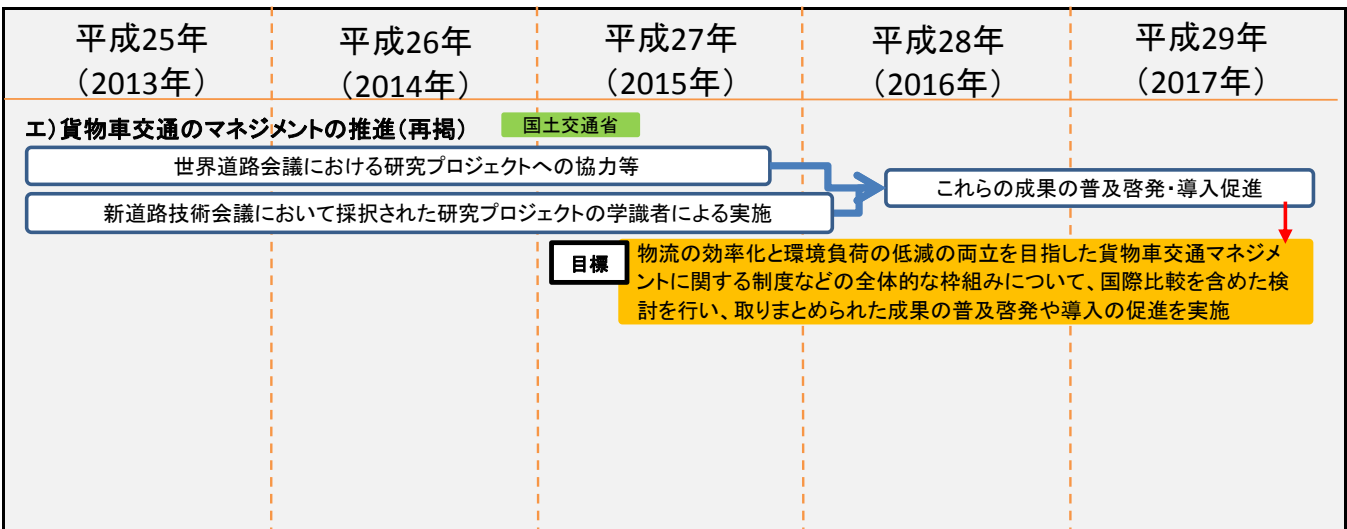
2) 道路ネットワークの整備と貨物車による効率的輸送の環境整備

エ) 貨物車交通のマネジメントの推進(再掲)

○プログラム本文対応箇所

物流の効率化と環境負荷の低減の両立を目指した貨物車交通マネジメントに関する制度などの全体的な枠組みについて、国際比較を含めた検討を行い、取りまとめられた成果の普及啓発や導入の促進を図る。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

世界道路会議技術委員会における研究プロジェクトの取りまとめに向け、国内事例の紹介や各国の貨物車交通マネジメント等の情報収集を行った。
 また、新道路技術会議において採択された研究プロジェクトにおいて、物流の効率化と環境負荷の低減の両立を目指した道路政策についての研究を行っている。

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、新道路技術会議において採択されたプロジェクトにおける研究について、必要な協力を行う。
 また、世界道路会議における研究プロジェクト、新道路技術会議において採択された研究プロジェクトの成果の普及啓発を行う。

2) 道路ネットワークの整備と貨物車による効率的輸送の環境整備

オ) 貨物車による輸送効率性の向上に向けた環境整備

○プログラム本文対応箇所

「道路法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第30号)による改正後の道路法の規定に基づき国土交通大臣が指定する大型車が通行すべき区間において、欧州等と同様の車両が円滑に通行することを視野に、十分な道路構造の確保、それを踏まえた道路の通行に係る重量規制の見直し等を行うことによって、貨物車が通行する経路の環境整備を図るための検討を進める。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
オ) 貨物車による輸送効率性の向上に向けた環境整備				
国土交通大臣による大型車が通行すべき道路の指定 <small>国土交通省</small>	欧州等と同様の車両が円滑に通行する際の課題を検討・整理し、可能なものから順次実施 国土交通大臣が指定する大型車が通行すべき区間において、欧州等と同様の車両が円滑に通行することを視野に、十分な道路構造の確保、それを踏まえた道路の通行に係る重量規制の見直し等を行うことによって、貨物車が通行する経路の環境整備を図るための検討を実施			

○施策の取組状況

平成26年10月に大型車の通行を誘導すべき道路の区間(大型車誘導区間)を指定し、当該道路に係る通行許可について、国による一括審査を実施し、許可までの期間を短縮した(20日間→3日程度)。平成28年4月には、物流の国際競争力の強化を図るため、国際戦略・拠点港湾とのラスト1マイルを追加した。
 加えて、平成28年1月より、大型車誘導区間を通行するETC2.0を搭載した大型車両の通行許可を簡素化する制度の運用を開始した。
 車両の大型化に伴う道路の通行に係る規制の見直し等については、これまで国際海上コンテナを積載するセミトレーラ連結車のみ緩和(10トン→11.5トン)していた駆動軸重の制限を、バン型等のセミトレーラ連結車(2軸トラックに限る。)すべてに統一することとし、また、45フィートコンテナ等の輸送における車両長の基準緩和(17m→18m)を見直し、平成27年6月より運用を開始した。
 平成28年11月22日より、1台で通常的大型トラック2台分の輸送が可能なダブル連結トラックの実験を開始した。

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、大型車誘導区間について、更なるラスト1マイルを検討・追加する。
 また、車両の長さ規制の見直しについて、ダブル連結トラックの社会実験を行い、25mフルトレーラー本格導入に向けた条件等を検討する。

3) モーダルシフトの推進及び大量輸送モードの輸送力強化

ア) モーダルシフト促進のための各種取組の推進

○プログラム本文対応箇所

優良事例の普及啓発等を通じた荷主と物流事業者の連携強化によりモーダルシフトの裾野の拡大を図る。【国土交通省・経済産業省】

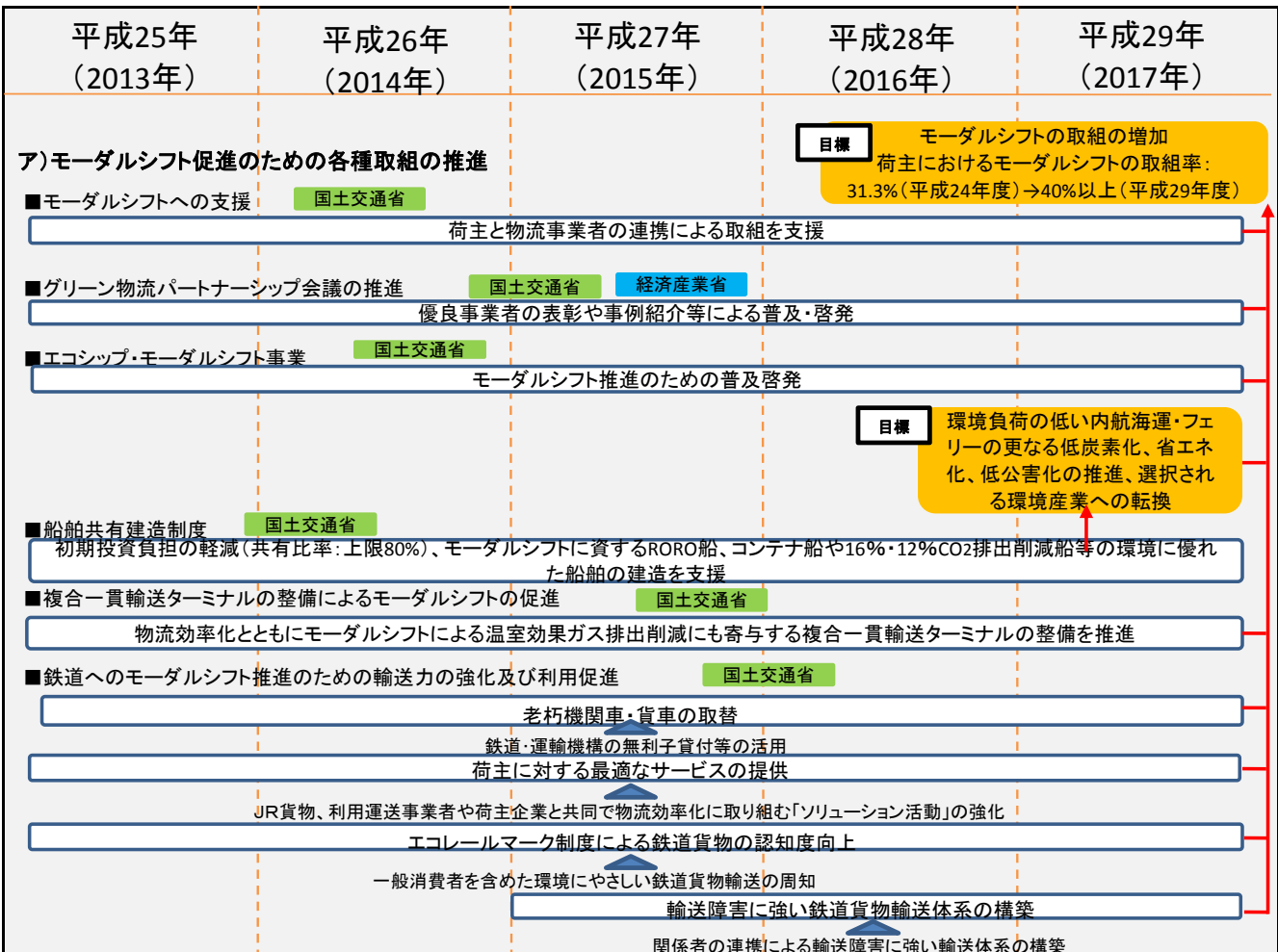
船舶共有建造制度などにより、省エネ対応型船舶の代替建造等を促進する。さらに、エコシップ・モーダルシフト事業により、モーダルシフトを促進するための普及啓発を進める。【国土交通省】

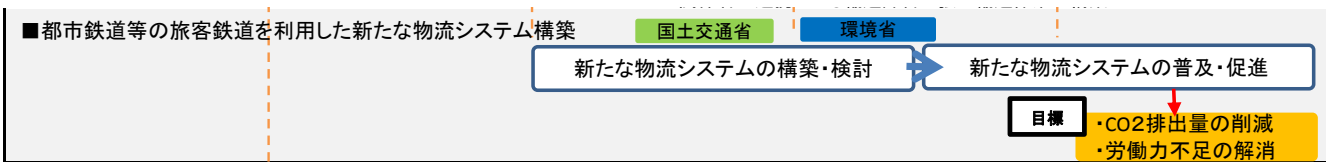
複合一貫輸送ターミナルの整備、フェリーによるトラックの無人航送の促進等により、陸上輸送から海上輸送へのモーダルシフトを促進し、輸送の効率化を図るとともに、環境負荷の小さい物流体系を構築する。【国土交通省】

貨物鉄道輸送については、安全・安定及び効率的な輸送の推進のため、老朽機関車・貨車の取替について、鉄道・運輸機構の行う無利子貸付等の支援措置を活用し、設備投資を推進する。また、JR貨物が利用運送事業者や荷主企業と共同で貨物鉄道輸送を活用した物流効率化に取り組む「ソリューション活動」を強化し、最適なサービスの提供に取り組む。さらに、輸送障害に強い鉄道貨物輸送体系の構築について関係者が連携して取り組む。加えて、一般消費者を含めた環境にやさしい鉄道貨物輸送の認知度向上を図るエコレールマークの制度を通じて、モーダルシフトを推進する。加えて、輸送障害に強い鉄道貨物輸送体系の構築について関係者が連携して取り組む。【国土交通省】

旅客鉄道を活用し貨物を輸送する新たな物流システムを構築する取組や大型コンテナの取扱駅拡大の取組に対し補助を行う。これを通じCO2排出量の削減及び労働力不足対策を図る。【国土交通省・環境省】

○プログラム工程表対応箇所





○施策の取組状況

■モーダルシフトへの支援

平成25年度においては、公募の中からより効果が高いモーダルシフト等推進事業16案件を選定し、補助金を交付した。

平成26年度においては、特に、複数荷主が連携したモーダルシフト事業について予算の重点化を図るという方針でモーダルシフト等推進事業の公募を行い、8案件を選定し、補助金を交付した。

平成27年度においては、12案件を選定し、補助金を交付した。
【平成28年度予算(国費) モーダルシフト等推進事業38百万円】

■グリーン物流パートナーシップ会議の推進

経済産業省、国土交通省は、2つの団体と共同で開催しているグリーン物流パートナーシップ会議を通じて、荷主と物流事業者等の関係者によるパートナーシップにより実施される物流の改善方策を募集し、地球温暖化対策、それ以外の環境負荷の低減や物流の生産性向上等、持続可能な物流体系の構築に顕著な功績があった取組を実施した事業者に対して表彰を行っている。

平成26年度は、大臣表彰・局長級表彰・特別賞として、8つの事業との37の事業者に対して表彰を行うとともに、大臣表彰・局長級表彰を受賞した取組について担当者による事例発表を行った。

平成27年度は表彰の対象とする取組の枠を広げ、地球温暖化対策のための取組に加え、それ以外の環境負荷の低減や物流の生産性向上等、持続可能な物流体系の構築に資する取組も対象とした。また、荷主と物流事業者の連携に限定せず、荷主同士、物流事業者同士が連携した取組も対象とし、7つの事業と27の事業者に対して表彰を行うとともに、大臣表彰・局長級表彰を受賞した取組について担当者による事例発表を行った。

表彰事例については、取組の概要をグリーン物流パートナーシップ会議のホームページに掲載し、広く事業者への普及啓発を行っている。

■エコシップ・モーダルシフト事業

エコシップ・モーダルシフト事業については、海上輸送へのモーダルシフトに対して貢献が認められる荷主企業及び物流事業者に対してエコシップマークの使用を認める制度(エコシップマーク制度)や、モーダルシフトの推進に顕著な功績があった者を表彰する制度を実施している。エコシップマークについては、平成27年度には荷主企業11者、物流事業者12者が認定され、平成20年の制度創設から累計で227者が認定されている。

■船舶共有建造制度

内航海運のグリーン化に資する船舶を共有建造の対象とするなかで、モーダルシフトに資するRORO船、コンテナ船等、CO2の削減率が大きな船舶に対しては軽減利率を設け、環境性能に優れた船舶の建造を促進している。

■複合一貫輸送ターミナルの整備によるモーダルシフトの推進

物流効率化とともにモーダルシフトによる温室効果ガス排出削減にも寄与する複合一貫輸送ターミナルの整備により、輸送のサービス水準の向上に取り組んでいる。

【平成28年度予算(国費) 港湾整備事業2,317億円の内数】

■鉄道へのモーダルシフト推進のための輸送力の強化及び利用促進

JR貨物の老朽化した施設の更新等の設備投資に対し、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定の利益剰余金を活用し、平成23年度から7年間にわたり700億円の無利子貸付を行っており、これにより、老朽機関車・貨車の更新を支援している。

老朽機関車の更新率: 53.1%(平成24年度) → 65.6%(平成27年度)

老朽貨車の更新率: 73.2%(平成24年度) → 82.0%(平成26年度) 87.4%(平成27年度)

物流効率化を図るため、JR貨物、利用運送事業者及び荷主企業の連携による最適なサービスの提供の推進を図っている。

エコルールマーク制度が一般消費者に広く認知されるよう、普及促進を行っている。

エコルールマーク認定商品: 161件(199品目)(平成28年6月時点)

エコルールマーク認定企業: 86件(平成28年6月時点)

平成27年2月に関係者からなる「モーダルシフト促進のための貨物鉄道の輸送障害時の代替輸送に係る諸課題に関する検討会」を設置し、6月に課題の対応方策等について取りまとめを行った。

■都市鉄道等の旅客鉄道を利用した新たな物流システム構築

平成27年度より鉄道事業者・物流事業者等の関係者と連携し、具体的な事業内容について検討を行っている。

平成28年度より、物流分野におけるCO2削減対策促進事業のうち鉄道貨物輸送へのモーダルシフトモデル構築事業として、車両改造経費、荷役機器等の導入経費の一部補助を行っている。

【平成28年度予算(国費) 物流分野におけるCO2削減対策促進事業3,700百万円の内数】

○課題及び今後の対応の方向性

■モーダルシフトへの支援

平成28年度においては、予定通りモーダルシフト等推進事業に係る補助金の執行を推進する。また、採択した事業については、補助金交付終了後も2年間の実績等を確認し、フォローアップを継続して実施していく。

■グリーン物流パートナーシップ会議の推進

引き続き、優良事業者の表彰や事例紹介等を通じて、物流分野における地球温暖化対策等の持続可能な物流体系の構築についての普及啓発を行う。

■エコシップ・モーダルシフト事業

輸送効率が良く、環境にやさしい輸送モードである船舶が選択されるためには、荷主等関係者の理解増進が必要である。海上輸送へのモーダルシフトを推進するため、今後も引き続きエコシップ・モーダルシフト事業を通じて普及啓発を図る。

■船舶共有建造制度

引き続き、環境性能に優れた船舶の建造を促進していく。

■複合一貫輸送ターミナルの整備によるモーダルシフトの推進

引き続き、複合一貫輸送ターミナルの整備等により、陸上輸送から海上輸送へのモーダルシフトを促進する。

■鉄道へのモーダルシフト推進のための輸送力の強化及び利用促進

今後ともJR貨物の経営自立に向けた基盤強化を図るため、必要な財政支援を引き続き継続していく。

また、エコレールマーク制度については、一般消費者の認知度を向上させるため、全国の環境イベントでの啓発活動、WebでのPR等を引き続き進めていくとともに、認定企業や関係団体と協力し更なる普及促進に努める。

平成27年6月に「モーダルシフト促進のための貨物鉄道の輸送障害時の代替輸送に係る諸課題に関する検討会」で取りまとめた対応方策等について、関係者が連携して取り組む。

■都市鉄道等の旅客鉄道を利用した新たな物流システム構築

利用する路線や輸送する貨物の特性に合わせたシステム構築が重要であるため、鉄道事業者・物流事業者等の関係者のニーズを把握した上で、具体的な事業内容について検討を行う。

平成28年度については、物流分野におけるCO2削減対策促進事業のうち鉄道貨物輸送へのモーダルシフトモデル構築事業として、車両改造経費、荷役機器等の導入経費の一部補助を行う。

担当省庁：国土交通省（総合政策局物流政策課、海事局内航課、総務課企画室、港湾局計画課、計画課企画室、鉄道局鉄道事業課）、経済産業省（商務情報政策局 商務流通保安グループ物流企画室）、環境省（地球環境局地球温暖化対策課低炭素物流推進室）

4) 輸配送における共同化の促進

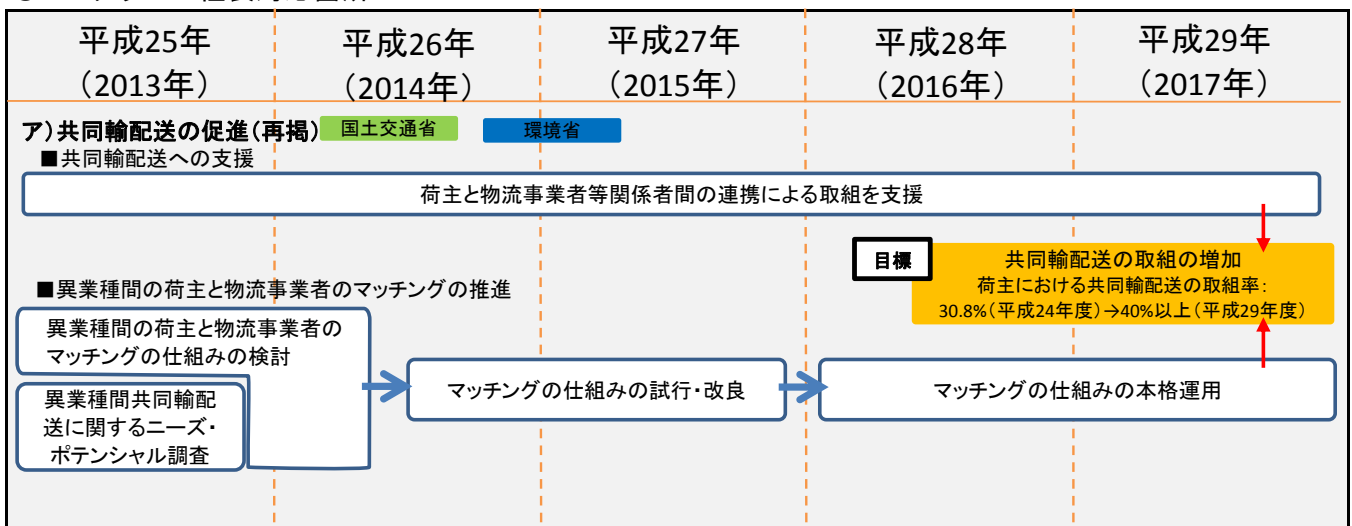
ア) 共同輸配送の促進(再掲)

○プログラム本文対応箇所

共同輸配送のための事業者間の出会い(マッチング)を促進する方策として、荷主・物流事業者等の協力を得て試行的にマッチングシステムを開発・運用し、効果的かつ利便性の高いマッチングの仕組みを検証することで、異業種の企業間等における共同輸配送の促進を図る。

幹線でのトラック輸送について、物流の効率化やトラックドライバー不足対策の観点から、事業者間での共同輸配送の取組を推進する。【国土交通省・環境省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

平成25年度においては、エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業(物流の低炭素化促進事業)の委託調査により異業種間共同輸配送を促進するためのニーズ・ポテンシャル調査を実施するとともに、異業種間の荷主と物流事業者のマッチングの仕組みの検討を行った。

平成26年度・平成27年度の2か年において、環境省と国土交通省との連携により、学識経験者・荷主・物流事業者からなる「共同輸配送促進に向けたマッチングの仕組みに関する検討会」を開催し、マッチング実現のための条件やマッチングシステムに必要な物流情報データベース等について議論を行っている。また、検討内容を踏まえた「検証用マッチングシステム」を開発し、荷主・物流事業者等の協力を得て試行運用することにより、マッチングの促進に向けた課題・運用上の改善点等を整理し、より利便性の高いシステムのあり方を検証している。

【平成27年度予算(国費) エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業費4,000百万円の内数】

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、共同輸配送の促進に資するマッチングの仕組みづくりを推進していく。

5) 各輸送モード等における省エネ化等及び環境負荷低減の推進

ア) 荷主による物流効率化・環境負荷低減の促進

○プログラム本文対応箇所

物流業務の自動化と拠点集約を含めた新たな物流システムの構築を促進することにより、物流効率化と環境負荷の低減を図る。【経済産業省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
ア) 荷主による物流効率化と環境負荷低減の促進		経済産業省		
荷主による物流業務の自動化と拠点集約を含めた新たな物流システムの構築を促進				
				<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">目標</div> 物流効率化及び環境負荷の低減

○施策の取組状況

平成26年度においては、台車型物流支援ロボットの実用化に向けた実証や建材メーカーから建設現場までの新たな物流体系の構築等の実証事業を実施するとともに、コンテナラウンドユースの推進に向けた調査等の調査事業を実施した。

平成27年度は、荷主と連携して行う物流効率化の取組支援として、荷主と物流事業者が共通KPIを設定し、配送計画ソフト等を活用しながら配車効率を改善する実証事業等を実施するほか、荷主連携による物流高度化ガイドライン策定調査や共同輸配送の促進に向けた調査事業等を行った。

【平成27年度予算(国費) 次世代物流システム構築事業費補助金324百万円】

平成28年度においては、電子タグを活用して輸送効率等を高める実証事業等の採択を実施したところ。

【平成28年度予算(国費) 次世代物流システム構築事業費補助金140百万円】

○課題及び今後の対応の方向性

上記の調査・実証によって得られた課題・成果を踏まえて、荷主主導の物流効率化及び環境負荷の低減に向けた取組を推進する。

担当省庁: 経済産業省(商務情報政策局商務流通保安グループ物流企画室)

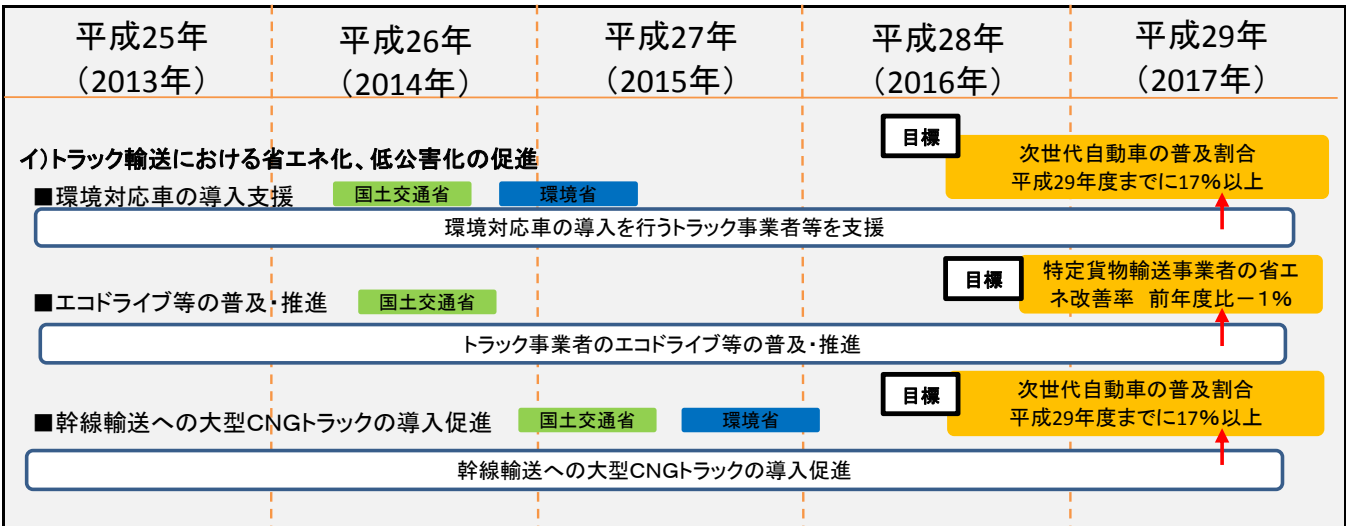
5) 各輸送モード等における省エネ化等及び環境負荷低減の推進

イ)トラック輸送における省エネ化、低公害化の促進

○プログラム本文対応箇所

トラック事業者に対し、環境対応車やCNGトラック等の導入に対する支援やエコドライブ等の普及・推進等により、トラック輸送の省エネ化、低公害化を図る。【国土交通省・環境省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

CNGトラックやハイブリッドトラックの導入を行うトラック事業者に対して、平成28年9月より予約申請を受け付けて支援を実施することとしている。
 【平成28年度予算(国費) 3.6億円の内数】

また、エネルギー対策特別会計において、以下の事業を実施している。

- ・トラック事業者に対するエコドライブ指導等
 【平成28年度予算(国費) 輸送機器の実使用時燃費改善事業費補助金62.5億円の内数】
- ・幹線輸送への大型CNGトラックの導入の支援
 【平成28年度予算(国費) 先進環境対応トラック等導入加速事業10億円】
- ・中小トラック事業者に対する燃費性能の高い環境対応ディーゼルトラックへの代替の支援
 【平成28年度予算(国費) 中小トラック運送業者における低炭素化推進事業29.7億円】

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、トラック輸送における省エネ化、低公害化の促進を図るため、環境対応車の導入支援に取り組むとともに、エコドライブの普及・推進に取り組むこととする。

5) 各輸送モード等における省エネ化等及び環境負荷低減の推進

ウ) 国際海運からの省エネ・省CO2対策(次世代海洋環境技術開発支援事業及び国際的枠組み作り)

○プログラム本文対応箇所

国際的な枠組み作りと技術開発・普及促進を一体的に推進する観点から、船舶からの更なるCO2排出量削減を目標とする世界最先端の海洋環境技術開発を推進するとともに、IMO(国際海事機関)におけるCO2排出規制(燃費規制)の段階的強化及び燃料消費実績報告制度(実運航での燃費の「見える化」)等の国際的枠組み作りの議論を主導する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
ウ) 国際海運からの省エネ・省CO2対策(次世代海洋環境技術開発支援事業及び国際的枠組み作り)				国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> 船舶の革新的省エネ技術等の研究開発支援(平成25年度～平成28年度の4ヶ年事業) IMO(国際海事機関)における国際的枠組み作りに関する議論を主導 				
			目標 船舶の省エネ化、低公害化及び天然ガス等へのエネルギー転換を促進	

○施策の取組状況

平成25年度から4ヶ年事業として、船舶の革新的省エネ技術等の研究開発支援に係る補助事業を実施。また、国際海運分野の温暖化対策として、IMOにおける船舶の燃費規制に関する議論を主導した。

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、上記取組を実施する。

担当省庁: 国土交通省(海事局海洋・環境政策課)

5) 各輸送モード等における省エネ化等及び環境負荷低減の推進

エ) 天然ガス燃料船の普及促進

○プログラム本文対応箇所

天然ガス燃料船は環境性能に優れその普及拡大が期待されているところであり、我が国の海運・造船事業者においても、その実用化を目指した取組が始まっている。こうした取組を支援し、天然ガス燃料船の構造・機関等のハード面及び燃料供給などのソフト面の安全基準の策定・国際基準化など、天然ガス燃料船の普及に向けた環境整備のための事業を通じて、官民連携の下で天然ガス燃料船の普及を推進する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
エ)天然ガス燃料船の普及促進		国土交通省	目標	船舶の省エネ化、低公害化及び天然ガス等へのエネルギー転換を促進
国際基準・標準化等天然ガス燃料船の普及促進				

○施策の取組状況

IMOで検討されているIGFコード(天然ガス等を燃料とする船舶に係る国際ガス燃料船規則、平成29年1月1日発効)への議論に積極的に参加した。平成25年度～平成27年度に経済産業省と連携して実施した省エネルギー型ロジスティクス等推進事業費補助金を活用して、日本初の天然ガス燃料タグボート「魁」が建造され、本船は平成27年8月に就航した。

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、各国と情報共有を図りつつ、官民連携の下で、天然ガス燃料船の普及を推進する。

担当省庁: 国土交通省(海事局海洋・環境政策課)

5) 各輸送モード等における省エネ化等及び環境負荷低減の推進

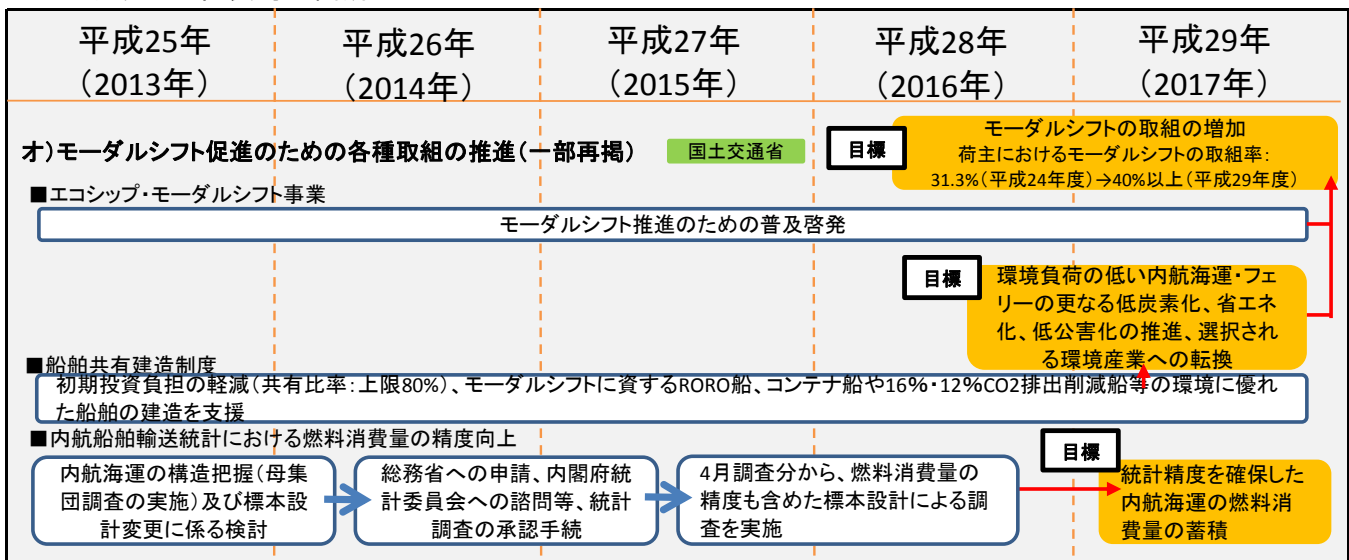
オ) モーダルシフト促進のための各種取組の推進(一部再掲)

○プログラム本文対応箇所

船舶共有建造制度などにより、省エネ対応型船舶の代替建造等を促進する。さらに、エコシップ・モーダルシフト事業により、モーダルシフトを促進するための普及啓発を進める。

内航海運に係る燃料消費量については、より正確なデータを把握できるよう、整備を図る。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

■エコシップ・モーダルシフト事業
エコシップ・モーダルシフト事業については、海上輸送へのモーダルシフトに対して貢献が認められる荷主企業及び物流事業者に対してエコシップマークの使用を認める制度(エコシップマーク制度)や、モーダルシフトの推進に顕著な功績があった者を表彰する制度を実施している。エコシップマークについては、平成27年度には荷主企業11者、物流事業者12者が認定され、平成20年の制度創設から累計で227者が認定されている。

■船舶共有建造制度
内航海運のグリーン化に資する船舶を共有建造の対象とするなかで、モーダルシフトに資するRORO船、コンテナ船等CO2の削減率が大きな船舶に対しては軽減利率を設け、環境性能に優れた船舶の建造を促進している。

■内航船舶輸送統計における燃料消費量の精度向上
「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)において、「交通に関する統計の整備」として、内航海運における燃料消費量を把握する統計の精度向上の推進が盛り込まれた。
平成26年度において、燃料消費量の精度を確保した標本設計の変更案を作成の上、総務省へ申請を行い、内閣府統計委員会の答申を経て、総務省より承認されたことから、平成27年4月調査分より、新たな標本設計による調査を開始したところである。

○課題及び今後の対応の方向性

■エコシップ・モーダルシフト事業

輸送効率が高く、環境にやさしい輸送モードである船舶が選択されるためには、荷主等関係者の理解増進が必要である。海上輸送へのモーダルシフトを推進するため、今後も引き続きエコシップ・モーダルシフト事業を通じて普及啓発を図る。

■船舶共有建造制度

引き続き、環境性能に優れた船舶の建造を促進していく。

■内航船舶輸送統計における燃料消費量の精度向上

平成27年度以降、内航船舶においては統計精度を確保した燃料消費量データを蓄積していくこととする。

担当省庁：国土交通省（海事局内航課、総務課企画室、総合政策局情報政策課交通経済統計調査室）

5) 各輸送モード等における省エネ化等及び環境負荷低減の推進

カ) 港湾における総合的低炭素化施策の推進

○プログラム本文対応箇所

海上輸送と陸上輸送の結節点である港湾において、港湾活動に伴う温室効果ガス排出量の削減を図るため、省エネルギー設備等の導入支援や再生可能エネルギーの導入円滑化及び利活用等の推進、CO2吸収に資する港湾緑地の整備や藻場等の造成等に取り組む。【国土交通省・環境省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
カ) 港湾における総合的低炭素化施策の推進		国土交通省	環境省	
<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー設備等の導入支援 ・風力発電等の再生可能エネルギーの導入円滑化及び利活用の推進 ・CO2吸収に資する港湾緑地の整備や藻場等の造成 				
			目標	港湾活動に伴う温室効果ガス排出量の削減

○施策の取組状況

港湾における総合的低炭素化施策の推進のため、以下の取組を推進している。

① 港湾活動に使用する荷役機械等の省エネルギー化の推進
 平成24年度より、国土交通省と環境省が連携して「災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業」を実施し、低炭素化に資する荷役機械等の導入に取り組んでいる(平成24年度:11件採択、平成25年度:7件採択、平成26年度:10件採択、平成27年度:8件採択、平成28年度:14件採択)。

② 風力発電等の再生可能エネルギーの利活用の推進
 港湾における洋上風力発電の円滑な導入に向け、平成24年度に導入プロセスを示したマニュアル、平成26年度に技術的な判断基準となる技術ガイドライン(案)を策定し公表した。これらを踏まえ、8港湾の港湾計画に導入エリアが位置づけられるなど導入手続きが進められている。平成28年5月には、港湾法が改正(7月1日施行)され、港湾機能を維持しつつ港湾区域内水域等の有効活用を図るため港湾区域内水域等の占用の許可の申請ができる者を公募により決定する制度(占用公募制度)が創設された。当該制度が適切に活用されるよう、「港湾における洋上風力発電の占用公募制度の運用指針」を策定し、改正港湾法の施行と合わせて公表した。現在は、洋上風力発電施設の審査基準の策定のため、経済産業省と連携して、港湾における洋上風力発電施設検討委員会を設置し、構造の審査基準について検討を進めている。

③ CO2の吸収源拡大の取組の推進
 CO2吸収源となる港湾緑地の整備を進めている。また、CO2の吸収源対策として効果が期待できる藻場の保全・造成を進めている。
 【平成28年度予算(国費) 港湾整備事業2,317億円の内数等、低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援事業 73億円の内数】

○課題及び今後の対応の方向性

港湾における総合的低炭素化施策の更なる推進のため、以下の取組を推進する。

①港湾活動に使用する荷役機械等の省エネルギー化の推進

引き続き、低炭素化に資する荷役機械等の導入を促進し、本格的な普及につなげていく。

②風力発電等の再生可能エネルギーの利活用の推進

引き続き、港湾において洋上風力発電が円滑に導入されるよう、占用公募制度の運用の充実・深化等に取り組む。

③CO₂の吸収源拡大の取組の推進

引き続き、港湾緑地の整備や、藻場の保全・造成を行うとともに、計画段階から維持管理に至るまで、市民、NPO等が主体的に参画できる体制作りを進める。

担当省庁：国土交通省（港湾局海洋・環境課）、環境省（地球環境局地球温暖化対策課低炭素物流推進室）

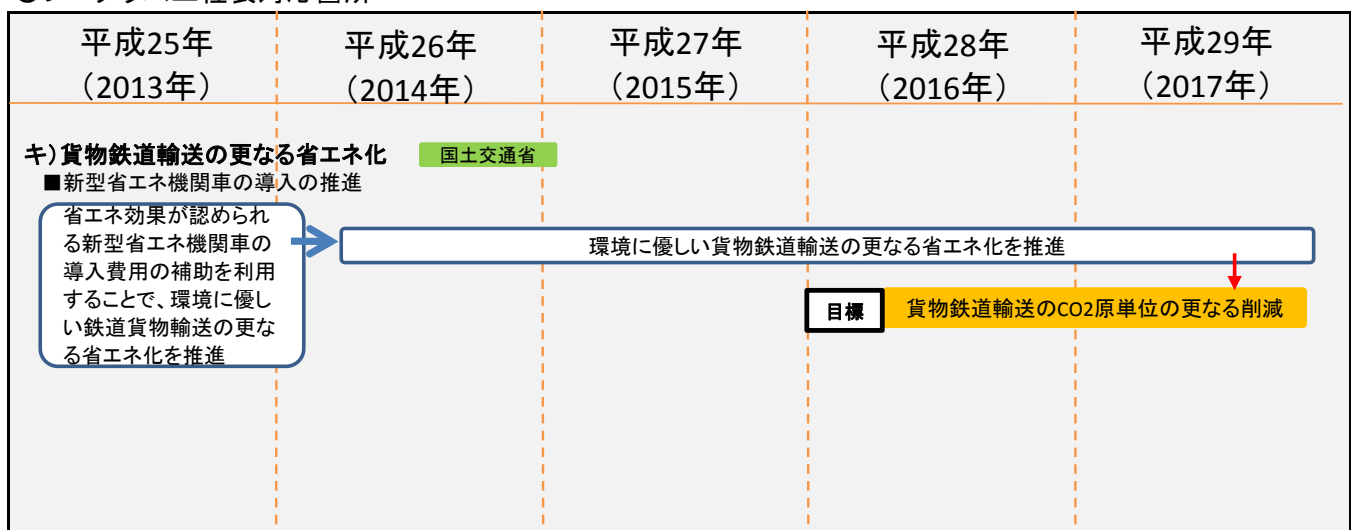
5) 各輸送モード等における省エネ化等及び環境負荷低減の推進

キ) 貨物鉄道輸送の更なる省エネ化

○プログラム本文対応箇所

省エネ効果が認められる新型省エネ機関車の導入費用の補助を利用することで、環境に優しい鉄道貨物輸送の更なる省エネ化を推進する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

エネルギー使用合理化事業者支援事業を活用し、老朽化が著しい入換機関車の更新を行った。
HD300形式ハイブリッド機関車：4両（平成27年度）

○課題及び今後の対応の方向性

CO2の更なる削減を図るため、新型省エネ機関車の導入を促進する。

担当省庁：国土交通省（鉄道局鉄道事業課）

5) 各輸送モード等における省エネ化等及び環境負荷低減の推進

ク) エコレールラインプロジェクト事業

○プログラム本文対応箇所

鉄道は地域の中心に位置するものが多く、また極めて公共性の高い施設であり、災害時や電力逼迫時にも運行を確保し、地域住民の安全や安心を確保する必要があるとともに、帰宅困難者等が一時的に避難する場所として重要な役割を担っている。

このような背景から、鉄道関連施設低炭素化促進事業、鉄道車両低炭素化促進事業等の実施により、電力等エネルギーを効率的に使用する省エネ設備等の駅・運転指揮所等の施設への導入や、鉄道車両の省エネ化を促進する。【国土交通省・環境省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
ク) エコレールラインプロジェクト事業		国土交通省	環境省	
■ 鉄道関連施設等低炭素化促進事業(補助事業)				
鉄軌道駅やトンネル、変電所等への蓄電池、高効率照明等の導入を補助				
■ 鉄道車両低炭素化促進事業(補助事業)				
温室効果ガスの削減効果の高い車両の導入、VVVF制御装置や回生ブレーキ等の設備導入を補助				
■ 低炭素型リニアモーターの走行等安定性検証事業(実証事業)				
リニアモーターとリアクションプレートとの隙間の縮小等による温室効果ガスの削減効果並びに安全性・安定性等について、営業路線を使用し実走行にて検証				
			目標	集中的にエコレールラインプロジェクトを進めることで鉄道分野の更なる省エネ化・低炭素化を実現

○施策の取組状況

鉄道関連施設低炭素化促進事業、鉄道車両低炭素化促進事業により、鉄道関連施設・鉄道車両への省エネルギー設備等の導入に対する支援を行った。

【平成28年度予算(国費) 省CO2型社会の構築に向けた社会ストック対策事業 4,050百万円の内数】

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、エコレールラインプロジェクトを実施することにより、鉄道分野の更なる省エネ化・低炭素化を推進させる。

5) 各輸送モード等における省エネ化等及び環境負荷低減の推進

ケ) 物流施設の低炭素化の推進

○プログラム本文対応箇所

物流総合効率化法の活用等により、高速道路IC周辺等における輸配送の効率化、3PLの推進、労働力不足に対応するための省力化、環境負荷低減に資する物流施設の立地を促進する。輸送拠点の併設又はトラック予約受付システムの導入により輸送と保管の連携が図られた倉庫の整備を促進し、空車で回送や手待ち時間を削減する。

また、物流拠点(営業倉庫・公共トラックターミナル)における低炭素化を促進するため、物流設備の省エネ化と物流業務の効率化の一体的実施による低炭素化を支援する。特に、水銀に関する水俣条約の発効及び水銀による環境の汚染の防止に関する法律により高圧水銀ランプの製造等が原則禁止になることから、高圧水銀ランプが多用されている物流施設のLED照明への転換を促進する。また、燃料電池フォークリフト等の導入を促進する。【国土交通省・環境省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
ケ) 物流施設の低炭素化の推進		国土交通省	環境省	
■ 物流総合効率化法の活用				
物流施設のハード面での整備・改善の促進 ・物流総合効率化法の活用により、総合効率化計画の認定実績を拡大し、物流施設の高速道路IC周辺等における立地を促進				
■ 物流施設の低炭素化事業				
物流施設の低炭素化に資する設備に対して導入支援を実施				
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 目標 物流総合効率化法や支援事業を活用し、物流施設の更なる低炭素化を推進 </div>				

○施策の取組状況

■ 物流総合効率化法の活用

平成17年に、多様化する消費者需要に対応し物流の環境負荷の低減を図る物流総合効率化法を制定した。平成27年4月より、さらなる物流の効率化を図るため、規模要件を引き上げ(普通倉庫平屋1,500㎡⇒3,000㎡等)、施設の大規模化を推進している。

さらに、物流分野における労働力不足や社会情勢の変化に対応するための物流総合効率化法の改正を行い(平成28年10月1日施行)、特定流通業務施設に係る要件を見直し、輸送と保管の連携した施設の整備を行い、さらなる環境負荷の低減を図る。

平成25年度より、事業者からの相談案件に対するフォローの充実を図る等により認定申請の促進に取り組んでおり、平成28年3月末までの累計で289件を認定したしている。

■ 物流施設の低炭素化事業等

平成25年に創設した「低炭素価値向上に向けた二酸化炭素排出抑制対策事業」(※)により、物流の中核となる施設(営業倉庫、公共トラックターミナル)における低炭素化の取組を支援している(物流拠点の低炭素化促進事業)。また、平成28年度から燃料電池フォークリフト等の導入を支援している(水素社会実現に向けた燃料電池化促進事業)。(※平成28年度からは「物流分野におけるCO2削減対策促進事業」)

【平成28年度予算(国費) 物流分野におけるCO2削減対策促進事業 3,700百万円の内数】

《物流施設におけるLED照明への転換の達成状況》

- ・目標 45%(平成29年度時点の倉庫及びトラックターミナルにおけるLED化率)
※高圧水銀ランプが「水銀に関する水俣条約」で規制される平成32年に100%達成を目標とする。
- ・達成状況 30%(平成26年度時点の物流施設におけるLED照明器具導入率)

○課題及び今後の対応の方向性

■ 物流総合効率化法の活用

経済連携協定の締結交渉の進展や成長戦略の深化に伴い見込まれる貿易量の増大、消費者需要の高まりによる物流の多頻度小口化、少子高齢化の進展に伴い生じている物流を担う人材の不足といった物流をめぐる環境の変化に対応するため、流通業務の更なる総合化・効率化を促進する。

■ 物流施設の低炭素化事業

引き続き、物流施設の更なる低炭素化を推進するための支援措置を実施する。

5) 各輸送モード等における省エネ化等及び環境負荷低減の推進

コ) グリーン経営認証制度の普及拡大

○プログラム本文対応箇所

トラック、バス、タクシー、内航海運、旅客船、港湾運送及び倉庫の各事業者の環境改善の努力を客観的に証明し、取組意欲の向上等を図り、運輸部門における環境負荷の低減につなげていくための制度である「グリーン経営認証」について、当該制度の普及拡大を図り、運輸部門における環境負荷の更なる低減を目指す。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
<p>コ) グリーン経営認証制度の普及拡大 国土交通省</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid #0070c0; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 30%;"> <p>① 認知度向上、理解増進、認証取得促進 (地方運輸局等による講習会の開催、ポスター・パンフレット等の配布)</p> <p>② 認証取得事業者の取組の支援 (低公害車普及促進対策費補助制度における補助要件の緩和等)</p> </div> <div style="border: 1px solid #0070c0; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 60%; text-align: center;"> <p>(公財)交通エコロジー・モビリティ財団と連携し、 更なる制度の普及拡大に向けた活動の実施</p> </div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p>目標 トラック、バス、タクシー、内航海運、旅客船、港湾運送及び倉庫の全事業者の10%の認証取得</p> </div>				

○施策の取組状況

「グリーン経営認証」は、平成15年10月からトラック事業、平成16年4月からバス・タクシー事業、平成17年7月から旅客船事業、内航海運業、港湾運送事業及び倉庫事業について開始しており、講習会の開催や講習会参加者に対する認証取得に向けた支援活動等により、これを積極的に推進している。認証登録された事業者は、平成28年11月末時点で3,627社となっている。認証取得率は、平成28年3月末時点で約4%となっている。
なお、トラック、バス、タクシーにおける車両台数ベースでは、10%を超える普及率となっている。

○課題及び今後の対応の方向性

新規認証取得者の増加を図るため、講習会受講者へのモニタリングを継続するとともに、本認証制度に対する理解と協力を頂くための荷主訪問や認証取得助成制度の拡充に向けた自治体等への働きかけを強化する。

5) 各輸送モード等における省エネ化等及び環境負荷低減の推進

サ) グリーン物流パートナーシップ会議の推進

○プログラム本文対応箇所

荷主と物流事業者等の関係者の連携による地球温暖化対策、それ以外の環境負荷の低減や物流の生産性向上等、持続可能な物流体系の構築に顕著な功績があった取組への表彰や優良事例の紹介等を行う。【国土交通省・経済産業省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
サ) グリーン物流パートナーシップ会議の推進		国土交通省	経済産業省	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 目標 グリーン物流パートナーシップ会議 会員数の増加: 3500者 </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> 優良事業者の表彰や事例紹介等による普及・啓発 </div>				

○施策の取組状況

経済産業省、国土交通省は、2つの団体と共同で開催しているグリーン物流パートナーシップ会議を通じて、荷主と物流事業者等の関係者によるパートナーシップにより実施される物流の改善方策を募集し、地球温暖化対策、それ以外の環境負荷の低減や物流の生産性向上等、持続可能な物流体系の構築に顕著な功績があった取組を実施した事業者に対して表彰を行っている。

平成26年度は、大臣表彰・局長級表彰・特別賞として、8つの事業との37の事業者に対して表彰を行うとともに、大臣表彰・局長級表彰を受賞した取組について担当者による事例発表を行った。

平成27年度は表彰の対象とする取組の枠を広げ、地球温暖化対策のための取組に加え、それ以外の環境負荷の低減や物流の生産性向上等、持続可能な物流体系の構築に資する取組も対象とした。また、荷主と物流事業者の連携に限定せず、荷主同士、物流事業者同士が連携した取組も対象とし、7つの事業と27の事業者に対して表彰を行うとともに、大臣表彰・局長級表彰を受賞した取組について、担当者による事例発表を行った。

表彰事例については、取組の概要をグリーン物流パートナーシップ会議のホームページに掲載し、広く事業者への普及啓発を行っている。

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、優良事業者の表彰や事例紹介等を通じて、物流分野における地球温暖化対策、それ以外の環境負荷の低減や物流の生産性向上等、持続可能な物流体系の構築についての普及啓発を行う。

6) 物流施設のCO2排出量の削減

ア) 物流施設の低GWP・ノンフロン化の促進

○プログラム本文対応箇所

関係団体等を通じて、自然冷媒の冷凍・冷蔵装置導入促進に関する啓発を行うとともに、施設内の低GWP（地球温暖化係数）化・ノンフロン化が進んでいない物流施設において、自然冷媒の冷凍・冷蔵装置の導入を促進する。【国土交通省・環境省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
ア) 物流施設の低GWP・ノンフロン化の促進		国土交通省	環境省	
自然冷媒冷凍機の導入促進の取組を継続的に実施				
				目標 冷蔵倉庫における自然冷媒の 冷凍・冷蔵機の使用率の向上

○施策の取組状況

平成27年4月1日に施行されたフロン排出抑制法に基づき、フロン類のライフサイクル全体にわたる排出抑制対策が実施されている。同法により、物流事業者においては、フロン類を使用する第一種特定製品の管理者として、低GWP・ノンフロン製品の使用、点検・整備の記録、フロン類の漏えい量報告等の実施が求められているため、業界団体等を通じ周知・啓発を行っている。

また、平成26年度より、先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業等を通じ物流施設における自然冷媒の冷凍・冷蔵装置の導入について、抜本的な支援措置を講じている。

【平成28年度予算(国費) 先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業7,500百万円の内数】

○課題及び今後の対応の方向性

フロン排出抑制法の施行(平成27年4月1日)に伴い、引き続きフロン類のライフサイクル全体にわたる排出抑制対策を啓発するとともに、物流施設における自然冷媒の冷凍・冷蔵装置の導入について支援する。

(1) 物流における災害対策

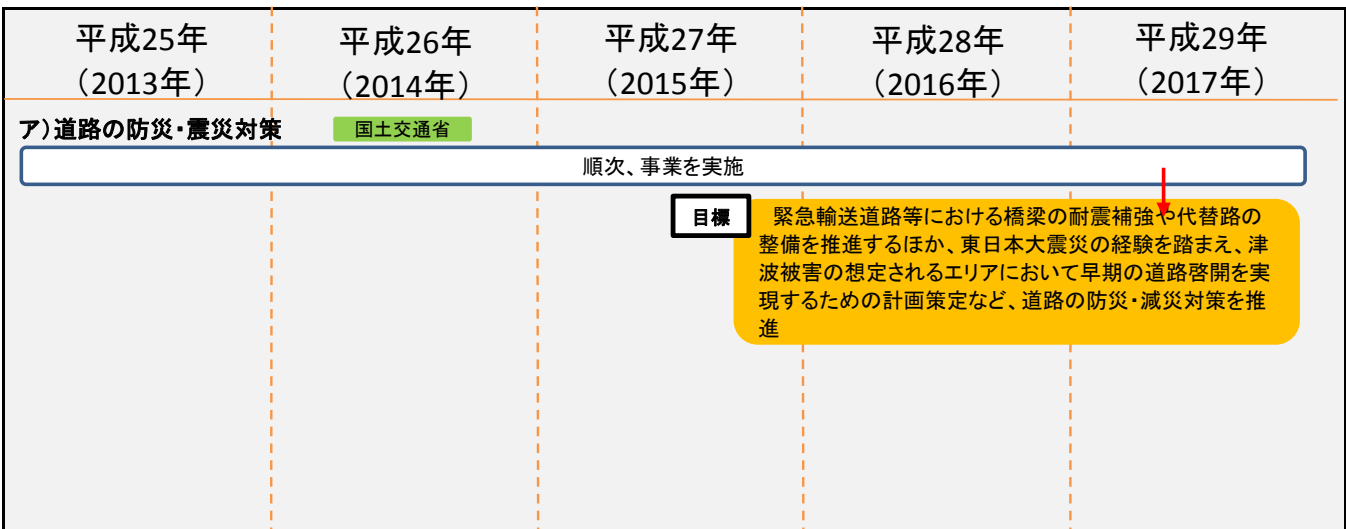
1) 交通インフラ等機能の早期回復可能な仕組みの検討・実施

ア) 道路の防災・震災対策

○プログラム本文対応箇所

緊急輸送道路等における橋梁の耐震補強や代替路の整備を推進するほか、東日本大震災の経験を踏まえ、津波被害の想定されるエリアにおいて早期の道路啓開を実現するための計画策定など、道路の防災・減災対策を進める。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

既設橋梁の耐震補強を推進している。
 緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率：約76%（平成27年10月時点）
 道路斜面等の要対策箇所の対策を推進している。
 道路斜面等の要対策箇所の対策率：約66%（平成27年度末時点）
 【平成27年度補正予算（国費）道路整備費71,000百万円の内数、防災・安全交付金99,701百万円の内数、平成28年度予算（国費）道路整備費1,663,694百万円の内数、社会資本整備総合交付金898,332百万円の内数、防災・安全交付金1,100,234百万円の内数】

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強及び道路斜面等の要対策箇所の対策を推進する。

担当省庁：国土交通省（道路局国道・防災課道路防災対策室）

(1) 物流における災害対策

1) 交通インフラ等機能の早期回復可能な仕組みの検討・実施

イ) 迅速な道路啓開のための官民での取組の推進

○プログラム本文対応箇所

災害発生時の迅速な道路啓開を円滑に進めるため、民間団体と道路管理者との協定を締結する。また、道路管理者等の連携による協議会の枠組みを設け、道路啓開路線の選定を進める。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
イ) 迅速な道路啓開のための官民での取組の推進		国土交通省		
<ul style="list-style-type: none"> 道路啓開のための協定締結の推進 道路管理者等の連携による効果的な管理のための協議会の設置 			<p>目標 災害発生時の迅速な道路啓開を円滑に進めるため、民間団体と道路管理者との協定締結、道路管理者等の連携による協議会の枠組みを設け、道路啓開路線を選定</p>	

○施策の取組状況

道路法を改正し、建設業等の民間団体との協定制度及び道路管理者間の協議会設置について制度化した。
 平成26年4月、南海トラフ巨大地震対策計画の地域対策計画を策定した。
 平成27年2月、首都直下地震を想定した道路啓開計画を策定した。
 平成28年3月、南海トラフ巨大地震を想定した道路啓開計画を策定した。
 各道路管理者において、民間団体等との災害協定の締結を推進している。

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き南海トラフ巨大地震対策地域対策計画の充実・強化を図る。
 引き続き民間団体等との災害協定の締結を推進する。
 今後、首都直下地震や南海トラフ巨大地震を想定した道路啓開計画の深化を図るとともに、迅速な道路啓開のための体制を構築する。

3. 安全・安心の確保に向けた取組

(1) 物流における災害対策

1) 交通インフラ等機能の早期回復可能な仕組みの検討・実施

ウ) 港湾施設等の耐震・耐津波性能の強化等による防災・減災対策の推進

○プログラム本文対応箇所

東日本大震災の教訓をふまえ、我が国の経済活動の維持・継続の観点から港湾物流機能を確保するため、海上輸送ネットワークの核となる重要な輸送拠点の耐震・耐津波性能の向上や粘り強い構造の防波堤による港湾における災害対応力の強化、港湾海岸における海岸保全施設の整備等の港湾における地震・津波対策を推進する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
ウ) 港湾施設等の耐震・耐津波性能の強化等による防災・減災対策の推進			国土交通省	
<ul style="list-style-type: none"> ・粘り強い防波堤、防潮堤の整備の推進 ・防波堤・防潮堤を組み合わせた多重防護の推進 ・海岸保全施設の耐震化の推進 ・耐震強化岸壁の整備の推進 ・荷さばき地、臨港道路の液状化対策の推進 				
※巨大な人口・機能が集積する大都市圏の湾域の港湾の防潮堤においては、地域の実情等を勘案しつつ、比較的発生頻度の高い一定程度の津波を超える津波を想定した防護水準の確保を検討			目標 切迫する東海・東南海・南海地震、首都直下地震等巨大地震への対応を強力に推進することにより、国民の命と暮らしを守りつつ、我が国における産業の立地・投資環境の信頼性を向上させ、成長力を強化	

○施策の取組状況

「防波堤の耐津波設計ガイドライン」を平成25年9月に、「港湾における防潮堤(胸壁)の耐津波設計ガイドライン」を平成25年11月に策定し、粘り強い防波堤、防潮堤の整備を推進している。

平成26年6月に海岸法を改正し、粘り強い構造の防潮堤を海岸保全施設に位置付け、粘り強い防潮堤の整備を推進している。

平成25年4月に改訂した「水門・陸閘等管理システムガイドライン」、平成26年2月に策定した現場操作員向けのパンフレット等を示し、現場操作員の安全確保を最優先とする取組を推進している。平成27年度においては、水門・陸閘等の操作委託契約等の円滑な締結を推進するため、契約書の標準案等を作成し、水門・陸閘等の安全かつ確実な操作体制の構築を推進している。

平成26年度より既存の交付金を拡充し、水門・陸閘等の統廃合や常時閉鎖を含む効果的・効率的な整備・運用に係る計画作成を支援し、効果的に自動化・遠隔操作化がなされるよう、海岸管理者の取組を促進している。

平成26年6月に海岸法を改正し、海岸管理者等に水門・陸閘等の操作方法、訓練等に関する操作規則の策定を義務付けるなど水門・陸閘等の安全かつ確実な操作体制を構築するための取組を推進している。

海岸保全施設の耐震改良を進めるとともに、既存の交付金を拡充し平成26年度より耐震性能調査を支援するなど海岸保全施設の耐震化に係る取組を推進している。

・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化): 約40%(平成27年度末)

海岸保全施設の維持管理マニュアルを平成26年3月に改訂し、海岸管理者に対して技術的助言を行うとともに、既存の交付金を拡充し平成26年度より長寿命化計画の作成を支援するなど海岸保全施設の適切な維持管理を進め、維持管理に要する費用の縮減・平準化を図りつつ、持続的に防護機能を確保するための取組を推進している。

・個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率: 海岸 7%(平成27年度末)

地震発生の切迫性が特に高い地域における港湾において、緊急物資輸送に対応した耐震強化岸壁の整備を促進している。

・災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハード・ソフト一体として構築されている港湾(重要港湾以上)の割合: 55%(H27年度末)

国土交通省港湾局及び地方整備局等に平成24年9月に開設した「港湾における液状化相談窓口」を通じ、港湾管理者・民間事業者を対象として、液状化対策に関する相談サービスを提供し、液状化対策を推進している。

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、水門・陸閘等の現場操作員の一層の安全確保のための検討を進め、水門・陸閘等の安全かつ確実な操作体制を構築するための取組を推進する。

海岸法改正に伴う海岸保全施設の維持・修繕の基準について、技術的な支援を充実させるなど海岸保全施設の適切な維持管理を推進する。

首都直下地震や南海トラフ地震等に備え、引き続き、粘り強い防波堤、防潮堤の整備、耐震強化岸壁の整備、防波堤・防潮堤を組み合わせた多重防護、液状化対策を推進する。

担当省庁:国土交通省(港湾局海岸・防災課)

(1) 物流における災害対策

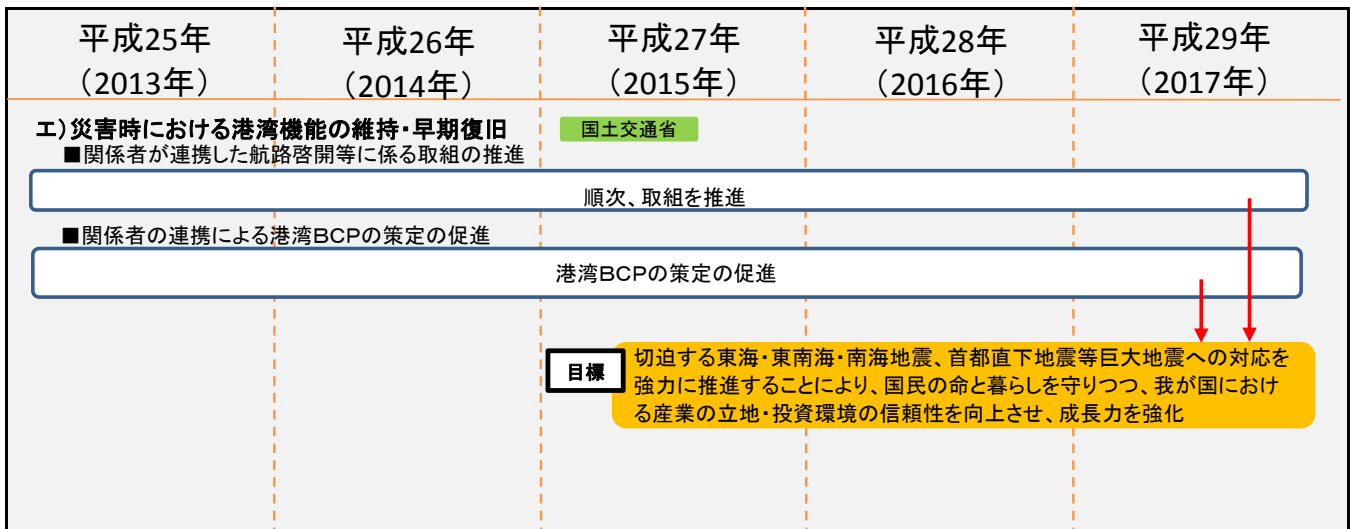
1) 交通インフラ等機能の早期回復可能な仕組みの検討・実施

エ) 災害時における港湾機能の維持・早期復旧

○プログラム本文対応箇所

大規模災害が発生した際にも、緊急物資等の輸送ルートを迅速に確保し、港湾背後の産業活動に係る物流の早期復旧を図るため、港湾関係者が連携して航路啓開等の応急復旧計画や港湾BCPの策定の促進等の事前準備の検討を進める。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

平成26年1月に政令改正を行い、東京湾、伊勢湾、大阪湾において緊急確保航路の区域指定を行った。
 平成26年3月に、東京湾、伊勢湾、大阪湾において港湾広域防災協議会を設置し、緊急確保航路等における航路啓開等に関する計画の策定について検討を開始し、大阪湾においては計画を策定した。
 全国の重要港湾以上の港湾のうち、国、港湾管理者、民間事業者といった港湾関係者の連携により港湾BCPが策定された港湾は、平成28年3月末時点で69港となっている。
 港湾BCPの策定を支援するため、平成27年3月に「港湾の事業継続計画策定ガイドライン」を作成した。
 平成27年4月に、東京湾において航路啓開計画を策定した。
 平成28年2月に、伊勢湾において航路啓開計画を策定した。

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、関係機関の連携の下、新たに緊急確保航路として指定した瀬戸内海における緊急確保航路に係る航路啓開計画を平成28年度末までに策定する。
 引き続き、国、港湾管理者、民間事業者といった港湾関係者から構成される協議会により、平成28年度末までに全国の重要港湾以上の港湾において実効性のある港湾BCPの策定と策定後の継続的な取り組みを図る。

3. 安全・安心の確保に向けた取組

(1) 物流における災害対策

1) 交通インフラ等機能の早期回復可能な仕組みの検討・実施

オ) 鉄道施設の耐震対策の推進

○プログラム本文対応箇所

阪神・淡路大震災及び東日本大震災を踏まえ、また、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている首都直下地震・南海トラフ地震対策等に備えて、より多くの鉄道利用者の安全確保や、一時避難場所や緊急輸送道路の確保等の公共的機能も考慮し、主要駅や高架橋等の耐震対策を一層推進する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
オ) 鉄道施設の耐震対策の推進 <small>国土交通省</small>				
耐震対策の一層推進				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 目標 阪神・淡路大震災及び東日本大震災を踏まえ、また、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている首都直下地震・南海トラフ地震対策等に備えて、より多くの鉄道利用者の安全確保や、一時避難場所や緊急輸送道路の確保等の公共的機能も考慮し、主要駅や高架橋等の耐震対策を一層推進 </div>				

○施策の取組状況

平成25年4月に、首都直下地震、南海トラフ地震による大きな揺れが想定される地域を対象に、耐震補強の実施について努力義務を課す省令(耐震省令)を施行し、平成29年度を目標に耐震対策を実施することとしている。また、この省令に基づいて実施した耐震補強について、補助金及び税制優遇を措置し、推進を図っている。

【平成28年度予算(国費) 3,632百万円の内数】

○課題及び今後の対応の方向性

平成29年度を目標として、引き続き耐震補強の推進を図っていく。

担当省庁: 国土交通省(鉄道局施設課)

(1) 物流における災害対策

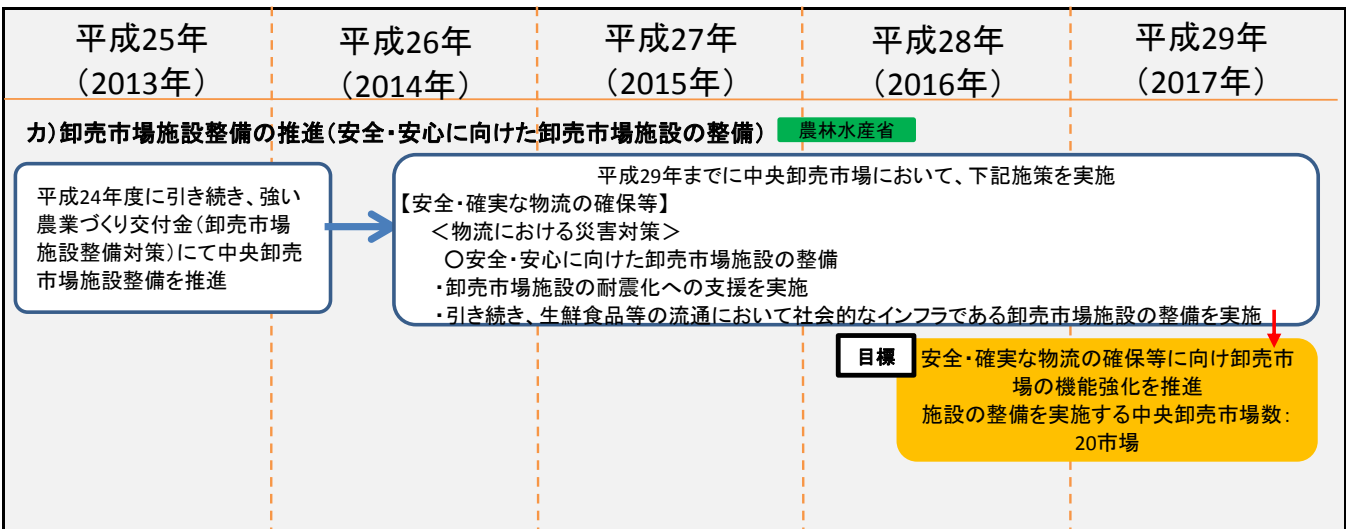
1) 交通インフラ等機能の早期回復可能な仕組みの検討・実施

力) 卸売市場施設整備の推進(安全・安心に向けた卸売市場施設の整備)

○プログラム本文対応箇所

災害時にも円滑な食品供給を確保するため、卸売市場施設の整備を推進する。
 ①卸売市場施設の耐震化への支援を実施
 ②引き続き、生鮮食料品等の流通において社会的なインフラである卸売市場施設の整備を実施【農林水産省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

安全・安心に向け災害時にも食料供給を確保するため、強い農業づくり交付金(卸売市場施設整備対策)により、中央卸売市場整備計画に即して計画的に実施する施設の改良、造成又は取得等に対し支援をしている。
 強い農業づくり交付金を活用して施設整備を実施した市場数：18市場(平成27年度末)
 【平成28年度予算(国費) 強い農業づくり交付金20,785百万円】

○課題及び今後の対応の方向性

平成26年度より既存市場整備支援に耐震化の支援を拡充したところであり、引き続き、強い農業づくり交付金(卸売市場施設整備対策)により安全・安心に向けた卸売市場施設の整備を推進していく。

(1) 物流における災害対策

1) 交通インフラ等機能の早期回復可能な仕組みの検討・実施

キ) 災害時の水産物流通機能の確保

○プログラム本文対応箇所

東日本大震災により、大きな被害を受けた漁港においては水産物の陸揚げ機能が喪失したため、地域水産業の早期再開、消費地への水産物供給に大きな影響が生じた。そこで、今後予想される大規模な地震・津波に備え、被災時の地域水産業の継続又は早期再開が可能となるよう陸揚げ岸壁の耐震化など漁港施設の防災力の強化を推進し、災害時の水産物の流通機能の確保を図る。【農林水産省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
<p>キ) 災害時の水産物流通機能の確保 農林水産省</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">水産物の流通拠点となる漁港において、陸揚げ岸壁の耐震化等を重点的に実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>目標 陸揚げ岸壁が耐震化された水産物の流通拠点漁港の割合を 20% (平成21年) → おおむね65% (平成28年)</p> </div>				

○施策の取組状況

漁港漁場整備長期計画に基づき、水産物の流通拠点となる漁港において、陸揚げ岸壁等の既存の漁港施設の耐震診断を実施するとともに、耐力が不足する施設への対策工事等を着実に推進している。
 陸揚げ岸壁が耐震化された水産物の流通拠点漁港の割合÷46% (平成27年度)
 【平成27年度補正予算(国費) 水産基盤整備事業 7,990百万円の内数、平成28年度予算(国費) 水産基盤整備事業69,985百万円の内数】

○課題及び今後の対応の方向性

今後とも水産物の流通拠点となる漁港において陸揚げ岸壁の耐震化等を推進していくとともに、大規模災害時においても円滑な食料供給が維持できるよう、漁港管理者等による事業継続計画(BCP)の策定といったソフト施策との連携を推進する。

(1) 物流における災害対策

1) 交通インフラ等機能の早期回復可能な仕組みの検討・実施

ク) 緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化の促進

○プログラム本文対応箇所

改正耐震改修促進法に基づき地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の沿道建築物について、耐震化に係る支援を行う。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
<p>ク) 緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化の促進 国土交通省</p>				
<p style="text-align: center;">緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化に係る支援</p>				
<p>改正耐震改修促進法の施行</p>			<p>目標</p>	<p>地震時の緊急輸送道路等の機能確保</p>

○施策の取組状況

改正耐震改修促進法の的確な運用(緊急輸送道路等の沿道建築物等の耐震診断義務付け対象建築物についての、資格者による適切な耐震診断の実施、耐震改修に係る容積率・建ぺい率の緩和、表示制度の利用促進等)及び耐震診断・耐震改修に係る情報提供を行っている。

また、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を促進するため、防災・安全交付金等により、沿道建築物の耐震診断・耐震改修に対する支援を行うとともに、平成25年度より、改正耐震改修促進法に基づき耐震診断義務付け対象となる沿道建築物の耐震診断・耐震改修について、通常の交付金に加え、国による重点的・緊急的な支援(耐震対策緊急促進事業)を実施している。

【平成28年度予算(国費) 防災・安全交付金11,002億円等の内数、耐震対策緊急促進事業120億円】

平成26年度税制改正において、耐震診断義務付け対象建築物について耐震改修工事を行った場合は、特別償却を可能とするほか、固定資産税を減額することとしている。

○課題及び今後の対応の方向性

住宅・建築物の耐震化の実施主体である住宅・建築物の所有者に、自身が保有する住宅・建築物の耐震化の必要性に対する認識不足があり、また、業者の選定や、工法・費用・効果等が適切であるかどうかの判断が専門的で困難であるため、広く耐震診断・耐震改修に係る情報を提供するとともに、個別事案については個々にきめ細やかな対応が必要である。

耐震診断・耐震改修は、住宅・建築物の所有者にとって大きな経済的負担となるため、地方公共団体における補助制度の整備を促進する。

(1) 物流における災害対策

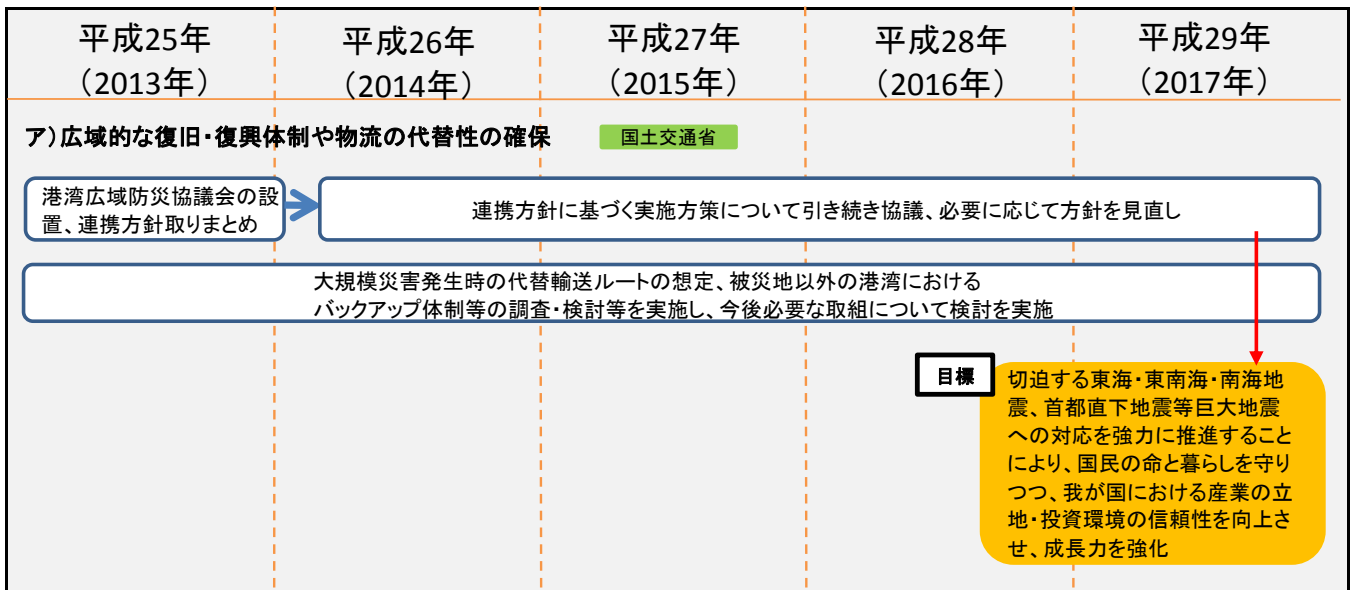
2) 被災時の海上輸送広域連携体制の確立

ア) 広域的な復旧・復興体制や物流の代替性の確保

○プログラム本文対応箇所

地域経済の維持・継続の観点から、港湾における迅速な避難の確保及び被災後の港湾機能の早期復旧に向けた関係者間の連携体制の構築を図るとともに、物流の広域的な代替性の確保を図る。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

平成26年3月に、東京湾、伊勢湾、大阪湾において港湾広域防災協議会を設置し、緊急確保航路等における航路啓開等に関する計画の策定について検討を開始した。東京湾、伊勢湾は計画を作成し、大阪湾においては瀬戸内海も含めた計画について検討を進める。
 平成25年度より毎年、南海トラフ地震による被災及びこれに伴う太平洋側港湾から日本海側港湾への代替輸送を想定した図上訓練等を実施している。

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、港湾広域防災協議会による関係機関の連携の下、新たに指定した瀬戸内海における緊急確保航路に係る航路啓開計画を平成28年度末までに策定する。

(1) 物流における災害対策

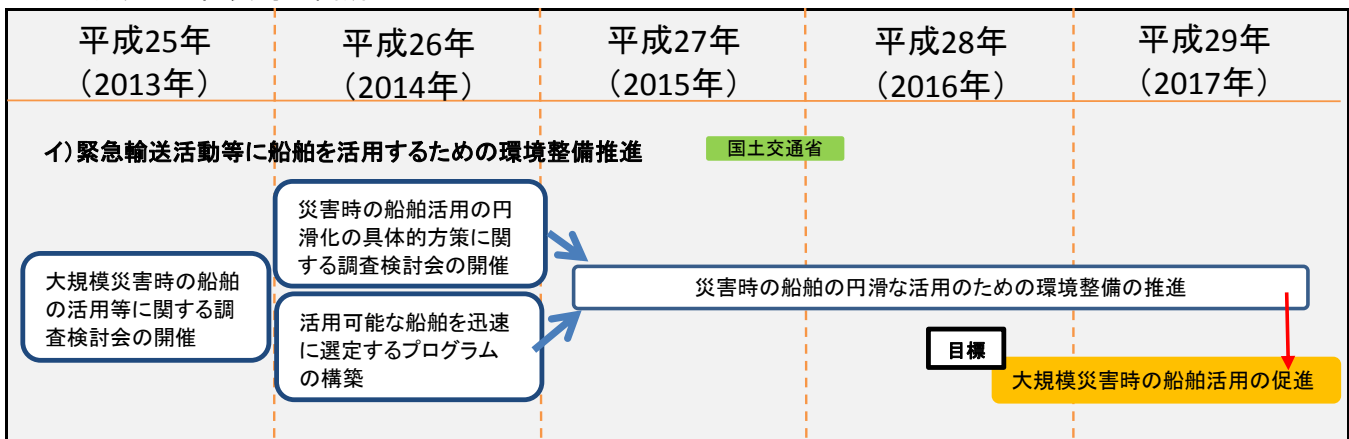
2) 被災時の海上輸送広域連携体制の確立

イ) 緊急輸送活動等に船舶を活用するための環境整備推進

○プログラム本文対応箇所

国・地方自治体の防災計画や緊急輸送計画における位置付けと関係者間の役割分担、必要となる船舶の機能・役割やそれらを確保するための課題等を調査し、船舶の具体的な活用促進方策を取りまとめた。また、平事業からの離脱を円滑化する具体的方策及び船舶の活用に関する実務手順を定めたマニュアル例・ガイドラインを策定するとともに、活用可能な船舶を迅速に選定するプログラムを構築し、運用を開始した。これらの取組みを踏まえ、訓練等による継続的な点検・改訂を通じ、自治体等におけるマニュアルや選定プログラムの実行性を随時向上させるとともに、関係者間であらかじめ具体的な協議を行うなど、大規模災害時に船舶を活用するための環境整備を推進する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

平成25年度に大規模災害時の船舶の活用等に関する調査検討会を設置・開催し、①過去の震災における船舶活用実態、②大規模災害時に船舶が発揮しうる機能・役割、③大規模災害時の活用可能船舶の確保策、④船舶の活用に関する実務手順の円滑化方策、⑤大規模災害時の防災計画体系における船舶活用の位置づけ、について検討、整理した上で、活用可能船舶の確保策及び船舶の活用に関する実務手順の円滑化方策については、一定の方向性を示した。さらに、災害時の船舶の活用自体の認知度が必ずしも高いとは言えないこと、また、活用可能な船舶の選定や民間船舶が通常サービスから離脱して災害対応に当たることの調整に時間を要するといった課題があることから、平成26年度に「災害時の船舶活用の円滑化の具体的方策に関する調査検討会」を設置・開催し、平事業からの離脱を円滑化する具体的方策及び船舶の活用に関する実務手順を定めたマニュアル例・ガイドラインの策定や、活用可能な船舶を迅速に選定するプログラムを構築し、平成27年度より運用を開始するとともに、実際に防災訓練で活用する等、データ内の情報の質の向上や運用の改善を図った。また、災害時の部隊輸送の円滑化に向け、実働3省庁(防衛省、警察庁、消防庁)及び関係事業者で構成する検討会を設置し、緊急輸送体制について事前の整理・検討を開始した。

○課題及び今後の対応の方向性

平成28年度以降については、これまでの検討会での結果を踏まえ、プログラムのデータ内の情報の質の向上・防災訓練等での活用を通じ運用改善を常に図っていくとともに、船舶の活用に関する実務手順については、今後、自治体等にマニュアルの作成を促すだけでなく、訓練等により継続的に点検し改訂していくことで緊急時の実効性を担保しておくよう、自治体等と十分に連携を図る必要がある。また、既存の航路と利用者への影響を抑えつつ災害対応のための輸送力を確保するため、定期航路でのスペースチャーター(緊急物資を数便に分散して船舶のスペースを貸し切ること)や増便、寄港地の追加などの手法、さらに、既存航路から一時的に船舶を離脱させて災害対応を行わせる際には、特定の事業者に負担が偏らないよう輪番制の採用の検討など、航路近傍の事業者間であらかじめ具体的な協議を行い、大規模災害時に船舶を活用するための環境整備を推進する。

担当省庁: 国土交通省(海事局内航課)

3. 安全・安心の確保に向けた取組

(1) 物流における災害対策

3) 災害に備えた支援物資オペレーションの整備

ア) 災害に強い物流システムの構築(円滑な支援物資物流の確保)

○プログラム本文対応箇所

国、地方公共団体、物流事業者等を構成員とする災害に強い物流システムの構築に関する協議会等を引き続き継続的に開催し、支援物資の広域的な受入拠点として物流事業者の施設のリスト化を進めるとともに、地方公共団体と物流事業者等との間の役割分担や発災時の体制等を規定した協力協定の締結を推進する。
 また、円滑な支援物資物流を確保するために必要となる国・地方公共団体・物流事業者等との連携体制の整備を引き続き実施する。
 加えて、多様な輸送手段の活用による円滑な支援物資物流の確保に向けた取組を実施する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
ア) 災害に強い物流システムの構築(円滑な支援物資物流の確保) 国土交通省				
災害に強い物流システムの構築に関する協議会等の開催				
・民間物資拠点の追加選定・見直し ・官民の協力協定締結の推進				
災害物流研修の創設	地方自治体職員、民間物流事業者等に対して取組の成果を共有			
広域物資拠点開設・運営ハンドブックの作成及び関連した訓練の実施	災害発生時に、より有効なマニュアルとなるよう訓練等も踏まえ見直しを引き続き実施			
	<ul style="list-style-type: none"> 多様な輸送手段の活用の検討 広域的な地域における想定シナリオに基づく訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な輸送手段の活用による支援物資輸送について継続して検討実施 		
		目標	<ul style="list-style-type: none"> 全都道府県における民間物資拠点のリストアップ 平成28年度末までに支援物資の保管に関する協定締結を完了する。 支援物資物流における多様な輸送手段の連携体制の構築 	

○施策の取組状況

国、地方公共団体、物流事業者等を構成員とする災害に強い物流システムの構築に関する協議会等を開催し、民間物資拠点の追加選定・見直し及び官民の協力協定の締結を推進している。また、地方自治体、物流事業者等の災害担当職員等を対象とした災害物流研修を実施している。
 平成25年10月に広域物資拠点開設・運営ハンドブックを作成・公表し、地方自治体・物流事業者団体等へ広く周知を行うとともに、災害物流研修を実施した。
 また、平成26年1月には、中国圏・四国圏において、これまでの取組内容も踏まえ、大規模災害発生時において、広域的な協力体制のもと、円滑な支援物資物流を確保するための訓練を実施した。その他、各自治体が実施する訓練に参画した。
 大規模災害時において、鉄道、内航海運、航空機、トラックといった多様な輸送モードが連携した支援物資輸送を行う体制の構築のため、平成26年度は関東圏にて、平成27年度は中部圏にて多様な輸送手段を活用した支援物資輸送体制に関する協議会を開催し検討を行った。また、平成28年度は中国・四国・九州ブロックにおいて同協議会を開催し、検討を行っているところである。
 【平成28年度予算(国費) 災害に強い物流システム構築事業11百万円の内数】

○課題及び今後の対応の方向性

国、地方公共団体、物流事業者等を構成員とする災害に強い物流システムの構築に関する協議会等を引き続き開催し、民間物資拠点の追加選定・見直し及び官民の協力協定の締結を推進する。
 また、これまで関東圏や中部圏で開催した多様な輸送手段を活用した支援物資輸送体制に関する協議会を平成28年度は中国、四国、九州ブロックで開催することとしている。

(1) 物流における災害対策

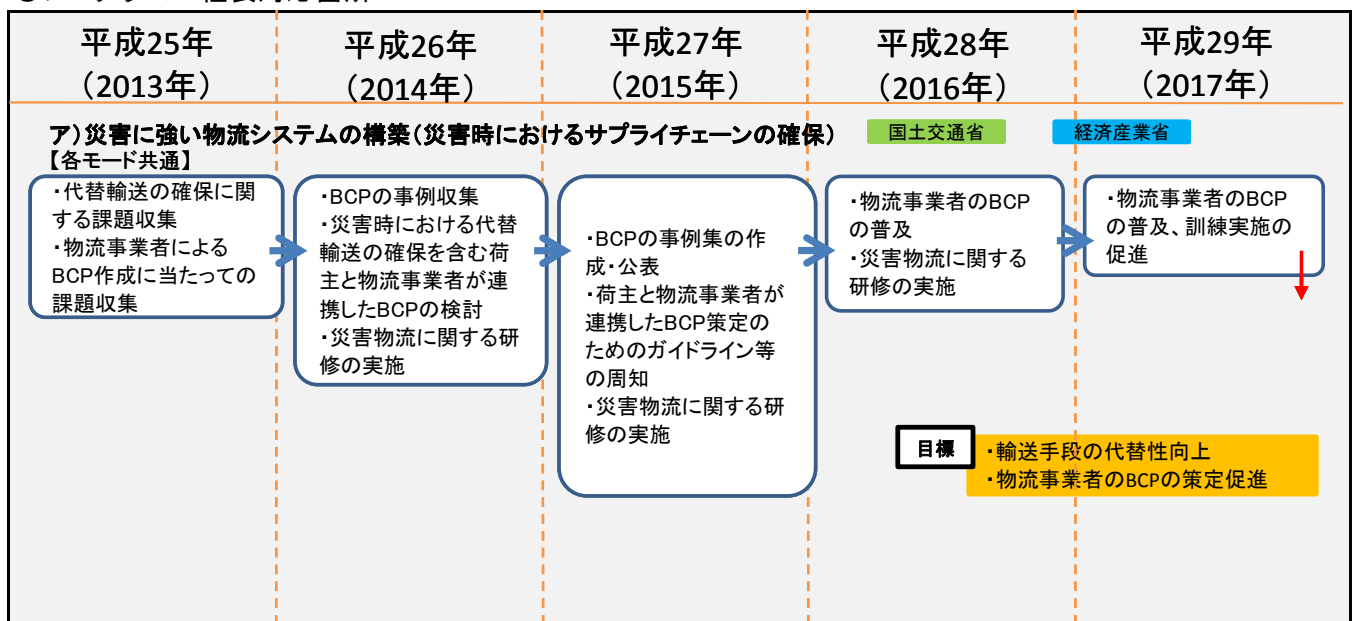
4) BCP(業務継続計画)策定支援と実践的な訓練の促進

ア) 災害に強い物流システムの構築(災害時におけるサプライチェーンの確保)

○プログラム本文対応箇所

BCP策定事例の紹介やBCP策定のための人材育成等を通して、物流事業者のBCP策定を促進する。また、荷主と物流事業者が連携した災害時における代替輸送の確保を含むBCPの策定のためのガイドライン等を周知することにより、BCPに基づいた関係者による訓練を促進する。【国土交通省・経済産業省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

平成25年度は荷主と物流事業者が連携したBCP策定に係る検討を開始するに当たり、荷主、物流事業者、物流事業者団体等にヒアリングを実施し、課題収集等を行った。

平成26年度は、BCPの事例収集を行うとともに、荷主と物流事業者が連携した災害時における代替輸送の確保を含むBCPの策定推進に関する検討会を開催し、「荷主と物流事業者の連携したBCPの策定を促進するための検討を実施し、荷主と物流事業者が連携したBCP策定のためのガイドライン」、「荷主及び物流事業者のベストプラクティス集」、「荷主と物流事業者が連携したBCP訓練マニュアル」をとりまとめた。

平成27年度は、平成26年度に収集したBCPの事例集の作成・公表を行い、BCP策定のためのガイドライン等の周知を徹底した。

また、平成25年度より、BCP策定に係る人材育成等の観点から、物流事業者に対して、災害時における物流に関する知識を習得するための災害物流研修を実施した。

○課題及び今後の対応の方向性

平成26年度の検討会にて取りまとめたガイドライン、ベストプラクティス集、訓練マニュアルを広く普及するとともに、災害物流研修の実施による人材育成等を通じて、荷主と物流事業者が連携したBCP策定促進を行う。

3. 安全・安心の確保に向けた取組

(1) 物流における災害対策

4) BCP(業務継続計画)策定支援と実践的な訓練の促進

イ) 貨物鉄道事業者のBCP策定の促進

○プログラム本文対応箇所

荷主企業に対し物流業務の「分散化・複線化」によるリダンダンシー確保の観点から、JR貨物や物流事業者団体を通じて鉄道利用の提案に取り組む。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
<p>イ) 貨物鉄道事業者のBCP策定の促進 国土交通省</p> <p>【鉄道】</p> <p><BCP策定を促進></p> <p>貨物鉄道事業者におけるBCPの策定及び深度化を促進</p> <p><「分散化・複線化」によるリダンダンシー></p> <p>荷主企業に対し物流業務の「分散化・複線化」によるリダンダンシー確保の観点から、JR貨物や物流事業者団体を通じて鉄道利用を提案</p>				
			<p>目標 災害時における鉄道貨物輸送の機能維持を図るとともに災害に強い鉄道輸送を構築</p>	
			<p>目標 荷主企業においても、鉄道と他モードとの物流の複線化を図ることにより、物流機能確保が図られ、維持が可能な物流システムを構築</p>	

○施策の取組状況

一般社団法人日本物流団体連合会が作成した「BCP作成ガイドライン」を周知し、BCPの策定を促進した。物流業務の「分散化・複線化」によるリダンダンシー確保の観点から、鉄道がモードの一つとして選択されるよう、JR貨物や物流事業者団体を通じて、荷主企業に対し鉄道利用の提案を促進した。

○課題及び今後の対応の方向性

BCPについては、貨物鉄道事業者の約98%(営業キロベース)が策定している状況であり、引き続きBCP策定を促進するとともに、BCPの策定内容について更なる深度化を図る。

JR貨物や物流事業者団体との連携を強化し、物流業務の「分散化・複線化」によるリダンダンシー確保に向けた物流システムの構築を促進する。

3. 安全・安心の確保に向けた取組

(1) 物流における災害対策

5) 非常時のエネルギー供給の仕組み構築

ア) 災害時の石油供給の確保

○プログラム本文対応箇所

大規模災害が発生した場合においても、被災地等へ石油製品を安定的に供給できるよう、石油製品の輸送体制、備蓄体制及び供給設備の災害対応能力の強化を図る。

①災害時石油供給連携計画

石油会社に対し、共同で、地域ごとに、災害時の供給に関する計画(災害時石油供給連携計画)をあらかじめ作成し、災害時には、経済産業大臣の勧告に従い、協力して実行するよう義務付ける。

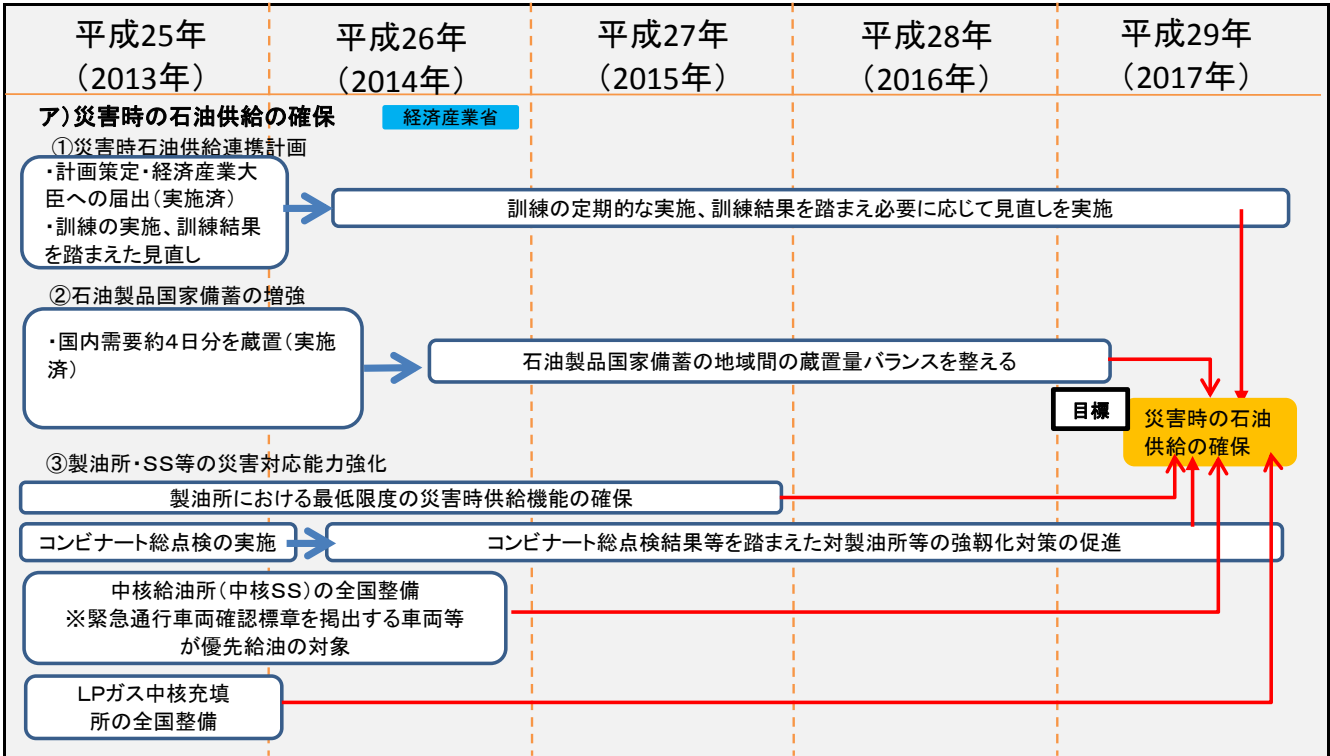
②石油製品国家備蓄の増強

製油所が停止する事態を想定した、原油ではなくガソリン等の石油製品の形態での国家備蓄の増強を図る。

③製油所・SS等の災害対応能力強化

製油所については、地震・津波に対する耐性総点検結果等も踏まえ、災害対応能力の強化を進める。また、サービスステーション(SS)・LPガス輸入基地及び充填所についても災害対応能力の強化を進める。【経済産業省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

①災害時石油供給連携計画

平成25年1月、大手石油精製・元売会社が経済産業大臣に対して災害時石油供給連携計画の届出を行った。この連携計画実施の訓練については、平成25年6月に内閣府、和歌山県と、平成26年7月に、内閣府、静岡県と、平成27年6月には東京都、NTT、総務省、内閣府と、同年11月に内閣府、関東1都6県とそれぞれ連携して要請対応の訓練を実施した。併せて、同年6月には大手石油精製・元売各社による石油供給の共同オペレーションのシナリオ非開示型訓練も実施した。

②石油製品国家備蓄の増強

ガソリン、灯油、軽油、A重油の4油種の石油製品について、平成25年度から積み増しを行い、平成26年6月に全国需要約4日分の石油製品国家備蓄の蔵置を達成した。

【平成28年度予算(国費) 石油備蓄事業補給金 28,600百万円の内数、国家備蓄石油増強対策事業費984百万円の内数】

③製油所・SS等の災害対応能力強化

被災地に向けた燃料供給の早期回復を実現するため、製油所における「非常用3点セット」(非常用発電機、非常用通信機器、ドラム缶石油充填出荷設備)の導入を支援した。

【平成27年度補正予算(国費)石油コンビナート事業再編・強靱化等推進事業7,000百万円の内数、平成28年度予算(国費) 石油コンビナート事業再編・強靱化等推進事業13,000百万円の内数】

また、平成24年度補正予算により、激甚災害発生時の製油所等が受ける影響を把握するため、地震の液状化評価や設備等の耐震性能等の総点検(耐性総点検)を実施した。当該耐性総点検結果等を踏まえて、平成25年度から予算を活用し、各石油精製・元売会社が製油所等の強靱化対策工事に取り組んでいる。

【平成27年度補正予算(国費)石油コンビナート事業再編・強靱化等推進事業7,000百万円の内数、平成28年度予算(国費) 石油コンビナート事業再編・強靱化等推進事業13,000百万円の内数】

SSの災害対応能力強化については、緊急車両への優先給油を円滑に実施するため、自家発電設備等を設置した中核SSを全国的に整備した。

また、災害等による停電に備え、LPガス輸入基地等への移動式電源車の配備を進めるとともに、自家発電設備や衛星携帯電話等を備えたLPガス中核充填所を全国に344ヶ所整備した。

○課題及び今後の対応の方向性

①災害時石油供給連携計画

被災地での燃料供給の長期停止を避けるべく、関係省庁・石油関係業界(精製元売・運送・販売等)、地方自治体等より多くの関係者が訓練へ参画をすることにより、災害時石油供給連携計画の実効性を確保することが必要である。平成28年9月には、内閣府、複数の都道府県と連携して、災害時石油供給連携計画実施の訓練をすることとしている。

②石油製品国家備蓄の増強

平成28年度中を目途に、石油備蓄法に基づく災害時石油供給連携計画を策定する単位である全国10ブロック毎に、各地域の需要の約4日分の国家備蓄石油製品の蔵置を目指すべく、石油製品貯蔵供給機能強化補助金等を活用して地域間の蔵置量バランスを整える。

③製油所・SS等の災害対応能力強化

緊急時の入出荷体制の基盤を整備するとともに、巨大地震により石油精製設備が長期停止している間でも、製油所内の在庫や他製油所からバックアップ供給を受けた在庫を出荷する機能を継続・早期回復し得るよう、官民連携により製油所・SS等の石油供給インフラの強靱化を進める。

担当省庁:経済産業省(資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課)

(1) 物流における災害対策

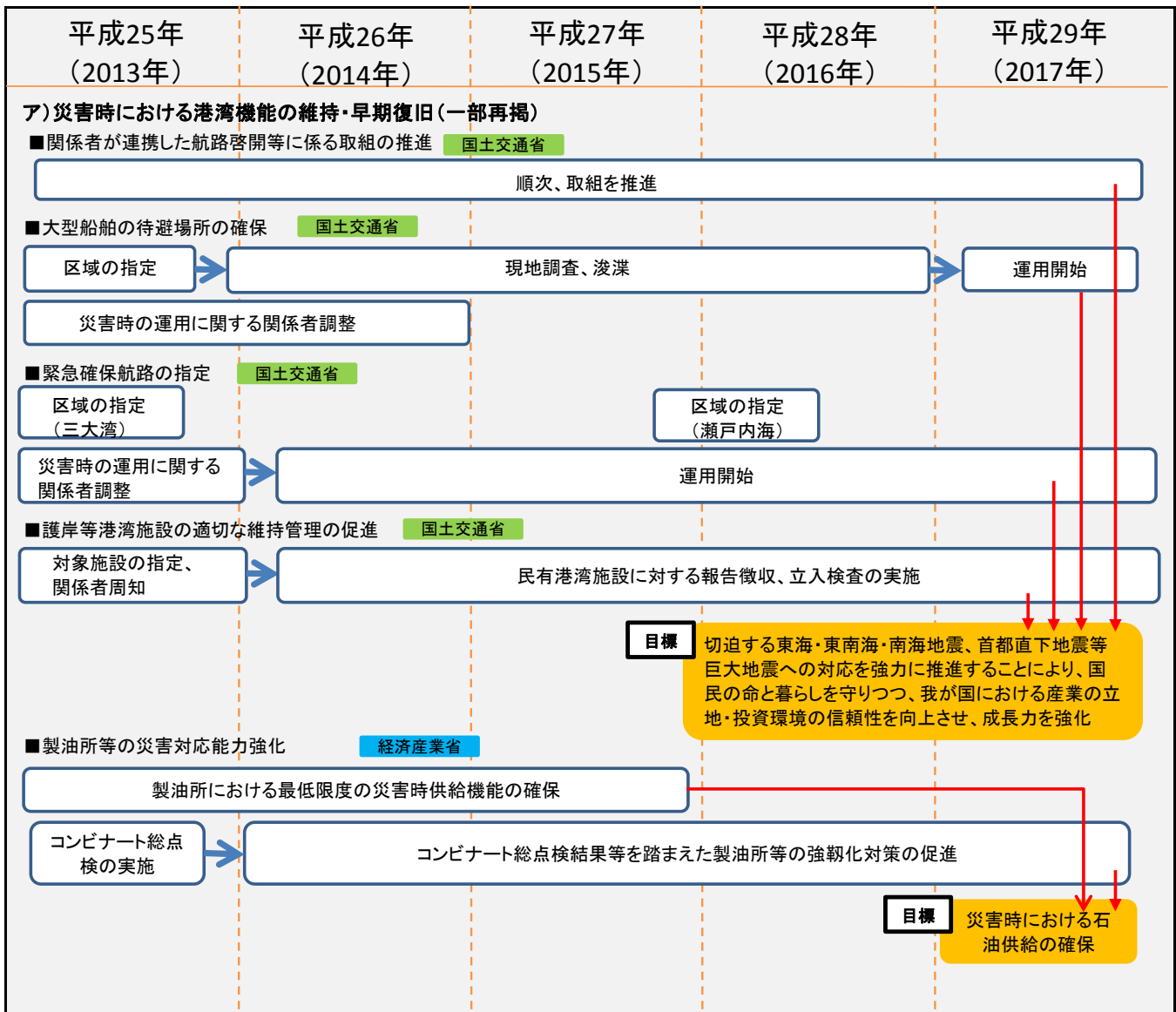
6) 港湾における災害対応力の強化

ア) 災害時における港湾機能の維持・早期復旧(一部再掲)

○プログラム本文対応箇所

大規模災害が発生した際にも、緊急物資等の輸送ルートを迅速に確保し、港湾背後の産業活動に係る物流の早期復旧を図るため、港湾関係者が連携して航路啓開等の応急復旧計画等の事前準備の検討を進めるとともに、大型船舶の待避場所の確保を推進する。また、民間事業者等が管理するコンビナートの護岸等の港湾施設の適切な維持管理を促進する。【国土交通省】
 コンビナート内の製油所等については、上記の災害時における海上輸送機能の確保に向けた民有護岸等の改良の促進と連携し、地震・津波に対する耐性総点検結果等も踏まえ、耐震・液状化対策等の災害対応能力の強化を進める。【経済産業省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

■関係者が連携した航路啓開等に係る取組の推進

平成26年3月に、東京湾、伊勢湾、大阪湾において港湾広域防災協議会を設置し、緊急確保航路等における航路啓開等に関する計画の策定について検討を開始した。東京湾、伊勢湾は計画を作成し、大阪湾においては瀬戸内海も含めた計画について検討を進める。

■大型船舶の待避場所の確保、緊急確保航路の指定

平成26年1月に政令改正を行い、東京湾、伊勢湾、大阪湾における大型船舶の待避場所や緊急確保航路について区域指定を行った。

■護岸等港湾施設の適切な維持管理の促進

民間事業者が管理する護岸等の適切な維持管理のため、平成26年4月に国土交通省令を改正し、維持管理状況の報告の徴収等の対象となる施設を指定するとともに、平成26年7月に港湾管理者を通じて維持管理状況の報告を依頼した。また、民間事業者による護岸等の改良を促進するため、平成26年に港湾法を改正し、民有護岸等の改良に対する無利子貸付制度を創設するとともに、税制特例措置(法人税、固定資産税)を創設した。

【平成28年度予算(国費) 港湾整備事業2,317億円の内数】

■製油所の災害対応能力強化

被災地に向けた燃料供給の早期回復を実現するため、製油所における「非常用3点セット」(非常用発電機、非常用通信機器、ドラム缶石油充填出荷設備)の導入を支援した。

【平成27年度補正予算(国費)石油コンビナート事業再編・強靱化等推進事業7,000百万円の内数、平成28年度予算(国費)石油コンビナート事業再編・強靱化等推進事業13,000百万円の内数】

また、平成24年度補正予算により、激甚災害発生時の製油所等が受ける影響を把握するため、地震の液状化評価や設備等の耐震性能等の総点検(耐性総点検)を実施した。当該耐性総点検結果等を踏まえて、平成25年度から予算を活用し、各石油精製・元売会社が製油所等の強靱化対策工事に取り組んでいる。

【平成27年度補正予算(国費)石油コンビナート事業再編・強靱化等推進事業7,000百万円の内数、平成28年度予算(国費)石油コンビナート事業再編・強靱化等推進事業13,000百万円の内数】

○課題及び今後の対応の方向性

■関係者が連携した航路啓開等に係る取組の推進、護岸等港湾施設の適切な維持管理の促進等

引き続き港湾広域防災協議会等を活用し、航路啓開等に関する関係者間の検討を進めるとともに、民間事業者が管理する護岸等の維持管理状況について把握を進め、適切な維持管理及び改良を促進する。

■製油所等の災害対応能力強化

緊急時の入出荷体制の基盤を整備するとともに、巨大地震により石油精製設備が長期停止している間でも、製油所内の在庫や他製油所からバックアップ供給を受けた在庫を出荷する機能を継続・早期回復し得るよう、官民連携により製油所等の石油供給インフラの強靱化を進める。

担当省庁:国土交通省(港湾局海岸・防災課、計画課)、経済産業省(資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課)

3. 安全・安心の確保に向けた取組

(1) 物流における災害対策

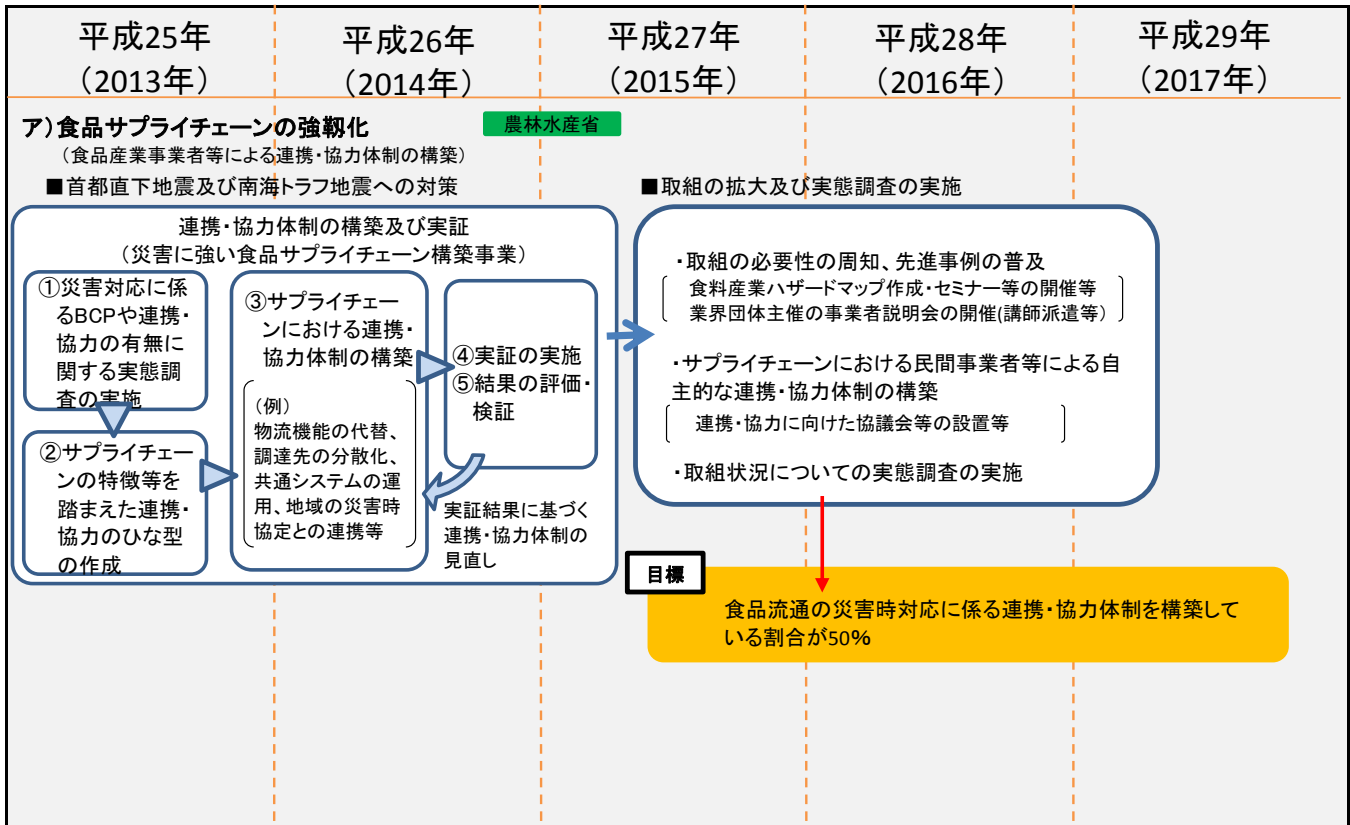
7) 食品の物流における早期回復に向けた協力・連携体制の構築

ア) 食品サプライチェーンの強靱化

○プログラム本文対応箇所

首都直下地震及び南海トラフ地震の被災が想定される地域において、震災時に円滑な食料供給を維持し、及び早期に回復させるため、食品産業事業者団体を通じた啓発・普及のためのセミナーや事業者間のマッチングの場を提供することにより、事業者間の連携・協力体制構築の促進を図る取組を支援。【農林水産省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

近い将来、首都直下地震及び南海トラフ地震の被災が想定される地域において、震災時にも消費者への円滑な食料供給を確保するため、食品産業事業者の立地状況等をまとめた食料産業ハザードマップを作成し、業界団体を通じた啓発・普及のためのセミナーの開催及び事業者間のマッチングの場の提供により、震災時の連携・協力体制の構築を図る取組を支援している。

○課題及び今後の対応の方向性

食品サプライチェーンの強靱化に当たっては、

- ・平時から事業者間連携が必要
- ・民間事業者間には競争関係にあるため連携が進みにくく、特に、中小企業単独による取組は困難
- ・事業者にとって具体的な連携・協力の進め方をイメージするのは困難

等の課題があることから、災害に強い食品サプライチェーン構築事業の結果等を活用するとともに、事業者を対象としたセミナーの開催・事業者間のマッチングの場の提供、さらに、業界団体に会議等へ講師を派遣し連携・協力体制構築に関する説明を行うなどにより、事業者間の連携関係の構築を促進する。

(1) 物流における災害対策

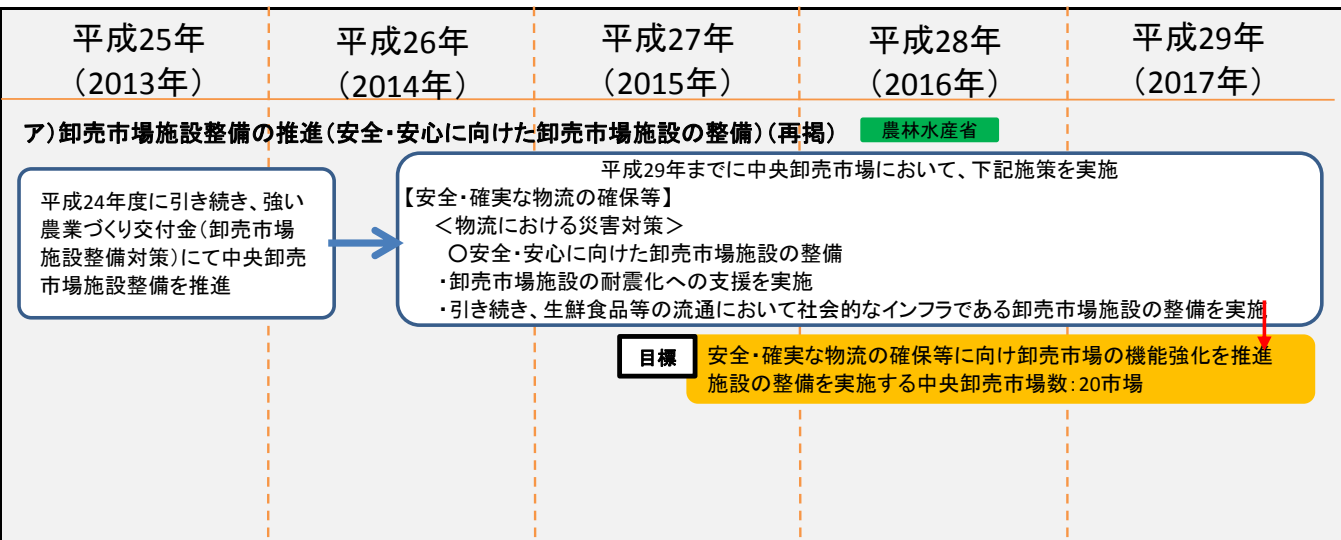
8) 卸売市場における耐震化の支援

ア) 卸売市場施設整備の推進(安全・安心に向けた卸売市場施設の整備)(再掲)

○プログラム本文対応箇所

災害時にも円滑な食品供給を確保するため、卸売市場施設の整備を推進する。
 ①卸売市場施設の耐震化への支援を実施
 ②引き続き、生鮮食料品等の流通において社会的なインフラである卸売市場施設の整備を実施【農林水産省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

安全・安心に向け災害時にも食料供給を確保するため、強い農業づくり交付金(卸売市場施設整備対策)により、中央卸売市場整備計画に即して計画的に実施する施設の改良、造成又は取得等に対し支援をしている。
 強い農業づくり交付金を活用して施設整備を実施した市場数: 18市場(平成27年度末)
【平成28年度予算(国費) 強い農業づくり交付金20,785百万円】

○課題及び今後の対応の方向性

平成26年度より既存市場整備支援に耐震化の支援を拡充したところであり、引き続き、強い農業づくり交付金(卸売市場施設整備対策)により安全・安心に向けた卸売市場施設整備を推進していく。

3. 安全・安心の確保に向けた取組

(2) 社会資本の適切な維持管理・利用

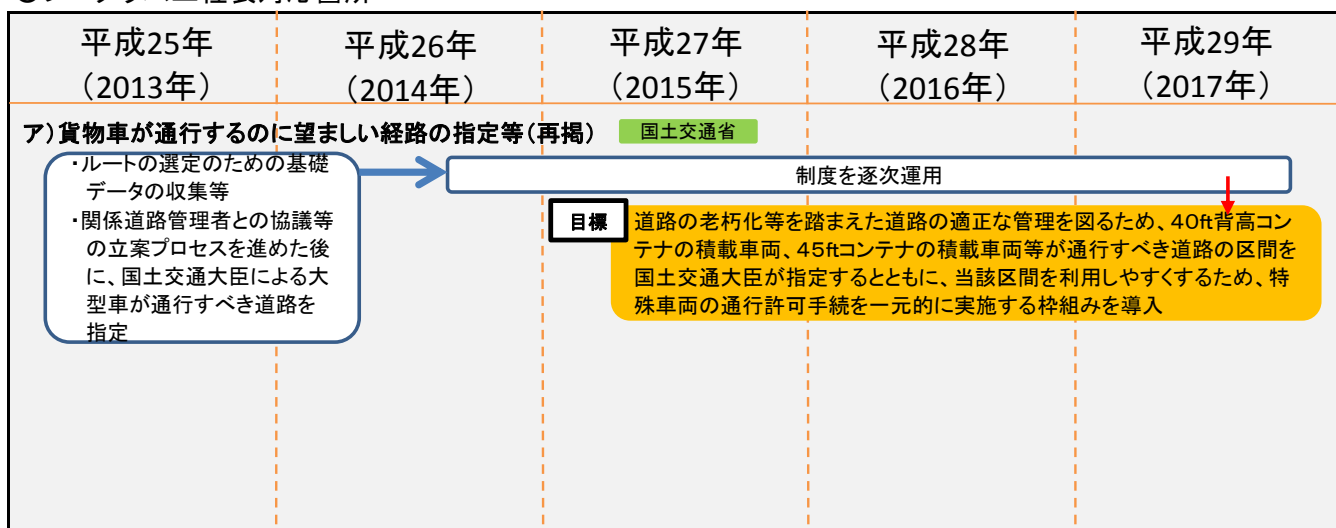
1) 貨物車の適正な道路利用の促進

ア) 貨物車が通行するのに望ましい経路の指定等(再掲)

○プログラム本文対応箇所

「道路法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第30号)による改正後の道路法の規定に基づき、40ft背高コンテナの積載車両、45ftコンテナの積載車両等が通行すべき道路の区間を国土交通大臣が指定し、当該区間を利用しやすくするため、特殊車両の通行許可手続を一元的に実施する枠組みを導入する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

平成26年10月に大型車の通行を誘導すべき道路の区間(大型車誘導区間)を指定し、当該道路に係る通行許可について、国による一括審査を実施し、許可までの期間を短縮した(20日間→3日程度)。平成28年4月には、物流の国際競争力の強化を図るため、国際戦略・拠点港湾とのラスト1マイルを追加した。加えて、平成28年1月より、大型車誘導区間を通行するETC2.0を搭載した大型車両の通行許可を簡素化する制度の運用を開始した。

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、大型車誘導区間について、更なるラスト1マイルを検討・追加する。

3. 安全・安心の確保に向けた取組

(2) 社会資本の適切な維持管理・利用

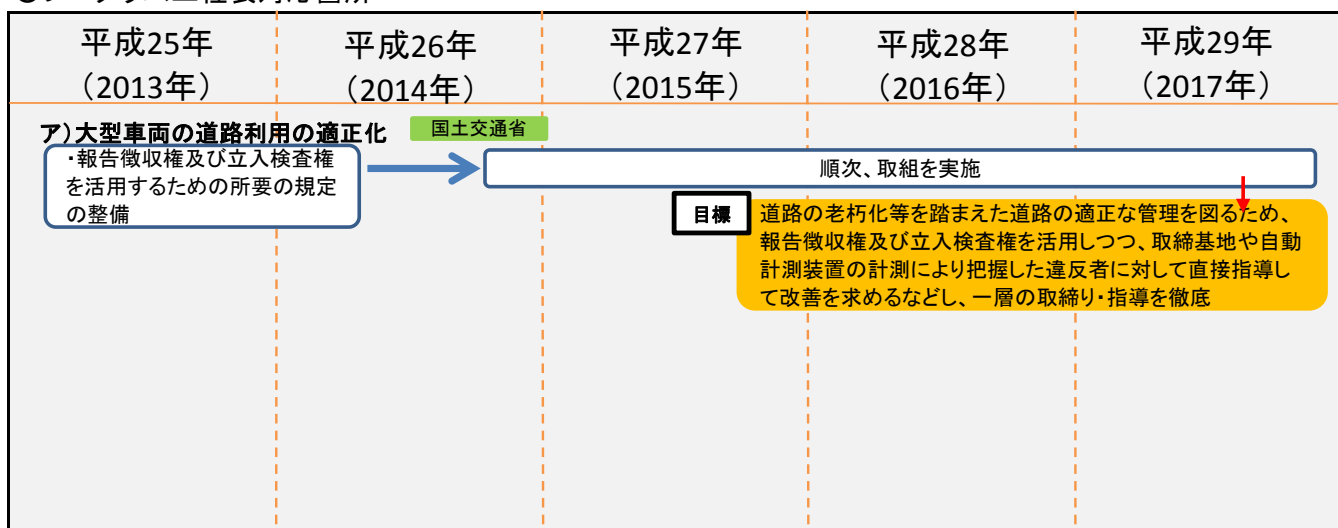
2) 特殊車両の通行条件の検討

ア) 大型車両の道路利用の適正化

○プログラム本文対応箇所

「道路法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第30号)による改正後の道路法の規定に基づく報告徴収権及び立入検査権を活用しつつ、取締基地や自動計測装置の計測により把握した違反者に対して直接指導して改善を求めるなどし、一層の取締り・指導の徹底を図る。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

各道路管理者が連携した取締りを実施するなど取締りの強化を図っている。また、違反者を国道事務所に呼び出しての是正指導を実施するとともに、是正指導に応じない場合は、名称及び是正指導内容等を公表する。さらに「道路法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第30号)による改正後の道路法第72条の2第1項に基づき実施される報告及び立入検査に関し、必要な事項を定め、その適切かつ円滑な実施を確保するための通達を平成26年5月に制定した。これにより、是正指導のための呼び出しにも関わらず、これを拒否する者等に対しては、報告の徴収及び立入検査を実施し、また、報告徴収・立入検査を拒む者に対しては告発をできることとした。

加えて、平成27年2月には、現地取締りにおいて、基準の2倍以上の重量超過等の悪質な違反者に対しては即時告発をできることとした。

○課題及び今後の対応の方向性

動的荷重計測(Weigh-in-motion)の増設や各道路管理者が連携した取締りを引き続き実施し、違法に通行する大型車両の取締りを強化・徹底する。

動的荷重計測(Weigh-in-motion)による自動取締りについて真に実効性を上げる取組の強化を行い、更なるメリハリの効いた取組を検討する。

(2) 社会資本の適切な維持管理・利用

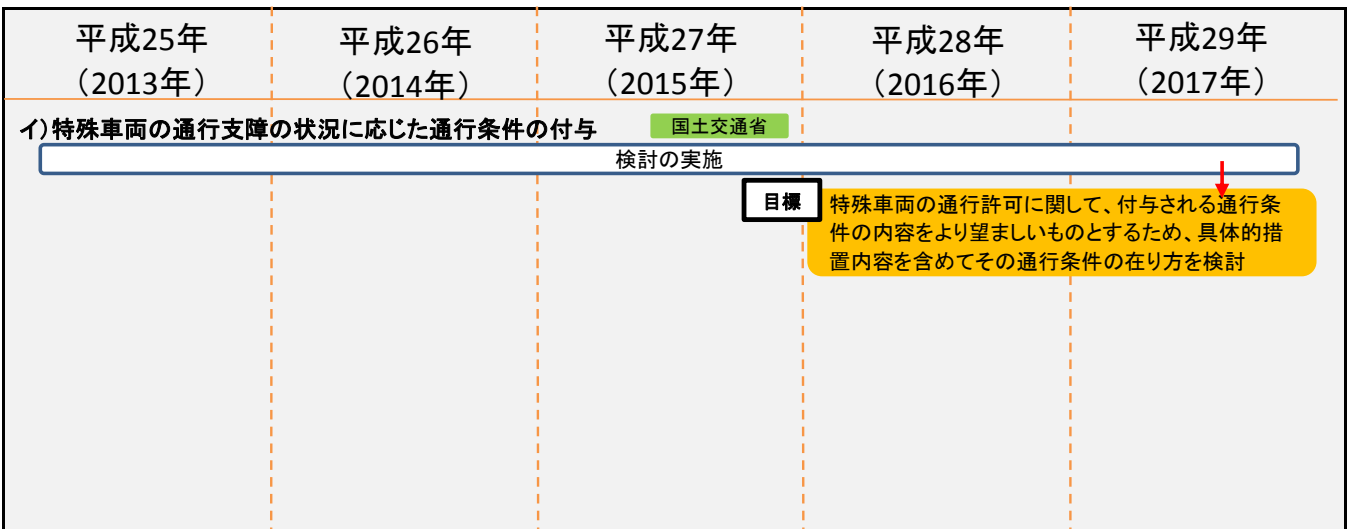
2) 特殊車両の通行条件の検討

イ) 特殊車両の通行支障の状況に応じた通行条件の付与

○プログラム本文対応箇所

特殊車両の通行許可に関して、付与される通行条件の内容をより望ましいものとするため、具体的措置内容を含めてその通行条件の在り方の検討を進める。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

往復経路の特殊車両通行許可申請では、往路・復路毎に積載貨物の有無(実車又は空車)を選択できず、往復とも実車で許可条件が付されるため、往復申請時に往路・復路のどちらが実車であるか申請時に選択できるよう平成26年度にシステム改修を行った。また、一の許可証に対して一の総合通行条件を付している許可発行方法に対し、一の許可証に複数の経路が含まれる場合、経路毎の通行条件を付与することができるよう平成26年度にシステム改修を行った。

○課題及び今後の対応の方向性

申請者からのニーズを踏まえ、必要なシステム改修等を実施していく。

3. 安全・安心の確保に向けた取組

(2) 社会資本の適切な維持管理・利用

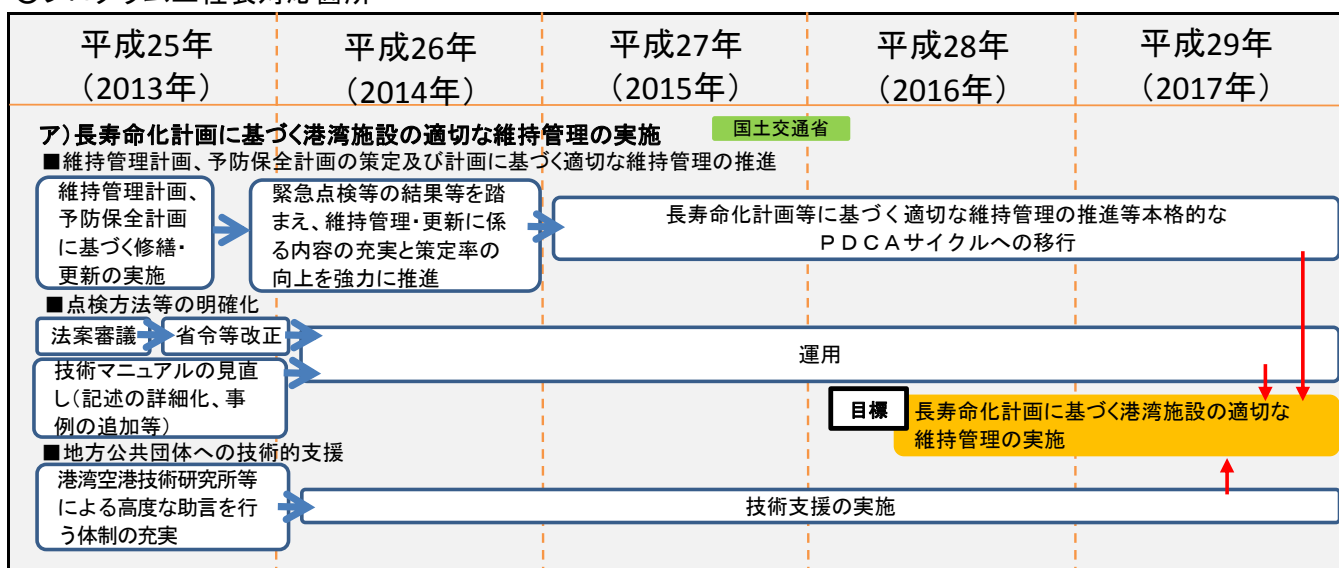
3) 港湾施設の適切な維持管理

ア) 長寿命化計画に基づく港湾施設の適切な維持管理の実施

○プログラム本文対応箇所

港湾施設単位で作成する個々の施設の長寿命化等に資する計画(維持管理計画)や港湾単位で費用の平準化を図りつつ各種施設を更新するための予防保全計画を策定し、活用するとともに、点検方法等を明確化し、地方公共団体への技術的支援を行うことにより、適切な維持管理を推進する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

維持管理計画、予防保全計画の策定及び計画に基づく適切な維持管理の推進を実施した。
平成25年度の港湾法改正等を踏まえ、施設の構造特性等を考慮しつつ、港湾管理者の限られた人員、財源、技術力にかんがみ、実行可能かつ必要なレベルの点検診断について明記した「港湾の施設の点検診断ガイドライン」を平成26年7月に策定した。
港湾管理者が、維持管理計画を策定する際の手引き書となる「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン」を平成27年4月に策定した。
国及び港湾管理者等の連携・支援による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的として、平成26年度末に地方整備局毎に「港湾等メンテナンス会議」を設置した。
平成26年度末に、民間資格登録制度において、海洋・港湾構造物維持管理士及び海洋・港湾構造物設計士資格を大臣認定資格として登録した。
平成26年度から、各地方整備局等の港湾空港部等に設置されている相談窓口の対象を、各港湾管理者から民間企業にも拡大したほか、港湾施設の維持管理制度、施設マネジメント及び維持管理に関する実務的事項(点検診断、維持補修工事、維持管理計画等)に係る研修の対象を、維持管理を担当する港湾管理者の職員まで拡大し、当該研修を実施した。
【平成28年度予算(国費) 港湾整備事業2,317億円の内数等】

○課題及び今後の対応の方向性

港湾施設では、設計供用期間内に社会情勢等の変化に伴う機能向上に対応が必要となる場合があるため、維持管理計画や予防保全計画を活用し、施設の集約や利用転換等も行った上で、ストックの全体を管理しつつ、港湾施設の戦略的な更新・修繕の取組を推進する。

港湾施設の維持管理データベースを構築し、点検診断や補修・改良工事といった維持管理業務の省力化・効率化を図る。

行政職員に対する研修の充実や他機関による支援体制の検討を進めるほか、維持管理に関する技術者、技能者の育成が重要であることから、平成26年度から民間資格制度の検討を行い、平成27年4月より、発注業務での活用を行うことで維持管理の技術力の向上を図る。

維持管理に係る課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図るため、「港湾等メンテナンス会議」を継続して開催する。

担当省庁：国土交通省（港湾局技術企画課）

(3)セキュリティ確保と物流効率化の両立

1)AEO事業者への輸出入手続における簡素化の推進

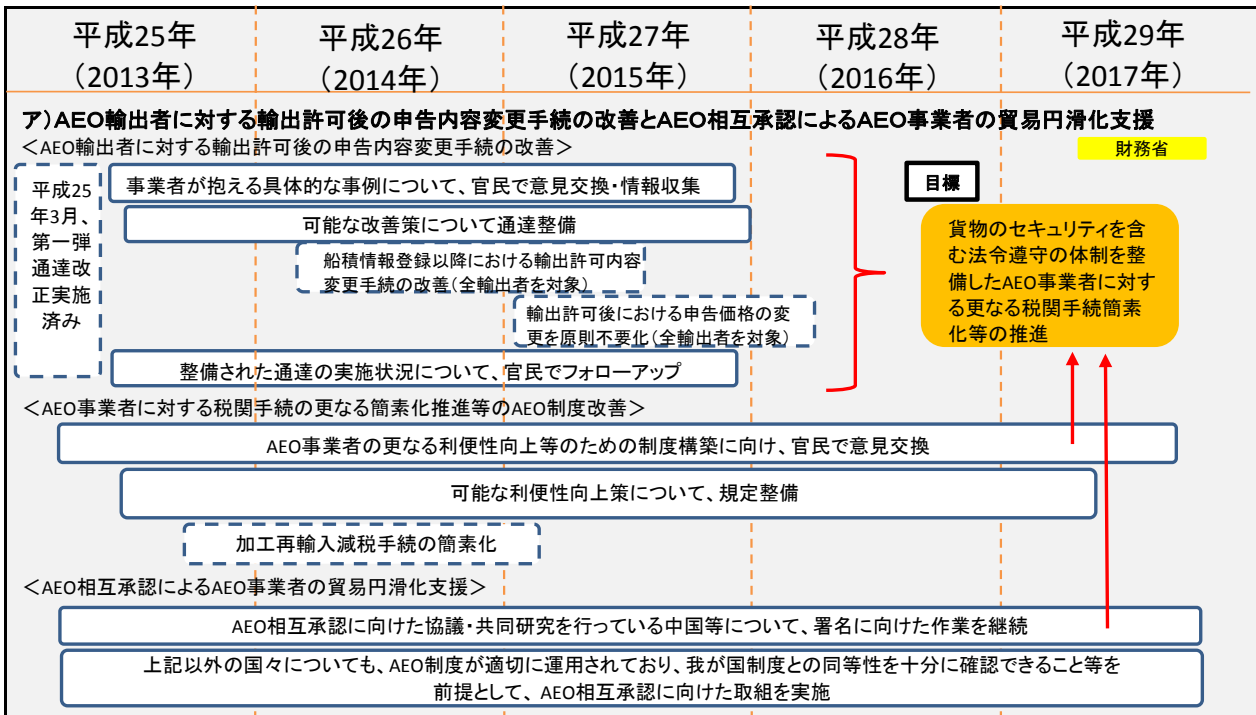
ア)AEO輸出者に対する輸出許可後の申告内容変更手続の改善とAEO相互承認によるAEO事業者の貿易円滑化支援

○プログラム本文対応箇所

AEO輸出者に対する輸出許可後の申告内容変更手続の改善策について、平成25年4月に関税基本通達等の規定を整備し、その実施をしてきているところ、引き続き官民で意見交換を実施し、必要に応じ、更なる可能な手続簡素化策を検討する。また、整備された通達の実施状況について、官民でフォローアップを行う。
 上記施策とあわせ、AEO相互承認(※)について、相手国のAEO制度運用能力やその運用状況が我が国と同等の水準であることを十分に確認した上で、可能な範囲で相互承認に向けた取組を進める。

※AEO制度を有する二国間で、それぞれのAEO制度(AEO事業者)を相互に承認することにより、二国間物流におけるセキュリティレベルを向上させつつ、国内外一貫した一層の物流円滑化を目指すもの。これまでに我が国は、ニュージーランド、米国、EU、カナダ、韓国、シンガポール、マレーシア及び香港と署名している。【財務省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

AEO輸出者に対する輸出許可後の申告内容変更手続の改善については、平成25年4月1日から実施されている内容に加え、更なる改善の可能性につき官民で情報収集等を行い、平成26年4月1日から、船積情報登録等を行った後、輸出許可内容の変更手続をNACCSでも行えるよう、手続の改善を図った。(なお、当該措置は、規制改革会議における議論を踏まえ、当初「AEO輸出申告制度における申告内容の船積後修正の簡素化」を念頭に置いていたものであるが、その後の検討を経て、結果として、AEO輸出者だけでなく全輸出者を対象とすることとしたものである。)

更に、平成27年4月1日より、輸出申告価格について、計算誤り等の場合を除き、許可後の価格の変更を不要とした。

また、AEO相互承認については、平成28年8月に、香港と相互承認の署名を行い、同年10月より実施した。

○課題及び今後の対応の方向性

今後も、AEO事業者に対する更なる税関手続簡素化等を推進させるため、事業者が抱える具体的な事例について、引き続き官民で意見交換・情報収集を行い、可能な改善策についての検討を行う。また、AEO制度の導入から一定期間が経過したことに伴い、AEO事業者の水準維持・向上のためのフォローアップに重点を置いた取組を行う。

AEO相互承認についても、現在相互承認に向けた協議・共同研究を行っている国等を中心に、署名に向けた協議等を継続する。

3. 安全・安心の確保に向けた取組

(3) セキュリティ確保と物流効率化の両立

2) 効率的な検査制度の確立

ア) 新KS/RA制度の適切な運用

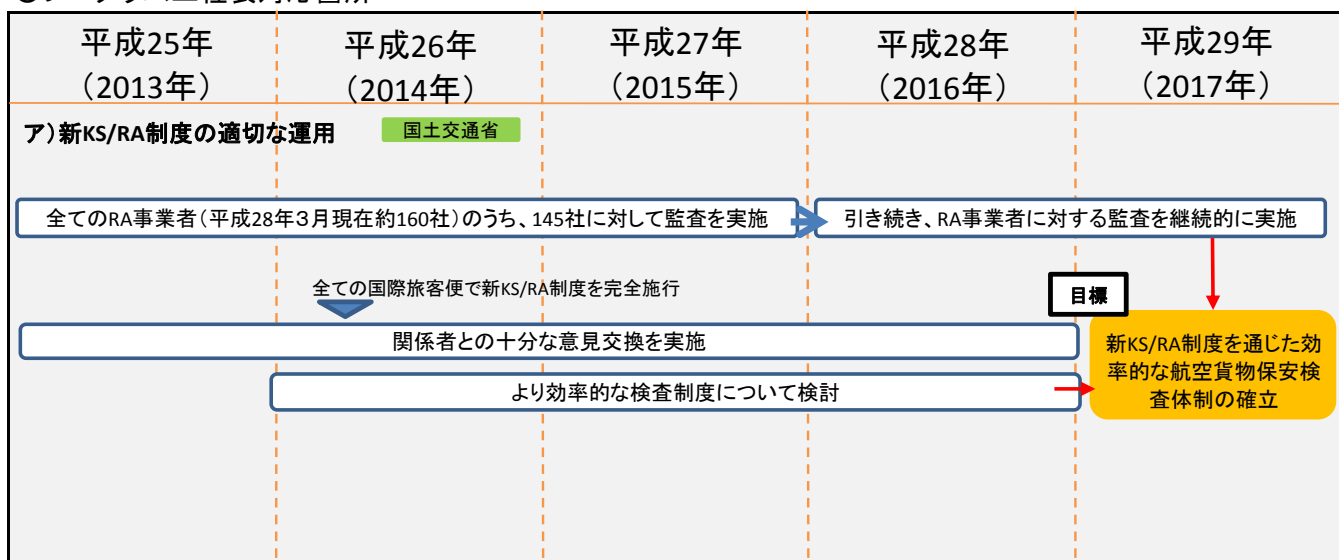
○プログラム本文対応箇所

RA事業者において適切な保安対策が講じられているか、KSが講じる保安対策の実施状況も含め、RA事業者に対する監査を通じて、指導・監督を図る。

具体的には、平成27年度はRA事業者56社に対し監査を実施。同年度末までにRA事業者（平成28年3月現在約160社）のうち、145社に対する監査を実施した。平成28年度においては、残りの事業者の他、引き続きRA事業者に対する監査を継続する。

また、新制度導入に伴う荷主や物流事業者における負担を踏まえ、関係者との十分な意見交換の機会を設け、より効率的な検査制度について検討する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

平成27年度はRA事業者56社、平成28年度は11月末現在でRA事業者39社に対し適切な保安対策が講じられているか監査を行い、指導・監督を行った結果、当初予定していた160社全ての監査を終了した。今後、すでに監査を実施した事業者も含め、概ね3年ごとの監査を各事業者へ継続して実施していく予定。また、KSが講じる保安対策の実施状況については、RA事業者に対する監査を通じ、平成27年度はKS18社、平成28年度は11月末現在でKS18社に対し実地調査を行い、指導・監督を図った。

関係者との意見交換については、平成28年11月末までに荷主団体、RA事業者団体等が参加する航空物流に関する意見交換会を3回実施し、新KS/RA制度の適正な運用の確保に努めるとともに意見交換等を通じて明らかとなった課題について官民関係者間で認識の共有化を図る等した。

○課題及び今後の対応の方向性

RA事業者に対する監査及び当該監査を通じたKSの調査については、新KS/RA制度の適切な運用を確保するため、引き続き取り組むこととする。

関係者との意見交換については、関係団体等を構成メンバーとする意見交換会を開催し、継続的に航空貨物保安制度の効率的な運用その他の航空物流の在り方について、共通認識化された課題の検討を行っていくこととしている。

(4) 輸送の安全、保安の確保

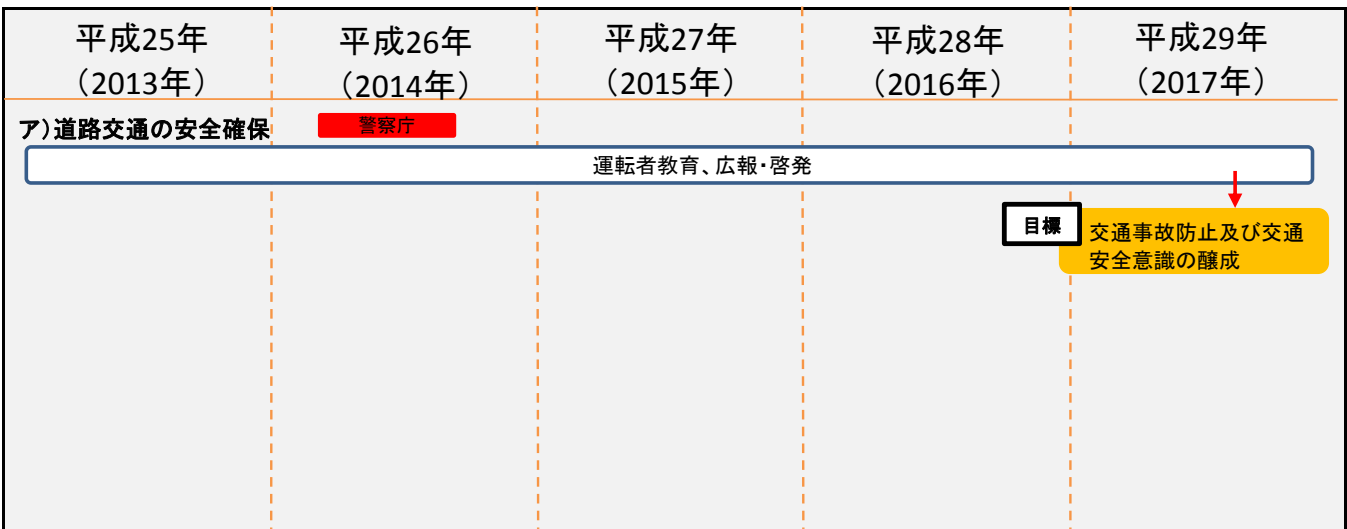
1) 輸送の安全確保への取組推進

ア) 道路交通の安全確保

○プログラム本文対応箇所

貨物自動車に係る交通事故防止を図るため、運転者教育の充実に努めるとともに、関係機関団体と連携して交通事故防止に関する広報・啓発に努める。【警察庁】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

貨物自動車に係る交通事故防止を図るため、運転者教育の充実に努めた。また、関係機関団体と連携して交通事故防止に関する広報・啓発に努めた。

○課題及び今後の対応の方向性

今後とも、貨物自動車に係る交通事故防止を図るため、運転者教育の充実に努めるとともに、関係機関団体と連携して交通事故防止に関する広報・啓発に努める。

担当省庁: 警察庁(交通局交通規制課)

(4) 輸送の安全、保安の確保

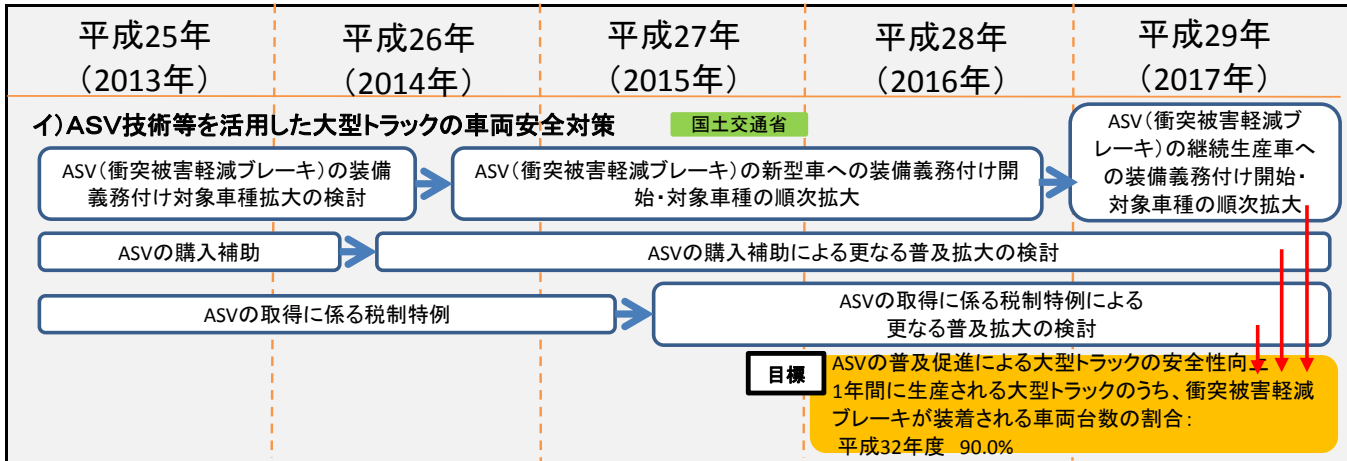
1) 輸送の安全確保への取組推進

イ) ASV技術等を活用した大型トラックの車両安全対策

○プログラム本文対応箇所

技術基準の策定、補助制度、税制特例等により、ASV技術等を活用した大型トラックの車両安全対策を引き続き実施する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

大型車の衝突被害軽減ブレーキについて、平成26年11月からの順次装備義務付け開始を決定。なお、基準策定の経緯は以下のとおり。

- 平成24年3月に衝突被害軽減ブレーキの技術基準を策定し、大型トラックに対する装備義務付けを決定。(平成26年11月以降順次適用)
- 平成25年11月に国連の衝突被害軽減ブレーキ(AEBS)に関する協定規則(第131号)を技術基準に採用。(平成26年11月以降順次適用)
- 平成26年2月に性能要件の強化及び装備義務付け対象の中型トラックへの拡大を決定。(平成29年11月以降順次適用)

大型車の車両安定性制御装置について、平成26年11月からの順次装備義務付け開始を決定。なお、基準策定の経緯は以下のとおり。

- 平成25年8月に国連の制動装置に関する協定規則(第13号)を技術基準に採用するとともに、大型トラック等に対する装備義務付けを決定。(平成26年11月以降順次適用)
- 平成26年2月に装備義務付け対象の中型トラックへの拡大を決定。(平成30年11月以降順次適用)

平成19年度より実施している事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援)において、引き続き衝突被害軽減ブレーキ等のASV技術の購入補助(費用の2分の1)を実施している。なお、平成27年度の実績は以下のとおり。

- 衝突被害軽減ブレーキ: 3,228台(平成27年度)
- ふらつき警報装置: 813台(平成27年度)
- 車線逸脱警報装置: 2,062台(平成27年度)
- 車線維持支援制御装置: 93台(平成27年度)
- 車両安定性制御装置: 2,374台(平成27年度)

平成24年4月より、大型トラック等に対して、自動車重量税及び自動車取得税の税制特例措置を講じている。

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き衝突被害軽減ブレーキ等ASV技術の普及促進や、安全基準の拡充・強化等により、大型トラックの車両安全対策を推進する。

(4) 輸送の安全、保安の確保

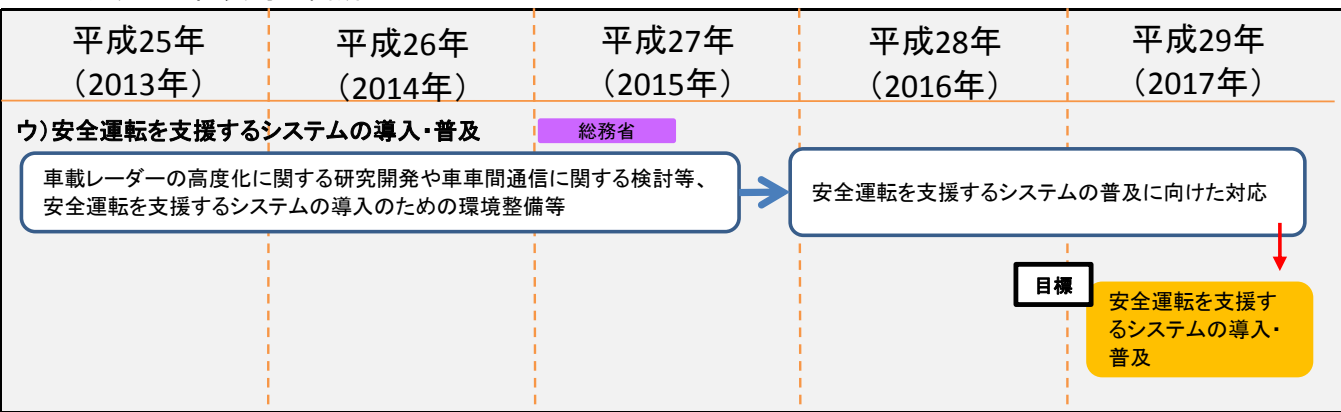
1) 輸送の安全確保への取組推進

ウ) 安全運転を支援するシステムの導入・普及

○プログラム本文対応箇所

車載レーダーの高度化に関する研究開発や車車間通信に関する検討等、安全運転を支援するシステムの導入・普及のための環境整備等を実施する。【総務省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

安全運転支援システムに活用される700MHz帯を用いた車車間通信及び路車間通信について、平成23年12月に制度整備を行い、平成25年4月から全国で利用可能とした。

平成26年2月からは、同システムで通信される情報の真正性・完全性・機密性を担保するためのセキュリティ対策等を検討するため、「情報セキュリティアドバイザリーボードITSセキュリティ検討グループ」を開催し、平成27年7月に「700MHz帯安全運転支援システム構築のためのセキュリティガイドライン」を取りまとめ、公表した。

これらの取組の結果、平成27年10月、民間事業者により700MHz帯を用いた安全運転支援システムが導入された。さらに、同システムを用いた安全運転支援サービスの高機能化や災害時等におけるITSインフラ強靱化を推進する観点から、平成28年9月より情報通信審議会において同システムの高度化に係る技術的条件の検討を開始した。

また、歩行者等の小さな物体でも検知可能な分解能を持つ79GHz帯高分解能レーダーについての研究開発を実施し、平成25年度にはレーダーシステムとしての総合試験を実施し、距離分解能20cm以下、角度分解能5度以下の性能実証を完了した。

さらに、同レーダーのさらなる高精度化に向けて国際標準化活動を実施した結果、平成27年11月に開催された世界無線通信会議(WRC-15)において、同レーダー用周波数の拡大を可能とする追加的な周波数分配が合意された。我が国においても、当該合意結果を踏まえ国内の関連制度を整備。

○課題及び今後の対応の方向性

安全運転支援システムの普及推進に必要な検討を行うため、平成26年度から平成28年度にかけて、実用環境を想定したテストコース等での実証を通じて、車車間通信技術等を活用した安全運転支援システムの実用化・普及に必要な検討課題の抽出・検証を行い、実用サービスが十分機能できるよう通信の信頼性や相互接続性、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルの策定を目的とした実証実験事業「700MHz帯車車間通信・路車間通信のセキュリティ機能を確保・考慮した相互接続試験等に関する調査検討」を実施する。

【平成28年度予算(国費) 983百万円の内数】

また、総合科学技術・イノベーション会議 SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)における「自動走行システム」において、総務省・警察庁・国土交通省等関連府省庁が連携し、平成26年度から平成30年度にかけて、SIP事業「ICTを活用した次世代ITSの確立」を実施し、近接する車両や歩行者等の間で互いに位置・速度情報等をやり取りする車車間・路車間・歩車間通信、また、天候等、周りの環境の影響を受けずに交差点やその周辺等の車両・歩行者の存在等を把握可能なインフラレーダー等を組み合わせることにより、一般道や自動車専用道での事故回避等を図る高度運転支援システムの開発を行う。

【平成28年度予算(国費) 2,620百万円の内数】

3. 安全・安心の確保に向けた取組

(4) 輸送の安全、保安の確保

1) 輸送の安全確保への取組推進

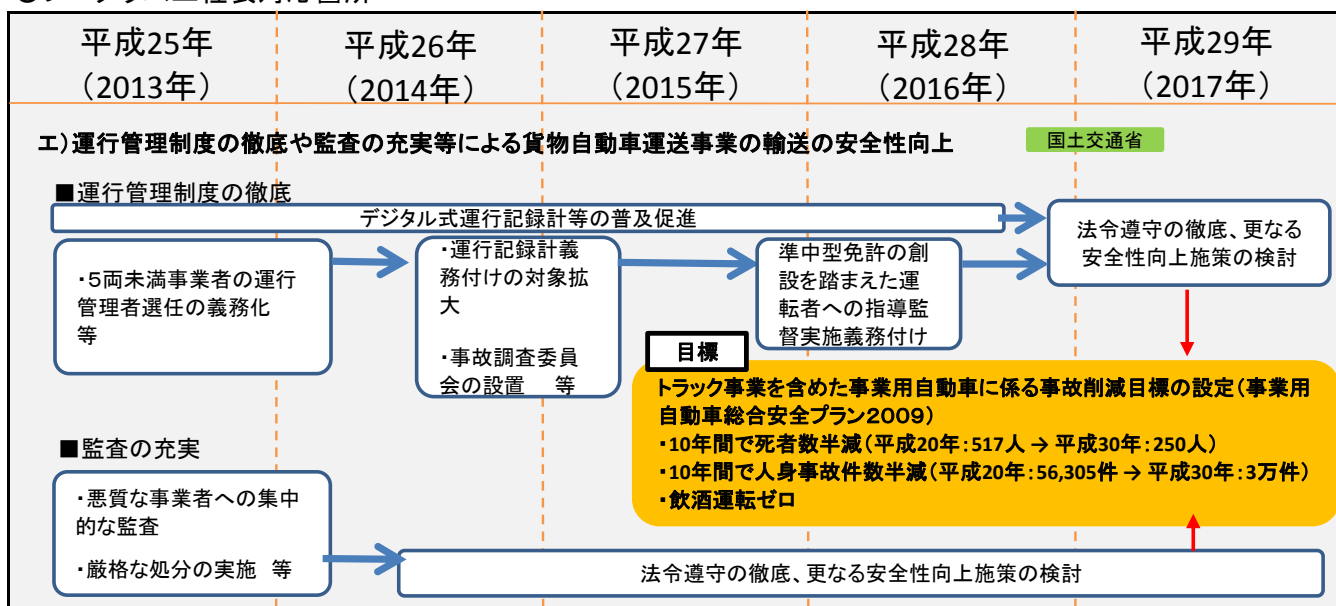
エ) 運行管理制度の徹底や監査の充実等による貨物自動車運送事業の輸送の安全性向上

○プログラム本文対応箇所

5両未満事業者の運行管理者選任の義務化に加え、運行記録計の義務付け対象の拡大、準中型免許の創設を踏まえた指導監督実施の義務付け等の運行管理制度の徹底、デジタル式運行記録計の普及促進等による運行管理の高度化の推進や、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析と、客観性があり、より質の高い再発防止策の提言を得るために、事業用自動車事故調査委員会を設置するとともに、悪質な事業者への集中的な監査と厳格な処分実施などの安全対策を実施することにより、貨物自動車運送事業の輸送の安全性向上を図る。

また、行政が保有する事業用自動車に関する各種情報の分析機能を強化するため、事業者特性・事故原因等の相関及び傾向を分析し、事故を惹起するおそれの高い事業者等を抽出する「事業用自動車総合安全情報システム」を構築し、効果的・効率的な指導・監督を実施し、事業用自動車による事故の未然防止を実現するとともに、監査実施体制の充実・強化を図る。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

運行管理制度の徹底を図るため、関係省令を改正し、原則として、営業所における車両数に関わらず、事業用自動車の運行を管理する全ての営業所に運行管理者の選任義務化及び運行記録計義務付けの対象拡大並びに準中型免許の創設を踏まえた指導監督指針の改正を行うとともに、運行管理の高度化を図る観点から、デジタル式運行記録計等の導入支援を実施している。

また、トラック事業者に対する監査方針・行政処分等の基準に係る通達の改正によって、効果的・効率的な監査や実効性のある処分を行うとともに、悪質事業者に対して厳格な処分を実施した。

さらに、事業用自動車総合安全プラン2009策定以降の事故発生状況や施策の実施状況等を踏まえ、平成30年の事故削減目標達成に向け中間見直しを平成26年に行い、トラックの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策の策定のほか、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析と、客観性があり、より質の高い再発防止策の提言を得るため、事業用自動車の事故調査委員会を設置した。

【平成28年度予算 自動車運送事業の安全総合対策事業 1,004百万円、自動車運送事業者等に対する監査体制の強化 38百万円】

○課題及び今後の対応の方向性

運行管理の高度化を図るため、引き続きデジタル式運行記録計等の導入支援を行うとともに、次世代型運行管理・支援システム確立に向けた検討、ビッグデータを活用した事故防止運行モデルの構築等を行う。また、法令違反を犯す悪質事業者等への監視強化・厳格な処分の実施やネガティブ情報の公開を引き続き行うなどの措置を講ずる。

さらに、行政が保有する事業用自動車に関する各種情報の分析機能を強化するため、事業者特性・事故原因等の相関及び傾向を分析し、事故を惹起するおそれの高い事業者等を抽出する「事業用自動車総合安全情報システム」を構築し、効果的・効率的な指導・監督を実施し、事業用自動車による事故の未然防止を実現するとともに、監査実施体制の充実・強化を図る。

担当省庁：国土交通省（自動車局安全政策課）

(4) 輸送の安全、保安の確保

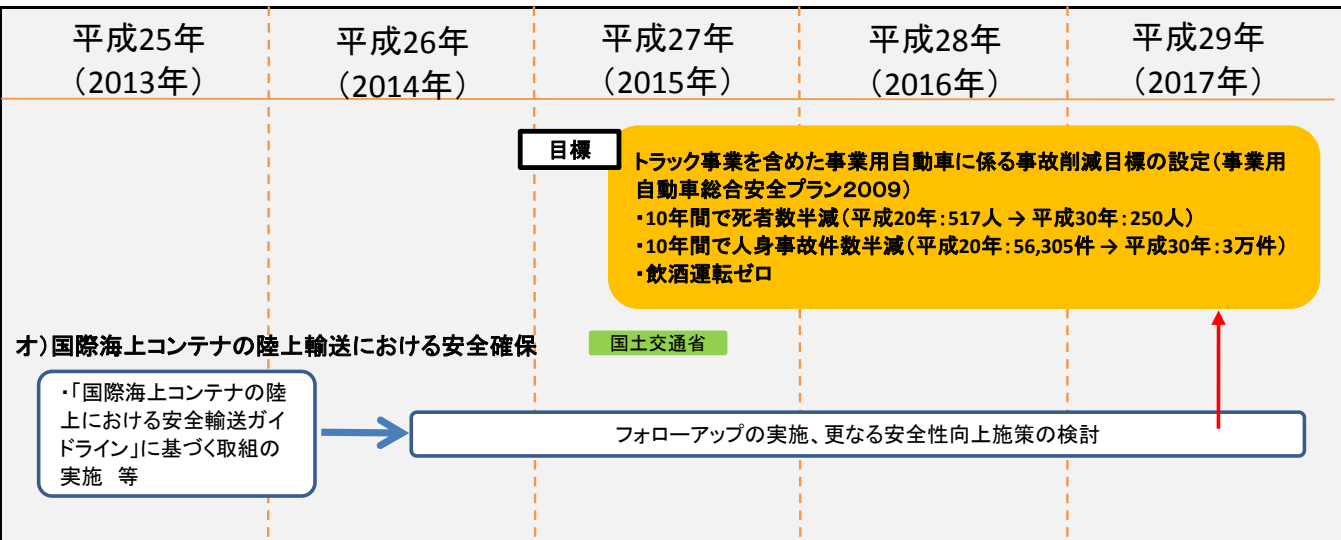
1) 輸送の安全確保への取組推進

オ) 国際海上コンテナの陸上輸送における安全確保

○プログラム本文対応箇所

国際海上コンテナを積載したトラックの横転事故等を防止するため、コンテナ情報の確実な伝達・不適切コンテナの発見・是正のための措置等を新たに盛り込んだ「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」に基づく取組が、関係事業者において着実に実施されるよう周知徹底を図る。このため、実施状況のフォローアップを行うとともに、必要に応じて、更なる安全性向上のための措置を講ずる。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

国際海上コンテナ陸上運送における安全確保については、全ての関係者が実施すべき事項を取りまとめた新安全輸送ガイドライン等を平成25年6月に策定し、同年8月より運用開始した。運用開始後、地方での連絡会議や関係業界主催の講習会等によりガイドラインの浸透を図った。

また、平成26年7月より「不適切コンテナのモデル発見是正要領検討WG」を開催し、同年12月に、輸入コンテナの構内での不適切コンテナの発見及び是正措置について、横浜港をモデルに、関係者がとるべき項目を明確化したリーフレットを作成した。さらに、新安全輸送ガイドライン等において、平成26年1月に改訂された「貨物輸送ユニットの収納のための行動規範」(国際行動規範)の内容を盛り込む等の一部改訂(平成27年4月)及び平成28年7月に発効される改正SOLAS条約への対応のため一部改訂(平成28年6月)を行い、地方連絡会議等においてガイドライン等の周知徹底を図っている。

○課題及び今後の対応の方向性

国際海上コンテナ陸上運送における安全確保については、引き続き、地方での連絡会議や関係業界主催の講習会等によりガイドラインの更なる浸透を図るとともに、ガイドラインの着実な実施に向けた取組を行う。

また、平成28年1月に行った、同ガイドライン等の認知・取組状況等についてのフォローアップ調査より、の前回調査に比べ、ガイドライン等の認知状況及び各種情報伝達の改善がなされていたが、トラック事業者から運転者への情報伝達の過程での周知度の低下が未だに大きいことから、運転者に確実に情報伝達が行われるための方策を引き続き検討する。

3. 安全・安心の確保に向けた取組

(4) 輸送の安全、保安の確保

1) 輸送の安全確保への取組推進

カ) 運輸安全マネジメント制度の推進

○プログラム本文対応箇所

事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント制度については、評価対象事業者を従来拡大してきたところ、今後はさらに制度の実効性向上を図るとともに、そのコンセプトを全ての事業者へ普及することを目指すなど、充実強化を図る。

【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
カ) 運輸安全マネジメント制度の推進 国土交通省				
■ 運輸安全マネジメントの継続的実施の推進				
<ul style="list-style-type: none"> ・中小事業者に対する普及・啓発と効果的な評価手法の開発 ・大手・中堅事業者による取組とこれに対するマネジメント評価の高度化・深度化 				
			目標 運輸事業者が経営トップの主体的な関与の下、現場を含む組織が一丸となった安全管理体制を構築し、PDCAサイクルを通して改善	

○施策の取組状況

平成18年度より、運輸安全マネジメント評価を国土交通省大臣官房運輸安全監理官室及び地方運輸局等にて実施しており、平成27年度においては計534回の評価を実施した。

平成20年度より、事業者の安全管理体制に係る担当者等の知識を深めることを目的とし、「運輸事業者における安全管理の進め方に係るガイドライン」、「内部監査」及び「リスク管理」の3テーマについて、運輸安全マネジメントセミナーを実施している。平成27年度においては、本省と地方運輸局等合わせてセミナーを24回開催し、延べ2,684人が受講した。

中小事業者に対する運輸安全マネジメントの普及・啓発を推進するため、国土交通省、民間のリスクマネジメント会社、運輸関係団体が連携した「運輸安全マネジメント普及・啓発推進協議会」を平成24年5月に設立し、平成25年7月に認定セミナー制度(民間機関等が実施する運輸安全マネジメントセミナーを国が認定する制度)を構築した。認定セミナーについては、平成27年度において271回開催され、6,874人が受講した。

また、平成27年2月に閣議決定された「交通政策基本計画」において運輸安全マネジメント制度に関する数値目標が定められた。(評価実施事業者数:平成32年度までに10,000者、セミナー受講者数:平成32年度までに50,000人)

その他、平成18年度より、運輸事業の安全の更なるレベルアップを図る場として、また運輸安全マネジメント制度の一層の浸透・定着に向けた取組の一環として、「運輸事業の安全に関するシンポジウム」を毎年開催(平成27年度は約1,000人来場)している。

【平成28年度予算(国費) 45百万円】

○課題及び今後の対応の方向性

運輸安全マネジメント評価については、中小の貸切バス事業者等に対して、平成27年度から運用を開始した効果的な評価手法を用いて計画的かつ一層強力に評価を実施するとともに、大手・中堅事業者における安全管理の更なる実効性向上を図る。

また、引き続き、「運輸安全マネジメントセミナー」及び「認定セミナー」の実施、「運輸事業の安全に関するシンポジウム」の開催等により、制度の普及啓発を図り、運輸事業者の安全意識の更なる向上を目指す。

3. 安全・安心の確保に向けた取組

(4) 輸送の安全、保安の確保

2) 交通安全施設等の整備の推進

ア) 効果的・効率的な交通事故対策の推進

○プログラム本文対応箇所

交通安全施設等の整備を推進することにより、道路交通環境の改善を進める。【国土交通省・警察庁】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
ア) 効果的・効率的な交通事故対策の推進		国土交通省	警察庁	
順次、所要の対策を実施				
【参考】・幹線道路の事故危険箇所における死傷事故抑止率 平成32年：約3割抑止(平成26年比) ・平成32年度までに実施した事業により抑止されていると推計される死傷事故件数 ：約27,000件/年抑止			目標	交通安全施設等の整備を推進することにより、道路交通環境を改善

○施策の取組状況

交通事故死者数の約7割を占めている幹線道路については、「事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)」により市民参加・市民との協働の下、効果的・効率的に事故対策を推進するなど、事故の危険性が高い箇所等について重点的に対策を実施している。

また、歩行者・自転車に係る死傷事故発生割合が大きい生活道路等において、安全な歩行空間の確保等を目的として、都道府県公安委員会と連携し、面的な速度規制と組み合わせた車道幅員の縮小、路側帯の拡幅、歩道整備、車両速度を抑制するような物理的デバイスの設置等の対策を行うなど、面的かつ総合的な交通事故抑止対策を推進している。

【平成27年度補正予算(国費) 道路整備費71,000百万円の内数、防災・安全交付金99,701百万円の内数、平成28年度予算(国費) 道路整備費1,663,694百万円の内数、社会資本整備総合交付金898,332百万円の内数、防災・安全交付金1,100,234百万円の内数】

道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図るため、社会資本整備重点計画に基づき、信号機・標識・標示等の交通安全施設等の整備を推進した。また、「事故危険箇所」に指定した、特に事故の発生割合の高い幹線道路の区間等(3,490か所)において、都道府県公安委員会と道路管理者が連携して、信号機の改良等による集中的な交通事故対策を推進した。

【平成28年度予算(国費) 17,717百万円の内数】

○課題及び今後の対応の方向性

平成27年の交通事故死者数は15年ぶりに増加して4,117人(対前年比0.1%増)となり、交通事故死者に占める65歳以上の高齢者の割合も5割を超えるなど、依然として厳しい状況である。このため、更なる交通事故の削減を目指し、国土交通省と警察庁等が連携して各種対策を実施していく。

今後とも、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図るため、交通安全施設等整備事業を推進する。

担当省庁：国土交通省(道路局環境・安全課)、警察庁(交通局交通規制課)

3. 安全・安心の確保に向けた取組

(4) 輸送の安全、保安の確保

3) 日本商船隊の安定的な国際海上輸送確保の推進

ア) 安定的な国際海上輸送の確保

○プログラム本文対応箇所

安定的な国際海上輸送の確保を図るため、日本船舶・船員確保計画の認定を受けた外航船舶運航事業者に対するトン数標準税制の適用等の支援を通じ、日本商船隊の国際競争力の向上並びに日本船舶及び日本人船員の確保を図る。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
ア) 安定的な国際海上輸送の確保 国土交通省 ■トン数標準税制の適用 *毎事業年度明けに認定事業者から前年度の実施報告書の提出を受ける				
大臣の認定を受けた平成21年から5年間の「日本船舶・船員確保計画」による日本船舶の確保*	大臣の認定を受けた平成26年から4年間の「日本船舶・船員確保計画」による日本船舶の確保*			目標 日本商船隊による安定的な国際海上輸送の確保 <目標>平成29年 日本船舶を262隻

○施策の取組状況

平成26年度末時点において、「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた事業者(8社)が確保している日本船舶の隻数は、77.4隻(計画開始時)から181.6隻に増加している。

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、「日本船舶・船員確保計画」の着実な実行を通じた安定的な国際海上輸送の確保を図っていく。

3. 安全・安心の確保に向けた取組

(4) 輸送の安全、保安の確保

4) 国際物流の安全確保に向けた取組推進

ア) マラッカ・シンガポール海峡における航行安全対策

○プログラム本文対応箇所

マラッカ・シンガポール海峡については、「協力メカニズム」の下で実施されるプロジェクトのうち、航行援助施設の整備に関する協力や、航行援助施設の維持管理に係る人材育成を推進するとともに、同メカニズムを有効に機能させ、同海峡における航行安全・環境保全対策の充実が図られるよう、利用国、利用者等に幅広く参加を働きかける。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
ア) マラッカ・シンガポール海峡における航行安全対策				
■ 航行援助施設整備事前調査				
マラッカ・シンガポール海峡における浮標等の航行援助施設について調査				
■ 航行援助施設の維持管理に係る人材育成				
沿岸3カ国の政府担当者を対象に人材育成				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 目標 マラッカ・シンガポール海峡における航行安全対策を行うことにより、同海峡に設定された分離通航帯(TSS)を閉塞するような大規模海難の発生数ゼロ </div>				

○施策の取組状況

マラッカ・シンガポール海峡を安全に航行するために、同海峡に設置されている灯台等の航行援助施設のうち、滅失や破損等により正常機能を喪失しているため早急な整備が必要なものを対象とする現地調査を行い、当該施設の修繕や代替工事に要する費用額の積算、代替施設の構造設計等を行うとともに、沿岸3か国(インドネシア、マレーシア及びシンガポール)の航行援助施設の維持管理能力の向上、最新の技術情報の理解、沿岸国間相互理解と協力を図るため、我が国より航行援助施設の維持管理業務等に精通する専門家を派遣し、沿岸国の現場担当者に対して維持管理技術に関するキャパシティビルディング事業を実施している。

○課題及び今後の対応の方向性

引き続き、マラッカ・シンガポール海峡における航行援助施設整備事前調査及び航行援助施設の維持管理に係る人材育成事業を行う。また、「協力メカニズム」の下で開催される「協力フォーラム」「プロジェクト調整委員会」「航行援助施設基金委員会」へ出席し、沿岸国、利用国及び利用者と積極的に意見交換を行う。

(4) 輸送の安全、保安の確保

4) 国際物流の安全確保に向けた取組推進

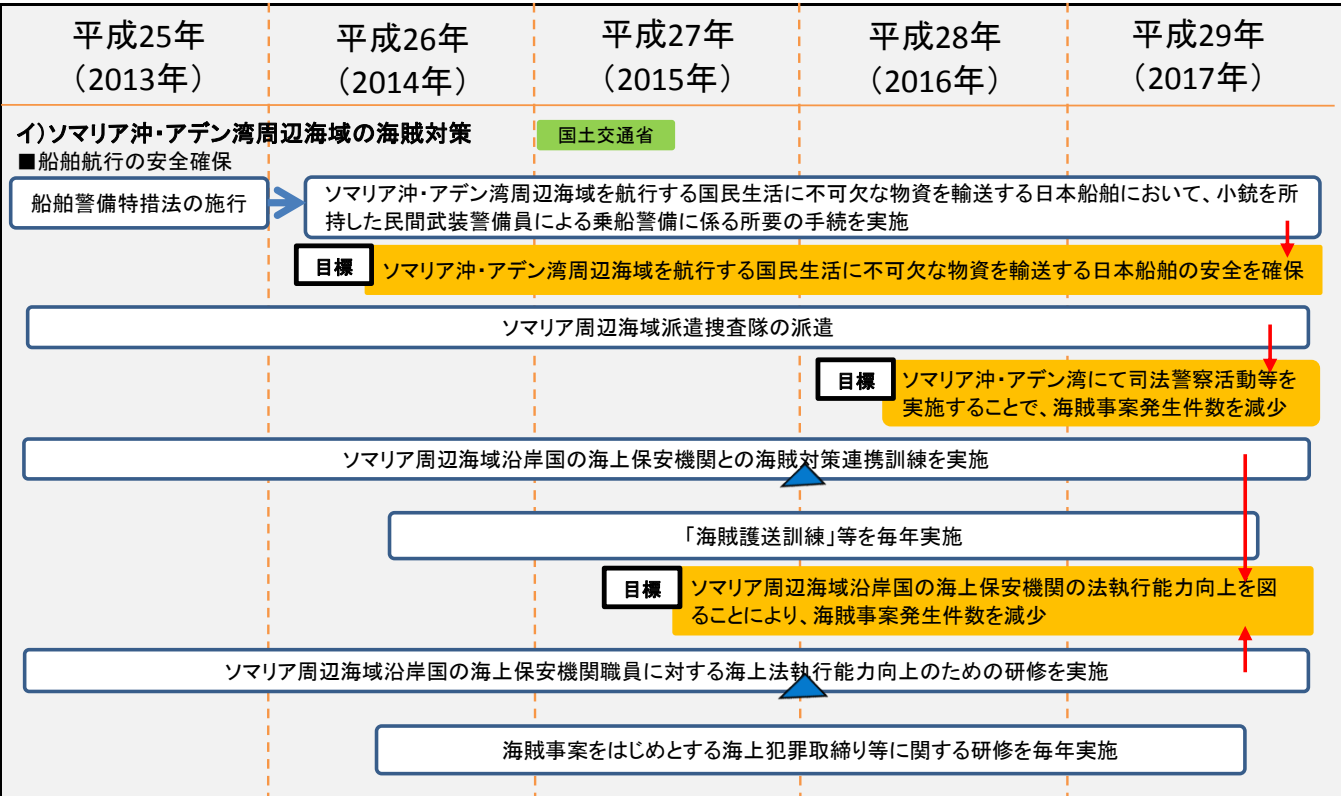
イ) ソマリア沖・アデン湾周辺海域の海賊対策

○プログラム本文対応箇所

凶悪な海賊行為の多発海域であるソマリア沖・アデン湾周辺海域において、国民生活に不可欠な物資を輸送する日本船舶の航行の安全を確保するため、当該海域を航行する日本船舶において小銃を所持した民間武装警備員による警備を行うことを可能とする船舶警備特措法に基づき、民間武装警備員の乗船警備に係る運用を推進する。

また、引き続き、海賊対処法に基づく海賊対処のため、ソマリア沖・アデン湾へ派遣される海上自衛隊の護衛艦に海上保安官を同乗させるほか、ソマリア周辺海域沿岸国の海上保安機関に対して、法執行能力向上支援等を実施する。

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

ソマリア沖・アデン湾周辺海域を航行する国民生活に不可欠な物資を輸送する日本船舶において、民間武装警備員の乗船警備を可能とする船舶警備特措法を適切に運用し、日本船舶の航行の安全を確保している。

海上保安庁においては、ソマリア沖・アデン湾の海賊対策として、海賊対処のため派遣された海上自衛隊の護衛艦に、海上保安官8名を同乗させ、海賊の逮捕、取調べ等の司法警察活動に備えつつ、自衛官とともに海賊行為の監視、情報収集等を行っている。また、平成28年2月から3月にかけて、国際飛行慣熟を兼ねて海上保安庁所属航空機をジブチ共和国及びセーシェル共和国に派遣し、「両国関係機関との間における海賊の護送と引渡しに関する訓練」及び「海賊対策を含む海上保安に関する意見交換」等を実施した。ソマリア周辺海域沿岸国の海上保安機関に対する、法執行能力向上支援等としては、JICAと協力し、本年5月から6月、ソマリア周辺海域沿岸国の海上保安機関職員を招聘して「海上犯罪取締り研修」を、本年1月には海上保安官を専門家として派遣して「ジブチ沿岸警備隊の能力強化に係る技術拡充プロジェクト」を実施した。

○課題及び今後の対応の方向性

各国部隊等による海賊対処活動等、国際社会の取組により、ソマリア沖・アデン湾周辺海域における海賊事案発生件数は極めて低い水準で推移しているものの、ソマリア国内の貧困といった海賊問題の根本的な要因が解決していない状況に鑑みれば、海賊による脅威は依然として存在しており、引き続き海賊行為の発生状況・態様等に注視し、必要な海賊対策を講ずることとする。

海上保安庁においては、今後、上記取組のうち、派遣護衛艦への海上保安官の同乗、海賊護送訓練等の実施、JICA「海上犯罪取締り研修」の開催、JICA「ジブチ沿岸警備隊の能力強化に係る技術拡充プロジェクト」の実施及び船舶警備特措法の的確な運用について継続実施する。

担当省庁：国土交通省（海事局外航課、海上保安庁警備救難部国際刑事課）

3. 安全・安心の確保に向けた取組

(4) 輸送の安全、保安の確保

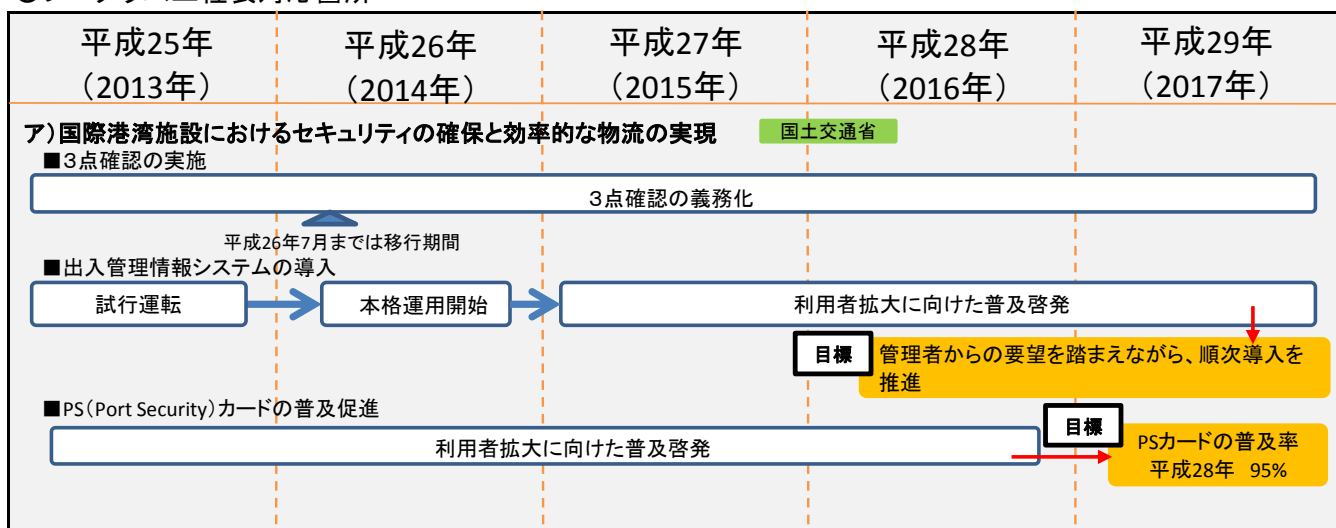
5) 港湾における保安対策の推進

ア) 国際港湾施設におけるセキュリティの確保と効率的な物流の実現

○プログラム本文対応箇所

国際港湾施設の保安の確保のため、入場の際の身元確認の徹底(全ての入場者に対する本人・所属・立入目的の確認)完全義務化を平成26年7月1日から開始した。
 一方、主要な国際港湾施設においては、当該措置を円滑かつ確実に行うため、平成27年1月1日から出入管理情報システムの本格運用を開始している。引き続き、同システムの導入を推進するとともに、当システムの効果的な運用に不可欠なPS(Port Security)カードの普及を促進する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

国際港湾施設の保安の確保のために平成26年7月1日から完全義務化を開始した3点確認を円滑かつ確実に行うための出入管理情報システムについて、東京港を始めとする11港52ターミナルにおいて導入し、平成27年1月1日から本格運用を開始するとともに、同システムの効果的な運用に不可欠なPSカードの普及を進めている。

PSカードの普及率: 79%(平成24年度) → 96%(平成28年度)

【平成28年度予算(国費) 港湾整備事業2,317億円の内数】

○課題及び今後の対応の方向性

国際埠頭における保安対策(確実な出入管理)の重要性についての広報及びPSカードの普及を促進していく。

(4) 輸送の安全、保安の確保

6) 出港前報告制度の円滑な導入と運用

ア) 出港前報告制度の運用

○プログラム本文対応箇所

国際的な物流セキュリティ強化の観点から、コンテナ貨物を積載して本邦に入港しようとする外国貿易船の運航者及び利用運送事業者に対し、当該外国貿易船が船積港を出港する前に、詳細な積荷情報を電子的に税関へ報告することを義務付ける出港前報告制度(平成26年3月施行)について、円滑に導入し適切に運用する。【財務省】

○プログラム工程表対応箇所



○施策の取組状況

平成26年3月の出港前報告制度導入からこれまでのところ、国際物流への影響を踏まえた上で概ね適切に同制度を運用しており、報告された積荷情報を活用することで国際的な物流セキュリティの強化に取り組んでいる。

○課題及び今後の対応の方向性

今後とも国際物流への影響を踏まえつつ、出港前報告制度を一層適切に運用し、更なる国際的な物流セキュリティの強化に努める。

担当省庁: 財務省(関税局監視課)

3. 安全・安心の確保に向けた取組

(4) 輸送の安全、保安の確保

7) 海上交通センターの機能向上等に向けた整備の推進

ア) 安全・安心で効率的な海上交通の実現

○プログラム本文対応箇所

船舶交通の効率化及び安全対策の充実強化のため、海上交通センターのシステム二重化等の整備を行うとともに、船舶の動静監視及び情報提供体制を整えるために、一元的な海上交通管制を構築する。

また、災害発生時においても安定した海上輸送ルートを確認するため、航路標識の耐震・耐波浪補強、航路標識用電源の自立型電源化(太陽電池化)の整備を実施する。【国土交通省】

○プログラム工程表対応箇所

平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
ア) 安全・安心で効率的な海上交通の実現 国土交通省				
■海上交通センターの機能向上				
各海上交通センターのシステムの二重化等の整備を実施				
■一元的な海上交通管制の構築				
経済活動の集中する東京湾をモデルとして、調査設計・システム整備等を実施				
■防災対策の推進				
航路標識の耐震・耐波浪補強、航路標識用電源の自立型電源化(太陽電池化)の整備を実施				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 目標 ふくそう海域(※)において、一般船舶(全長50m以上)が通常航行する航路を閉塞、又は閉塞するおそれがある海難であって、我が国の社会経済活動に甚大な影響を及ぼす海難の発生数の毎年度ゼロを維持 ※ ふくそう海域:東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門港(海上交通安全安全法又は港則法適用海域に限る。) </div>				

○施策の取組状況

■海上交通センターの機能向上

関門海峡海上交通センターにおいて、電源の二重化、備讃瀬戸海上交通センターにおいて、レーダー不感地帯の解消のための整備を実施した。また、大阪湾海上交通センター、備讃瀬戸海上交通センター及び関門海峡海上交通センターにおいてレーダー装置の高機能化整備を実施している。

【平成27年度補正予算(国費) 1,142百万円の内数】

■一元的な海上交通管制の構築

東京湾における一元的な海上交通管制の構築を図るため、海上交通機能の維持等のための制度の整備及びレーダーなどの関連施設の整備等を推進している。

【平成27年度補正予算(国費) 1,142百万円、平成28年度予算(国費) 4,990百万円の内数】

■防災対策の推進

航路標識の耐震・耐波浪補強、航路標識用電源の自立型電源化(太陽電池化)の整備を実施している。

【平成27年度補正予算(国費) 1,142百万円の内数、平成28年度予算(国費) 4,990百万円の内数】

○課題及び今後の対応の方向性

■海上交通センターの機能向上

引き続き、海上交通センターにおいてレーダー等の施設整備を推進し、同センターの機能向上を図る。

■一元的な海上交通管制の構築

引き続き、東京湾における一元的な海上交通管制の構築を図るため、海上交通機能の維持等のための制度の整備及びレーダーなどの関連施設の整備等を推進する。

■防災対策の推進

引き続き、航路標識の耐震・耐波浪補強、航路標識用電源の自立型電源化(太陽電池化)の整備を実施する。

担当省庁:国土交通省(海上保安庁交通部企画課)